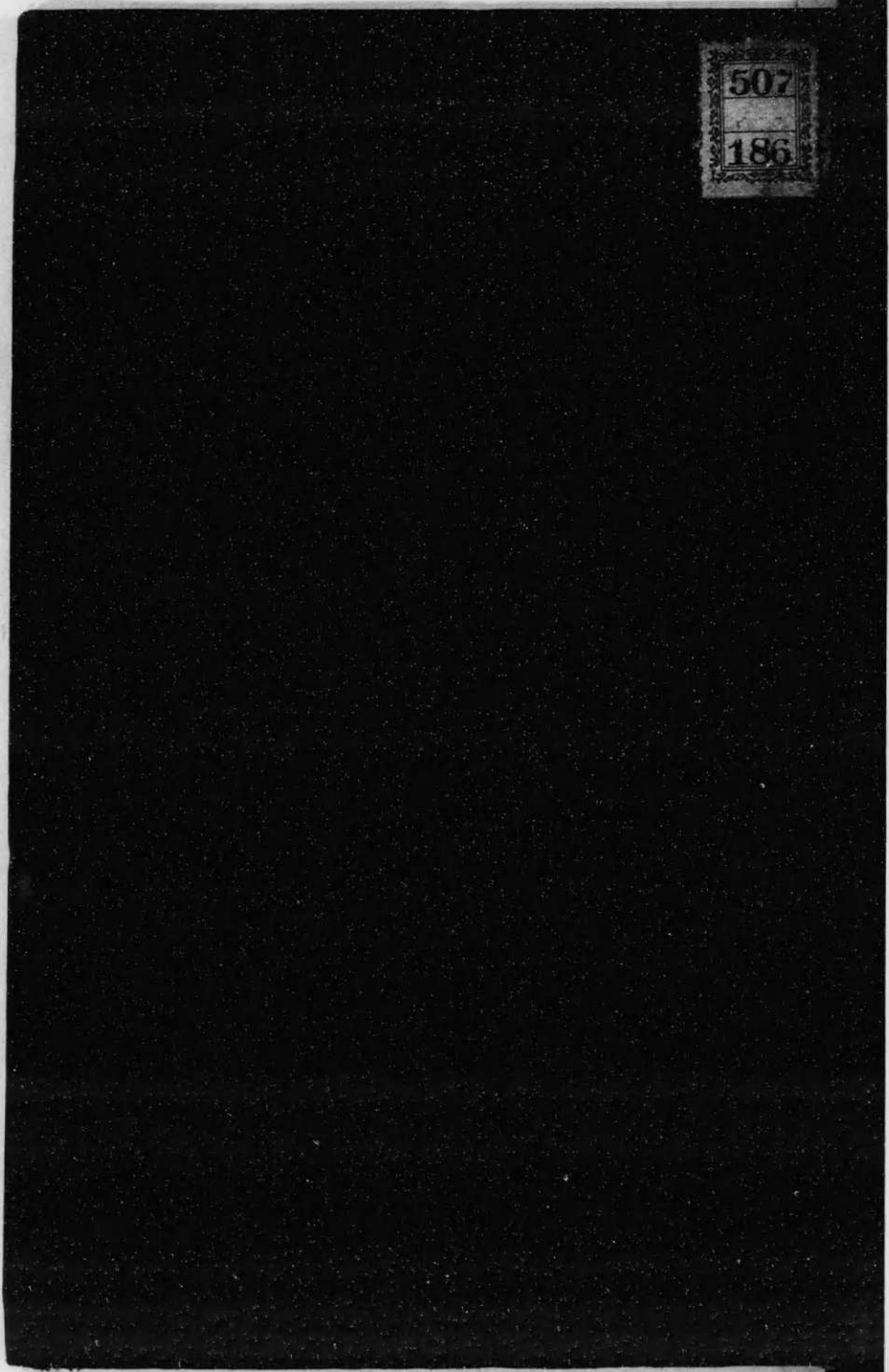


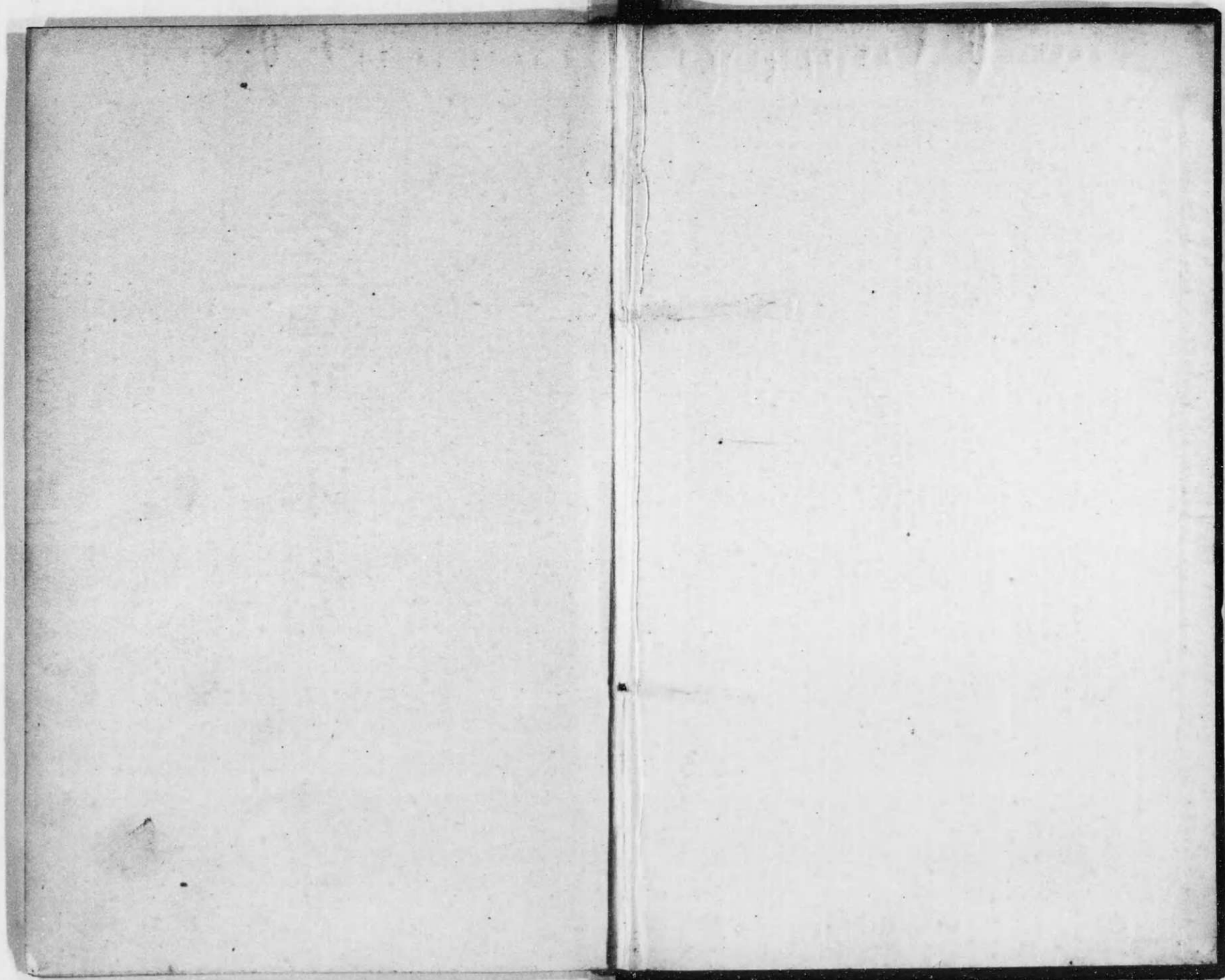


507
186



始







大牟田市上水道談



大正
13. 6. 28
内交

市長 岩井敬太郎
助役 竹尾英敏
收入役 森四郎



前市長 巖谷忠順
前助役 吉田齊
元技師 川原常吉

大日本市土木建築

前市會議長 森



時三郎

前水道委員 野口忠太郎



市會副議長 平山喜錄



前市會議長

福井福太郎



前水道委員 白田久内



前市會副議長 濱田義孝



市會議長 吉田卯三郎

前水道委員

古賀甚一

前水道委員

屬

最吉

前水道委員

陣内龍一



前水道委員

武藤登喜次郎

前水道委員

猿渡秀雄

前水道委員

佐野乙藏

前水道委員 森 喜一郎



前水道委員 永井益太郎



水道委員 森 喜久平



水道委員 藤 村 箴



水道委員 圓 佛七藏



水道委員 古賀久太郎



前水道委員 黒田 亥之助



市参事會員 高島 基江



全 上 猿 渡 孫 七



水道委員 石川 雄三郎



市参事會員 林田 瀧十郎



元市會議員 山尾 精一



前市會議員 西久保年太郎



全 上 跡部 万歳



全 上 村尾 信雄



前市會議員 伊藤 克一



全 上 森 時藏



全 上 原田 龍次郎



前市會議員 今村 徳次郎



市會議員 加藤 一枝



全 上 森 初 藏



前市會議員 中村 壽吉



市會議員 久留 貞次郎



全 上 橋 本 房 次



水道委員 久 芳 久



市會議員 古賀喜太郎



全 上 蓮尾梅次郎



市會議員 大道常吉



全 上 中村伍七



全 上 益田 滋



市會議員 中村喜太郎

全

上 猿渡卯吉

全

上 富永虎松



市會議員 谷尾島太郎

全

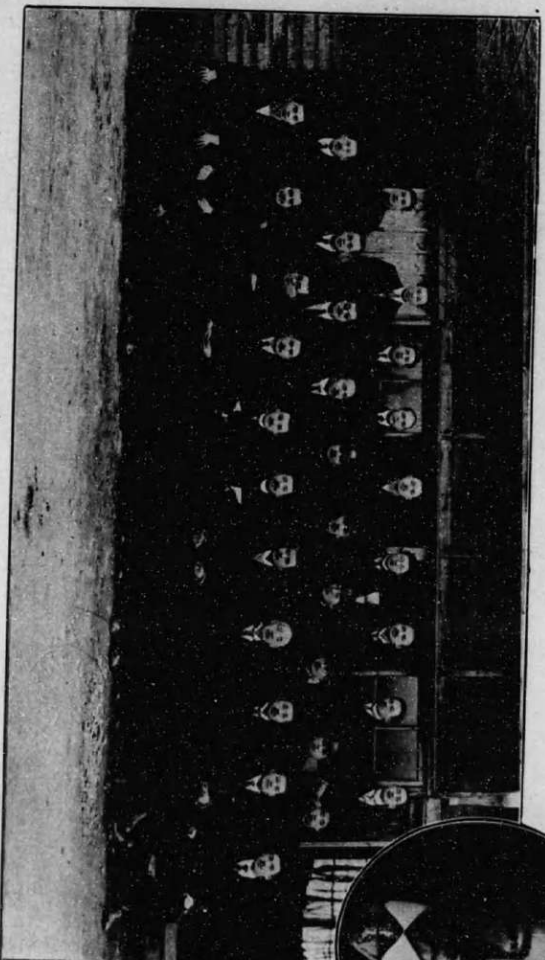
上 森

唯一

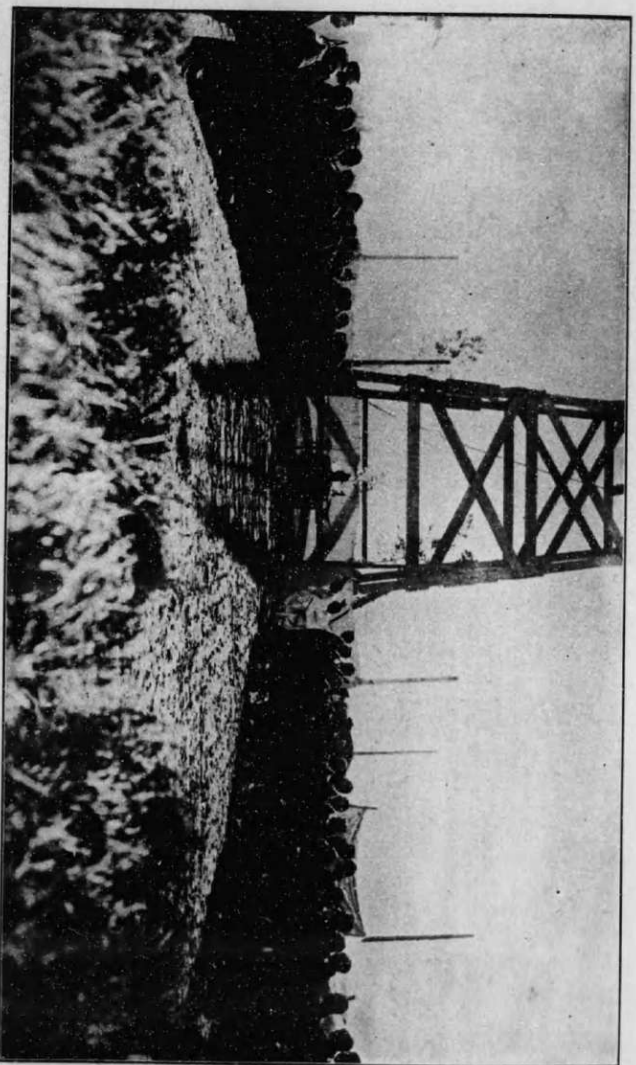
元市會議員

水島勝正

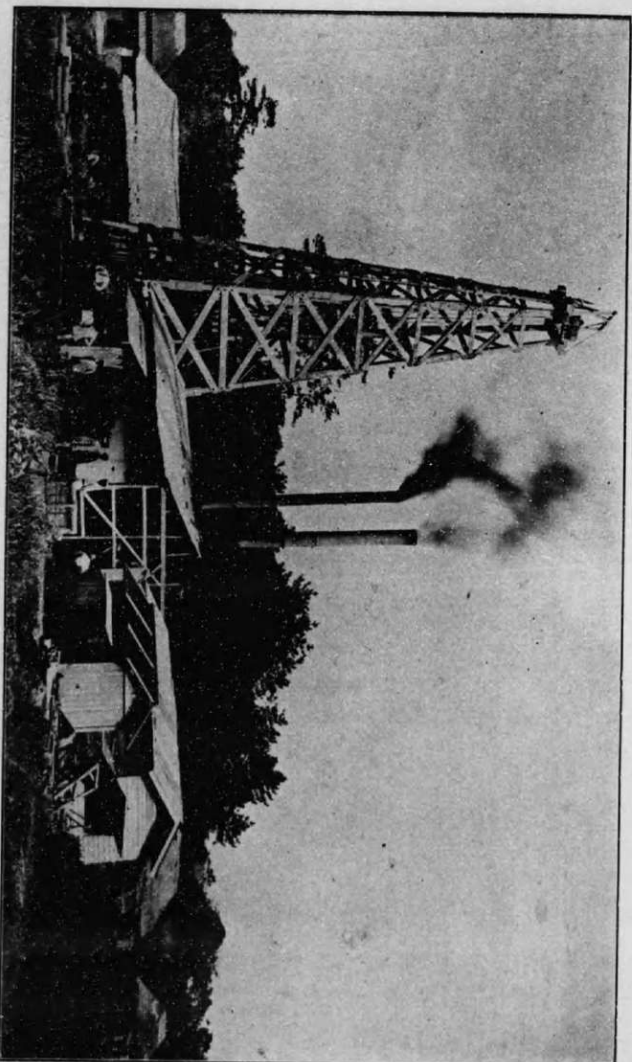
(大田水市道職員)



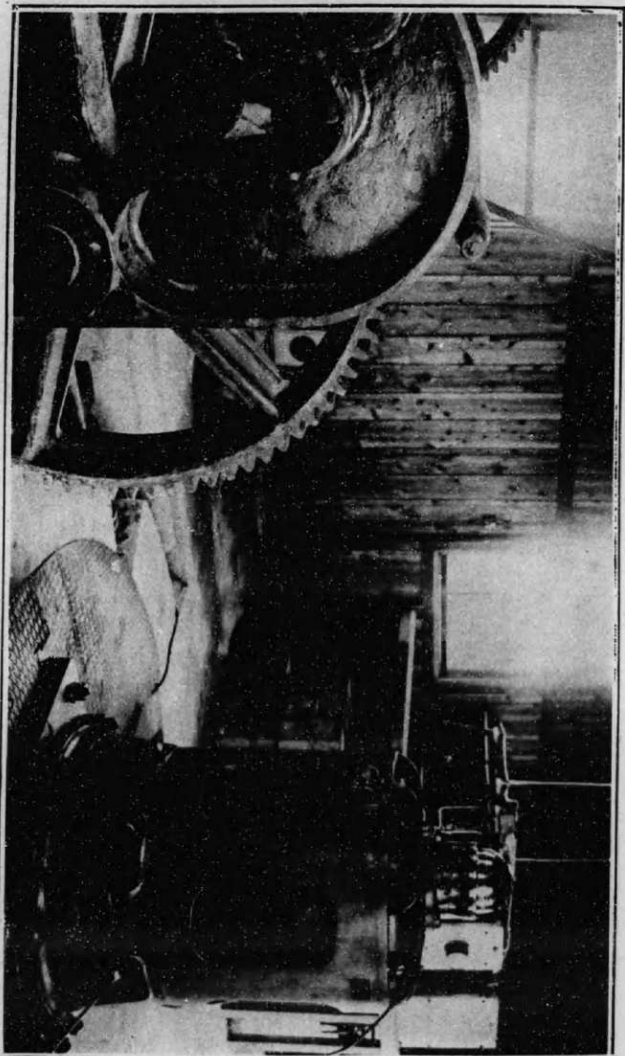
元 堀江 勝巳
委託技師



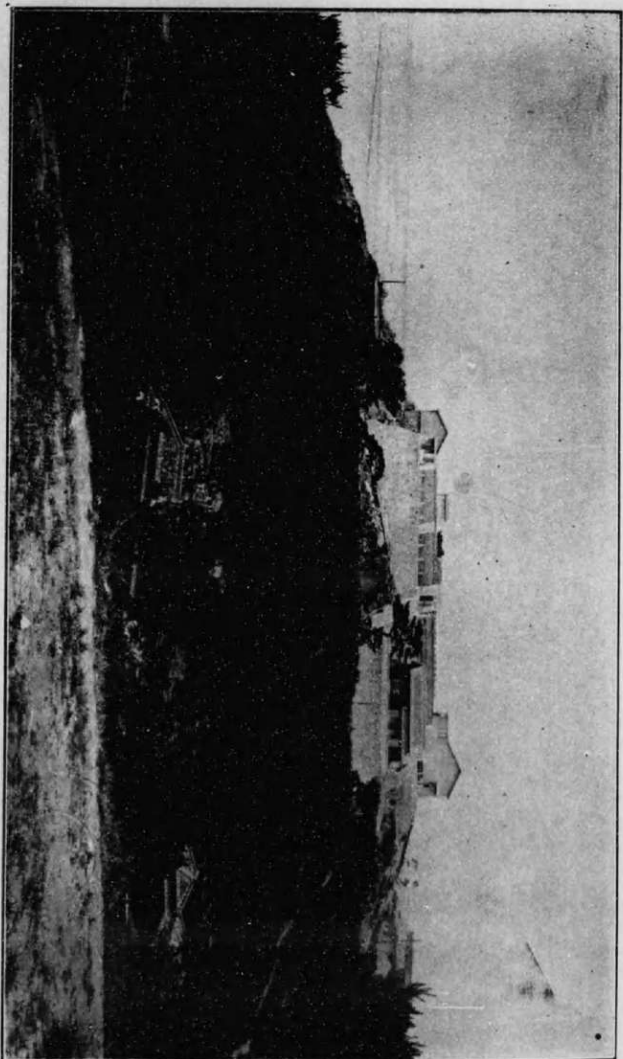
第一水源地地鎮祭



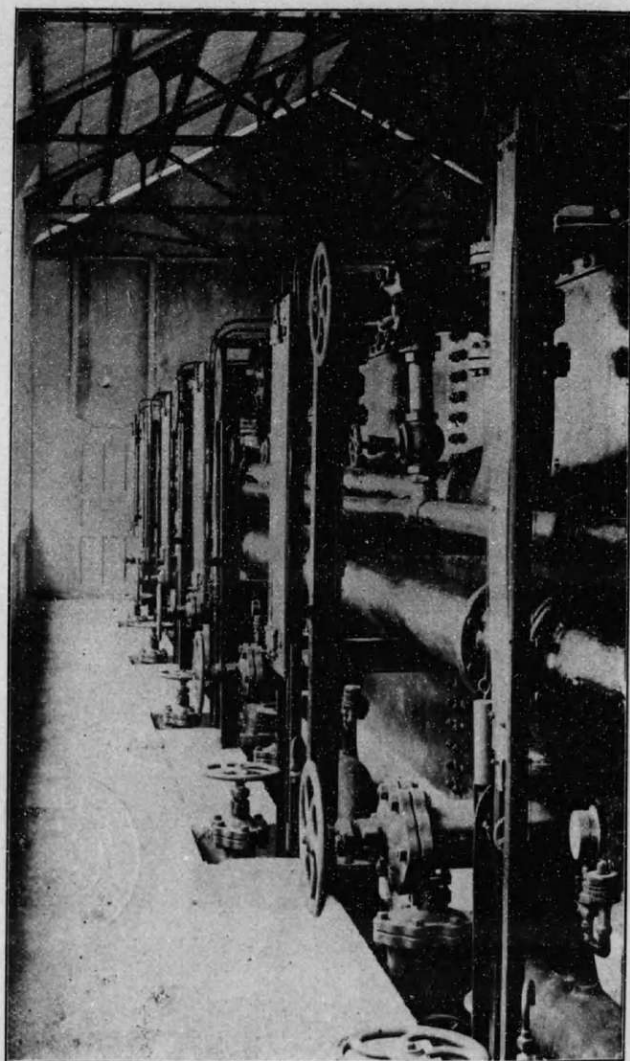
水 源 鑿 井 作 業



第一水源地唧筒室



景全池水配



面 側 機 過 濾



市内五ヶ月に於ける放水試験

507-186

序

我が大牟田市は、地下無盡藏を以て稱せらるゝ、東洋屈指の三池炭坑を有し、戸口歳々共に増加し、諸般の施設と商業の發達は輓近頗る市勢の面目を改め、頃日特に都市計畫の指定地に編入され、新興都市としての前途逆睹すべからざるものあり。

然るに不幸、獨り地質の關係は近年著しく井水の涸渴を來し、戸口激増に反比例して用水の欠乏となり、日常生活の辛酸は勿論、建築の美大と密集に對する一大脅威たり文化施設としての上水道設備は且く措く、事態本市の如

二
きに在りては四句百非を絶して急施を要するものた
ざるべからず。

されば有志の間、夙に上水道施設の議あり、機熟して大正
六年目論見計畫成るや時の市會は滿場一致本市空前の
大事業たる上水道布設を議定し、之を敢行するに至れり
爾來資を糜す百七十六萬圓、施工期間六ケ年に亙り、幾多
の波瀾迂曲に面接したるも市會の翼賛、關係諸公の後援
と相俟ちて大過なく豫定の工を竣へんこす。

今や清冽玉の如き源泉の水は不斷滾々として街衢隨所
に迸出し、久遠に市民生活の安定に寄與するを得たり、而
かも其の水質の純良と其量の豊富なる、蓋し眞に天恵と

稱すべく、又以て他に誇るに足らん。

茲に全く工を竣へんこするに當り本市水道誌を上梓し
施設の一般を叙し將來に記念するに共に來るべき時代
の參考に資せんこす、豈夫れ徒事ならんや。

大正十三年四月

大牟田市役所水道課

凡例

一、本書は未だ敷設事業繼續中且つ一局部にて稿を起し審に稿を攻むるの遑なく印刷に附したるものにして諸所孟浪杜撰の点なきを保せずされど本書に依り本市水道施設の一斑を窺知するに足ると信ず。

一、書中の人物に敬稱を略したるは一律を期せんが爲めに他意あらず、其他排列の順序等筆勢に委せたり、蓋し一つの根據に依れば他の理由に依りて阻まれ遂に底止するなきに至る、只人物の輕重を表現したるものに非ざることを諒せられたし。

一、本書は箇々の施設に對しては只其の概念を叙し或は又舉一明三の法を執れり委曲を盡さんと欲せば小冊子の良くするところに非ず、讀者の明察を希ふ。

一、本書の材料は悉く記録に據れるも會々筆者の主觀を交へたる
ところなきに非ず之を以て當らざれば悉く編者一身の責なり

編者識す

目次

一 總説篇

第一章	大牟田市概観	………	一
第二章	上水道の起因	………	六
第三章	上水道の沿革	………	一二

二 調査篇

第一章	水源調査	………	一五
第二章	水源比較	………	三七
第三章	市の負擔力	………	四九

目次

三 計畫篇

第一章	目論見及設計	五三
-----	--------	----

四 實施篇

第一章	敷設及補助申請	一〇五
第二章	財政	一一五
第三章	起債	一二四
第四章	目論見設計變更	一五二
第五章	工事豫算更正	一六一
第六章	水利補償	一九八

五 施工篇

第七章	土地買收	二〇三
第一章	鐵管檢查	二一一
第二章	水源工事	二一八
第三章	配水池	二二九
第四章	濾過機其他	二三一
第五章	鐵管敷設	二三五
第六章	敷設線路工事	二四四
第七章	水源動力線	二五五
第八章	專用電話	二六〇

六 經營篇

第一章	諸規程	二六八
第二章	職員	三〇九

七 竣工篇

第一章	起工及竣工	三二七
第二章	通水式	三二七

八 給水篇

第一章	給水工事其他	三二五
第二章	給水條例及規則	三二六

九 水質

第一章	水質檢查成績	三五〇
-----	--------	-----

十 附錄

記錄拔萃	三五三
------	-----

附圖

大牟田市と水道誌

一 總説篇

(一) 大牟田市概観

位置及地勢 大牟田市は所謂三池炭坑の所在地にして福岡縣の南端に位し三池郡三川町及び駛馬村を挟みて南方熊本縣に隣次す、東は宮浦、大浦、稻荷山等の山陵起伏連互して三池町に接し、北は長溝川、堂面川の一部を隔て、銀水村と地區を劃し西直ちに有明海に面す地勢東南より西北に陵夷し市の中央に笹林、熊ヶ鼻等の丘阜突出し市街地は南東より東西に流るゝ大牟田川の下流を挟みて家屋密集し、地位概ね低卑地質又濕潤なり、廣袤一方里弱、東徑百三十度二十七秒北緯三十三度〇一秒に方位し氣候概ね温和なり。

本市の發達は地下無盡藏を以て稱せらるゝ所謂三池石炭の採掘に端を發し、三池

炭礦の發展と共に興隆したるものにて、三池炭礦の沿革は即ち大牟田市勢發達の跡を語るものとするも敢て不當に非ざるべし、されば市勢沿革を説くに方り先づ炭礦發展の跡を顧みざるべからず。

炭坑沿革 口碑傳ふるところ文明年中元字稻荷村の山中石炭の露出せるあり、會々火中に投ずれば盛んに燃焼するも其の効用を知らず、單に奇石として之を珍重せるのみ明治六年工部省鑛山局を置かれ政府の手に依り大浦斜坑を掘鑿し、全十五年七浦坑全廿年宮浦坑開掘され二十一年民間の經營に委ねられ翌二十二年三井家の經營するところとなり爾來三井家が巨資を投じて之が發展を圖るに及び規模又昔日の比にあらず漸次新坑の設けらるゝに至り、年々多數の移住者を誘致し、殊に輓近歐洲戰前後に於て諸般の鑛工業一齊に興起し工產物夥しく之を枚舉するに遑あらず、三池炭礦の名稱も近年三池鑛業所に改められたり。

傳 説 古代は遙遠にして詳にし難く、殊に大牟田として史乘の載する所なきも、元此の地方總稱して三池郷なれば三池に就て聊か史傳を辿らんとす、蓋し一の挿話に止まらず彼此關聯せるものあればなり。

三池は元三毛とも書し古代は稱して御木國と云ふ、記紀傳ふるところに據れば景行天皇の十八年筑紫に巡狩せられ

秋七月辛卯朔甲午到筑紫後國御木居高田行宮時有偃樹長九百七十丈焉百寮蹈其樹而往來時人歌曰阿佐志毛能瀨能佐烏麼志魔幣菟著彌伊和哆羅秀暮彌開能佐烏麼志愛天皇問之曰是何樹也有一老夫曰是樹者樞木也昔未偃之先當朝日暉則隱杵嶋山當夕日暉覆阿蘇山也、天皇曰是樹神木故是國宜号御木丁酉到八女縣則越前山以南望栗崎詔曰其山峰岫重疊且美麗之甚云云(日本書紀卷之七)

朝暉夕陽に樹陰遠山に及ぶ云云甚だ奇恠に似たれど此地石炭層の豊富にして且つ上層に炭層露出せるを見ること屢々なるによりすれば世紀前の遺物が有史時代迄点々其俤を止めたるものならんか、殊に看過すべからざるは偃樹の長九百七十丈としたるは夫れ或ば然らざるも曾つて此地方喬木密林の時代ありしを想察するに難からず。

市の沿革 藤原氏末期より戰國時代迄は寺社緣起等に會々舉示するところあるも端的にして之を系統的に記述し難く又俄に信憑し難し、南筑明覽を通じて見れ

ば元御木の國は十市戸上、日奉、駿馬の四郷あり、三池氏世々之に居る、元和、假武以來群少影を絶ちて立花氏の三池に分封せらるゝに及び市の下里、稻荷部落は三池藩に屬し、横須は柳河藩、大牟田部落は所謂天領に屬し、代官所を置かれ、今の市内古町はその邸跡なりと云ふ、明治維新以來、一度三潯縣に屬したることありと聞く、明治二十二年町村制實施の際前記、稻荷、下里、横須、大牟田の四ヶ村を合して大牟田町制を布き、大正六年三月三池郡より分離して市制を施行せり。

市 勢 封建時代諸侯參勤の要路として代官所を置かれたるも、生民概ね漁獲農耕を營み、炊煙微かなる西陲海濱の僻邑たりしが、炭礦事業の發展に従ひ戸口増加し、曩に九州鐵道の貫通と共に大牟田驛を設けられ、大牟田港船舶の出入と相俟ちて交通運輸の便備はり近接せる三池築港の完成は海外巨船の寄港するところとなり貿易又旺んにして商工業日々に隆昌に趣き、炭坑町は一躍して九州有数の商工都市となれり、町制施行以來三十有餘年如何に、本市が長足の進歩をなせるか戸口の増殖と公費の増加とに見て想察するを得べし。

町制以來戸口増減表

年 度	明 治		同 年	大 正		同 年	同 年	同 年	同 年	同 年	同 年
	二十二年	二十六年		四年	十一年		二年	七年	八年	九年	十年
戸 口	二、五九八	三、九八八	一八、八八八	三、七九七	三、四四四	四、六六六	八、〇七七	一〇、三三三	一〇、三三三	一〇、三三三	一〇、三三三
人 口	二、五九八	三、九八八	一八、八八八	三、七九七	三、四四四	四、六六六	八、〇七七	一〇、三三三	一〇、三三三	一〇、三三三	一〇、三三三
戸 數	二、〇七	二、四八	三、二二	四、七〇	六、三三	八、〇七	一〇、三三	一〇、三三	一〇、三三	一〇、三三	一〇、三三

町制以來歳費増減表

年 度	明 治		同 年	大 正		同 年	同 年	同 年	同 年	同 年	同 年
	二十二年	二十六年		四年	十一年		二年	七年	八年	九年	十年
歳 入	一、〇四	五、三三	一、〇四	五、三三	一、〇四	五、三三	一、〇四	五、三三	一、〇四	五、三三	一、〇四
歳 出	一、〇四	五、三三	一、〇四	五、三三	一、〇四	五、三三	一、〇四	五、三三	一、〇四	五、三三	一、〇四

上記の如く明治二十二年に於ては戸數二千、人口一万町費又一千圓の少額なりしが三十有餘年後の今日戸數一万三千、人口七万市費六十萬圓を超ゆるに至り、時勢の進運に應じ諸般文化施設を爲し、未だ渾然大都市を形成せずと雖も隆々發展向上の傾向と素質を存する点に於て特に頃日都市計畫指定地に編入され本市の面

目頼に改まり前途滋々多事ならんとす此の時に方り上水道の設備了り本書を梓するに及び一言市の概観を述べ云爾

(二) 上水道の起因

吾人が集團的社會的生活を營む以上文化向上の段階乃至當然の要求として百般の施設を爲し更らに之を望むで止まざる底のものあり而して上水道設備の如きは其の最も急なる緊要の事業たるを失はず況んや本市の如き著しき比率を以て戸口増殖し諸般の文物事業隆々發展の途にある地に於て其施設を要望して止まざるは寔に時代の要求たるのみならず戸口増加に伴ひ用水の不足を來して水源を求むるに至るは免るべからざる事なり然も本市は由來低卑濕潤にして且つ炭坑地なるを以て水質良好ならず保健衛生上最も不利の位置に在り茲に於て前市長巖谷忠順明治三十八年時の町長として就任以來町の有志炭礦社幹部等相圖り上水道施設の必要提唱せられたり是は明治三十八九年頃の事に屬し本市の人口も現今の半に達せず従つて日常用水の不足を訴ふることも稀なりされば未だ一般

の輿論と稱する程度のものにあらず偶々有志の話頭に上れるのみ然るに爾後炭礦に於ても自家用簡易水道の計畫ありて種々調査せられつゝありしが一夕の話柄は忽ち實際問題として議せらるゝに至り當地も早晚上水道の施設を必要とするに至らんとの意見一致し町及び炭礦社と兩々相協力して先づ之が調査をなす事となれり果せる哉爾來逐年用水は不良と欠乏に傾き惡疫の續發は上水道の急施を迫るに至れり

用 水 先に述べたる如く市街地は總じて土地低卑なるに移住者の増加と共に舊來の沼池を埋立て家を建築せるところ亦尠からず従つて下水常に停滯して自然流下困難にして之等の汚水は各戸の淺井に滲透して多くはアンモニア、亞硫酸等を多量に含有して飲料に適せず甚しきは大牟田川沿岸近接の井戸にて水色黃褐にして一種の臭氣を帶ぶ更に甚しきに至りては墓地附近にして色度透明一見良水の如くなるも凝視すれば異様の浮游物を認めらるゝあり醜濁名狀すべからず往年の調査に依れば市内井戸二千九百拾六の内純良にして飲料適井僅に百七十七井濾過適百二十一、煮沸適百八十六計四百八十七井にして他二千四百三

一 總 説 篇

十二井は絶對不適のものなり而して飲良適井の内自己専用のもの百六十六にし
て、他は一部の人々が買水に依る外惡水を使用し來れり、乃ち

一、他人の井戸より水料を支拂ひて飲料に供するもの 五千二百二十五戸

一、自己所有の適水を使用するもの 百六十六戸

一、適水を商人より買取るもの 九百八十五戸

一、良不良に關せず他人所有井より汲取るもの 三千五百七十九戸

一、炭礦社の給水を受くるもの 五百七十四戸

右調査は大正七年のことに屬するも如斯狀態は由つて來る所遠く以て本市用水
水質の狀況を窺ふに足るべし而かも用水の不良なるが上に近年用水欠乏の恐慌
時代を現出せり、多くの井は其の湧水量を減じ或は全く涸渴せるもの少からず、依
つて地をトして共同鑿井を試みるものあるも地質の關係上良水を得ること難く
餘力ある者は水販賣業者より供給を受け辛ふじて炊爨の用を充たすも其他は已
むなく惡水を使用する有様なりき、而かも盛夏嚴冬に際しては水販賣業者の井水
も涸渴し供給水量を制限し或は水價を騰貴せしむるあり、用水困難の狀、言語に絶

せり、大正七年の調査に依る買水狀況左の如し。

類 別	戸 數	金 額	摘 要
一人の井戸より 有料にて汲水者	五、三五	三、八五、五〇	壹荷(一立方尺半)六厘一戸 平均貳荷
一人より買水す る者	九八五	二〇、六五、七五〇	壹荷一錢五厘 平均一戸貳荷
一人及び共同井 より汲取るもの	三、五七九	四、二四、八〇〇	修繕料として毎月十錢徴收

尤も普遍的に而して安價にして得らるべき用水が、使用量の少きに反し價格の高
價なるは恐らく他地方に見ざる現象にして然るも年々用水の欠乏は大正八、九十
年即ち水道通水前にて商人の供給する水價又一荷五錢に昂騰せり

保健衛生 夫れ用水の欠乏と惡質が、日常生活に及ぼす苦痛は勿論惡水使用の結
果は恐るべき傳染病を誘致し、腸室扶斯の如き本市の風土病として年々續發し斃
るゝ者數多く其他の死亡數も少からず、實に酸鼻の極に達す然れども偶然か必然
か大正十一年大半の給水をなすに至り即ち左表の如く從來本市に最も著しきチ

プスの減退は誠に奇と稱すべし。

十年間傳染病發生狀況

年 別	種 別	腸チブス	赤痢	實扶至	疫痢	痘瘡	虎列刺	スバラチブ	腦脊髄	計	人口萬に付患者の比
明治四十一年		二六	二	二		八	一			六八	一九・四八
全 四十二年		一八	一七	一三						四八	一三・三
全 四十三年		二四	四〇	一六			二			八二	二二・〇
全 四十四年		三六	一四	一四	一〇					七四	一八・〇
大正元年		五五	一九	一六	一七		五			一五九	三六・九
全 二 年		元	一三	九	二五		二			二四	二六・九
全 三 年		一四九	三	二二	二五		一			一九四	四二・二
全 四 年		一〇九	八	一三	二		〇			一三六	二九・二
全 五 年		八六	二	二二	四		六九			一九二	三一・四
全 六 年		一七	六	二〇	八	四八	三			二〇五	三〇・五

全 七 年	六九	三七	二四	二			一六		一五七	三二・一
全 八 年	一三	五	二	二			八		一七九	二四・〇
全 九 年	二〇	五	七	八			九		一三九	一八・〇
全 十 年	二二	一〇	七	二			九		二七	四〇・〇
全 十一年	四七	二	一				三		七九	二一・〇

如斯近年用水の欠乏と不良に傾くに伴ひ傳染病の猖獗を極むるは學者の論議を須ひずして彼此至大の關係あるを知る即ち通水後に於ける大正十一年の傳染病殊に腸室扶斯の減退は之を證して余りあり一面之を火災に就いて見るに全上十ヶ年間に於て度數六十一、幸に大火なかりしも損害果して幾何なるや知るべからず、用水は火災に對して炎焼を防ぐに止まると雖も、近年各戸の井水涸渴し、河水と雖も大牟田川炭坑排水の小流あるのみにて此際一旦火災の呪ふことならんか全市を擧げて焦土と化せんのみ、されば大正八年頃の旱魃に際し有事の日に備へ

ん爲め大牟田川第一水門を堰止め貯水の企てをなしたるも、之を爲さば市街地低卑なる爲め下水を排出する能はず遂に兩難に陥れることもあり。

上水道の設備が有形無形に都市生活に及ばず影響即ち其の効果は瞬々を要せず本市は上述の如き事情の下に其の急施を要したるものなり。

(三) 上水道の沿革

上水道の沿革と稱するは多少語弊あり只事業實施に至る經過を略記すれば明治四十年初めて町費に水道調査費を起こし

調査委員 五名(委員名は關係職員の一部に在り)を挙げ河川式水道水源の實地踏査に従事せり、草鞋幾度か断ちて山川を跋涉すれども理想的水源を発見する能はず學者の意見を徴するも水源を近きに求むること不可能の事に屬し、一旦絶望の姿となれり、然るに明治四十三年三井炭礦が玉名郡清里村地方に於て

炭層試錐 をなし、ありしが、數多の試錐孔より自然湧水夥しく該地方が地下水豊富なるを知れり、之れ本市が鑿井式水源を探るに至りし發端なりとす、茲に於て

清里地方地下水に多大の希望を屬し、大正二年本邦地質學の泰斗横山又次郎博士に水源としての適否に就き其調査を依頼せり、横山博士は全年十月親しく現地に就き調査を遂げ十月五日山ノ上俱樂部に於て調査委員一同に對して其の報告あり、依つて更らに炭礦に依頼して大正三、四年の間水道用として試錐をなし愈々水量豊富なるを確め大正五年川原常吉を任用して

調査設計 に當らしめ大正六年設計成り八月十八日市會は全會一致して本市空前の大事業として工費百七十六万圓を要する上水道目論見を斷行するに決せり、巖谷前市長川原技師は直ちに内務省に出頭認可申請の手續に出でたるが横山博士調査當時の人口は三四万を出でず將來の増加も凡そ五万人を限度とし豫想せる爲め大正六年に至り駭々手として底止するなき本市發展の趨勢は少くとも給水人口八万を豫想せざるべからざるに至り、果して現水源が將來の膨脹に對して給水に堪へ得る水量ありや、即ち周密なる水量の計算を爲す必要と、布設に伴ふ補助費の關係に依り一應申請を撤回し翌年七月八日布設及び國縣補助申請を一括して其筋に進達をなし、大正八年三月十四日布設認可あり依つて全年四月一日市

役所内に臨時水道課を置き

事業執行 に當れり大正八年度中は事務所の建築、土地買収、鐵管購入契約、諸規程の制定、鐵管線路の實測、其他執行上の手續等諸般の施工準備に忙殺され、大正九年三月末水源地土地買収一部成れるを以て、元第二水源盛土工事を爲し、五月配水池の掘鑿、水源鑿井等順次着手し、十一月十六日送水線より鐵管敷設を開始せり、此時水源鑿井の一部、配水池の掘鑿工事終了せる爲め、十二月一日より配水池工營所、水源工營所を置き、所屬諸工事の實施をなせり、爾後約一年を出でず、配水池の片池貯水するを得、電動力線第一期工事竣成し、鐵管布設既に送水、配水本管布設され、漸次配水管普及しつゝありたるにより、十年八月初めて市内通水を行へり、清冽玉の如き地下深底の淨水は、滾々不盡、市街隨所に進り出で、久しく用水欠乏に悩める市民は、茲に初めて愁眉を開けり、大正十一年中略所定の工事を終りたるも、鐵管布設延長、其他微細の殘工事の爲め、今尙事業繼續中なり。

二 調 査 篇

(一) 水 源 調 査

水源調査に關しては前編に於て概記したるが、其の内容に立ち入りて叙述せん、す、即ち明治四十年五月十三日町當局及野口忠太郎、板井真澄、福井福太郎、岩田謙三郎等の調査委員は初めて熊本縣玉名郡小岱山の溪流に就き調査をなせり、次で全月十七日野口、福井、森(時三郎)板井等の委員同行三池郡三池山に就き越へて四十二年九月二日山門郡山川村蒲池山溜池、全年十月三池郡上内村等の實地踏査をなし、之等の狀況を具して當時佐世保鎮守府の技師たりし吉村長策博士に河川式水源の鑑定を依頼したるに、全博士の意見に依れば、近距離に大牟田市水道水源とするに足るものなしとの事なりき、炭坑試錐に依りて地下水の豊富なりしを知りしは前編記述の通りなるが大正元年九月玉名郡清里村大字水野字下橋口の試錐深さ二千尺に達したる時の調査に依れば、口徑十四吋の試錐孔より一分時に満潮の際

二十八立方尺(約四石三斗)干潮時に二十一立方尺(約三石二斗)の地下水自噴せり、此の外該地方が無数の突井戸に依り灌漑に供する等の事實あり、茲に於て地下水引用に嚮望し、巖谷町長は既設鑿井式水道たる佐賀水道に就き見學をなして意を強うするところあり、横山博士に水源調査依頼の結果左の如き報告あり。

牛水附近の噴水地調査報告

理學博士 横山 又次郎

嚮に福岡縣下筑後國大牟田町に水道布設の計畫あり、乃ち町は委員を設けて之に關する諸般の事項を調査せしめたるに、委員は經費の關係上水を河川に取らずして之を豫て噴水地として知られたる牛水附近の地下に取るを以て尤も便利なりとし、其の水量の水道水源として果して充分なるや否やを、地質學の見地より調査せんことを予に依頼せられたり、是に於て予は客秋十月初旬實地に臨んで親しく地質を査察し、旁ら該地の鑿井業者に就て其の豫て井水の分量噴出の狀態に關して經驗したる所を聴取し、尙大正元年中三井鑛山會社にて探礦用

として牛水に開きたる試錐孔に關する諸觀測を參考し以て此の報告を作るに至れり。

一、噴水池の位置と噴水の現況

熊本縣玉名郡の海岸地方に浦川と稱する一溪流あり、荒尾村の池黒山に發して西流すること十有余町、全村宮内に至りて南に折れ、有明村を経て清里村牛水に至るまでは、略海岸と相并んで南流し、夫より更に大體南、南東の方向を取り、長洲町と腹赤村との界に至りて海に朝す、全長二里強、其他は牛水以北約半里の間は幅約五町左右平低の丘陵を帶びて、牛水に於ては海岸の平地に開けり、予が此の報告中牛水附近の噴水地と稱ふるは即ち上述の地域に外ならずして、其の海濱よりの距離に至りては牛水に於て約六七町、半里以北の有明村に於ても尙約十町に過ぎざるなり、噴水地は一面水田なるを以て之が灌漑用として數百の掘抜井戸を有せり、而して其の噴水量には季節及び年の乾濕に依りて大差なきを以て近來急に其數を増し、今は牛水管内に約三百、有明管内に約二百合計約五百を

算すと云ふ而して昨年中三井鑛山會社にて七十八井口徑四寸につき取調べたる結果に依れば一井の一晝夜間に噴水する水量は平均一千七十五立方尺なるを以、全數五百井の噴水量は一晝夜に約五十三万五千立方尺に及ぶの理なり、噴水地には尙大正元年中三井にて掘り下したる一深孔あり、下橋口の試錐孔と稱して牛水の東、數丁浦川の水田中に在り、深サ八百五十尺餘を突出する口徑八時の土管より一晝夜平均貳万百六十五立方尺餘の水を噴出しつゝあり、是に依つて之を觀れば現在牛水附近の噴水地より一試錐孔と五百の掘抜井戸とに依つて地下水面に排出さるゝ分量は一晝夜約五十五万五千立方尺餘なりと云ふべし。

二、掘抜井に關する經驗

鑿井業者の言によれば牛水附近に於ては地面下十二間の邊には必ず砂利層ありて之に掘り下げたる井戸は必ず水を略地面迄噴出し更に二三間の下に達したるものは水を地面上約二尺の高さに噴出す、但し北するに隨つて漸く其の高

さを減じ、約半里の有明に至れば辛ふじて地面に達するのみ、然るに牛水より南の長洲町に至れば掘らざるべからざる深さの増加と共に噴水の高さも亦之を増すと、

各井が井數の増加に連れて其噴水量を減することなきやとの懸念は、何人の心にも直ちに泛み出る所なるが、鑿井業者は之を否認して二井間が極めて接近せざる限りは敢て然る模様なしと云へり、素より之に依り全く減水せずとは即斷すべからずと雖も然れども人の注意を惹くべき著しき減水なきことは自ら明らかなり。

上述の如く噴水量は井數には殆ど關係せずと雖も潮の満干と關係あることは多少之を認むるに至れり、即ち昨年二月の觀測に依れば一井の一分間時に噴出する量は満潮時には〇・八立方尺なりしも干潮時には〇・七立方尺なりき、尤も此の減量の一晝夜間の總噴出量に影響なきは、潮は此間に二回づゝの満干を示すを以て知るべきなり。

噴水の天候に關係する事實も亦否定すべからず、便ち昨年八月より九月に亘り

ては近年稀有の旱天なりしが、満潮時の水量は變化せざるに干潮時の水量は平時の約六割以下に満潮時の約二分の一に減じたり、即ち左の如し。

月 日	満潮時(一分間)	干 潮(一分間)
八月五日	一・〇〇立方尺	〇・五〇立方尺
全 十 日	〇・八三立方尺	〇・四五立方尺
全二十日	〇・九一立方尺	〇・四五立方尺
九月一日	一・〇四立方尺	〇・四一立方尺
全十一日	〇・九一立方尺	〇・五〇立方尺

是によりて觀るときは非常なる旱魃時に際しては一晝夜の平均噴出量は平時に比し約二割を減じたるの理なり。

終りに季節に基く水量の増減も亦多少之れあるものゝ如く、即ち水量は冬より夏に多しと云ふ、是れ蓋し事實なるべく、雨量の夏に多く冬に少きを見ても亦然か推定せざるべからず、但し此差は甚だ少にして計算外に置くも復妨なからん

三、試錐孔に關する觀測

下橋口の試錐孔は深さ七百三十八尺に達する迄に順次左の如き地層を貫けり。

- 一、鼠色混黄色粘土 三十八尺五寸
- 二、砂利(礫多し) 二十二尺
- 三、黄色粘土 二尺九寸
- 四、砂利(礫多し) 三十尺六寸三分
- 五、淡黄色粘土 一尺
- 六、砂利(礫多し) 六十二尺六寸五分
- 七、黄色粘土(小砂利を含む) 二尺
- 八、砂利(礫と少量の粘土を混す) 三十六尺九寸六分
- 九、小砂利 二尺五寸
- 十、砂利(礫多し) 四十尺五寸
- 十一、灰色粘土(少量の砂を混す) 十七尺五寸五分

- | | |
|-----------------|----------|
| 十二、砂利(礫を混す) | 八十五尺八分 |
| 十三、黄色粘土 | 五尺一寸 |
| 十四、砂利 | 二十五尺八寸三分 |
| 十五、淡黑色砂岩(雲母を混す) | 四十五尺三寸 |
| 十六、砂利 | 十六尺一寸 |
| 十七、黄色砂利 | 五十七尺一寸 |
| 十八、黄色砂利(粘土を含む) | 三十一尺七寸 |
| 十九、粘土 | 一尺 |
| 二十、黄色砂利 | 三十一尺四寸 |
| 廿一、黄色混砂粘土 | 三十八尺一寸 |
| 廿二、黄色砂利 | 二十尺七寸 |
| 廿三、淡青色小砂(粘土を混す) | 四尺一寸 |
| 廿四、淡黑色砂質頁岩 | 百十九尺九寸 |

以上諸地層開鑿中水は何れの砂利層よりも噴出したりと雖も其尤も多かりし

は地面下百五六十尺の深さに在りたるものなりと云ふ。

爰に地層の名稱に就き一言したきものあり他ならず、以上列記のものの中、最上の鼠色混黄色粘土(沖積粘土)とあるの外、砂利とあるは礫岩に、砂とあるは砂岩に粘土とあるは頁岩に訂正すべきことはなり、斯くせざれば地質が地下と地上と相符合せざればなり、開鑿者が名稱を誤りたる所以は蓋し岩質が意外に軟弱なりしに由るものならん。

現下此の試錐孔より噴出する水量は、一晝夜平均貳万立方尺なるも、開鑿當時には一晝夜約三万五千立方尺なりき、是今と當時と孔に挿入したる管の口徑を異にすればなり、便ち今の挿入管は土管にして其口徑八寸なるも、初めのものは鐵製にして其口徑は最下三百七十尺間は十吋中邊三百廿尺間は十二吋最上百六十尺間は十四吋なりき。

試錐孔の噴水量も掘抜井と一般又潮時の影響を受くるものあり、而かも満潮時間に見る差は平時なると早魃時なるとを問はず掘抜井戸より一層大なり、即ち一分時に噴出する水量は左の如し。

年 月 日	管 徑	満潮時	干潮時
平 大正元年九月末	(口徑十四吋)	二六〇立方尺	二二〇立方尺
時 大正二年 二月	(口徑八吋)	二六〇立方尺	二二〇立方尺
大正二年八月五日	(口徑八吋)	二六〇立方尺	二二〇立方尺
早 全 八月十日	(全)	二二〇立方尺	二二〇立方尺
全 八月廿日	(全)	二二〇立方尺	二二〇立方尺
魃 全 九月一日	(全)	二二〇立方尺	二二〇立方尺
全 九月十一日	(全)	二二〇立方尺	二二〇立方尺

以上に依つて観るときは、減水は九月一日の異例を除くの外満潮時にも確に之を観ると雖も干潮時には殊に著しく其水量は平時の約半に當日の満潮時の約四割に減するを見る、尤も此の減量の一晝夜間の總噴出量に及ばず影響は稍少く、八月十日の最少噴出量の日に於ても總噴出量は一萬二千六百立方尺となりて、平時に比して三割七分五厘を減じたるものなり。

斯の如く述べ來れば試錐孔の水量の旱天に至りて管に満潮時に減するのみな

らず、干潮にも普通の掘抜井より一層甚だしく減することは争ふべからざる事實なり、便ち掘抜井戸に在りては、干潮時の減量は平時には僅に一割二分にして干魃時に至るも大概半を出でず、而かも六割を減じたるは僅に九月一日あるのみ。

是に於て吾人は自然何故に八百五十尺の深孔は百尺内外の淺井より旱天の影響を受けること一層大なるやを問はざるを得ず、普通の素人考に依れば淺井こそ反つて旱天の影響を受け易きが如し、然るに事實は確に之に反するものあり、其故如何予は今之に對して明なる解答を呈し能はず、雖も竊に想ふに此の事實は地下水は専ら天水の地層滲漏したるものなりとの説を確むるものにあらざるやの感あり、便ち水を地面より入るものとすれば平時その潤澤なるときは多少海に浸出するものあるに拘らず干潮時と雖も其大部分は地の底深く達し得べきも早魃時に至れば地面より來る供給少きを以て干潮は勿論満潮時と雖も海に出づる分量割合に多く、爲めに深底に達するものに多少の不足を生ずるに由るものならん、暫く記して將來の研究を待つ。

四、蓄水層の性質と構造

鑿井業者の言に據るも、又試錐孔開鑿に際しての觀測に據るも地下に於ける蓄水層の礫岩は砂岩なること毫も疑ふべからず、蓋し此等の岩層は三池英炭系の一部を成すものにして、牛水附近に露出する押礫砂岩は其の最上部なるが如し又英炭系の露出する地域の全部は東は小岱山と九重山との花崗岩地に、西は海に、北は筑後三池郡渡瀬附近の古生層地に、南は肥後の長洲高瀬間の線に限られて、南北約四里東西一里強乃至二里、南に廣く北するに隨ひ漸く狭し。

地貌は大牟田附近に於ては三池山、萬田山等の如き稍高き山峰ありと雖も、是より南西に於ては、山は漸次低下して牛水附近に於ては一体に平低の高台狀をなせり、是蓋し其の地質によるものにして、地層は概ね西若しくは西南に緩斜し層面其物を以て直に山を形する所甚だ多し、然れども花崗岩界の府本村より北の方茶屋原より西の方大牟田に至る線とに於ては地層の最下部地面に露はれ三池往還に於ては殆ど直立したる所も少からず。

是に依つて從來此の地質を調査したるものは層向は三池往還を略南北に走りて茶屋原に至つて急に東折するものと認定せり予は素より之を誤れりとするにはあらざれども層向の急折は多く斷層の結果なれば、則ち一日三池山に登つて之が有無を極めんとしたるも此の局所に於ては予が目的を達する能はざりき。

斷層の有無は未定の問題として府本より茶屋原を経て大牟田に至る線の地層が急に上に曲るのみならず、又其の層向を急折するものとすれば此の邊に於ける地層の形は廣蓋の一角に比すべく、是より西及び南にある層は緩く海の方に傾く廣蓋の底と其上に載せたる數層の紙束とに比すべきなり。

五、地層蓄水の状態

岩石は砂礫の如き所謂疎鬆質と稱するものは勿論、花崗岩の如き堅實緻密のものど雖も必ず多少の水を含むものあり、是蓋し岩石には空隙龜裂斷層線等意外に多ければなり、而して水は愈々深く地の底に浸入すれば其の後方より押し來

る水の壓力を受けること愈々大なるを以て、入ること愈々深ければ小孔隙細龜裂等に入ること亦愈々多し、此の故に地下の岩層は多く水に飽和せられたる状態に在りて水の鑛山、隧道等の中に滾々として湧出するも復蓋し之が爲めなり三池、英炭系の砂岩、礫岩は場所により其の堅實の度を異にするは勿論なれども依然砂岩、礫岩たるを免がれず、而して此の二岩は吸水力の上より見れば岩石中其比較的大なるものにして殊に其の質の軟弱なるものに於て然りとす、試錐孔開鑿に當つて此等を砂利と見たるは恐らく其の軟弱なりしが爲めにして、水量の意外に多きも亦之に職由せずんばあらず。

是に於て予は、水は廣蓋狀の英炭系に充ち満ちて同時に其の勾配に沿ふて徐に海中に流出しつゝありと斷定するなり、如何となれば前段既に述べたるが如く牛水附近に於ける噴水は潮の満干に依つて差を生ずればなり、蓋し該地の海濱に甚だ近きに拘らず其の水に海水の混入せざるも亦其の海へ向けて流るゝに依れり。

上來述べたる所に由つて觀るときは蓄水層の一大湖に似たること極めて明か

なり、固より層と湖との間には水の收容力に於て大に相異なるものあれども、兩ながら其の水の一時に脱出せずして、一は龜裂孔隙に依つて、一は一條の河に依つて徐に流れ去りつゝあるの狀は兩者互に相似たりと云ふべきなり。

六、層中の水量

地下水が天水即ち降雨より來るものあることは目下學者の定説なりと見て可ならん、尤も一部の學者中には地心に潜む岩液中の水蒸氣も地面附近に立ち外りて凝集し復地下水となつて地の底を循環すと唱ふるものなきにあらざるも是れ單に議論に過ぎずして事實の之を證するものなく、よし又之ありとするも其量天水より來るものに比すれば遙に少かるべく、隨つて普通の場合には之を計算外に置くも敢て妨げなからん、斯くの如く地下水が主として天水より來るものとすれば、其量を知るには天水中其幾何が地下に入るかを知らざるべからず、抑天水は地面に降れば必ず下の三途を取る、河に入りて湖海に流れ去ること地面に吸収されて地下に入ること、蒸發して再び昇天すること即ち是なり、而し

て此の三途を取る水量の割合は時と場所とによりて大に異り、例へば急勾配の山地に於ては流れ去る分量甚だ多き時に降雨量の七割以上に及ぶ割合に地下滲漏と蒸發との量は少く、又地層疎質なる地に於ては地下滲漏の量最も多く、空氣乾燥なる地に於ては蒸發量比較的大なるが如し、斯くの如く此の三者の間には極めて複雑なる關係あるを以て、仔細に此等の量を知らんと欲せば、自然各地に就て極めて綿密の觀測を施行せざるべからず、之が爲めに此種の觀測は未だ稀にして偶々之あるも斷片的のものに過ぎざるなり、是に於て地學者は一般に亘る通則としては天水量を三等分し其の一は河に入り其一は地下に入り其一は蒸發昇天すとの言を以て満足せり。

然るに此の大凡の見積概算が實際の平均状態と大差なきことは前述の斷片的觀測に照らして明かなり、便ちケルネル氏は曾つて中央歐羅巴の入河水を天水量の平均三割七分強と概算したることあり、又英佛米にての觀測に依れば雨量のタイムス河(英)に入るものは其の三割二分セイス(佛)河に入るものは其の三割ミシシッピ(米)河に入るものは其の二割なりと云ふ。

又英國に於て入河量を半ば草木に覆はれたる土地と全部之に覆れたる土地とに就て、八箇年間觀測したるものあり、其の結果に據れば入河量の雨量に對する割合は半草木に蔽れたる土地に於ては平均三割六分全部草木に覆れたる土地に於ては三割四分八厘なりき。

次に地下に入る水量の岩質に依つて大に異なるものあるは砂及砂利の雨量の大部分を吸收するに反して緻密の堅岩の之が半をも容れざるに依つて知るべきなり。

曾つて英國に於ける種々の水成岩(砂岩礫岩頁岩等の類を云ふ)地に就て地下に入る水量を圖りたるものあり、是に依れば天水の地下に入るものは其の二割三分乃至六割二分なり、蒸發量に至つては、以上二途を取る水の分量より割出さるゝものなるを以て、爰に精しく記述の必要なべし。

以上に因つて觀るときは三池(炭系地の如く、吾々の希望に添ふ觀測なき所に於ては地下滲漏の水を通則に倣ひ、雨量の三分の一と見る外なからん。

七、牛水附近の地下水量の見積り

三池英炭系中の水が此の地に下る天水量の三分の一とすれば、其の實量を計るには、先づ此の地の雨量を知らざるべからず、然るに此の地には此種の観測なきを以て、假に程近き熊本のものを見るに、一ヶ年平均約五尺八寸なり、乃ち此の雨量大牟田以南の英炭系上に降るものとすれば、其の面積は約四万里半あるを以て、雨の實量は一ヶ年平均四十三億八千三百万立方尺となりて、其中地下に入るものは約十四億六千一百万立方尺となる、因つて更に之を一日に割付くれば平均約四百立方尺となる、是れ即ち一晝夜を以て地下を通過する平均水量にして、其中に停滞するものにはあらざるなり、然れども吾々には牛水附近に掘らんとする深井を以て、此の水の全部を利用し得るものに非ざるなり、此の水の一部は全域の草木を養ひ井水を補ひ又炭礦にも漏出しつゝあり、加之ならず、層中の水は湖中の水と異り一方に汲みたりとて、即時他方のものに充實さるべしとも思はれざれば、結局牛水附近にて利用し得べき水は其の直接の左右兩側並に上

流地より來るものと見るの外なし、乃ち假に此の地域を僅に一方里なりと見るときは、其の中を通過すべき水量は一晝夜平均九十四万立方尺となる、勿論之の中には草木を養ふ分(約一割普通井を補ふ分)殆ど云ふに足らず、試錐孔と掘抜井戸より噴出しつゝある分(五五五〇〇立方尺)等を含むものなれば、則ち之を引去るときは、直に利用し得べき分として残るは二十九万一千立方尺なり、然れども時に早魃時あれば其の非常なる時の減量を三割と見ん、然るときは前記の量は更に減じて二十万立方尺となる、以上は勿論大凡の見積りに過ぎず、然れども全く根據なき空の見積りとは見るべからず。

八、水道所要の水量

予が實地臨檢の目的が、水道所要の水量を得べきや否やの判斷に在りたりとすれば、一方水源となすべき地下水の分量を見積ると共に、他方又水道所要の水量に就き一言せざるべからず、乃ち委員の予に語りたる所に依れば、水道は大牟田の人口が將來五万に膨脹する見込を以て設計すべし、然れども當時予は一人一

日の平均使用水量が何程と見積られたるかを聞かざりき、因つて予が見積りたる地下水量の果して委員の意に添ふものなるや否やは不明なりと雖も、然れども吾邦には既に布設されたる市町も少からずして其の使用量も略明なるものあり、故に大牟田町も之に倣ふて不可なかるべし、但し此の際予は少く外國の事例を挙げたきものあり、便ち英國に就て見るに其の各市の使用量は、大に異りて一人一日平均量は、少きは一立方尺六分より多きは七立方尺半に及んで而かも此の差は主として工場用として費消する水の多少に由ると云ふ去れば工業愈々盛なれば使用の水量も亦愈々多き理なり、蓋し工業盛大にして使用量の甚だ多き例は米國に少からず、即ち左の如し。

ニウヨーク市	一人一日の平均使用量	一九・四立方尺
ボストン市	全	二一・〇立方尺
シガゴ市	全	三三・〇立方尺
フライデルファ	全	三五・〇立方尺
バッファロー市	全	五三・〇立方尺

バッファロー市は有名なるナイアガラ瀑布の附近に在りて大にその水力を利用しつゝある所なり。

以上は皆是れ水の使用を無制限としたる場合にして、若し之を計量器を以て計ることになれば、何れの市町に於ても著しく其の使用量を減すと云ふ。

又英國にての統計に據れば、市町の衛生状態は使用水量の多少に關係して用量多き所にては不良に、用量少き所にては比較的良好なり、即ち使用量はロンドン市に五・四立方尺にしてグラスゴー市一・〇立方尺なるが人口一千に對する死亡率はロンドン十三人六分なるもグラスゴーには十七人六分なり、蓋し市町の當局者にありては斯る事實に注意する事も亦必要ならん。

大牟田町は其現狀より之を察すれば、水の使用量を見積るに米國の工業市に倣ふ必要なかるべく、寧ろ英國のものに近き吾國のものに倣ふの至當なるを信ず聞くが如くんば、東京市が嚮に水道擴張の新計畫を爲すや、一人一日の平均使用量を三立方尺半と見積りたりと云ふ、故に此の量を、大牟田町にも適用するものとすれば、人口五万の一日に使用すべき量は約十七万五千立方尺となりて、前に

予が見積りたる牛水附近の水量より少きこと尙貳萬五千立方尺なり。
人或は曰はん、見積りは依然見積りなれば違算なきを保せずと、素より地下水の分量を正確に計算する方法なき以上は、違算は之を覺悟せざるべからず、然れども實際に於ける牛水附近の噴水状態より推察すれば、違算は反つて小に過ぐる例にあらざるやの感あり、予は信ず、地下に入る水は獨り牛水の主流地に擴布する、炭炭系上の天水にのみに止まらず、彼の小岱山上を潤す降雨の其急勾配を利用して、其の西麓に射下するものも一部は必ず牛水に於ける地下水の本源を涵養し而かも其量頗る大なりと。
夫れ然り、然りと雖も事の實行に當つて不測の變に遭遇することなきを保せず、故に斯る際の豫備地として、噴水の望多き菜切川谷(牛水の東近距離に在り)若くは現に噴水しつつあると聞く長洲附近を保留するは時宜に適したる處置なりと信ず。

(二) 水源比較

横山博士の調査報告に多大の希望を屬し、牛水噴水地を水源としての水道布設計書施工法等種々見積りをなせり、當時人口六万を限度として見積りたる豫算左の如し。

水道工事費豫算書

一金六拾萬圓

工事費總額

内 譯

金五萬五千圓

取水所費

金貳萬貳千圓

唧筒所費

金貳萬圓

電線路費

金五萬八千六百圓

配水池費

金參拾五萬四千六百七拾圓

鐵管費

二 調査篇

金五万參千五百圓

金壹万圓

金壹万參千圓

金壹万參千貳百參拾圓

辨及栓費

機械及器具費

工事監督費

豫備費

設計の梗概

一、水源 井水

一、給水區域 大牟田町全部

一、給水量 人口六万人を限度とし一人一日平均三立方尺半即一日總量貳拾壹万立方尺とす

一、給水方法 水源地に唧筒所を設け電氣唧筒を以て四ツ山山頂の配水池に送水し之より自然流下に依り縣道筋に布設の主管を経て各所に配水す、電力線は四ツ山附近炭礦電線より分岐し新に架設するものとす

一、淨水設備 水源地の水質良好なるを以て沈澄及濾過の設備を施さず唯配

水用貯水池を設くるのみ

一、水頭 五月橋に於て約九十尺

一、主管延長 唧筒主管貳萬五千尺、配水主管一万五千尺

一、鑄鐵管 唧筒押上管は十二吋、配水主管は十六吋を使用す、押上配水主管の延長四万尺

上記の目論見は大正二三年頃の事に屬し、大正五年専門技術者を任用して具體的實行方法の調査計畫を爲す時に至りては本市の人口既に六万を突破し、前途の發展逆睹すべからざるものあり、此の趨勢に鑑み更に水量の状態を調査する傍ら河川式水道として菊池川引用の設計をなせり、并は當時に於て地下水を利用せる水道の例少く多少危惧の念を伴ふと万一牛水地方に於ける鑿井計畫實行困難の場合に處せんが爲めなり。

大正五年十二月の調査設計に依る菊池川引用の工費は百四十万圓にして左の如し。

水道工事豫算書 (菊池川を水源とするもの)

一金百四拾万圓

工事費

内 譯

費目	金額	摘	要
水源工事費	一三、七、〇七、四八〇	取水塔、唧筒所、沈澱池、濾過池等	
用地費	一九、四〇〇、〇〇〇	水源敷地、送水線路ノ一部	
配水池築造費	五、一七、七六		
鐵管線路費	一〇、四五〇、〇〇〇		
鐵管敷設費	九、九七、七六	制水弁其他、直鐵管、異形管	
材料運搬費	一〇、七〇、〇〇〇		
家屋建築費	一三、一〇〇、〇〇〇	事務所其他工營所	
器具機械費	一〇、五〇〇、〇〇〇		

工事監督費	六、八四〇、〇〇〇	
補償費	一、七〇、〇〇〇	借地料、樹木補償其他
電話架設費	五、〇〇〇、〇〇〇	
検査費	八、一六〇、〇〇〇	鐵管、セメント検査
測量費	七四〇、〇〇〇	
豫備費	三、一四〇、〇〇〇	
計	一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	

而して之が工事方法としては玉名郡江田村大江田を貫流する菊池川に取水所を設け、四十馬力五百ポルト原動機に依り吸上用アツシユレポンプを以て河水を吸揚げ、沈澱池、濾過池を経て押上唧筒室に導水し、百七十馬力五百ポルト原動機を以て押上用のフユガル唧筒を運轉し附近に在る三百尺以上の山上に押揚げ、夫れより南關街道を下阪村平井村等を経由し万田に出で四ツ山配水池迄自然流下せしめ、配水池より給水區域内に又自然流下の方法を取る、此間の鐵管延長約六里

送水管は水源池より配水池迄口徑十六吋管配水池より二十吋十六吋の配水管を布設し十四吋十六吋管を配水支管とす右工事方法に依る豫算に對し當時の物價關係に依つて牛水地方に於ける鑿井式水源とするときは約九十万圓を以て足り菊池川に於て五十万圓多額なり之れ主として送水鐵管の延長長遠なる水源地の設備多きに由るものなり布設工費に於て菊池川と牛水鑿井とに依ることは牛水鑿井が經濟的なるは自明の事なるも經常費に於ては河川式の有利なるあり單に若干の創設費のみを以て菊池川引用を棄つべきにあらず茲に於て河川式と鑿井式との利害得失の根本比較をなさざるべからず。

水質の點 地下水は天水の地下に滲透し幾多の地層を経て自然的濾過を経たるものにて地下深底に於ては微菌の生息し得ざるものなり河川式は諸種地表的汚染を免がれず其他洪水氾濫の害あり。

河水量 河川は常に水量豊富なるも夏季旱天に於て給水量の増加田面の灌溉等に依り一時に多量の水を使用する場合は水量を減じ沿岸一帯の地下水位を降下せしめ耕作關係等面倒を伴ふ事多し地下水は全く遺棄せられたるもの

を取水するものなり。

河川は人口増殖の場合根本的設備の擴張を要す鑿井は井數を増せば足る。

其他舉げ來れば其の根本に於て一長一短は免がれざるべけれど主として經濟的衛生的に清里地方地下水が本市水道水源として有利なるが爲め水源を該地に設定せるものなり。

水源の設定目論見計畫成りて認可申請を提出したるは前編記述したる如し然るに水量の計算に就いて詳細の考査をなす必要ありて大正六七年に至り清里村水野、長洲町大藤に直營試錐をなし水量の計算(目論見書に在り)をなすと共に愈々鑿井を實施すれば其の位置即ち鑿井地点を何處に定むべきか實地専門家の調査を要し日本鑿泉會社に依頼したるに同社技師小林正視現地調査の結果左の報告を齎らせり。

大牟田市鑿井地點調査報告書

大牟田市は晩近長足の發展を爲し大正六年三月より市制を施行するに至り人

口既に七万有餘を員ふるも未だ上水道の布設を欠けり而かも其附近に上水道の水源となすに足るものなく人口の増加に伴ひ用水の欠乏を感ずること茲に年あり而して從來は井水に依つて辛ふじて用水を得たりと雖も、石炭地なるを以て水質良好ならず而して人口増加其他諸種の方面に使用せらるゝ水量益々多きを加へ現今淺井を以てして不足するのみならず旱天涸渴の憂頻々として到り、昨今の如きは井水殆ど涸渴し遂に井掘り下げを爲し、新井の掘鑿等種々なる手段を講ずる有様なり之數年來上水道布設の懸案たりし所以にして大牟田市焦眉の問題なりとす、之より曩三井炭礦會社が炭屑の試錐として、熊本縣玉名郡牛水に試錐せるものあり、深度七百三十八尺口徑八吋にして一晝夜二万立方尺の水量を噴出す之れ即ち大牟田市水道水源地として囑目せらるゝ所にして市當局者之に留意し更に炭礦社に依頼して二井を掘鑿したるに噴水量又多く水質頗る良好なり、下橋口試錐孔と稱するもの之なり由來該地方に於ては農民七八十尺の掘抜井を掘鑿し其の自噴水を灌漑に供せり、其數量五百に達し一日の噴水量五十二万立方尺なりと云ふ、下橋口試錐孔の斷面圖口徑、裝置帶水層と

噴水量其他天候季節、潮汐の干満に因る試錐孔水量の増減、水位の高低等の影響に關しては炭礦會社に於て實驗せられたる詳細の調査あり、而して市當局者は大正三年横山理學博士に水道水源として果して充分なりや否やを地質學上の見地より調査を依頼し、同博士の該博なる學識と實地踏査とに因り、帶水層の性質と構造地層の蓄水狀態層中の水量其他地質の關係を明かにせられたる詳細なる報文あり、即ち水道水源として些の懸念なき事を斷定せられたり、故に今又蛇足を添ふる必要なかるべし、蓋し牛水附近が比較的狭少の地域にして海岸に接近するに拘らず、水量の豊富にして水質の良好なる所以のものは牛水附近地下水區域は三池炭系の露出せる地域の全部即ち東は小岱山、九重山、どの花崗岩地帯に西は海に北は筑後三池郡渡瀬附近の古生層地に南は肥後長州高瀬間に互り、地貌は大牟田市附近に於ては三池山、萬田山等の稍高き山嶽の存するあり、而して小岱山の西方一帶丘阜の大部分を構成するものは西方に傾斜し、南西に至るに従ひ山勢漸次低下し海岸に接近するに及んで平坦の層位を呈す、即ち牛水附近は此の平坦地として平野の砂礫層は小岱山に基因すること言を俟た

す、既に述ぶるが如く地形傾斜を以て海に莅むの状態にして年々降水量又多きを以て地下水の補給せらるゝ甚だ多く従つて地下水は高壓を以て海底に逸流す之れ鑿井によりて自噴するのみならず其の水質純良にして鹽分其他の夾雜物の憂少き所以なりとす然のみならず阿蘇火山地帯は地下水の天然的一大倉庫にして筑肥山脈は低山性を帯び菊池川の如きは熊本平野北部の水を齎らし來り其流域の如き所謂河成平野にして従つて地下水の豊富なること言を俟たず而して有明沿岸は概して遠淺にして海底埋り新田増加する事實は海底の隆起も幾分其因たるを失はざるべしと雖も、河流が粗粒にして崩れ易き地盤を流過して泥砂を流出するを以て重なる原因とせざるべからず。

上述の如く河流は泥砂を流出すると雖も海岸に至れば海水によりて閉塞せらるゝを以て水勢の減退と共に砂粒は玆に泥土と混じり稍不透性の傾向となるを以て菊池川流域平野の地下水は勢ひ海岸附近に至れば左右の疎鬆なる地層を求めて逸流すべし従つて其西方菜切川平地の地下水の補給せらるゝこと言を俟たず之れ牛水菜切川線路以北平地一帯は地下水豊富なりと斷定する所以な

り。

次に鑿井深度と鑿井地点とに就て述べれば下橋口試錐孔帶水層の厚薄と噴水量とに徴し三井を掘鑿するものとせば其深度は左の如くなるべし。

二百五十尺内外 一井

三百五十尺内外 一井

五百尺内外 一井

然れども何れの個所の井を何百尺となすべきやは玆に圖上に依り決定せんよりは實際の掘鑿に際し帶水層の状況附近掘抜井との關係を斟酌して決定するを安全なりとす殊に下橋口試錐孔(二号井)を用ひんとするが如き場合は勢該井と同一水層を避けざるべからず即ち二号井が三百五十尺の水層の水なりとせば新井は三百五十尺乃至五百尺とせざるべからざる如きことあればなり。

但し實地鑿井に際し地層の状況によりては之に應じて深度に変更を免がれざるべし。

鑿井地点三井の位置は別紙平面に示すが如く二井は浦川平地に他の一井及び

豫備地は菜切川の平地に撰定するを可とす下橋口試錐孔に接近して三井を掘鑿するときは従つて各井の水位を降下せしむるのみならず水量減少は免かれ難く排水量の増加するに伴ひ塩分の増加することなきを保せず何となれば三井を接近せしむるときは地下水の方向同一なるを以て排水量の増加するに従ひ勢地下水の壓力減少するを以て牛水の如き海岸に接近する所にありては地下水に浸透せる鹹水の進入する結果使用に堪へざるべし故に距離は可成り隔て以て永久の計をなさざるべからず下橋口試錐孔の(二号井)を其儘水源に利用せんとの説あり一見甚だ得策の如くなるも此くの如きは却て勞多くして効少きを以て試錐孔は其儘に存置して自噴水を利用せんとせば水源鑿井は之と水層を異にするを可とす而して將來の豫備井地点は菜切川平野に畫きたる×地点を撰定し置くべし。

大正六年三月十日

日本鑿泉會社技師 小林 正 視

(三) 市の負担力

水源の調査既に終りたりと雖も巨萬の工費を要する該の大事業を斷行する上には市民良く其の負擔に堪ゆるや否や而して又市民の重荷をしてより輕減する方途如何に就ては財政計畫を爲すに先ち十分の考查を要す三井礦山會社が五十萬圓水道費に寄附せるが如き元より三井家の好意に外ならざるも關係有志が市民の負擔に思を致し折衝大に努めたるも與つて大に力ありとすべし然れども是は後日の事に屬し計畫時代に於ては之を度外にして一應本市の實力を顧みざるべからず即ち工費に對する國縣補助の外假りに百五十七萬餘圓を起償し三十ヶ年に償還するときは償還財源として補助費給水使用料等收入の外市費繰入金年々約三萬圓を繰入るゝを以て足る該繰入金は畢竟市民の負擔となるべきものなるが大正七年總人口六万七千八百十人戸數一万五百十三戸納稅者一万五千六十三人にして諸稅負擔關係左の如し

二 調査篇

五〇

税目	金額	納税者数ニ對スル	人口ニ對スル	戸數ニ對スル
直接國稅	一、九、七、九、五〇	一、三、一、九、三	二、九、三〇	一、八、九〇、四
縣稅	七、五、九、一、三、七〇	四、七、五、二	一〇、五、五	六、八〇、九
市稅	一、六、三、八、四〇、〇〇〇	一〇、八、七、七	二、四、一、六	一、五、五、八、四

市 稅 內 譯

税目	金額	追加額	元豫算額
地租附加稅	一、九、九、〇〇〇	三、三、〇〇〇	一、六、六、〇〇〇
國稅營業稅	六、〇、〇、〇〇〇	一、〇、四、〇〇〇	五、〇、〇、〇〇〇
所得稅附加稅	二、七、九、三、〇〇〇	四、六、五、六、〇〇〇	三、三、二、九、〇〇〇
鑄業稅附加稅	三、六、九、一、〇〇〇	—	三、六、九、一、〇〇〇
賣藥稅附加稅	四、〇〇〇	—	四、〇〇〇
縣稅營業稅	九、九、〇〇、〇〇〇	一、六、五、〇〇〇	八、二、〇、〇〇〇

附縣稅附加稅 戶數割附加稅	金額	追加額	元豫算額
計	一、六、三、八、四〇、〇〇〇	二、九、九、五、〇〇〇	一、三、三、八、九〇、〇〇〇

右追加額は即ち上水道工事に充當する爲め市費繰入金を要するに依り從來の負擔に對し追加計上せるものにて、實際は事業の關係上大正八年度より實施されたるが右は上水道計畫に對する市民負擔の關係を示したる迄なり。而して右追加額貳萬九千九百參拾五圓を上水道費に繰入るゝとせば一戸平均貳圓八拾五錢の増徴となり一見苛斂に似たりと雖も、地租所得稅及營業稅附加稅に在りては從來制限迄の課稅なりしを貳割を増課する事となるも、縣稅營業稅雜種稅附加稅に於ても百分ノ九十迄に引き上げたる迄にて百分の九十以下は當時九州にて門司市と本市ありしのみ、而して戸數割に於ては從來一戸當り七圓にて三池郡三川町、銀水村、三池町等が平均九圓乃至十一圓十三圓八十錢なるに比し遙かに低率なり、三池町、銀水村、三川町等は本市近接の町村にて其の生活狀態を聊か異にするなきに

二 調査篇

五〇

あらざるも其の民力の程度に於ては略伯仲の間にありて彼此負擔に於ては本市は遙かに低率にて上記の追加をなすとして一戸平均一圓七十錢の増額となり都合八圓七十七錢となる、之れ隆々商工發展の趨勢にある本市として一般的過重の負擔にあらざるなり。

三 計畫篇

(一) 目論見及設計

本市水道は所謂鑿井式にして、目論見書に在る如く玉名郡清里村に三ヶの鑿井を爲し、送水揚水の兩作用を作すタービン唧筒を据へ付け地下深底の水を一晝夜二十四万立方尺餘を採水し配水地に送水し夫より市内へ自然流下の法を取り、將來給水人口八万人に對する設計を爲せり、而して之に要する工費百七十六万圓財源は國縣補助寄附金(後に屬す)等の外一部の市費繰入を爲すと他は全部起債に依り、大正七八兩年度にて竣工の計畫なりしが、當初布設認可申請を七年度に繰延べ従つて認可の期遅れたるにより、八、九兩年度にて竣工の見込にて目論見計劃を樹立せり、認可を得たる目論見設計左の如し。

大牟田市上水道目論見書

(第一號)大牟田市上水道目論見書

第一、水道事務所の所在地

大牟田市大牟田市役所

第二、水源の位置

掘井にして熊本縣玉名郡長洲町に壹ヶ所及清里村に貳ヶ所合計參ヶ所の水源地を設く其の位置は別紙圖面の通り。

水量の概算 壹水源井に付壹晝夜八萬貳千立方尺にして參水源井に付貳拾四萬六千立方尺を得る見込みなり。

水 質 設計書中水質試驗成績記載の通り。

第三、水道線路及水道線路に沿ひたる地、配水池の位置

第二記載の位置にして地下水を利用し唧筒を以て濾過機を通過せしめ集水池に集水し尙唧筒を以て配水池に押揚げ夫より市街に配水するものにして送水線路及配水池の位置は左の如し。

第四、送水線路は熊本縣玉名郡清里村第一水源より大牟田市より長洲町に通ずる縣道を経て四ツ山貯水池構内に至る。

第五給水區域

大牟田市一圓及三川町の一部。

第六人口増殖の割合

別紙調査の通りにして製造工場其他營業水等に對する給水量増加の見込みは平均用量に含有せり。

第七水壓の概算

水源地唧筒所より配水池迄は貳百五拾尺に耐ゆる唧筒及送水鐵管を裝置す

配水池より市街地に至る間は壹百七拾尺の水壓を保つの設計なり。

第八工事の方法

設計書中に在り

第九起工

認可の日より參ヶ月以内

竣工

大正拾年三月三十一日

第十工費の総額

金百七拾六萬圓

(第二號) 大牟田市上水道設計書

大牟田市水道は地下水を利用し深參百四拾參尺の含水砂利層より唧筒を用ひて揚水し濾過機を通過し集水地に入らしめ而して配水池に汲み上げ夫より市内へ自然流下を以て配水するの設計なり。

其の概要左の如し

給水區域は大牟田市の全部及三池郡三川町の壹部とす。

一戸數統計は左の如し

大牟田市の部

年次	戸數	人口	一戸平均人口	戸數増加 △印ハ減少	人口増加 △印ハ減少
明治四十一年末	六、三五五	三五、四二四	五・六九	—	—

明治四十二年末	六、六五三	三六、三三三	五・四六	四八	九〇八
明治四十三年末	六、九七二	三九、二〇六	五・六二	三九	二、八八四
明治四十四年末	七、三八二	四一、六三三	五・六四	四〇	二、四一六
大正元年末	七、七六〇	四三、一四三	五・五八	三七八	一、五二一
大正二年末	八、〇一七	四六、九〇六	五・八五	二五七	三、七六三
大正三年末	八、一四三	四七、五八四	五・八四	一一六	六七八
大正四年末	八、七五三	五八、〇五〇	六・七三	六〇	一〇、四六六
大正五年末	九、八〇八	六二、七四八	六・三〇	一、〇五五	三、六九八
大正六年末	一〇、三九四	六七、八三三	六・五二	五八六	六、〇六五

三池郡三川町の分大正六年末人口一三、〇六〇
前表に依り設計の標準として人口七万人と定め一人一日の給水量を參立方尺半とし或時間に於ける最大給水量を平均給水量の貳倍とし而して配水本管は最大給水量に防火栓四個の水量を加へ尙唧筒及附屬鐵管共將來の擴張を豫期

し八万人に對する設計を爲せり。
一 水源の位置

熊本縣玉名郡長州町及清里村に參ヶ所の鑿井を設け試掘井に依り地下水の試験を爲せしに最も有望なる水質と豊富なる水量を得たるに依り水源となすの立案なり。

一 工事の概要

水源地は別紙第一號圖面の通り參ヶ所の鑿井を爲し深參百四拾參尺の含水層より七吋鐵管を以て集水池に送水するものとす。

唧筒は取水用として「アッシュレーポンプ」參台を使用し壹晝夜に各拾万立方尺の水を集水池に送水し得るものにして而して配水池押揚用としては拾四吋セントリフュガルポンプ「貳台」を据付け内壹台を豫備とし一晝夜に貳拾八万立方尺の水を貳百五拾尺の高度に揚水することを得せしむ「セントリフュガルポンプ」原動力用として百七十馬力五百「ボルト」の「モートル」を貳台据付く集水用「アッシュレーポンプ」用としては參拾馬力五百「ボルト」モートル參台を据付くるも

のとす。

集水池は第二號圖面の通り長五拾尺幅貳拾尺にして七万人に對し參拾分間を貯留するものとす。

配水池は別紙第三號圖面の通り容積貳万貳千五百立方尺にして人口七万人に對し拾貳時間を貯留し得而して同地は海拔壹百五拾尺の地点に設けあるを以て夫より自然流下法に依り配水するものとす。

送水本管は水源地唧筒所より別紙第四號圖面の線路に口徑拾四吋鐵管を敷設し配水池に唧筒を以て揚水す又送水本管中適宜の位置に排氣辨安全辨を設置し以て送水管の保安裝置に供す。

配水管は四ツ山配水池より縣道を大牟田本町分岐点に至る間口徑貳拾吋鐵管を敷設し全所より縣道五月橋に至る間口徑拾八吋及拾六吋鐵管を敷設し配水本管とす其他配水管は別紙第五號圖面の通り各所に敷設し其各要部には制水辨を設け鐵管の故障其他給水工事等必要ある場合に斷水若くば水流制限等調節の用に供す。

消火栓 給水區域内の配水管線路に約六十間毎に消火栓を設け火災消防の用に供す。

公設共用栓 市に於て設置すべき共用栓は實地調査の上必要地點に建設する計畫にして其數貳百個とす。

一般設費及工事の期限

水道敷設工事費は壹百七拾六万圓にして而して工事竣功後に要する毎年の經常費は貳万七千圓を要する見込みなり。

工事の期限 大正十年三月三十一日

湧水量計算書

鑿井は三ヶ所其距離各二千尺即ち水位影響半徑を壹千尺とす(深さ約五十間内徑十時の鐵管を用ひ其の先端には長さ八拾尺の「ストレーナ」を設け含水層全厚より集水し毎一日拾万立方尺の水量を汲み上げんとす鑿井の寸法算出には左の公式を用ふ。

$$H-h = \frac{Q}{4\pi k} \log \frac{R}{r} \dots\dots\dots (1)$$

式中Hは含水層の靜水位即ち井より水を取らざるとき地下水の井に昇る水位

hは含水層の動水位即ち井より一定の水量……………

Qを取るるとき地下水の占むる水位

Qは汲水量(毎一日立方尺)

eは含水層砂の壓縮度 (coef. of comp. of sand) 又は空隙度 (porosity) と砂粒の均一度 (uniformity)

とに依り變化する係數

sリヒター教授 (prof. slinter) の説に依れば $e = 3.40 - 1.000$

dは砂粒の有効徑 (m.m.)

tは含水層の厚サ (尺)

Rは水位の影響半徑 (尺)

Yは鑿井管下端の半徑 (尺)

此式は「ストレーナ」が含水層全厚に渡れる場合のものにして尙管中の摩擦及流速に要する落差を省きたるものなり。

式中未知量Cd及tを定むる爲め小野及長洲に各一ヶ所宛上総掘により試掘

井を穿鑿し湧水量を検し並に土質調査に資せり。
該試錐井は直徑一時半其先端に長貳拾六尺の「ストレーナ」を有し小野に於ては地下貳百七拾尺長州に於ては參百拾參尺に達せり而して前者に於ける含水層の厚さを假りに大小砂利層の部約五十五尺後者にては砂及び砂利層の部七拾尺と見做し計算を施せり(地層圖參照)而して此場合は「ストレーナ」の長さは含水層の厚より小なる故次の式を使用せり。

$$H-h = \frac{Q}{9cd^2t} \left\{ \log \frac{r}{t} + \frac{t-r}{r} \log \frac{1}{r} \right\} \dots \dots \dots (2)$$

式中H, h, Q, c, d, t, r は(1)式に於けると同じ
r は試掘井の半徑(尺)
l はストレーナの長(尺)

H-h	小	野	長	洲
	唧筒セルトキ	自噴セルトキ	唧筒セルトキ	自噴セルトキ
4.825		0.825	7.560	1.560

Q	3,320,000	880,000	3,460,000	1,100,000
t	55,000	55,000	70,000	70,000
r	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
r	0.060	0.060	0.060	0.060
l	26,000	26,000	26,000	26,000

(湧水量検査表參照)

(2) 式を書換れば次の如し

$$cdl2 = \frac{Q}{9d(1-h)} \left\{ \log \frac{R}{t} + \frac{t-r}{1-r} \log \frac{1}{r} \right\}$$

小	野	長	洲
$\log \frac{R}{t} + \frac{t-r}{1-r} \log \frac{1}{r}$ $= \log \left(\frac{1,000}{55} \right) + \frac{55-0.06}{26-0.06} \log \left(\frac{2.6}{0.06} \right)$		$\log \frac{R}{t} + \frac{t-r}{1-r} \log \frac{1}{r}$ $= \log \left(\frac{1,000}{70} \right) + \frac{70-0.06}{26-0.06} \log \left(\frac{2.6}{0.06} \right)$	

$= 1.26 + 2.12 \times 2.64$ $= 6.86$ 唧筒セルトキ $cd^2 = \frac{3320}{9 \times 5.5 \times 4.825} \times 6.86$ $= 10.0 \text{ sag}$ 自噴セルトキ $cd^2 = \frac{880}{9 \times 5.5 \times 0.825} \times 6.86$ $= 15.0 \text{ sag}$ 平均 $cd^2 = 13.5 \text{ sag}$	$= 1.15 + 2.70 \times 2.64$ $= 8.28$ 唧筒セルトキ $cd^2 = \frac{3460}{9 \times 7.0 \times 7.56} \times 8.28$ $= 6.0 \text{ sag}$ 自噴セルトキ $cd^2 = \frac{1.10}{9 + 7.0 \times 1.56} \times 8.28$ $= 9.5 \text{ sag}$ 平均 $cd^2 = 8.5 \text{ sag}$
--	---

此の cd^2 の値を(1)式に應用すれば次の如し

(1) 式 $H-h = \frac{Q}{90A^{1.5t}} \log \frac{B}{r}$

小	野	長	洲
$Q = 100,000$ 毎一日立方尺 $R = 1.00$ 尺 $r = 5$ 即 $\frac{5}{12}$ 尺 $cd^2 = 13$ $t = 55$ 尺 $H-h = \frac{100,000}{9 \times 13 \times 5.5} \left\{ \log 1,000 - \log \frac{5}{12} \right\}$ $= \frac{100,000}{9 \times 13 \times 5.5} \times 3.38$ $= 52.5$ 尺		$Q = 100,000$ 毎一日立方尺 $R = 1.00$ 尺 $r = \frac{5}{12}$ 尺 $cd^2 = 8$ $t = 70$ 尺 $H-h = \frac{100,000}{9 \times 8 \times 7.0} \left\{ \log 1000 - \log \frac{5}{12} \right\}$ $= \frac{100,000}{9 \times 8 \times 7.0} \times 3.38$ $= 67.2$ 尺	

(Lamlike) レムケ氏の経験より所に依るに

$cd^2 = 1.146$ 砂礫混交

川 土 礫 混 交

三 計 量
 = 342 粗 大 砂
 = 93 中 位 砂
 = 18 細 砂
 之に依りて(H-h)出せば左の如し

小	野	長	深
$Cd = 93 \text{ t m}^2 \text{ v}^2$ (即中位砂トシテ) $H-h = \frac{100,000}{9 \times 93 \times 55} \times 3.38$ $= 8 \text{ 尺}$			
$cd = 18 \text{ t m}^2 \text{ v}^2$ (即細砂トシテ) $H-h = \frac{100,000}{9 \times 18 \times 70} \times 3.38$ $= 30 \text{ 尺}$			

以上の如く試掘井の實檢より得たるCdの値はレムケ氏の推稱する處のものより遙に小にして過少なる嫌あり恐らく「ストレーナ」の閉塞等不正確なる原因より來れるものなるべしと雖も此値の小なる程安全の側に赴くものなり
 要之R C d若はtの眞の値は容易に定め難しと雖も之に「ストレーナ」の摩擦及

上昇流速を生すべき水頭等を加へ總落差約五拾尺と推定して差支へなかるべし。
 而して地下水の静水位は約地表と等しきを以て取水唧筒は地下五拾尺の深より汲揚ぐべきものなり。

水質試驗成績報告

鑿井 水 壹種

採酌場所 熊本縣玉名郡清里村字牛水
 採酌日時 大正六年二月八日

右鑿井水提出檢体に付理化學的檢査を遂ぐるに其成績左の如し。

各成分を表す數字は「リットル」中に含有する密瓦量を示す

外觀及臭味 無色透明無臭無味にして殆ど浮游物を認めず

カメルオン消費量 〇・一八五九

蒸發殘渣 一五二・〇

三 計 量 篇

三 計 書 篇

アンモニア	検出せず
亜硝酸	検出せず
反応	中性
硝酸	検出せず
クロール	一二四九
硫酸	一二〇〇
硬度	三七度(獨乙法)
細菌聚落數(一cc中)	一〇〇
顯微鏡所見	二十四時間後僅に起る沈渣につき之を検するに細微の砂粒の外異物を認めず。

右試驗成績に徴し判定する事左の如し。

飲料水として佳良と認む

右報告候也

藥劑師 横山 季雄

鑿井水

壹種

探酌場所 熊本縣玉名郡長洲町地内(試錐井)

探酌時日 大正七年一月廿七日午前九時(天候晴天)

試驗の目的 飲料水としての適否

右提供試料に付試驗を遂ぐるに其成績左の如し。

表中の數量は檢水二リットル中密瓦量を示す

本檢水は極微の蛋白不濁を呈し無味無臭一晝夜之を靜置するに白色僅微の沈渣を止め反應中性なり。

蒸發殘渣	二七二〇
カメレオン消費量	一二六四
總硬度(獨逸式)	一一度
格魯兒	一八・二五二

三 計 書 篇

究

三 計 書 篇

硝酸 檢出せず

硫酸 四〇

亞硝酸 檢出せず

安母尼亞 檢出せず

鐵其他重金屬 檢出せず

細菌聚落數 一一

顯微鏡所見 一晝夜間靜置せる沈渣に付之を檢するに微細の砂粒の外

異物を認めず

右試験成績に徴し本檢水を左の如く判定す

飲料水として適

右報告候也

大正七年二月二十日

藥劑師 横山 季雄

鑿井水

壹種

探酌場所 熊本縣玉名郡清里村字小野

探酌時日 大正七年六月十三日午後三時(天候晴天)

檢水目的 飲料水としての適否

右提供試料に付試験を遂ぐるに其成績左の如し

表中の數量は檢水「リットル」中の密瓦量を示す

右檢水は無色澄明無味無臭一晝夜之を靜置するに白色僅微の沈渣を止む反應中性なり。

蒸發殘渣 一一五六六

カメレオン消費量 〇・六三二

總硬度(癩乙式) 三度

格魯兒 八七七五

硝酸 檢出せず

硫酸 檢出せず

三 計 書 篇

亞 硝 酸 檢出せず

安 母 尼 亞 檢出せず

細菌聚落數(1cc中) 八

顯微鏡所見 一晝夜間靜置せる沈渣に付之を檢するに細微の砂の外異物を認めず

右試驗成績に徴し本檢水を左の如く判定す

飲料水として適

右報告候也

大正七年六月三十日

藥劑師 横 山 季 雄

大牟田市水道工事費豫算書

一金壹百七拾六萬圓

内 譯

費 目	金 額	摘 要
水源工事費	二〇八、〇七九・七	水源工事費及唧筒濾過機共一式
配水池築造費	五、七五一・〇〇	四ツ山配水池
用地費	一五、一〇〇・〇〇	
鐵管線路費	八、二四七・〇	送水線路及配水線路の一部
鐵管敷設費	一、三四五、九〇四・八六	制水弁其他直鐵管異形管布設費共
材料運搬費	二、八八六・〇〇	市内鐵管運搬を含む
家屋建築費	八、七一〇・〇〇	
器具機械費	一九、三〇〇・〇〇	卷揚機械土工用具其他
工事監督費	五、五七〇・〇〇	
補償費	六、九〇〇・〇〇	
電話架設費	三、八〇〇・〇〇	
檢査費	六、一四〇・〇〇	

測 量 費	備 費	合 計
八四八〇〇〇	一七、五〇七、四三七	一、七六〇、〇〇〇、〇〇〇

水源工事明細書

一金貳拾萬八千貳拾七圓九拾壹錢七厘

參ヶ所分

内 譯

金拾貳萬九千貳百四拾壹圓參拾七錢七厘

第一水源工事費 明細書の通り

金參萬九千五百拾七圓六拾錢

第二水源工事費 明細書の通り

金參萬九千貳百六拾八圓九拾四錢

第三水源工事費 明細書の通り

第一水源地工事費明細書

金拾貳萬九千貳百四拾壹圓參拾七錢七厘

内 譯

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
源 井	個 所	一・〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇	キャンディ會社 普通濾過機
濾 過 機	個 所	三・〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇	アツシユレポンプ 三十馬力五百ボール トモートル
集 水 池	ヶ 所	一・〇	三、二二六、三七七	三、二二六、三七七	セントリフユガルボ ンブ 百七十馬力五百ボ ルトモートル
吸 揚 唧 筒	台	一・〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	
原 動 機	台	一・〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	
右基礎及据付	個 所	一・〇	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	
押上唧筒	台	二・〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
原 動 機	台	二・〇	七、五〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	
右基礎及据付	個 所	二・〇	三、五〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	
石 垣	面 坪	五・〇	八五〇	四、二五〇	
盛 土	立 坪	二四〇・〇	二〇〇〇	四八〇、〇〇〇	
門	個 所	一・〇	五〇〇〇〇	五〇、〇〇〇	

三 計 畫 篇

共

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
木 棚	間	100.0	5.000	500.000	構內敷砂其他
雜 工				25,000.000	
計				29,413.77	

第二水源地工事費明細書
金參萬九千五百拾七圓六拾錢

內 譯

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
源 井	個 所	1.0	25,000.000	25,000.000	
吸 上 唧 筒	台	1.0	9,000.000	9,000.000	
原 動 機	台	1.0	4,000.000	4,000.000	
右基礎及据付	個 所	1.0	6,000.000	6,000.000	
石 垣	面 坪	25.6	850.000	21,700.000	
盛 土	立 坪	75.0	2,000.000	150,000.000	

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
木 棚	間	1.0	50,000.000	50,000.000	
雜 工				300,000.000	
計				395,700.000	構內砂利敷其他

第三水源地工事費明細書

金參萬九千貳百六拾八圓九拾四錢

內 譯

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
源 井	個 所	1.0	25,000.000	25,000.000	
吸 上 唧 筒	台	1.0	9,000.000	9,000.000	
原 動 機	台	1.0	4,000.000	4,000.000	

三 計 畫 篇

共

右基礎及据付	石垣	下水掘鑿	下水堤防	全張芝	排水土管	門柵	木柵	雜工	計
個所	面坪	立坪	全坪	面坪	本坪	個所	間	間	
一・〇	八一	二・八一	五・一九	九・〇	二・〇	一・〇	六・〇		
六〇〇〇〇	八五〇〇	一〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇	六〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	
六〇〇〇〇	六八八五〇	二八一〇	一〇三八〇	二九七〇〇	七二〇〇	五〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三九、三八九四〇
長二尺口徑五寸									

集水池築造費明細書

金參千貳百參拾六圓參拾七錢七厘

內 譯

工種	稱呼	數量	單價	金額	摘 要
掘鑿	立坪	三・七四	二五〇〇	八、八五〇	基礎用長二間末口五寸
松丸	立坪	二〇〇・〇〇	八〇〇	一六〇〇〇〇	
栗石	立坪	二四・七	五〇〇〇	七三六〇〇	
混凝土	全坪	二六・五七	六九七〇	一、八四八四七五	
拱架	間	九・〇〇	二〇〇〇〇	一八〇〇〇〇	材料製作手間共
止水	間	二六四・八六	七五	二二〇三四	アーチ上部及外部用厚一寸
切石	切	二五・〇〇	一六三	一八九〇三	昇降階段用
土管	本	二七・〇	七〇〇	一八九〇〇	空氣拔堅管
梯子	個	一・〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	材料及製作共
瓦斯	間	四一・四	五〇〇〇	二〇七〇〇〇	屋上水拔用徑一吋半
下水溝	間			二〇七〇〇〇	法下周圍巾一尺深一

埋	上	張	雜	計
立	全	土	芝	費
坪	坪	坪	坪	坪
二・七	六・二	一四・五		
一〇〇〇	二〇〇〇	三〇〇		
二七九〇	一三四二〇	三七二七五	五〇〇〇〇	三二二五七七

第一二 水源地井費內譯明細書

金貳萬五千圓

標準深度三百五十呎

鑿井壹個

種 目	金 額	摘 要
諸機械毀損補填費	五、四七〇〇〇 圓	
槽汽鑪室事務室組立費	一、二三〇〇〇	

十二時二分ノ一ケーシング二百七十呎	四、八六〇〇〇
十吋ストレーナ八拾呎	三、一〇〇〇〇
レジュサー、ケーシングシユード	一五〇〇〇
ウツドブラツクバルフ代	三、五〇〇〇〇
石炭其他作業用消耗品代	二、一〇〇〇〇〇
技師以下技手職工給料及手當	八〇〇〇〇
機械器具其他運搬費	九六〇〇〇
旅費及通信費	一、五〇〇〇〇
利益	一、〇〇〇〇〇
諸雜費	九〇〇〇〇
監督工夫給	常雇工夫を以て監督せしむ

配水池築造費明細書

金五萬壹千七百五拾壹圓

三 計 書 篇
內 譯

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
混 凝 土	立 坪	四〇九・二六	六九五・七〇	二八、四七・二八	平均厚一寸
止 水 工	全 坪	二七・五二	一七二・〇〇	四、七二・四一	一枚續
煉 瓦 工	面 坪	五・〇〇	一五九・一八	七九・九〇	混凝土接合用厚四分
ア ス フ ァ ル ト	全 坪	二六・三〇	七二・〇〇	九三・四九	笠石其他
切 石	切 坪	七〇九・〇〇	一五・二二	一〇、五〇・四九	堀鑿土砂利用
掘 鑿 土	立 坪	一、二〇〇・〇五	八七・五	一〇、五〇・四九	堀鑿土砂利用
盛 土	全 坪	二五・二二	一・〇〇	三〇・七四	全 上
上 置 土 工	全 坪	二七四・八四	二五・〇〇	六八・七一〇〇	
張 垣	面 坪	四一・四〇	三〇・〇〇	一、二四・二〇	
石 垣	全 坪	一五・七五	八五・〇〇	一、三三・八五	
拱 架	間	三〇・〇〇	三〇〇・〇〇	九〇〇・〇〇	

全

雜 工 費	計	明取窓其他
二、〇〇〇・〇〇	五、二七・五二	〇〇〇

土 地 買 收 費 明 細 書

金壹萬五千貳百圓

內 譯

場 所	單 位	數 量	單 價	金 額	摘 要
水 源 地	面 坪	一、一〇三・〇〇	三、〇〇〇	三、三〇九・〇〇	
配 水 池	全 坪	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
鐵 管 線 路	全 坪	三、三三〇・〇〇	三、〇〇〇	九、九九〇・〇〇	
計				一五、三〇八・〇〇	

鐵 管 線 路 費 明 細 書

全

金八千貳百四拾四圓七拾六錢

內 譯

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
掘 鑿	立 坪	六・九・七九	一・〇〇〇	六・七九七〇	口徑五寸長二尺
盛 土	全 坪	一九・三三	一・〇〇〇	一九・三三〇	
石 垣	面 坪	七四・五〇	八五・〇〇	六、三四五二五〇	
礫	立 坪	八・三・三五	二・〇〇〇	九八七九〇〇	
土 管	本 坪	一三五・〇〇	三・〇〇〇	四〇五〇〇〇	
計				八、二四四七六〇	

鐵 管 敷 設 費 明 細 書

一金壹百參拾四万五千九百四圓八拾八錢六厘

內 譯

種 類	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
二十時制水瓣	個	三・〇	六〇〇・〇〇	一、八〇〇・〇〇	附屬鐵管類共
十八時全	全	一・〇	五五〇・〇〇	五五〇・〇〇	
十六時全	全	一・〇	四〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	
十四時全	全	一・〇	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	
十時全	全	二・〇	一五〇・〇〇	三〇〇・〇〇	
八時全	全	六・〇	一三〇・〇〇	七八〇・〇〇	
七時全	全	六・〇	一〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	
六時全	全	二・八・〇	七〇・〇〇	一九六・〇〇〇	
四時全	全	一・五・〇	五〇・〇〇	六・七五〇・〇〇	
三時全	全	八・五・〇	三〇・〇〇	二、五五〇・〇〇	
ベンチュリー	組	一・〇	五、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	

計	量水器	單氣瓣	復氣瓣	安全瓣	消防栓	鐵蓋其他金具
	全	全	全	全	ケ	噸
	五・〇	二・〇	三・〇	二・〇	三七〇・〇	一〇・〇
	七二〇・〇〇〇	五〇〇〇〇	九〇〇〇〇	四〇〇〇〇	五〇〇〇〇	三五〇〇〇〇
	三、六〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
	レコード共					六二、三六〇、〇〇〇

金壹百拾五万壹千九百七圓

直鐵管費

此噸數參千八百參拾九噸六九

壹噸ニ付參百圓

內 譯

管	種	稱呼	數	量	一本當重量	小計重量	摘	要
二十	吋	本	八六七・〇	一、八〇五・〇〇	一、五六四、九三五・〇〇			

計	三	四	六	七	八	十	十	十	十	十
	吋	吋	吋	吋	吋	吋	吋	吋	吋	吋
	全	全	全	全	全	全	全	全	全	本
	四、三三・〇	八、四九・〇	一六、〇〇・〇	三六・〇〇	二六・〇〇	一、〇三六・〇	三、四七・〇	一、九七〇・〇	一、一〇〇・〇	二、八四・〇
	一三・〇〇	一八五・五〇	三五・五〇	四二九・〇〇	五〇五・〇〇	六八一・〇〇	一、〇七五・〇〇	一、二〇五・〇〇	一、三〇〇・〇〇	一、五五五・〇〇
	八、六〇〇、九六六・五〇	五七〇、五〇四・〇〇	一、五六二、七四・五〇	五七二、〇五〇・〇〇	一六三、〇一〇・〇〇	一三二、三〇〇・〇〇	七〇六、八七八・〇〇	三、七三〇、二五・〇〇	二、三七三、八九〇・〇〇	四四一、六二〇・〇〇
							低壓ノ分	高壓ノ分		

金參萬參千四百拾圓

異形管費

此數量八百五拾參個

三 計 書 篇

三 計 書 篇
 此噸數六拾六噸八二 壹噸ニ付金五百圓
 內 譯

管 種	稱 呼	數 量	壹個重量	小計重量	摘 要
三吋四十五度	個	10.0	六九.00	七、八九〇.〇〇	
全 二十二度半	全	17.0	七〇.00	一、九二七.〇〇	
十四吋九十度	全	4.0		一、八二六.〇〇	
全 四十五度	全	10.0	三七.00	三、四一〇.〇〇	
全 二十二度半	全	10.0	三〇.00	三、〇〇〇.〇〇	
十吋四十五度	全	3.0	一九七.〇〇	五九一.〇〇	
全 二十二度半	全	2.0	一九七.〇〇	三九四.〇〇	
七吋四十五度	全	10.0	一三三.〇〇	一、三三〇.〇〇	
全 二十二度半	全	10.0	一三三.〇〇	一、三三〇.〇〇	
六吋九十度	全	5.0	一二九.五〇	五九七.五〇	

全 四十五度	全	六.〇	100.00	六〇〇.〇〇	
四吋九十度	全	28.0	七四.〇〇	二、〇七二.〇〇	
全 四十五度	全	六九.〇	六二.六〇	四、三九.四〇	
三吋九十度	全	10.0	五.四〇	五四.〇〇	
全 四十五度	全	四二.〇	四四.九〇	一、八五.八〇	
計		二三六.〇		四、一九六.七〇	
十字 四十八吋	個	一.〇	六六三.〇〇	六六三.〇〇	
全 四十四吋	全	七.〇	四四九.〇〇	三、一四三.〇〇	
全 四十吋	全	五.〇	二八五.〇〇	一、四二五.〇〇	
全 三十吋	全	四.〇	三九八.〇〇	一、五九二.〇〇	
全 六吋	全	一.〇	一九一.五〇	一九一.五〇	

全 四四	全 三六	全 四六	全 六六	全 十十	全 四十	全 六十	全 四十	全 十十	全 四十	全 六
时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时	时时
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
四六・〇〇	二・〇〇	八・〇〇	五・〇〇	一・〇〇	一七・〇〇	二・〇〇	四・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
九六・〇〇	二七・五〇	一三四・五〇	一五二・五〇	三三・〇〇	二四三・〇〇	二六九・〇〇	三八五・〇〇	四九二・〇〇	四七九・〇〇	四七九・〇〇
四、四一六・〇〇	二五九・〇〇	一、〇七六・〇〇	七六二・五〇	三三・〇〇	四、一三二・〇〇	五三八・〇〇	一、五四〇・〇〇	四九二・〇〇	四七九・〇〇	四七九・〇〇

全 六十	全 十十	全 四十	全 六二	丁 字 十二	計	全 三三	全 三四	全 四四	全 四六
六六	六六	八八	十十	四十		时时	时时	时时	时时
全	全	全	全	個		全	全	全	個
一・〇〇	一・〇〇	四・〇〇	五・〇〇	一・〇〇	四〇・〇〇	四・〇〇	三・〇〇	一三・〇〇	二・〇〇
五一五・〇〇	五九七・〇〇	五六三・〇〇	七八・〇〇	九三・五・〇〇		八四・九〇	一〇四・五〇	一一〇・〇〇	一六八・〇〇
五一五・〇〇	五九七・〇〇	二、二五一・〇〇	三、六四〇・〇〇	九三・五・〇〇	九、五三三・六〇	三九・六〇	三三・五〇	一、五六〇・〇〇	三三六・〇〇

分岐管 十 时时	計	全 三四 时时	全 四六 时时	全 四八 时时	全 四十 时时	全 六十 时时	全 八十 时时	全 十 十四 时时	全 十 十六 时时
個		全	全	全	全	全	全	全	全
二・〇	五五・〇	三八・〇	六・〇	一・〇	三・〇	二・〇	二・〇	一・〇	一・〇
二六七・〇〇		六三・七〇	九六・六〇	二五・〇〇	一七・〇〇	一七・五〇	一〇一・〇〇	二八六・〇〇	三五三・〇〇
五五四・〇〇	五、四九〇・二〇	二、四二〇・六〇	五七九・六〇	二五・〇〇	四七・〇〇	三五五・〇〇	四〇一・〇〇	二八六・〇〇	三五三・〇〇

片落管 十 十六 时时	計	全 四四 时时	全 四六 时时	全 四八 时时	全 四十 时时	丁防 字火 四十 四 时时	全 三三 时时	全 三四 时时
個		全	全	全	全	個	全	個
一・〇	三七〇・〇	二七七・〇	五五・〇	九・〇	二四・〇	五・〇	二四二・〇	二・〇
四九八・〇〇		九三・三〇	一六・五〇	一八七・〇〇	二五七・〇〇	四三・〇〇	六九・八〇	八四・七〇
四九八・〇〇	四三、三二・六〇	二五、八四四・一〇	七、五〇七・五〇	一、六八三・〇〇	六、一一〇・〇〇	二、一一〇・〇〇	二五、一九六・七〇	一、三八一・八〇
								一、八六三・四〇

九四

合	雜	全	全	全
計	計	四	四	四
計	管	時	時	時
		全	全	個
八五三・〇	一〇・〇	三・〇	二・〇	三・〇
		七・〇〇	一二・五〇	二五・〇〇
一四九、六七・八〇	一、七三・〇〇	二六・〇〇	二五・〇〇	七五・〇〇
	三、四〇〇・〇〇			
	三、四〇〇・〇〇			

敷設費

内譯

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
二十吋敷設工	間	一、七三四・〇	七三二 ^円	二、六九四・六四 ^円	

材料運搬費明細書

十八時	全	五八・〇	六一六	三、四七三八八
十六時	全	三〇・〇	五一四五	一、一三九〇
十四時	全	四、六三四・〇	四三七九	二〇、二九三八六
十時	全	二、〇七六・〇	三四四八	七、一五八〇四八
八時	全	五〇・〇	二八六八	一、六〇四四〇〇
七時	全	七〇・〇	二四五五	一、八六九八〇〇
六時	全	三、二四〇・〇	二三三七	七、五七一八八〇
四時	全	二、六二八・五〇	二三四〇	二七、〇四九八〇
三時	全	六、四八三・〇	一七六〇	一一、四一〇八〇
共用栓建設	ケ所	二〇〇、〇	二〇〇〇	四、〇〇〇〇〇〇
計				九八、三七八六六

金壹万壹千八百六拾六圓

三
計
畫
篇

九五

三 計 畫 篇
內 譯

表

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
セメント	樽	六、〇〇〇・〇	三〇	一、八〇〇、〇〇〇	
火山灰	立坪	六・〇	二〇〇	七、〇〇〇	
細砂	全	三、〇〇・〇	二〇〇	六〇〇、〇〇〇	
砂利	全	五、〇〇・〇	三〇	一、五〇〇、〇〇〇	
直鐵管	噸	三、八四〇・〇	二、〇〇〇	七、六八〇、〇〇〇	
異形管其他	全	七・〇	二〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	
雜品				二、〇〇〇	
計				二、八六六、〇〇〇	

家屋建築費明細書
金八千七百拾圓

內 譯

名 稱	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
水道事務所借家料	月	三〇・〇	一六、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	
全倉庫	建坪	二〇・〇	三〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	
鐵管検査所	全	二〇・〇	二〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	
セメント試驗所	全	五・〇	三、五〇〇	一七五、〇〇〇	
鍛冶場	全	五・〇	二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
水源工營所	全	三六・〇	四〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	三棟十四坪、十二坪、五坪
全ポンプ室	全	六四・〇	五〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	三棟三十一坪半、十六坪
全倉庫	全	一〇・〇	三〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二合五勺、十六坪二合五勺
配水池工營所	全	二〇・〇	五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
全倉庫	全	一五・〇	二五、〇〇〇	三七五、〇〇〇	
派出所	全	一〇・〇	五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	

三 計 畫 篇

表

計

八七〇〇〇〇

器具機械費明細書

金壹萬九千參百圓

內 譯

名 稱	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
卷揚機械損料	台	一〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇,〇〇〇	二ヶ年分
水壓試驗器	全	一〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一ヶ年ニ付六百圓
軌條損料	哩	一〇	二、八〇〇、〇〇〇	二,八〇〇,〇〇〇	二ヶ年分附屬品新調共
枕 木	全	一〇	三〇〇、〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	
運搬車	台	五〇	二〇〇、〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	
土工用具				五,〇〇〇,〇〇〇	

雜 品

四、〇〇〇〇〇
一九、三〇〇、〇〇〇

工事監督費明細書

金五万五千七百圓

內 譯

費 目	金 額	摘 要
技 師 給	三、六〇〇、〇〇〇	月俸百貳拾圓參拾ヶ月分
技手助手給	六、五〇〇、〇〇〇	月俸平均五拾圓技手六人、三十ヶ月分
書記雇給	一、四〇〇、〇〇〇	月俸平均貳拾圓書記六人、三十ヶ月分
顧問及囑託給	六、〇〇〇、〇〇〇	月俸平均貳拾圓雇十人三十ヶ月分
諸 手 當	四、一〇〇、〇〇〇	月給ノ四倍

旅 費	六、〇〇〇、〇〇〇	旅費及名譽職員實費辦償
備品消耗品費	四、〇〇〇、〇〇〇	
雜 費	四、〇〇〇、〇〇〇	通信運搬費、報酬雜給其他

補償費明細書

金六千九百圓

內 譯

種 目	金 額	摘 要
借 地 料	四、八〇〇、〇〇〇	鐵管其他材料置場五千坪壹ヶ月坪四錢二十四ヶ月分
樹 木 補 償	六〇〇、〇〇〇	
家 屋 移 轉 料	一、五〇〇、〇〇〇	
計	六、九〇〇、〇〇〇	

電話架設費明細書

金三千八百圓

內 譯

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
電 話 線	里	三・〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	電柱其他架設共一切
電 話 機	個	六・〇	五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
雜 費				五〇〇、〇〇〇	修繕其他

檢查費明細書

一金六千貳百四拾圓

金四千八百四拾八圓

鐵管檢查費

內 譯

三 計 畫 篇

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
檢 查 用 品 費				九、〇〇〇	鐵管檢査用品一ヶ月
職 工 夫				二、六〇〇	四十圓二十四ヶ月分
人 夫				一、七六〇	三人二十四ヶ月分
計				四、八八〇	四人二十四ヶ月分

金千參百九拾貳圓

セメント檢査費

内 譯

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
職 工 夫	全 人	七、〇・〇		七、〇〇〇	
人 夫		七、〇・〇		四、一〇〇	
セメント檢査用品費			一、〇〇〇	二、四〇〇	
計				一、三六〇	

測 量 費 明 細 書

金八百四拾八圓

内 譯

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
測 量 用 品	人 夫	一、〇八〇・〇		二、〇〇〇	杭木其他
計			六〇〇	六、四八〇	一日平均一人五分、二十四ヶ月分

豫 備 費

金壹万七千五百七圓四拾參錢七厘

以 上

各種工事一位單價表は之を略す。

給水使用に關する條例及規則等は現行法を別途採録す、收支計算等財政に關する

事は煩を避くる爲め夫々部門に於て記述す。

四 實施篇

(一) 布設及補助申請

大正七年七月七日當初の目論見に多少の變更を加へたる前篇水道目論見豫算其他市會の議決を経翌八日關係書類を添へ布設認可、國庫補助の議認可申請書を其筋に提出せるに布設の儀は大正八年三月十四日國庫補助の件も次で許可あり即ち左の如し。

水道布設ノ議稟請

本市ハ從來飲料ニ適スル井水ナキノミナラズ漸次缺乏ト不良ニ傾キ、日常ノ蠶炊用スラ容易ニハ得難キ、向モ不衛生思想ノ向上ハ不衛生的舊習ニ安ンズル能ハズ、市街發展建築ノ増大ハ愈々防火設備ノ急要ニ迫レルヲ以テ百難ヲ排シ上水道布設ヲ遂行センコトヲ期シ、已ニ諸般ノ調査設計ヲ了シ候ニ付水道布設ノ御許可ヲ仰度本月七日市會ノ議決ヲ經別冊關係圖書相添へ此段稟請候也

大正七年七月八日

103

内務大臣法學博士 水野鍊太郎殿

福岡縣大牟田市長 巖谷忠順

國庫補助ノ議稟請

本市ハ從來飲料ニ適スル井水ナキノミナラズ漸次缺之ト不良ニ傾キ、日常ノ鑪炊用スラ容易ニハ難得向モ不眇、且ツ衛生思想ノ向上ハ不衛生的舊習ニ安ンズル能ハズ、市街ノ發展建築ノ増大ハ愈々防火設備ノ急要ニ迫レルヲ以テ、百難ヲ排シ上水道布設ヲ遂行センコトヲ期シ、已ニ諸般ノ調査設計ヲ了シタルモ、元是空前ノ一大事業ニシテ細民多數ナル本市ノ獨力經營ニ耐ヘザルコトハ勿論ノ儀ニ有之去、迎此上ノ猶豫ヲ許サザルハ前陳ノ狀況ニ付事實深ク御洞察ノ上、水道敷設工費中ヘ工費ノ四分ノ一即チ四十四万圓特別ノ御詮議ヲ以テ御補助ヲ仰度本月七日市會ノ議決ヲ經別冊關係圖書相添ヘ此段稟請候也

大正七年七月八日

福岡縣大牟田市長 巖谷忠順

内務大臣法學博士 水野鍊太郎殿

大藏大臣 勝田主計殿

右布設及補助申請に對シ内務省より

一、國庫補助額異動の場合に處する方法

二、工事材料價格が豫算に超越する場合之が實行上の意嚮

三、公債發行に關する成否の件

四、大牟田市に於ける用水狀況

五、衛生狀態

六、鐵管布設に關する隣縣との交渉

其他財政上に關する諸件

右の外十數ヶ條の推問あり之に對シ本市は

一、補助額異動の場合に處する方法として

補助金額若は年割額豫定に充たざる場合は別に短期の市債を起シ之が償還財源としては臨時土木費に於て大正十年度以降道路の新設及下水道工事費に充てた

る大正拾年度より大正三十七年に至る総額七拾五万六千五百圓より補助額異動に依つて生ずる額に相當する支出を爲し補助し得べき見込。

二、公債發行に關する成否

即ち募債に就ては豫め三井家へ交渉し手数料若は募集費を要せずして額面同一の發行價格年利五分にて募債し得べき様周旋方内諾を受け居れり。

三、材料價格豫算超過に對する場合

工事材料が豫算額を以て購買するは時價に對し頗る困難の觀あるも世界戰亂終熄し近く平和の時期に達せば豫算以内に暴落するものもあるべし最も大部分の資金を要する鐵管等に在ては益々低落しつつあり、尙本市に最も深き關係を有する三井家經營の物產會社を介し購買せば比較的廉價を以て得らるゝ便宜もなきに非ざれば既定豫算を以て施行し得るものと信ぜらる。

以上の外夫々意見若は調査を遂げて進達するところありて大正八年三月廿五日官報を以て四十四萬圓(工費の四分の二年割補助額告示せられたり之に對しては工事費收支計算書を更正する必要あるに依り更正したる豫算書相添へ同年十月

一日改めて補助申請を爲し十二月四日左記年割補助及指令の交附あり。

福岡縣大牟田市

大正八年十月一日水第九號申請上水道布設費國庫補助ノ件聽許シ金四拾四萬圓ノ補助シ別記年割表ニ依リ交付ス但シ左ノ通り心得ベシ。

大正八年十二月四日

內務大臣 床次竹二郎

記

一、豫定ノ通り工事進行セザルカ又ハ期限ヲ過ギ竣工ノ見込ナキモノト認ムルトキハ補助金ノ交付ヲ中止シ、又ハ補助ヲ取消シ既給ノ補助金ヲ還付セシムルコトアルベシ。

二、工事竣功シタルトキハ本大臣ニ其ノ完了ノ認定ヲ申請スベシ。

三、前項ノ場合ニ於テ工費ニ剩餘ヲ生ジ若ハ殘餘材料アルトキハ其ノ處分方法ヲ定メ本大臣ノ認可ヲ受クベシ。

四、前項ノ剩餘金及殘餘材料賣却見積價格ノ內國庫補助ニ係ル金額ハ其ノ全部

又ハ一部ヲ減額シ、若ハ之ヲ還付セシムルコトアルベシ。
五、補助ヲナシタル上水道設備ノ廢止若ハ變更ニ因リテ生ジタル不用土地物件アリタルトキハ之ヲ時價ニ換算シ補助ノ割合ニ依リ補助金ヲ還付セシムルコトアルベシ。

(別記) 補助年割表

一金壹萬圓	大正八年度交付額
一金壹萬圓	同九年度交付額
一金壹萬圓	同十年度交付額
一金壹萬圓	同十一年度交付額
一金貳萬圓	同十二年度交付額
一金九萬圓	同十三年度交付額
一金拾參萬圓	同十四年度交付額
一金拾六萬圓	同十五年度交付額
計金四拾四萬圓	

縣費補助に關しては國庫補助申請と同日左記申請を爲し大正九年二月五日縣公報第三七五號を以て縣會の議決を経たる年割補助額告示せられ三月三十一日付許可指令あり。

上水道ニ對シ縣費補助ノ儀稟請

本市ハ從來飲料ニ適スル井水ナキノミナラズ漸次欠乏ト不良ニ傾キ日常ノ鑒炊用スラ容易ニハ得難キ向モ不衛生思想ノ向上ハ不衛生的舊習ニ安ンズル能ハズ市街ノ發展建築ノ増大ハ愈々防火設備ノ急要ニ迫レルヲ以テ百難ヲ排シ上水道ノ敷設ヲ遂行センコトヲ期シ己ニ諸般ノ調査設計ヲ了シタルモ元是レ空前ノ一大事業ニシテ細民多數ナル本市ノ獨力經營ニ耐ヘザルコトハ勿論ノ儀ニ有之去述此上ノ猶豫ヲ許サザルハ前陳ノ狀況ニ付事實深ク御洞察被成下大正八年度以降七ヶ年繼續ヲ以テ本工費中ヘ工費總額ノ六分ノ一即チ貳拾九萬參千參百參拾參圓特別ノ御詮議ヲ以テ御補助ヲ仰度本月七日市會ノ議決ヲ經別冊關係圖書相添此段稟請候也

大正七年七月八日

福岡縣知事 谷口留五郎殿

大牟田市長 巖谷忠順

(許 可 書)

大牟田 市

大正七年七月八日庶第四八九號水道布設費縣費補助稟請ノ件許可シ工費豫算百七拾六萬圓ニ對シ別記年割ノ通り金貳拾九萬參千圓ヲ補助ス但シ左ノ通り心得ベシ。

大正九年三月三十一日

福岡縣知事 安河内麻吉

記

一、豫定ノ通り工事進行セザルカ又ハ期限ヲ過ギ竣功ノ見込ナシト認ムルトキハ補助金ノ交付ヲ中止シ若ハ補助ヲ取消シ既給ノ補助金ヲ還付セシムルコトアルベシ。

二、工事竣功シ工費ニ剩餘ヲ生ジ若ハ殘餘材料アルトキハ補助ノ歩合ヲ計算シ縣費ニ屬スルモノハ之ヲ還付セシムルモノトス。

三、工事施行ニ關シテハ一ケ年ヲ二期ニ分チ豫メ計畫ヲ立テ當廳ニ稟請シ之ニ則リ遂行ヲ期スベシ。

四、工事ノ程度及經費ニ關シテハ當廳官吏ヲシテ時々檢査ヲ爲サシムルコトアルベシ。

五、水道敷設認可以前ニ要シタル費用ハ本費豫算ヨリ支出スルヲ許サズ。

六、補助金ノ下渡ヲ請求スルトキハ水道敷設費支拂額ヲ左記書式書式略ニ倣ヒ作製シ請求書ニ添付スベシ但シ支出確定額ノ六分ノ一以內トシ其額年度額ヲ超過スルトキハ年度割額ニ止ム。

(別記) 大牟田市水道敷設費補助年度割

金六千六百六十圓	大正八年度支出額
金六千六百六十圓	大正九年度支出額
金六千六百六十圓	大正十年度支出額

四 實 施 篇

金六千六百六十圓	大正十一年度支出額
金壹萬參千參百貳拾圓	大正十二年度支出額
金六萬圓	大正十三年度支出額
金八萬六千六百圓	大正十四年度支出額
金拾萬六千四百四拾圓	大正十五年度支出額

二四

布設の認可は多少豫定に遅れたるも、國庫補助は年度割交附額が豫期に異りたるのみにて總額に於ては變るなく豫期の交付を受けることとなり、縣費に於ても貳拾九萬參千參百參拾參圓の申請に對し端數の參百圓以下を削除せられたるのみにて凡そ工費の六分の一の交付を受けることとなり、次で起債の件、鐵管理設に關する道路掘鑿、電話架設、電氣事業、鐵道下掘鑿、其他實施に際し夫々手續を了し事業の進行に當れり夫等に關する事は各部分的に夫々各篇に於て記述することとす。

(二) 財 政

本市は晩近殊に長足の進歩發展をなしたる爲め其の歳入に於ても著しく増加せるものあるも、人口の増殖、市況の發展に伴ひ教育、土木衛生等急施を要する事業あるは勿論の事にして、此外上水道事業の如き大事業を施行するには、之が財源として國庫縣費等の補助を仰ぐ外大部分は市債に依らざるべからず、然れども起債の措置如何は事業の遂行に至大の關係あるは無論、徒に多額の負債を爲し累を長く後代に貽すが如きは、大に考慮せざるべからざるところにして、出來得る限り工事中に補助額等をより以上受入れ、其他市の財産等處分すべきは處分し幾分にてても起債額を減少するは、財政計畫の主眼とする所なり、而して三井合名會社の寄附金五十萬圓は、施工に先ち一時に寄附せられたるものにて、財政上市民の負擔を輕ふしたる一大原因なりとす、概觀して工費百七十六萬圓に對し、國庫補助四十四萬圓、縣費補助二十九萬三千圓、三井寄附五十萬圓合計百貳拾參萬三千圓は、他より助力せらるゝものにして、市民の負擔とする所は、差引五拾貳萬七千圓に對するものな

り、只補助金交付が事業後に於て多くは交付せらるゝにつき多額の起債を要したるも畢竟償還財源として其の多分を充當せらるゝにつき其の市民負擔の程度は同じき道理なり、當初豫定の財政計畫は工事年期中(大正七八兩年度)(無論寄附金高は未然の事につき之を度外し)年利五朱の公債百五拾七萬四千圓の市債を起し國庫補助は四十四萬圓の内拾貳萬圓竣功後の七ヶ年にて三十二萬圓交付を受け縣費補助は二十九萬三千三百三十三圓豫定交付額にして工事着手の次年より三年度迄毎年五萬圓竣功後は五ヶ年に十九萬三千三百三十三圓分割交付を受くることとし市費には國縣稅附加稅に制限外課稅を起し工事中八萬九千九百圓十年度より三十七年度に至る二十八ヶ年間市債償還期間に八十四萬圓合計九拾貳萬九千九百圓を繰入れ十年年度よりは給水料より經常費を控除したる殘額を償還財源に繰入れ國縣補助雜收入等工事後の減債資金に充つる計畫なりしが三井合名會社より五十萬圓の寄附金補助年割額の確定、工事期間の延伸等に依り市債の減少と共に收支方法に變更をなし、且つ工事後の計畫に就いても變更をなせり、而して將來の減債方法等目下考究中に屬す、幾多變更の未目下實施に係る工事中上

水道費收支計算左の如し。

自大正八年度 大牟田市特別會計上水道費繼續費收支計算書
至大正十三年度

一金百九十七萬五千六百二十八圓 事業費既定高
一金貳百貳拾壹萬六千〇貳拾壹圓 全 更正高

内 譯

金貳萬參千四百拾七圓	大正八年度支出額
金九拾三萬參千貳百拾九圓	大正九年度支出額
金五拾參萬五千六百八拾六圓	大正十年度支出額
金參拾貳萬參千四百四拾圓	大正十一年度既定額
金參拾壹萬壹千七百參拾壹圓	大正十一年度更正額
金拾五萬九千八百六拾六圓	大正十二年度既定額
金拾五萬四千四百參拾九圓	大正十二年度更正額
金貳拾五萬七千五百貳拾九圓	大正十三年度支出額

四 實 施 篇
收 入

二八

[illegible]

四 實 施 篇

一九

[illegible]

1110

							三雜入	三三、五六六
計	七四〇七、八九	開張の八七五	三八、六〇〇	三四七、七五〇	三五二、四一七	九四、九〇九	九四、六九九	三五一、〇〇〇
								三三六、〇一一

説	目	金	額	附記	明
---	---	---	---	----	---

[illegible]

三三三

[illegible]

四 實 施 篇

三三

八工 監督費	六、二五	三〇、二二	三、八三	四、二五	四、六六	一八、七六	三、〇三	八、九四	二五、六六	
九補償費	二七	一〇	二七、五一	二七	三六	一九三	三六	一	二八、〇七	
〇電 架設費	一	五、九四九	二	五〇〇	五八	一六	一一	一	六、六四	
二檢査費	一	六、六二五	三、九五七	七三〇	七七二	三四三	五九四	一六八	一一、八五	
二測量費	八七	一四八	九	一一	一〇〇	二九八	二七六	一〇	五七三	一測量費 五七
一土 地買取費										七、九七四
二既設 水管費						九、四三三	九、四三三		九、四三三	
二備 費										
一備 費						五八	五八	一〇〇	五、一〇五	
小 計	三、四七	九三、九九三	四、三三八	四、六六	三、五九五	六、一九三	六、二六〇	二〇、六三三	二七、〇〇〇	
三市債費										
一市債費	一	九、三三七	五〇、三六八	五七、〇四三	五七、四四七	九、五〇八	九、八、八六六	三、四六、八七	四、六、〇三	一市債費 四、六、〇三

四 實 施 篇

三三

三用地費	一	七、四七六	九〇	三六	三六	一	七三	七三	七、六四	
二既設 水管費										
二備 費										
一備 費						五八	五八	一〇〇	五、一〇五	
小 計	三、四七	九三、九九三	四、三三八	四、六六	三、五九五	六、一九三	六、二六〇	二〇、六三三	二七、〇〇〇	
三市債費										
一市債費	一	九、三三七	五〇、三六八	五七、〇四三	五七、四四七	九、五〇八	九、八、八六六	三、四六、八七	四、六、〇三	一市債費 四、六、〇三

合 計	三、四七	九三、三九	五、六六三、七三	三、三三三、四〇	五、四四、四九	五、九八、八六	三、五七、五九	三、三三、〇〇
-----	------	-------	----------	----------	---------	---------	---------	---------

(三) 起 債

計 畫 大正七年九月十二日下水道費公債募集及償還方法市會の議決を經即日許可稟請の手續を爲し大正八年四月二十八日許可あり爾後水道經濟の都合上數度之が改正を爲したり當初の起債總額は左記方法書中の如く百五十七万四千圓を參ヶ年度に募集し三十ヶ年にて償還の豫定なりしが改正の結果現在百九万九千三百圓にして十四ヶ年乃至十六ヶ年にて償還する事となれり左記公債募集及償還方法は當初の規程に改正條項を附し併記せり。

大牟田市下水道費公債募集及償還方法

第一條 福岡縣大牟田市水道工費ニ充ツル爲メ額面百五十七万四千圓ノ公債ヲ募集スルモノトス。

前項ノ公債ハ左ノ參ヶ年度ニ於テ募集スルモノニシテ確實ナル銀行又ハ會社ヲシテ引受シム。

- 一大正七年度 金五拾八万八千圓
- 一大正八年度 金七拾八万二千圓
- 一大正九年度 金貳拾万四千圓

改正(第一條ノ内)

前記ノ公債ハ大正八年度ニ於テ拾九万八千圓大正九年度ニ於テ參拾六萬四千圓大正拾年度ニ於テ貳拾六萬貳千三百圓大正十一年度ニ於テ貳拾七萬五千圓ヲ募集スルモノニシテ確實ナル銀行又ハ會社ヲシテ引受クシム但シ工事又ハ財政ノ都合ニ依リ數回ニ分チテ募集シ或ハ總額ヲ減少スルコトアルベシ。

第二條 公債ハ額面百圓ニ對シ價格金百圓ヲ以テ募集スルモノトス。

第三條 本公債ニ對シ發行スル証書ハ無記名利札付ニシテ壹千圓、五千圓、壹萬圓ノ三種トシ其ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム。

第四條 本公債ノ利子ハ壹ヶ年百分ノ五(改正百分ノ九以内)トシ毎年九月及三月

ニ於テ之ヲ支拂フ但シ募集ノ月ハ証書發行ノ日ヨリ償還ノ月ハ支拂ノ日迄日割ヲ以テ支拂フモノトス。

第五條 本公債ノ元金ハ大正九年度迄据置キ大正十年度ヨリ大正三十七年度ニ貳拾ハケ年ニ於テ毎年度左記金額ヲ九月三月ノ兩度ニ各其ノ二分ノ一ヲ償還ス但シ壹千圓未満ノ端數アルトキハ三月ニ合算償還スルモノトス。

大正十年度	金六万五千圓
大正十一年度	金七万六千圓
大正十二年度	金八万六千圓
大正十三年度	金九万七千圓
大正十四年度	金九万二千圓
大正十五年度	金六万四千圓
大正十六年度	金六万六千圓
大正十七年度	金二万九千圓
大正十八年度	金三万一千圓

大正十九年度	金三万二千圓
大正二十年度	金三万四千圓
大正廿一年度	金三万六千圓
大正廿二年度	金三万七千圓
大正廿三年度	金三万九千圓
大正廿四年度	金四万一千圓
大正廿五年度	金四万四千圓
大正廿六年度	金四万五千圓
大正廿七年度	金四万八千圓
大正廿八年度	金五万圓
大正廿九年度	金五万三千圓
大正三十年度	金五万六千圓
大正卅一年度	金五万八千圓
大正卅二年度	金六万一千圓

大正卅三年度	金六万五千圓
大正卅四年度	金六万七千圓
大正卅五年度	金七万一千圓
大正卅六年度	金七万五千圓
大正卅七年度	金五万六千圓

前項年割額ヲ定ムルト雖モ市財政ノ都合ニ依リ年割額以上ノ償還ヲナシ若ハ其年限ヲ短縮スルコトアルベシ。

第五條(改正) 本公債元金ノ内拾九萬八千圓ハ大正十一年度迄据置キ大正十二年度ヨリ大正二十五年迄至ル十四ケ年間三十六万四千圓ハ大正十一年度迄据置キ大正十二年度ヨリ大正廿六年度迄至ル十五ケ年間五十三万七千三百圓ハ大正十二年度迄据置キ大正三十三年度ヨリ大正二十八年迄至ル拾六ケ年間ニ於テ別記大牟田市上水道費償還年次表ノ金額ヲ九月三月ノ兩度ニ於テ各其ノ二分ノ一ヲ償還ス但シ千圓未滿ノ端數アルトキハ三月ニ合算償還スルモノトス。

前項ノ年割額ヲ定ムルト雖モ市財政ノ都合ニ依リ据置年限ヲ短縮シ又ハ年割額以上ノ償還ヲナシ償還年限ヲ短縮シ若ハ低利債ニ借替ヲ爲スコトアルベシ

第六條 本公債ノ元金及利子ハ水道經濟ニ屬スル收入ヲ以テ支辨シ不足ヲ生ズル場合ハ市税ヲ以テ補足スルモノトス。

第七條 本公債証書ハ利札水火災害等ニ依リ消滅シタルトキハ其所有者ハ速ニ市長ニ届出テ代証書若ハ代利札ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ大牟田市長ハ其消滅ノ証跡明確ナリト認ムルトキハ代証書若ハ代利札ヲ交付ス。

第八條 本公債ノ証書又ハ利札ヲ紛失シタルトキハ速ニ其旨大牟田市長ニ届出ベシ其發見シタルトキ亦同ジ。

前項紛失ノ届出アリタルトキハ之ヲ公告シ滿壹ケ年ヲ經テ代証書代利札ヲ交付ス但シ故障ノ申立テアリタルトキハ裁判所ノ確定判決アルニ非ザレバ交付セズ。

代証書代利札交付ニ關スル一切ノ費用ハ紛失者ノ自辨トス。

第九條 本公債証書又ハ利札ヲ汚染毀損シタルトキハ代証書又ハ代利札ヲ請求

スルコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テ眞偽判別シ難キモノハ紛失証書ノ例ニ準シ汚染毀損ノ事實明確ナルモノハ代証書又ハ代利札ヲ交付スベシ但シ之ニ要スル費用ハ前條第三項ノ例ニ依ル。

第十條 第七條乃至第九條ノ場合ニ於テ代証書又ハ代理札未交付期間ハ元金ノ支拂ヲ停止ス。

第十一條 代証書又ハ代利札ヲ交付シタルトキハ前ノ証書又ハ利札ハ當然無効トス。

第十二條 本方法ニ定ムルモノ、外本公債募集ニ關シ必要アル事項ハ市參事會ノ議決ヲ經テ市長之ヲ定ム。

第十三條 市長ニ於テ普通貸借ノ方法ニ依ルヲ利益ト認ムルトキハ市會ノ議決ヲ經利率年五分以下ニ於テ第一條ニ定ムル金額以內ノ借入金ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ其償還ハ第五條及第六條ノ例ニ依ル。

追加(改正)

但シ經濟界ノ狀況其ノ他ノ事山ニ依リ本條ノ長期債ヲ以テ借入レヲ爲スコト能ハザル場合又ハ一時短期債ニ依ルヲ利益ト認ムルトキハ償還年限五ヶ年以內ニ於テ本條ノ金額ヲ借入ル、コトヲ得此場合ニ於テハ第一條ノ公債募集年限ハ大正十四年度迄延長ス。

前記但書ノ借入金ハ本規程ニ依ル募集金又ハ前項本文ノ借入金ヲ以テ償還ス但シ償還年次表中大正十四年度迄ノ元金償還ニ相當スル額及借入金ノ利子支拂ニ付テハ第六條ノ例ニ依ル。

計畫變更 右改正前の規程に表はれたる豫定計畫は大正七八九年の三ヶ年度の工事計畫の費用に充つる爲め百五十七万四千圓の起債をなし二十八ヶ年間に償還する筈なりしが大正八年九月三井合名會社より一時に金五十万圓上水道費に寄附あり茲に於て起債額を百拾五万壹千圓に減じたるに共に右規程を改正することゝなれり蓋し本市起債は元來本市と密接の關係を有する三井家へ略内諾を得て年五分利とし起債施行の豫定なりしも之等交渉の結果前記五十万圓を寄附することゝなり勢自餘の金額は他に求むる事となり従つて五分の金利にて募集

困難なる爲め規程にある利率を年七分に改めたり、然るに時恰も政府の地方貸付資金供給の好期に際會したる爲め右公債募集に代ふるに大正八九年年度の二ヶ年度に亘り全部地方貸付資金の供給を仰ぐ事とし上記寄附金等の収入に依り既定計畫にある償還期限三十一ヶ年(据置期間を含む)を十九ヶ年に短縮し大正八年度に於て四十九萬七千圓、同九年度に於て六十五萬四千圓都合百拾五萬一千圓の供給方申請なしたるに地方貸付資金は當時大正八年度分のみ承認せられ供給額を拾九萬八千圓と定められたり、依つて工事施行の關係上大正九年一月十六日、八年度に十九萬八千圓九年度に百貳萬圓計百貳拾壹萬八千圓に起債額を更正したり、前回より起債總額に増加したるは縣費補助が前回迄は兩年度に十萬圓交付の申請を爲し之を受るゝ豫定なりしが八年度地方貸付資金の金額確定と縣補助年割額が工事年期中六千六百六十圓宛交付の事に確定したる爲め之が補填の必要より増加せるものなり、次に八年度の低資供給額は確定したるも萬一次年度に於て供給額減額せらるゝ場合に處する爲め年利七分に規程を改正し起債方針を樹立し市費繰入金の増加等を圖り九年度の起債額百萬五千圓とし稟請許可を得た

り、之れ第三次の改正なり、次に事業認可の期遅延したると共に事業着手期遅れたる爲め工事期間を大正十年年度迄延期し施工することとなりたる爲め工事中國庫補助、縣費補助、市費及雜收入等を事業費に増加繰入れたるに依り起債總額に六萬八千圓を減じ、大正九年度は三十六萬四千圓、大正十年度に五十七萬三千圓及既給八年度の拾九萬八千圓合計百拾參萬五千圓に改めたり、之れ第四次の更正なり、之と同時に當時の金融狀態の關係上低資以外は利率を年九分以内とせざれば到底資金調達の見込なきに依り起債利率、起債年度、起債總額等を改正するに至れり、然るに大正十年度末に至り工事は更に大正十一年度迄延期する事となりたる爲め工事期間中國庫補助、雜收入、市費繰入金等事業費に繰入増加となり一ヶ年の市債利子差引三萬五千七百圓工事年期中の歳入増加したる爲め之を起債額より減じ總額現在の百九萬九千三百圓としたり、而して工事年期は更に追次二ヶ年を延長し大正十三年度迄としたるも起債は十一年度迄に止めたり、起債變遷の跡を表示すれば左の如し。

年 度	初期計畫	第一次變更	第二次變更	第三次變更	第四次變更	第五次更正	在 現
大正七年度	五八、〇〇〇	—	—	—	—	—	—
大正八年度	六二、〇〇〇	四九七、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	—
大正九年度	二〇四、〇〇〇	六五四、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇五、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	—
大正十年度	—	—	—	—	五三、〇〇〇	二六、〇〇〇	—
大正十一年度	—	—	—	—	—	二七五、〇〇〇	—
計	一、五七四、〇〇〇	一、一五、〇〇〇	一、二二八、〇〇〇	一、二一〇、〇〇〇	一、三三五、〇〇〇	一、〇九、〇〇〇	—

起債實施 起債總額百九萬九千三百圓全部政府の地方低利貸付資金の供給を受けるに努めたるも申請額に對し其の年度供給額は餘りに少額にして工事資金の欠乏に遭遇したること一再ならず八年度に對する拾九萬八千圓、九年度の三十六萬四千圓供給ありし後は十年度分五十七萬三千圓供給希望に對し其の十分の一即ち五萬七千三百圓の供給あり、斯くては施工上乃至財政上大支障を來すに依り

更に追加供給を受くるに努めたる結果漸くにして八萬二千圓を年度末に於て追加供給の指令あり然れども別項記載の通り既に九年度に於て九十萬圓以上の施工を爲し十年度に於ても五十萬圓の施工を爲す状態なれば到底此の程度の供給額にては收支償ふ能はず、去述低資の供給も當該年度に於て之以上供給不可能に立ち至り、且つ工事の都合上竣功期限を十一年度迄延期し起債額を十年度分二十六萬二千三百圓に對する前記低資供給額十三萬九千三百圓差引拾貳萬參千圓は經濟界の狀況に照らし別途長期債借入は不可能なるにつき經濟界の安定を待ちて低利債に借替を爲す方針にて三池銀行及び福岡銀行より均等分割短期借入をなせり而して大正十一年度に於て

金二十七萬五千圓 十一年度所要資金

金十二萬三千圓 大正十年度短期債二十萬五千圓追加供給申請に對し

八萬三千圓供給を受けたる爲め其殘額

計金三十九萬八千圓

市債一覽及低資並に日本勸業銀行普通長期債償還年次表左の如し。

市債一覽表（市債目的上水道布設の爲）

四 實 施 篇

計 一〇九、九二〇	長期債ノ年賦償還額大、七、六〇〇 短期債ノ年利 三、四四、〇〇〇	計 一〇三、二六、一〇〇
--------------	-------------------------------------	--------------

大牟田市水道費市債償還年次表

(一) 元金拾九萬八千圓 利子年五分四厘

年次	年 度	市債元金	元金償還額	利子仕拂額	元利償還計
一	大正八年 (据置)	一九、〇〇〇〇〇〇	—	九、三二七三〇	九、三二七三〇
	大正九年 (据置)	一九、〇〇〇〇〇〇	—	一〇、六九二〇〇〇	一〇、六九二〇〇〇
	大正十年 (据置)	一九、〇〇〇〇〇〇	—	一〇、六九二〇〇〇	一〇、六九二〇〇〇
	大正十一年 (据置)	一九、〇〇〇〇〇〇	—	一〇、六九二〇〇〇	一〇、六九二〇〇〇
	小計	一九八、〇〇〇〇〇〇	—	四〇、六二一三〇〇	四〇、六二一三〇〇
二	大正十二年	一九八、〇〇〇〇〇〇	九、八五五五〇	一〇、六九二〇〇〇	二〇、五七七五五〇
	大正十三年	一八八、一七四四五〇	一〇、三五六二〇	一〇、一六四二〇	二〇、五七七五五〇

三	大正十四年	一七、八八三三〇	一〇、九一五三六〇	九、六〇二一九〇	二〇、五二七五〇
四	大正十五年	一六、九〇三九六〇	一一、五〇四七九〇	九、一〇二七六〇	二〇、五二七五〇
五	大正十六年	一五、三九八七〇	一一、二六〇〇〇	八、三九一五〇〇	二〇、五二七五〇
六	大正十七年	一四、二七二二〇	一一、七六〇八〇	七、七三六六〇	二〇、五二七五〇
七	大正十八年	一三、〇四九二六〇	一三、四七一〇〇	七、〇四六三〇	二〇、五二七五〇
八	大正十九年	一一、七〇二四〇	一四、一八四六〇	六、三九〇九〇	二〇、五二七五〇
九	大正二十年	一〇、二八二七〇	一四、九六五一七〇	五、五五三八〇	二〇、五二七五〇
一〇	大正廿一年	八、七八五六〇	一五、七三三九〇	四、七七四二六〇	二〇、五二七五〇
一一	大正廿二年	七、〇八三三〇	一六、六二五〇〇	三、八九二〇〇	二〇、五二七五〇
一二	大正廿三年	五、四八二七〇	一七、五二三八〇〇	二、九九四七五〇	二〇、五二七五〇
一三	大正廿四年	三、七、九五四七〇	一八、四六九〇三〇	二、〇四八五〇	二〇、五二七五〇
一四	大正廿五年	一九、四六四四〇	一九、四六四四〇	一、〇五一九〇	二〇、五二七五〇

利子年五分四厘

元利償還計

三	大正十四年	三三〇、五五五〇三〇 三二、六二八九〇	八、九三二四〇〇 九、一七四三〇〇	八、九四九九〇 八、六八三七九〇	一七、八八八三〇〇 一七、八八八一三〇
四	大正十五年	三二二、四四七五五〇 三〇三、〇三五〇一〇	九、四三二〇五〇 九、六七六四〇〇	八、四六二〇八〇 八、一八一六九〇	一七、八八八一三〇 一七、八八八一三〇
五	大正十六年	二九三、四九四〇六〇 二八三、四一三三三〇	九、九三三七〇〇 一〇、一〇六二〇〇	七、六五二二一〇 七、六五二二一〇	一七、八八八一三〇 一七、八八八一三〇
六	大正十七年	二七三、一〇五三三〇 二六、七三七七四〇	一〇、四八一八九〇 一〇、七六四九九〇	七、三七六六四〇 七、〇九五四〇〇	一七、八八八一三〇 一七、八八八一三〇
七	大正十八年	二五、九九九一五〇 一四〇、九三三九二〇	一一、〇五五三三〇 一一、三三三七〇〇	六、八二九〇〇〇 六、五〇四四一〇	一七、八八八一三〇 一七、八八八一三〇
八	大正十九年	二二九、五五〇三〇〇 二二七、八八九三三〇	一一、六〇二二七〇 一一、七五二一〇〇	六、一九七八六〇 五、八八三〇三〇	一七、八八八一三〇 一七、八八八一三〇
九	大正二十年	二〇五、九四八八三〇 一九三、六六四〇〇〇	一一、二九八四三〇 一一、六三〇四九〇	五、五五九七〇〇 五、二二七六四〇	一七、八八八一三〇 一七、八八八一三〇
一〇	大正廿一年	一八〇、九八五九一〇 一六八、〇一四四〇〇	一一、九七一五一〇 一一、三三二七四〇	四、八八六六一〇 四、五三六三九〇	一七、八八八一三〇 一七、八八八一三〇
一一	大正廿二年	一五〇、六九二六六〇 一四、〇二二二三〇	一一、三八一四三〇 一四、〇五〇八三〇	四、一七六七〇〇 三、八七三七〇〇	一七、八八八一三〇 一七、八八八一三〇
一二	大正廿三年	一二六、九六〇四〇〇 一一二、五〇〇二〇〇	一一、四〇二二〇〇 一四、八八九八一〇	三、四七九三〇〇 三、〇三三三〇〇	一七、八八八一三〇 一七、八八八一三〇

年次	年 度	市 債 元 金	元 金 償 還 額	利 子 仕 拂 額	元 利 償 還 計
一三	大正廿四年	九七、七〇、三九〇	一五、二九、九五〇	二、六八、一八〇	一七、八八、一三〇
一四	大正廿五年	八二、四〇、四四〇	一五、六〇、八九〇	二、三三、二四〇	一七、八八、一三〇
一五	大正廿六年	六六、八五、五五〇	一六、〇五、二九〇	一、八〇、五二〇	一七、八八、一三〇
合 計		五〇、八六、六三〇	一六、四八、三五〇	一、三三、一七〇	一七、八八、一三〇
小 計		三三、三〇、三八〇	一六、九三、四八〇	九六、六五〇	一七、八八、一三〇
		一七、三八、八〇〇	一七、三八、八〇〇	四六、九五〇	一七、八八、一三〇
		三六、四〇、〇〇〇	三六、四〇、〇〇〇	一七、一七、四四〇	五三、五、七四〇
		三六、四〇、〇〇〇	三六、四〇、〇〇〇	二二、〇、五六〇	五三、五、七四〇

(三) 元金五万七千三百圓 利子年五分四厘

年次	年 度	市 債 元 金	元 金 償 還 額	利 子 仕 拂 額	元 利 償 還 計
大正十年		五七、〇〇、〇〇〇	一、四九、七四〇	二、五七、八五〇	二、五七、八五〇
大正十一年		五七、〇〇、〇〇〇	一、八〇、七九〇	三、〇九、四二〇	三、〇九、四二〇
大正十二年		五七、〇〇、〇〇〇	一、八〇、七九〇	三、〇九、四二〇	三、〇九、四二〇

年次	年 度	市 債 元 金	元 金 償 還 額	利 子 仕 拂 額	元 利 償 還 計
一	大正十三年	五七、〇〇、〇〇〇	一、四九、七四〇	二、五七、八五〇	二、五七、八五〇
二	大正十四年	五七、〇〇、〇〇〇	一、八〇、七九〇	三、〇九、四二〇	三、〇九、四二〇
三	大正十五年	五七、〇〇、〇〇〇	一、八〇、七九〇	三、〇九、四二〇	三、〇九、四二〇
四	大正十六年	五七、〇〇、〇〇〇	一、八〇、七九〇	三、〇九、四二〇	三、〇九、四二〇
五	大正十七年	五七、〇〇、〇〇〇	一、八〇、七九〇	三、〇九、四二〇	三、〇九、四二〇
六	大正十八年	五七、〇〇、〇〇〇	一、八〇、七九〇	三、〇九、四二〇	三、〇九、四二〇
七	大正十九年	五七、〇〇、〇〇〇	一、八〇、七九〇	三、〇九、四二〇	三、〇九、四二〇
八	大正二十年	五七、〇〇、〇〇〇	一、八〇、七九〇	三、〇九、四二〇	三、〇九、四二〇
九	大正廿一年	五七、〇〇、〇〇〇	一、八〇、七九〇	三、〇九、四二〇	三、〇九、四二〇
小 計		五七、〇〇、〇〇〇	一、八〇、七九〇	三、〇九、四二〇	三、〇九、四二〇

年次	年 度	市 價	元 金	元金償還額	利子仕拂額	元利償還計
一〇	大正廿二年		三二、〇六二五〇	一、八五七二五〇	八三九五〇	二、六九六八四〇
一一	大正廿三年		二九、三九〇〇〇	一、九〇七三九〇	七九四九〇	二、六九六八四〇
一二	大正廿四年		二七、三二六〇〇	一、九五八八九〇	七三七九〇	二、六九六八四〇
一三	大正廿五年		二五、六七七〇〇	二、〇一一七八〇	六八五〇〇	二、六九六八四〇
一四	大正廿六年		二三、三〇九四〇	二、〇六二〇〇	六三〇七〇	二、六九六八四〇
一五	大正廿七年		二一、二九四八〇	二、一一八八〇	五七四九〇	二、六九六八四〇
一六	大正廿八年		一九、一七二六〇	二、一七九一八〇	五一七六〇	二、六九六八四〇
合 計			二六、六〇〇〇	二、三六〇〇〇	四八八八〇	二、六九六八四〇
小 計			五、一八二九〇	二、二九四〇〇	三九八四〇	二、六九六八四〇
合 計			二一、四一七〇〇	二、〇六六〇〇	三六〇四〇	二、六九六八四〇

(四) 元金八萬貳千圓

利子年五分四厘

年次	年 度	市 價	元 金	元金償還額	利子仕拂額	元利償還計
一	大正十一年		八二、〇〇〇〇〇	一、六四五三六〇	四、四二八〇〇	四、四二八〇〇
二	大正十二年		八二、〇〇〇〇〇	一、六八八七六〇	四、四二八〇〇	四、四二八〇〇
三	大正十三年		八二、〇〇〇〇〇	一、七三五四二〇	四、四二八〇〇	四、四二八〇〇
四	大正十四年		八二、〇〇〇〇〇	一、七八三六〇	四、四二八〇〇	四、四二八〇〇
五	大正十五年		八二、〇〇〇〇〇	一、八三〇三六〇	四、四二八〇〇	四、四二八〇〇
六	大正十六年		八二、〇〇〇〇〇	一、八七九八〇	四、四二八〇〇	四、四二八〇〇
七	大正十七年		八二、〇〇〇〇〇	一、九三〇五六〇	四、四二八〇〇	四、四二八〇〇
八	大正十八年		八二、〇〇〇〇〇	一、九八二六六〇	四、四二八〇〇	四、四二八〇〇
九	大正十九年		八二、〇〇〇〇〇	二、〇三四二〇〇	四、四二八〇〇	四、四二八〇〇
合 計			八二、〇〇〇〇〇	一、八三〇三六〇	四、四二八〇〇	四、四二八〇〇
小 計			八二、〇〇〇〇〇	一、八三〇三六〇	四、四二八〇〇	四、四二八〇〇
合 計			八二、〇〇〇〇〇	一、八三〇三六〇	四、四二八〇〇	四、四二八〇〇

年次	年 度	市 債 元 金	元 金 償 還 額	利 子 仕 拂 額	元 利 償 還 計
八	大正二十年	五、四、四、五、一、四、五、〇	二、一、三、八、九、一、七、〇	一、四、七、〇、一、九、〇	三、一、八、五、九、三、六、〇
九	大正廿一年	四、九、六、〇、六、〇、〇	二、四、五、三、六、八、〇	一、四、〇、五、六、八、〇	三、一、八、五、九、三、六、〇
一〇	大正廿二年	四、七、〇、八、六、七、〇	二、五、一、九、九、〇	一、三、九、四、三、〇	三、一、八、五、九、三、六、〇
一一	大正廿三年	四、四、五、〇、〇、〇	二、五、八、七、九、〇	一、二、七、一、三、九、〇	三、一、八、五、九、三、六、〇
一二	大正廿四年	四、一、八、四、二、六、〇	二、六、五、七、八、四、〇	一、二、〇、一、五、二、〇	三、一、八、五、九、三、六、〇
一三	大正廿五年	三、九、一、三、三、六、〇	二、八、〇、三、三、〇	一、〇、六、〇、六、〇	三、一、八、五、九、三、六、〇
一四	大正廿六年	三、六、三、〇、九、七、〇	二、八、七、八、九、〇	九、〇、三、七、〇	三、一、八、五、九、三、六、〇
一五	大正廿七年	三、〇、四、七、四、五、〇	二、九、五、六、七、〇	八、二、六、四、〇	三、一、八、五、九、三、六、〇
一六	大正廿八年	二、七、四、三、七、九、〇	三、一、八、五、四、〇	七、四、〇、八、二、〇	三、一、八、五、九、三、六、〇
合 計		三、七、五、七、九、三、〇	八、二、〇、〇、〇、〇	五、〇、三、五、五、五、〇	一、三、一、三、五、五、五、〇

(五) 元金貳萬七千五百圓 利子年五分四厘

年次	年 度	市 債 元 金	元 金 償 還 額	利 子 仕 拂 額	元 利 償 還 計
一	大正十一年	二、七、五、〇、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇
二	大正十二年	二、七、五、〇、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇
三	大正十三年	二、七、五、〇、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇
四	大正十四年	二、七、五、〇、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇
五	大正十五年	二、七、五、〇、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇
六	大正十六年	二、七、五、〇、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇
七	大正十七年	二、七、五、〇、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇
合 計		二、七、五、〇、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇	一、四、八、五、〇、〇

六	大正十年八	二二、二六〇九三〇 二〇、五四〇六八〇	七二、二〇二五〇 七三、九七二〇〇	五七四〇三〇〇 五五四六〇〇	一一、九四三〇〇〇 一二、九四三〇〇〇
七	大正十九年	一九、八〇九八八〇 一九、〇四一三一〇	七五、九六六七〇 七八、〇二一八〇	五三四六三〇〇 五一四二二〇〇	一一、九四三〇〇〇 一二、九四三〇〇〇
八	大正二十年	一八、二六一一三〇 一七、四四九八八〇	八二、〇二一五〇 八三、二三八八〇	四九三三〇五〇 四七一四二〇〇	一一、九四三〇〇〇 一二、九四三〇〇〇
九	大正廿一年	一六、六三七〇〇〇 一五、七九一七〇〇	八四、五一一〇〇 八六、七九二〇〇	四四四二〇〇〇 四二六三六〇〇	一一、九四三〇〇〇 一二、九四三〇〇〇
一〇	大正廿二年	一四、九三三八〇 一四、〇三六六〇	八九、一三五〇〇 九一、五四二〇〇	四〇二九五〇〇 三七八八八〇〇	一一、九四三〇〇〇 一二、九四三〇〇〇
一一	大正廿三年	一三、一七二七〇 一二、二七〇七〇	九四、〇一四〇〇 九六、五五二〇〇	三五四二一六〇 三二八七八〇〇	一一、九四三〇〇〇 一二、九四三〇〇〇
一二	大正廿四年	一一、二一五五〇 一〇、二九六六〇	九九、一五九二〇 一〇、一八三六〇	三〇二七一〇〇 二七五九四〇〇	一一、九四三〇〇〇 一二、九四三〇〇〇
一三	大正廿五年	九、二〇六〇〇〇 八、一五三七四〇〇	一〇、四五八六〇 一〇、七四二一〇〇	二四八四四〇〇 二二〇〇〇〇〇	一一、九四三〇〇〇 一二、九四三〇〇〇
一四	大正廿六年	七、〇八一六四〇 五、九七七八四〇	一、一三二八〇〇 一、〇三二〇〇〇	一六二四二〇〇 一三〇八三〇〇	一一、九四三〇〇〇 一二、九四三〇〇〇
一五	大正廿七年	四、八四五六六〇 三、六八一九〇〇	一、六三三四七〇 一、一九四八八〇	九六四二〇〇〇 九九四二〇〇〇	一一、九四三〇〇〇 一二、九四三〇〇〇

一六	大正廿八年	二、四八七三〇〇 一、二六〇一七〇	一、一三七二四〇 一、二六〇一七〇	六七一六〇 三四〇一〇	一、二九四三〇〇 一、二九四三〇〇
小計		—	二七、五〇〇〇〇〇	一三、九七四九〇	四、一四一七四九〇
合計		—	二七、五〇〇〇〇〇	一五、六四二五〇〇	四三、一四二五〇〇

利子年五分四厘

149

(一) 元金五萬圓 利子年七分參厘

年次	年 度	市 債 元 金	元金償還額	利子仕拂額	元金償還計
一	大正十一年	五〇,〇〇〇,〇〇〇		三,〇〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇,〇〇〇
	大正十二年	五〇,〇〇〇,〇〇〇		三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
	小 計	五〇,〇〇〇,〇〇〇		三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
二	大正十三年	五〇,〇〇〇,〇〇〇	八四九,〇〇〇	一,八二五,〇〇〇	二,八二五,〇〇〇
三	大正十四年	四九,〇〇〇,〇〇〇	八八〇,九〇〇	一,七九四,〇〇〇	二,六七四,〇〇〇
四	大正十五年	四八,二七〇,八二〇	九二二,二〇〇	一,七二八,八〇〇	二,六二八,〇〇〇
五	大正十六年	四七,三九八,五〇〇	九四九,五〇〇	一,七〇八,五〇〇	二,六〇八,〇〇〇
六	大正十七年	四六,四三〇,八〇〇	九八〇,〇〇〇	一,六八三,〇〇〇	二,六八三,〇〇〇
七	大正十八年	四五,四三〇,〇〇〇	一,〇五二,八七〇	一,六二二,三〇〇	二,六二二,三〇〇
八	大正十九年	四四,四七二,七〇〇	一,〇九二,三〇〇	一,五八二,八〇〇	二,六八二,八〇〇
九	大正二十年	四三,四三〇,〇〇〇	一,一三三,〇〇〇	一,五四二,九〇〇	二,六八二,九〇〇
一〇	大正廿一年	四二,四三〇,〇〇〇	一,一七四,〇〇〇	一,五〇一,六〇〇	二,六〇一,六〇〇

六	大正十八年	三九,九六九,五五〇	一,二五二,〇〇〇	一,四九八,八〇〇	二,六七四,〇〇〇
七	大正十九年	三八,七五四,三四〇	一,二五九,五七〇	一,四四四,五〇〇	二,六四四,〇〇〇
八	大正二十年	三七,四九四,七〇〇	一,三〇五,五四〇	一,三八八,六〇〇	二,六八四,〇〇〇
九	大正廿一年	三六,一八九,三三〇	一,三五三,九〇〇	一,三〇〇,九〇〇	二,六五三,八〇〇
一〇	大正廿二年	三四,八八〇,四〇〇	一,四〇二,五八〇	一,二二一,五〇〇	二,六二四,〇〇〇
一一	大正廿三年	三三,四三〇,四〇〇	一,四五七,七八〇	一,一〇五,二五〇	二,六〇七,四〇〇
一二	大正廿四年	三二,九七六,八〇〇	一,五〇六,八四〇	一,〇六二,六〇〇	二,六七四,〇〇〇
一三	大正廿五年	三二,四七二,七〇〇	一,五六一,八四〇	一,〇二二,六〇〇	二,六七四,〇〇〇
一四	大正廿六年	三二,〇二〇,三〇〇	一,五六八,六八〇	九八二,一六〇	二,六七四,〇〇〇
一五	大正廿七年	三一,五七〇,三〇〇	一,六一八,八八〇	九六二,一六〇	二,六七四,〇〇〇

一六 大正廿八年		五、〇六八、九一〇	二、四八九、〇八〇	一八五、〇〇〇	二、六七四、〇〇〇
小 計	合 計	二、五七九、八三〇	二、五七九、八三〇	九四、一〇〇	二、六七三、九〇〇
			五〇、〇〇〇、〇〇〇	三五、五七一、〇〇〇	八五、五七一、〇九〇
			五〇、〇〇〇、〇〇〇	三九、二九一、〇九〇	八九、二九一、〇九〇

(四) 目 論 見 設 計 變 更

第一次變更 本市上水道布設は大正七年七月認可稟請を爲し直に認可あるものと(實は大正六年一度は其筋の諒解を求め置きたればなり)認可あり次第大正七年中に於て幾分の施工を爲し大正十年三月末日迄に竣工の豫定なりしも認可の期豫定より後れたる爲め大正八年度より起工し従つて前回認可の期間内に竣工覺束なく大正十年二月市會の議決を経三月七日竣工期限の延伸其他設計の變更之に伴ふ豫算の更正等認可稟請を主務省に提出せり稟請の内容左の如し。

一 竣工期限を大正十一年三月三十一日迄一ヶ年延長の件

二 水源地の位置變更

三 送水線路變更

四 配水線路變更

五 其他工事の變更及豫算並に給水料の更正

上記第二號以下夫々各部門に於て説明すべけれど總して布設方法として前篇計畫に於ては各井の採水方法として「アッシュレーポンプ」を以て揚水し各水源の濾過機を経て集水池に入らしめ「セントフュガルポンプ」を以て配水池に送水し夫より市内へ自然流下せしむる筈なりしが各井共最新式四段タービン唧筒を据付くる事としたる爲め送水揚水個々別作用の兩唧筒を用ふる事なく且つ集水池を廢止しタービン唧筒に依り揚水と同時に配水池へ押上げ送水するを得濾過機は水源各井に設けず之を配水池構内に一ヶ所設置し送水は先づ濾過機を経て配水池に入ることをせり。

前記目論見其他變更稟請認可書左の如し

水第二九六號

大正十年三月七日

一五四

大牟田市長 巖谷忠順

内務大臣 床次竹二郎殿

上水道布設工事竣工延期並目論見其他變更認可稟請

大正八年三月十四日御認可相成候本市上水道布設ノ儀ハ起工豫定ヨリ遅延セシ爲メ竣工期限壹ケ年ヲ延長シ向水源ノ位置、工事方法、豫算及水料等ニ於テモ變更ヲ來シ夫々市會ノ議決ヲ經候條御認可相成度別紙議決書相添ヘ此段稟請候也

内務省一〇、丘術第九一號

福岡縣 大牟田市

大正十年三月七日付水第二九六號稟請水道布設目論見及設計變更ノ件大正十年六月二十八日付水第七四五號稟請布設費豫算更正ノ件并ニ大正十年十二月

十二日付水第一五八號稟請布設費收入支出方法更正ノ件認可ス

大正十一年三月二十三日

内務大臣 床次竹二郎

右認可書中水第七四五號及び一五八號の豫算并に收支方法更正は、前記目論見及び設計變更申請中事業の實行に當り、補償金額豫定より超過したる爲め豫算更正を要し、收支方法更正は同書中誤謬を訂正したるものなり、豫算關係の更正は別項記述す。

第二次變更 大正十年度を以て竣工すべかりし布設事業は變更設計に依り着々進捗したるも、諸種事情の爲め竣工に至らず、大正十一年三月七日大正十一年度迄竣工期限延長の申請を爲し、豫算其他關係事項の更正を爲したるも設計には變更を加へず、而して本件は同月三十一日付認可あり（稟請及認可書略）

第三次變更 大正十一年中略、初期計畫の工程を終りたるも其の頃に於ては本市勢の發達著しきものあり、道路の新設家屋の増加等昔日の比にあらず、依つて更に

配水管布設の擴張を盡し竣工期限を大正十二年度迄延期し事業の完成を期すべく大正十二年三月三十一日、目論見設計、豫算更正の認可稟請を爲せり而して本件は十二年十二月一日付内務大臣の認可あり。

第四次變更(給水區域擴張) 次で大正十二年八月九日の市會に於て布設目論見書中給水區域を本市及び三川町の一部と限定せるを更らに隣接の駛馬村一部を給水區域に編入することを議決せるに依り之が認可稟請を爲せり即ち左の如し。

水第五五七號

大正十二年八月十一日

大牟田市長 岩 井 敬 太 郎

内務大臣 水 野 鍊 太 郎 殿

給水區域擴張認可稟請

本市へ隣接セル三池郡駛馬村大字西米生區ニ設立セル三井鑛山株式會社所屬工場ニ給水致度別紙管轄村長ノ同意書及配水管圖并ニ本市會議決書添付致候

間給水區域擴張御認可相成度此段稟請候也

市外給水ニ關スル説明

一、擴張地域 大牟田市三坑町七浦町ニ隣接セル三池郡駛馬村西米生區別紙圖面ノ通り

二、給水目的 前記區内ニ在ル三井鑛山株式會社ノ經營ニ屬スル工場ニ給水スルヲ目的トス

三、設備費 本件ノ設備ハ市ノ負擔トスルハ當初ノ目論見計畫ニ無之本市上水道布設工事ニ變動ヲ來ス爲メ布設工事費ハ全部請求者ノ負擔トシ市ニ於テ支出セズ

四、施工方法 大牟田市三坑町三井炭鑛鐵道七浦踏切既設四吋配水鐵管ヨリ分歧シ別紙圖面ノ通り布設スルモノトス

(一)給水管ノ口徑及其延長

内徑四吋鐵管 四百參拾參間

(二)水 頭

工場内ニ於ケル水頭約五十尺

(三)工事費概算

金參千五百圓

(四)起工及竣成期限

本件ニ對スル御認可アリ次第着手約二十日間ニテ竣成ノ見込
(五)給水量

一ヶ月所要水量 九千石

參 考

市外給水ノ爲メ要スル見込給水量ハ一ヶ月九千石内外ノ極メテ少量ノモノ
ニシテ實際能力ノ揚水量ハ一ヶ月百貳拾九万六千石ナルヲ以テ現在一ヶ月
約九十万石ヲ消費セルノミナレバ將來發展ノ時期ヲ豫想スルモ其ノ水量ハ
豊富ニシテ剩餘水量モ亦多量ナリ

右申請に就ては給水料收入の關係も無論主として前記第三次目論見其他變更認
可急を要する爲め竹尾助役小山書記等甲府市に於ける上水協議會列席の序主務

省に出頭し兩件一括其の諒解を求めたるに本省に於ては市外給水區域擴張の必
要たる理由及び市が施工せざる点等種々疑議論難あり結局左記追申書を提出す
る事となり前記の目論見變更と同時に認可あり。

水第五五七號ノ一

大正十二年十月十五日

大牟田市長 岩 井 敬 太 郎

内務大臣子爵 後 藤 新 平 殿

上水道給水區域擴張認可稟請ノ件ニ就追申

本年八月十一日付水第五五七號ヲ以テ標記ノ件認可稟請中ノ處左記事項及追
申候也

記

説明書中二給水ノ目的―三井鑛山株式會社ノ經營ニ係ル工場ニ給水スルヲ目
的トス〕トアルハ市ノ公益上將タ保健衛生上直接何等關係ナキ様ニ之有候ヘド

モ該工場勞務者ノ大部分ハ本市居住者ニ有之是等ノ勞務中飲料トシテモ供給サル、次第ニ付保健衛生上必要事カト被認候然ルニ今度工場ト限定シタルハ水道布設ノ本旨ニ反スルヤノ嫌ヒ有之候得共元來本市モ都市計畫ノ指定地ニ有之早晚該地域等モ市ニ編入サレ無差別ノ運命ヲ招致スルモノト被存且ツ該工場ハ國家的事業ニ資スルモノト其邊特ニ御酌量相成度候也

第五次變更 以上當初の豫定に對し竣工期限を延長する事三度愈々大正十三年三月三十一日を以て打ち切りとなるべかりし本市上水道布設事業が本稿印刷中三月二十七日の市會に於て、配水鐵管の延長を繼續事業として布設し從つて竣工期限を更に一ケ年延期し大正十四年三月末日を以て總ての竣成を爲す事となりたる爲め大正十三年三月三十日付竣工期限延長其他豫算更正の認可稟請を爲したり實に大正八年度より十三年度に亙る前後六ケ年工事豫算の更正を爲すこと六度なり。

(五) 工 事 豫 算 更 正

豫算更正 工事豫算は當初の目論見に在る如く總工費百七拾六萬圓にして始終變るところなきも前項目論見變更に記す如く、施工の關係等に依り下記の通り隨時工事豫算の更正をなせり。

- 一、當初の設計豫算 大正七年七月七日議決(市第三〇號)
- 二、第一次豫算更正 大正十年二月二十八日議決(市第二八號)
- 三、第二次一部豫算更正 大正十年六月三日議決(市第五一號補償費更正)
- 四、第三次一部豫算更正 大正十一年三月六日議決(市第三二號工事監督費更正)
- 五、第四次豫算更正 大正十二年三月二十一日議決(市第二七號)
- 六、第五次一部豫算更正 大正十二年八月十日議決(市第五七號既設配水管買收關係)
- 七、第六次豫算更正 大正十三年三月二十七日議決(市第三五號)

各項に於ける豫算額更正關係左の如し。

科 目	設 計 額	第一次更 正 額	第二次更 正 額	第三次更 正 額	第四次更 正 額	第五次更 正 額	第六次更 正 額
水源工事費	二〇八、〇三六	一七五、二三〇			一五七、七七九		一五、四九九
配水池築造費	五、七五二	一六、四〇九					一六、三七七
鐵管線路費	八、二四五	一四、九二五			一三、〇三三		二、一六〇
鐵管敷設費	一、三四五、九〇五	一、三二、四七四			一、一六、三九四		一、二六三、九三五
材料運搬費	一一、八六六	一七、六二二			一五、二八〇		一五、六六一
家屋建築費	八、七二〇	二七、七九五			一五、〇一〇		二七、九九五
器具機械費	一九、三〇〇	三、三〇〇					一四、六八八
工事監督費	五五、七〇〇	九七、八八五		一〇二、三八五	二二、八九五		三三、六六六
補償費	六、九〇〇	二四、四〇〇			二八、一〇〇		二八、〇六七
電話架設費	三、八〇〇	六、六〇〇	二八、九〇〇				六、六〇四

檢 査 費	測 量 費	用 地 費	既設配水管 費	買収費	豫備費	合 計
六、二四〇	八四八	一五、二〇〇		一七、五〇七	一、七六〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇
一七、三五五	一、八〇〇	一六、〇〇〇		二七、二五	一、七六〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇
				三三、七五	一、七六〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇
				一八、二三五	一、七六〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇
二、九三八	六二〇	七、九七四		一三、一〇三	一、七六〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇
				九、四二二	一、七六〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇
二、一八五	五七三			三、六九二	一、七六〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇
				二、二四	一、七六〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇

上記第一次の更正を爲したるは實施期に入りて鐵管代價が著しく低下したる爲め鐵管敷設費に剩餘を生じたと勢力費の騰貴に依り各項工費の増加を必要とするに至り又水源地に設置すべかりし濾過機を配水池に移し或は集水池を廢止し其他水利補償問題解決の曙光を認めたる結果各費額の増減を行へり、第二次の更正は補償問題解決の結果更に多少の豫算増額を必要とするに至りたる故にして第三次の更正は工事期間延長に由る工事監督費の増加を要したる爲めなり、又

第四次の更正に於て水源工事費、線路費、材料運搬費、器具機械費用、地費、測量費等に減額したるは過年度の實施の結果と工費低減せるに依り將來の支出を見込減額更正し、布設費に膨脹せるは配水鐵管布設延長に依るもの工事監督費の増加は逐年繼續事業期間を延長せしに由るもの更に第五次の更正は三川町三井關係船舶給水の爲め既設配水管買収を必要としたるが爲めなり而して是迄五ヶ年間に於て打ち切りとなす豫定の布設事業を年度末に於て更に期限を一ヶ年延長し配水鐵管の延長を爲す事となりたる爲め、從來竣工せる各種工事費の殆んど決算額と他は支出見込額を豫算額とし、各科目の豫算を減少し鐵管敷設費及び工事監督費に増加を爲せり、最終に於ける更正豫算設計の内容左の如し。

大牟田市上水道工事費豫算

一金壹百七拾六萬圓 既定豫算額
 一金壹百七拾六萬圓 更正豫算額
 内 譯

費 目	更正豫算高	既定豫算高	増 △ 減	摘 要
水源工事費	一五、四九〇〇〇	一五、七九〇〇〇	△ 二八〇〇〇	工費ノ輕減ニ由ル
配水池築造費	一六、三七〇〇〇	一六、四九〇〇〇	△ 一六〇〇〇	全
鐵管線路費	二、一〇〇〇〇	三、〇〇〇〇〇	△ 八〇〇〇〇	全
鐵管敷設費	一、六三、九五〇〇〇	一、六二、九四〇〇〇	△ 一、〇〇〇	工事ノ都合ニ由ル
材料運搬費	一五、二一〇〇〇	一五、二八〇〇〇	△ 二九〇〇〇	勞費ノ輕減ニ由ル
家屋建築費	二七、九五〇〇〇	二七、七五〇〇〇	△ 一九〇〇〇	工事ノ都合ニ由ル
器具機械費	一四、六八〇〇〇	一五、〇一〇〇〇	△ 三三〇〇〇	價格輕減ニ由ル
工事監督費	三三、六六〇〇〇	三三、九五〇〇〇	△ 七〇〇〇	事業年度延長ニ由ル
補償費	二八、〇七〇〇〇	二八、一〇〇〇〇	△ 三〇〇〇	
電話架設費	六、六四〇〇〇	六、六〇〇〇〇	△ 四〇〇〇	
検査費	二一、八五〇〇〇	二一、九三八〇〇〇	△ 一三三〇〇〇	勞費ノ輕減ニ由ル
測量費	五七三〇〇〇	六、〇一〇〇〇	△ 四七〇〇〇	全

用地費	既設配水管費	買収費	豫備費	合計
七、九四〇〇〇	九、四二〇〇〇	二、二四〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇、〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇、〇〇〇
七、九四〇〇〇	九、四二〇〇〇	三、六九一〇〇〇	一、七五〇、〇〇〇、〇〇〇	△ 一、五七五、〇〇〇

水源工事費明細書

一金拾五萬七千四百九拾九圓

參ヶ所分

内 譯

金六萬參千參百參拾五圓 第一水源工事費明細書ノ通リ
 金四萬五千九百六拾六圓 第二水源工事費明細書ノ通リ
 金四萬八千九百九拾八圓 第三水源工事費明細書ノ通リ
 第一水源工事費明細書
 金六萬參千參百參拾五圓

内 譯

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
源井	個所	一〇〇	二、五七一〇〇〇	二、五七一〇〇〇	内徑九尺深三十尺煉瓦造リ
汲水井	全	一〇〇	三、〇五九〇〇〇	三、〇五九〇〇〇	内五尺底部コンクリート
唧筒	台	二〇〇	二、五五五〇〇〇	五、一一一〇〇〇	タービン式
原動機	台	二〇〇	四、八七五〇〇〇	九、七五〇〇〇〇	八十馬力五百ボルト
右基礎	個所	一〇〇	六、四〇〇〇〇	六、四〇〇〇〇	
据付	台	一〇〇	一、〇九五〇〇〇	一、〇九五〇〇〇	唧筒附屬品
諸鐵管	台	一〇〇	二、二二九〇〇〇	二、二二九〇〇〇	
送電線	哩	一・二〇	四、〇八二五〇〇	四、八九九〇〇〇	
引込線	哩	一・二〇	一、五六七〇〇〇	一、五六七〇〇〇	
配電	面坪	三九・二五	一、九〇〇〇	七四七〇〇〇	
石垣	面坪	二〇五・三八	四、八八〇	一、〇〇二〇〇〇	
盛土	立坪	二〇五・三八	四、八八〇	一、〇〇二〇〇〇	

門 柵 雜 工 費 計	個 所				
	一・〇〇	六五〇〇〇	六五〇〇〇	六三、三五、〇〇〇	煉瓦塀高四尺長七八間五分
	七・五〇	一〇八五〇	八五二〇〇	一、九七一〇〇	溝內敷砂樹木植込排水溝其他雜工

第二水源地工事費明細書

一金四萬五千九百六拾六圓

內譯

工種	稱呼	數量	單價	金額	要要
源井	井個所	1000	25,651.000	25,651.000	
汲水	井全	100	2,600.000	2,600.000	内徑九尺深三十尺煉瓦造内五尺底部コンクリート
唧筒	台	100	2,995.000	2,995.000	タービン式

原動機	及基礎	柱据付	諸鐵管	及ウインチ	石垣	盛土	門	柵	引電線及	送電線	雜工費	計
全	個	台	全	全	面坪	立坪	個	間				
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	二七・九八	五八・九	一・〇〇	六二・八〇				
四、八七五〇〇〇	六三三〇〇〇	一、〇九五〇〇〇	二、二八〇〇〇	一七〇〇〇	四五〇〇〇	五二〇〇〇〇	二二七〇					
四、八七五〇〇〇	六三三〇〇〇	一、〇九五〇〇〇	二、二八〇〇〇	四九八〇〇〇	二六〇〇〇〇	五二〇〇〇〇	八二〇〇〇	八二〇〇〇	八二〇〇〇〇	一、〇一六〇〇〇	一、九三六〇〇〇	四五、九六六〇〇〇
			唧筒附屬品				煉瓦塀高四尺長六十二間八分				構内砂敷樹木植込排水溝其他雜工	

第三水源地工事費明細書

一金四萬八千九拾八圓

170

内 譯

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
源 井	個 所	1・00	二九、五九三〇〇〇	二九、五九三〇〇〇	内徑九尺深三十尺煉瓦造底
汲 水 井	全	1・00	二、六〇〇〇〇〇	二、六〇〇〇〇〇	都五尺コンクリート
唧 筒	台	1・00	二、五五五〇〇〇	二、五五五〇〇〇	タービン式
原 動 機	全	1・00	四、八七五〇〇〇	四、八七五〇〇〇	
右 基 礎 及 付	個 所	1・00	六三三〇〇〇	六三三〇〇〇	
据 桝	全	1・00	一〇、九五〇〇〇	一〇、九五〇〇〇	唧筒附屬品
諸 鐵 管	全	1・00	二、二八〇〇〇	二、二八〇〇〇	
及 ウ イ ン チ	全	1・00	一、五八〇〇	一、五八〇〇	
石 垣	個 所	1・00	六五三〇〇〇	六五三〇〇〇	
門	個 所	1・00	六五三〇〇〇	六五三〇〇〇	

柳 送 電 線	間	五九・〇〇	八三四〇	四八六〇〇〇	煉瓦塀高四尺延長三十六間
引 込 及 配 線				一、〇一六〇〇〇	一分竹垣二十二間九分
電 工 費				八二〇〇〇	構内砂敷樹木植込排水溝其
雜 工 費				一、四六〇〇〇	他雜工
計				四八、一九〇〇〇	

配水池築造費明細書

一金拾七萬八千參百貳拾七圓

内 譯

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
混 凝 土	立 坪	四二五・〇〇	一一四〇〇〇	五二、七〇〇〇〇〇	
止 水 工	全	一一・〇〇	三、七〇〇〇〇	四、四四八〇〇〇	平均厚七分

171

煉瓦工	切石	掘鑿	盛土	上置	張芝	石垣	石垣	拱橋	濾過	雜工費	計
面坪	個	立坪	全坪	全坪	面坪	全坪	全坪	組	組		
七・八〇	五九・一〇	三三・〇〇	一、一八・〇六	六五・九二	二四・八四	四三・四〇	二九・七〇	一・九八	一・〇〇		
八二・八	九一・〇	六三・九五	二二・八〇	四七・〇〇	六〇・〇〇	七八・〇〇	二〇・五八	一五・五五七	七三・五〇〇〇〇		
一、三三・二三	五七・九八	二、四八・七〇	一、四四・七五	三、〇四・〇〇	一、六四・九四	三三・四五	六、五八・六六	三〇・一六	七三・五〇〇〇〇	八、九二・九七	一六、三七・〇〇〇
一枚積	混凝土接合用厚四分	笠石其他	掘鑿土砂利用	上					濾過機及基礎工濾過裝置工	ペンチ、ノコギリ、メソ、上家工、浮標、管工、全上家工、表門、周、手、掘、工、機、所、散、地、工、後、所、付、其、他、工、機、工	

鐵管線路費明細書

一金壹萬貳千百六拾圓

內 譯

工種	稱呼	數量	單價	金額	摘	要
水源池	間	五・六・〇〇	二六・〇〇	一、四六・〇〇〇		
配水池	全	二・八・〇〇	三五・〇〇	七五・〇〇〇		
大車田	全			四七・〇〇〇		
鐵道工事	個所	七・〇〇		九、四四・〇〇〇		
計				二、一六・〇〇〇		

鐵管敷設費明細書

一金百拾六萬參千九百參拾五圓

四 實 施 篇

四 實 施 篇
内 譯

金拾壹萬七千六百四拾四圓 制水瓣其他費

種 類	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
二十時制水瓣	個	五・〇〇	五〇〇〇	二、五〇〇〇	
十八時全	全	一・〇〇	四九〇〇	四九〇〇	
十六時全	全	一・〇〇	四二五〇	四二五〇	
十四時全	全	一五・〇〇	三八〇〇	四、七〇〇〇	
十二時全	全	二・〇〇	二八〇〇	五七〇〇	
十時全	全	一八・〇〇	三三〇〇	三、九六〇〇	
九時全	全	三・〇〇	一九七〇	五九一〇	
八時全	全	四・〇〇	一五〇〇	六〇〇〇	
六時全	全	三・〇〇	二一〇〇	三、九六〇〇	

四時全	全	一八・〇〇	六八、四〇〇	二、二六九〇	
三時全	全	一五・〇〇	四二、三〇〇	六、四四五〇	
ベンチユリメ 一ター	組	一・〇〇	六、四五〇〇	六、四五〇〇	配水池据付用附屬鐵管類 共
量水器	全	一〇・三・〇〇	一五、一五〇	一五、四九〇〇	レコダー共
排氣弁	全	二・〇〇	四三〇〇	五二六〇	
消火栓	全	四四・〇〇	三八六〇	一八、三〇〇〇	
共用栓	全	二七・〇〇	九一四〇	二四、六七八〇	
鐵管其他金物	噸	五五・〇〇	二七五、二六五	一五、一九五〇〇	
雜具	噸	五五・〇〇	二七五、二六五	一五、一九五〇〇	
計				二一七、六四四〇〇	

金八拾七萬六千五百八拾七圓 直鐵管費

此噸數 四千貳百五拾噸 壹噸ニ付金貳百六圓貳拾五錢五厘七毛

内 譯
四 實 施 篇

管 種	稱 呼	數 量	一 本 重 量	小 計 重 量	摘 要
二 十 時	本	九六二	一、八〇五・〇〇〇	一、七六六、四〇〇・〇〇〇	
十 八 時	全	二六四	一、五五五・〇〇〇	四四一、六〇〇・〇〇〇	
十 六 時	全	二一〇	一、三〇〇・〇〇〇	一四三、〇〇〇・〇〇〇	
普通 壓 十 四 時	全	一、九七〇	一、二〇五・〇〇〇	二、三七三、八五〇・〇〇〇	
低 壓 十 四 時	全	三六六	一、〇七五・〇〇〇	三九三、四五〇・〇〇〇	
十 二 時	全	二〇	八七六・〇〇〇	一七、五〇〇・〇〇〇	
十 時	全	一、〇三八	六八一・〇〇〇	七〇六、八六〇・〇〇〇	
九 時	全	三三三	六八八・〇〇〇	一八七、四九六・〇〇〇	
八 時	全	二六〇	五〇五・〇〇〇	一三二、三〇〇・〇〇〇	
六 時	全	一、八〇五	三五一・五〇〇	六六六、二六一・五〇〇	
四 時	全	一〇、三八二	一八五・五〇〇	一、九五八、八六一・〇〇〇	

三 計	時 全	六、二六九 二、三六九	一三・〇〇〇	八二七、五八・〇〇〇 九、五二一、五五・五〇〇	此噸數四、二五〇噸
-----	-----	----------------	--------	----------------------------	-----------

金四萬八千五百九拾壹圓

異形管費

此噸數 百參拾四噸二三

壹噸ニ付參百六拾貳圓

內 譯

管 種	稱 呼	數 量	一 本 重 量	小 計 重 量	摘 要
二十時 九十度	本	四	九四一・〇〇〇	三、七六四・〇〇〇	
全 四十五度	全	一九	七九・〇〇〇	一四、九九一・〇〇〇	
全 二十二度半	全	九	七〇一・〇〇〇	六、三〇九・〇〇〇	
全十一度四分ノ一	全	八	八六・〇〇〇	七、〇八八・〇〇〇	
十八時二十二度半	全	一	五八・〇〇〇	五八・〇〇〇	

[illegible]

八 时 四十五度	全	一	一四五・〇〇〇
全 二十二度半	全	二	二九〇・〇〇〇
全十一度四分ノ一	全	二	三二二・〇〇〇
七 时 九十度	全	六	四八六・六〇〇
七 时 四十五度	全	一四	一、四七・〇〇〇
全 二十二度半	全	一〇	一、〇〇五・〇〇〇
全十一度四分一	全	二三	二、四八四・〇〇〇
四 时 九十度	全	三七	二、七八・〇〇〇
全 四十五度	全	八三	五、一三三・一〇〇
全 二十二度半	全	一一	六、九四八・六〇〇
全十一度四分一	全	一八	七、九四一・四〇〇
三 时 九十度	全	四三	二、二〇〇・八〇〇
全 四十五度	全	五九	二、六四九・一〇〇

片 落 管	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
十二 八十	三三 时时	三四 时时	四四 时时	四六 时时	六六 时时	四八 时时	四十 时时	四十 时时	四十 时时	十 四
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一	三	四	一五	四	一	一	九	三	一	
六六九・〇〇〇	八四・九〇〇	一〇四・五〇〇	一一〇・〇〇〇	一六三・五〇〇	一九一・五〇〇	二一〇・〇〇〇	二八五・〇〇〇	四四九・〇〇〇	五八五・〇〇〇	
六六九・〇〇〇	二五四・七〇〇	四一八・〇〇〇	一、八〇〇・〇〇〇	六五四・〇〇〇	一九一・五〇〇	二一〇・〇〇〇	二、五五五・〇〇〇	一、三四七・〇〇〇	五八五・〇〇〇	

十 字 管	全	全	全	全	全	全	全	全	全	丁 字 管
十 八	三三 时时	三四 时时	四四 时时	四四 时时	三六 时时	四六 时时	六六 时时	四八 时时	三九 时时	本
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一	四六	六六	一	五〇	一〇	二	六	五	三	
八二〇・〇〇〇	六七・一〇〇	八六・〇〇〇	九三・三〇〇	九六・二〇〇	二七・五〇〇	一三四・五〇〇	一五・五〇〇	一八七・〇〇〇	一九三・三〇〇	
八二〇・〇〇〇	三、〇八六・六〇〇	五、六七六・〇〇〇	九三・三〇〇	四、八二〇・〇〇〇	一、二七五・〇〇〇	二、八四四・五〇〇	九二五・〇〇〇	九三三・〇〇〇	五七九・九〇〇	
			承口二ヶ	承口三ヶ						

全	全	全	全	全	全	全	全	全	片 落 管
九七 时时	六八 时时	十九 四 时时	四十 时时	六十 时时	八十 时时	十十 四 时时	十十 六 时时	十十 六八 时时	十二 四十 时时
全	全	全	全	全	全	全	全	全	本
三	二	一	四	一	二	一	一	一	一
二五七・三〇〇	一四四・五〇〇	二九三・四〇〇	一五七・〇〇〇	七七七・五〇〇	二〇一・〇〇〇	三〇一・〇〇〇	三五五・〇〇〇	四九八・〇〇〇	五〇八・〇〇〇
七七一・九〇〇	二八九・〇〇〇	二九三・四〇〇	六八・〇〇〇	七七七・五〇〇	四〇一・〇〇〇	三〇一・〇〇〇	三五五・〇〇〇	四九八・〇〇〇	五〇八・〇〇〇

鐘口付曲管 二十 時	全 十二 時	鐘口管 十四 時	全 十四 時	丁字管 十二 時	片 四 時	全 十六 時	分岐管 十 時	全 三 時	全 六 時	全 四 時
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
二	四	二	一	一	一	一	一	五 四	五	三
八二・〇〇〇	二三・〇〇〇	一六四・四〇〇	五九・〇〇〇	九一七・〇〇〇	一一二・五〇〇	二六七・〇〇〇	六三・七〇〇	九六・六〇〇	九六・六〇〇	九六・六〇〇
一六四二・〇〇〇	四八・〇〇〇	三八・八〇〇	五二・〇〇〇	九一七・〇〇〇	一一二・五〇〇	二六七・〇〇〇	三、四三九・八〇〇	四八三・〇〇〇	二八九・〇〇〇	二八九・〇〇〇

全	直	十二	全	十二	十四	九十	九十	十二	十二	十四	十四	九十	九十
	管	寸		寸	片	曲	曲	字	寸	寸	寸	寸	寸
		兩		兩	落	兩	兩	三	兩	兩	兩	兩	兩
		管		管	管	管	管	方	管	管	管	管	管
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
一	一	一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三九・二〇〇	五四・八〇〇	四九・〇〇〇	五七・〇〇〇	三六・〇〇〇	三三・〇〇〇	八八・九〇〇	七六・六〇〇	五三・七〇〇	四三・〇〇〇	四三・〇〇〇	四三・〇〇〇	四三・〇〇〇	四三・〇〇〇
三九・二〇〇	五四・八〇〇	四九・〇〇〇	五七・〇〇〇	三六・〇〇〇	三三・〇〇〇	八八・九〇〇	七六・六〇〇	五三・七〇〇	四三・〇〇〇	四三・〇〇〇	四三・〇〇〇	四三・〇〇〇	四三・〇〇〇
全	全	全	全	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
2'8"	7'1"	5'6"	6'8"										

十二	全	十四	二十	全	全	全	全	全	全	防火丁字管
寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	寸	十四寸
管	管	管	管	管	管	管	管	管	管	管
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	本
二	六	四	二	一	三	五	六	二	五	
一五・六〇〇	一九・三〇〇	一六・〇〇〇	四〇・〇〇〇	五七・六〇〇	七六・五〇〇	二五・四〇〇	一八・八〇〇	二四・六〇〇	四二・〇〇〇	
三九・二〇〇	一七・八〇〇	七四・〇〇〇	八〇・〇〇〇	九一・〇〇〇	一七・九〇〇	七三・四〇〇	一〇・九〇〇	四九・〇〇〇	二〇・〇〇〇	防火栓及排氣瓣用

雜 計	管 全			四〇、五七・三〇〇 接輸其他雜管 此噸數一二三四・一二一
全	全			三〇〇、六四・〇〇〇

金拾貳萬壹千百拾參圓

敷 設 費

內 譯

工 種	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
二 十 時	間	一、九四・〇〇	六、七、八	一三、九四六・七二	
十 八 時	全	五、八・〇〇	五、八、一	三、〇五一・九二	
十 六 時	全	二、〇・〇〇	五、〇、九	一、〇六三・八〇	
十 四 時	全	四、六、七・〇〇	四、四、八	二〇、六四〇・八六六	
十 二 時	全	四、〇・〇〇	四、一、五	一六五四・〇〇	
計	全	二、〇六・〇〇	三、六、九、四	七、六八七・四四	

九 時	全	六、六・〇〇	三、五、二	二、二八二・七一	
八 時	全	五、〇・〇〇	三、五、〇	一、六八〇・〇〇	
六 時	全	三、六、〇・〇〇	二、四、八	八、七八九・〇〇	
四 時	全	一、五、六・〇〇	二、二、七、一	三、五四七・〇〇〇	
三 時	全	九、四、〇・〇〇	一、九、六	一八、二〇一・六	
公 設 共 用 栓 建 設	基	二、〇・〇〇	三、四、〇、八、五	九、二〇三・〇〇〇	
計				三三、二二七・四	

材料運搬費明細書

一金壹萬五千百六拾壹圓

內 譯

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
セ メ ン ト	樽	三、六、〇・〇〇	四、三、六、五	一、三、九、〇〇〇	

四 實 施 篇

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
火 山 灰 立 坪	全	一三・〇〇	七・七七	九・〇〇〇	
細 砂	全	二六・〇〇	五・九六	一・三五〇〇〇	
砂 利	全	四二五・〇〇	五・四七	二・一四五〇〇〇	
直 鐵 管	噸	四、二九〇・〇〇	二・五七	九、六九〇〇〇	
異形管及雜管	全	一二・〇〇	二・五七	二六・一〇〇	
雜 品	全	二七・六六	三・〇〇	八三〇・〇〇	
計				一五、六二〇〇〇	

家屋建築費明細書

一金貳萬七千九百八拾五圓

內 譯

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
水道事務所	建坪	四三・〇〇	五・〇三	二、一九四〇〇	棟

全 倉 庫	全	一五・〇〇	八・三〇〇	一、二四五〇〇〇	棟
鐵管檢查所	全	一五・〇〇	四・三三〇	六五〇〇〇〇	棟
鍛冶場	全	五・〇〇	七・七〇〇	三八五〇〇〇	棟
水源工營所	全	四二・七五	九・九三〇	四、二四五〇〇〇	棟
唧筒室	全	六〇・〇〇	一・三二六	八、一七三〇〇〇	棟
配水池工營所	全	二〇・七五	一一・五二〇	二、三九一〇〇〇	棟
濾過機上家	全	四二・八七五	一・六六〇	七、七五〇〇〇	棟
配水池倉庫	全	一五・〇〇	五・五二六	八九〇〇〇〇	棟
派出所	ヶ所	三・〇〇	九・九三〇	二九八〇〇〇	所
計				二七、九五〇〇〇	ヶ所

器具機械費明細書

一金壹萬四千六百八拾八圓

四 實 施 篇

四 實 施 篇
內 譯

一三

名 稱	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
捲揚機械損料	台	一・〇〇	二、八九四・〇〇	二、八九四・〇〇	
水脈試驗器費	全	一・〇〇	一、九六八・〇〇	一、九六八・〇〇	
十八封度軌條損料	哩	一・〇〇	六〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	
枕 木 費	全	一・〇〇	一三〇・〇〇	一三〇・〇〇	
運搬車 費	台	五・〇〇	三二四・〇〇	一、六二〇・〇〇	
土工用具 費				五七二・〇〇	
雜 品 費				七、九五七・〇〇	
計				一四、六八〇・〇〇	

工事監督費明細書

一金拾貳萬參千六百七拾六圓

內 譯

種 目	金 額	摘 要
技 師 給 給	四、三六〇・〇〇	技師給
技手、助手給	三、五三〇・〇〇	技手助手給
書記、雇給	二九、〇五九・〇〇	書記雇給
顧問及囑託給	三、三五八・〇〇	顧問囑託給
諸 手 當	三、六二〇・〇〇	勤務手當、臨時手當、特別手當
旅 費	八、七八八・〇〇	旅 費
備品消耗品印刷費	一〇、四六〇・〇〇	備品消耗品印刷費
雜給及雜費	一〇、七六六・〇〇	通信運搬費、報酬、給仕使丁給、傭人給、被服費、賄費、退職及死亡給與金、雜費
計	二三、六七六・〇〇	

補償費明細書

一金貳萬八千六拾七圓

四 實 施 篇

一四

四 實 施 篇
内 譯

一九四

種 目	金 額	摘 要
借 地 料	八五,〇〇〇	
補 償	二七,二二〇〇〇	鐵管其他材料置場一ヶ月拾五圓ノ五拾七ヶ月分
計	二六,〇七〇〇〇	作物其他補償

電話架設費明細書
一金六千六百拾四圓
内 譯

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
電 話 線	里	三・〇〇	一,八〇〇,〇〇〇	五,四〇〇,〇〇〇	電柱其他架設費共
電 話 機	個	六・〇〇	七〇,〇〇〇	四二〇,〇〇〇	一切
雜 費				七九四,〇〇〇	

檢 查 費 明 細 書
一金壹萬壹千八百拾五圓
金壹萬七百六圓
内 譯

鐵 管 檢 查 費

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
檢 查 用 品 費				五七,〇〇〇	
職 工、工 夫	人	二、六三・〇〇	一五,〇〇〇	三,九四五,〇〇〇	
人 夫	人	六、一九四・〇〇	一〇〇〇	六、一九四,〇〇〇	
計				一〇,七〇六,〇〇〇	

金壹千百九圓
四 實 施 篇

セメント 檢 査 費

一九五

四 實 施 篇
内 譯

一六

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
セメント検査費	樽	一六・〇〇	六三〇 ^四	一、〇一八 ^四 〇〇〇	
計				一、〇一八 ^四 〇〇〇	

測量費明細書

一金五百七拾參圓

内 譯

種 目	稱 呼	數 量	單 價	金 額	摘 要
測量用品	人	二八・〇〇	一五〇 ^四	四、二〇〇 ^四 〇〇〇	
人	夫			一五三 ^四 〇〇〇	
計				五、七三〇 ^四 〇〇〇	

土地買收費明細書

一金七千九百七拾四圓

内 譯

場 所	單 位	數 量	單 價	金 額	摘 要
水源	地面坪	一、二一九・〇〇	三二五 ^四 〇	三、六三七 ^四 〇〇〇	
配水池	全	一、〇九七・〇〇	一五〇〇	一、六四六 ^四 〇〇〇	
鐵管線路	全	八七・〇〇	三〇〇〇	二、六一一 ^四 〇〇〇	
計				七、九五四 ^四 〇〇〇	

既設配水鐵管買收費明細書

一金九千四百拾貳圓

内 譯

種 目	稱 呼	數 量	金 額	摘 要
-----	-----	-----	-----	-----

四 實 施 篇

一六七

八吋配水鑄鐵管	間	三〇・〇〇	六、八式 ^四 五六〇	
五吋全	全	二五・〇〇	六四九・〇〇	
三吋全	全	二二・〇〇	三六・一〇〇	
三吋量水器及 量水器圍	個	八・〇〇	一、〇〇七・〇〇〇	
三吋配水鍊鐵管	間	一〇〇・〇〇	一六四・六〇	
二吋全	全	一一・〇〇	三五七・三〇	
計			九、四二一・〇五〇	

豫 備 費

金貳千百拾四圓

(六) 水利補償

本市が水源地を熊本縣玉名郡長洲町及清里村地内に設定するや地元町村及水利

關係ありと稱する有明村等は舉つて峻拒せり、之が爲め施工上少からざる影響を蒙り市當局并に水道委員等交々之が折衝に當り大正八、九年に互り漸く解決するを得たり、今其の經過を叙せんに布設認可ありてより水源工事の準備として水源敷地買収交渉に方り清里村長へ對し大正八年八月十八日始めて買収方助力の依頼をなせり、然るに全年十月二十九日同地方選出元熊本縣會議員村上助壯、清里村長不破忠雄、有明村長田中市太郎、長洲町長平井彌太郎、各町村助役、區長、村總代等總勢二十六名、市役所に巖谷前市長を訪ひ、水源地を該地方に設定するに於ては水利上至大の影響を受け地元地方町村死活の問題なれば水源地を他所に變更せられたと要求せり、市長に於ては既に當局の許可を得、且つ他に水源を求むる事難ければ變更する能はずと應酬し爾來久しく對峙して兩々相下らず、市は水源地方の承服を求むる爲め意志の疏通を圖るに最善の方法を講じ交渉するも容易に解決するに至らず、水源地方は關係町村當事者連署して水源設定反對の陳情書を内務大臣に提出し、市と水源地方との疎隔益々遠ざからんとす、其の主張する所を聞くに

從來水源地方たる清里村、長洲町、有明村三ヶ町村は用水として概ね突井戸を作し、其の湧出する地下水を以て灌漑し、三ヶ町村を貫通する浦川の河水は常に水量少く殆んど補助用水に過ぎざる有様なり、而して向後長洲、清里兩町村地内に上水道の水源地を設定し多量の水を引用するに至らば縦令數百尺の地底より引水するとも永年に互り機械力を以て揚水せば早晚必ずや水源地附近に散在する突井戸の水量涸渇し湧水不可能となり、随つて補助用水たる浦川も忽ち涸渇するに至らん、果して然らば之が爲め關係區域の總反別三百三十九町歩餘は水利上の打撃を蒙り荒廢するに至らん、此の場合三ヶ町村の農民は餓して自滅を待つのみ、上水道事業の如き公益事業たりと雖も三ヶ町村を擧げて大牟田市の犠牲となすに忍びず云々

右は陳情の主旨にして多少の辭令を用ひたるなきに非ざるも、要は地下水中帶水層を異にする而も突井戸より遙に下位にある水層よりの揚水が突井戸に影響を及ぼすや否やに在りて此点に就ては本市は特に留意し學者及び經驗家の言に聽き其の源井工法を嚴密にせば上層帶水層に影響を及ぼす如き事殆ど無之を認め

此の意味に於て主張するところあるも水源地方民をして安堵せしむる能はず而かも日を経るに従ひ施工の急を告ぐるに至りて益々水源地方の反對は聊か感情化して絶對に水源地變更を強要して止まず然らざれば形勢寔に由々數事態に變化せり、本市水道水源設定に關しては可成圓滿解決を望む旨當路官廳の諭示もあれば本市は飽くまで穩當の解決を希望し、交渉上幾度かの破綻に屈せず種々懇談の末水源地方に於ても絶對に反對せざれども万一水道の爲め地元地方に影響を及ぼしたる場合は

一、田一反歩に付玄米收穫十俵とし補償せられたし、但し將來農事發展に伴ひより以上の増收ある節に至りては其額に應じ増補すること。

二、關係町村井水涸渇したるときは大牟田市民同量の給水を爲すこと。

三、灌漑用水に不足を生ずるときは自然關係町村衰微する道理につき此際相當の寄附を爲すこと（要するに慰安料の如きもの）

以上の如き條件を以て本問題を解決せんとの提議あり。

本市は其際第一項の如きは前以て約束すべき性質のものに非ず、然る場合は當然

事理に従つて權利義務の發生するものなれば之を斥け只第三項に就て審議することゝせり而して此際工事は一日の急を要するにより市長より「本市水道工事は本問題の爲め曠日彌久未だ着手に至らず爲めに事業施行上至大の影響あれば此際交渉は交渉として双方誠意を以て後日に交渉繼續し工事は直ちに着手する」旨の豫告を爲し且つ關係各官公衙の諒解を得置き施工する傍上記の提案條項につき屢々折衝を重ねたる結果第三項の寄附金については他地方の例に鑑み夫々相當の金員を交付し併せて左の照復をなし辛ふじて本問題も解決せり。

清里村長よりの照會

貴市上水道敷設ニ付當地方ニ鑿井ノ上地下水使用ノ御計畫相成居候處之ガ爲メ灌漑用水涸渴シ殊ニ突井戸ノ湧水停止シ稻作ニ損害ヲ及ボシ又ハ飲料用水ヲ失フコトナキヤト關係者一同頗ル憂慮ヲ抱キ居候就テハ將來右事實相生ジ候場合ハ貴市ハ之ニ對シ如何ナル御處置相成哉爲念此段及御照會候也

大正九年十月十七日

玉名郡清里村長 不 破 忠 雄

大牟田市長 巖 谷 忠 順 殿

本市よりの回答

大正九年十月十七日清第二〇號ヲ以テ本市上水道水源施設ニ關シ御照會ノ趣了承御來示ノ如ク貴地方ニ鑿井ノ上地下水使用ノ爲メ灌漑水涸渴シ殊ニ突井戸ノ湧水停止シ稻作ニ損害ヲ及ボシ又ハ飲料用水ヲ失ヒタル場合ハ互ニ誠意ヲ以テ協商ヲ遂グベキハ勿論損害相當ノ賠償ヲナスベキハ民法上亦當然ノ義ニ存候條左様御承知相成度及御回答候也

大正九年十月廿一日

大牟田市長 巖 谷 忠 順

清里村長 不 破 忠 雄 殿

右水利補償問題の外施工に伴ひ樹木作物等の補償要求に對しては調査の上夫々處理せり

(七) 土地 買 收

上水道用地として買収すべき土地は、第一、第二、第三水源敷地、鐵管線路用地、配水池用地とす、配水池は所謂四ツ山の星穂山にて三井鑛山株式會社の所有たりし爲

め買収容易に行はれたるも、水源地方に於ける用地は水利補償問題と相關して買収捗々しからず、又四ッ山配水池下送水鐵管線路用地の如きは買収困難にして遂に鐵管線路の一部を變更するに至れり。

水源地土地買収に就ては元本市々會議長福井福太郎の所有に屬するものありて是は無論易々賣買行はれたるも其の外全部は水源地方民有地のみにて之が買収の爲め屢々吏員を派し或は當該町村長に依頼して懇請するも承諾を得ること難く約半數は遂に承諾の見込なきに依り、情を具して土地收用法適用を内閣總理大臣に稟請許可を得たり、然れども本市は直ちに之が適用をなすを能事となさず、他日の繁争を避けて飽迄合意的圓滿解決を希望し懇談を重ね承諾を得たり、大正八年八月初めて土地買収の件地元村長に依頼して買収に着手してより之を終るまで一ヶ年半を費せり、次で事業の進捗に伴れ電動力線電柱敷地使用等につき之又吏員を派して屢々交渉せしむるも承諾を得ること難く遂に熊本縣知事に使用許可の申請を爲し許可を得たり、而して更に双方合意の上使用を爲すを希望し夫々懇談を重ねたるが時恰も水利補償問題等も落着したる際にて漸く全部の承諾を

得るに至れり、買収土地左の如し

水源地敷地

所 属 字	地 番	地 目	反 別	摘 要
玉名郡清里村大字牛水字下牟田	一、二九四	田	九・二九 _反	第一水源敷地
全	一、二八五	田	五・二〇	全
全 長洲町字大藤	二、	田	八・〇六	元第二水源敷地用地
全 清里村大字牛水字南道々	一、八〇〇	田	六・三	第二水源敷地
全 大字水野字蟹喰	七四	田	七・〇	第三水源敷地
計			三・七・〇 _反	

配水池敷地

所 属 字	地 番	地 目	反 別	摘 要
-------	-----	-----	-----	-----

[illegible]

水源地鐵管線路用地

所屬字	地番	地目	反別	摘	要
玉名郡清里村大字水野字下橋口	七ノ二	田	〇・〇・一〇 _{反畝北}		

全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	字水野字下山	清里村大字水野字蟹喰	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
七六八ノ二	七六八ノ二	七五ノ二	五七ノ二	五六ノ二	五五ノ二	四一ノ二	四〇	三九ノ二	三八ノ二	九ノ二	八ノ一			
畑	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田			
一・二四	一・〇六	一・〇	一・一六	一・〇三	一・〇一	一・〇三	一・二五	〇・二七	〇・〇三	一・二九	一・一八			

[illegible][illegible]

玉名郡清里村大字水野字下山		七六ノ三	田	・三
全	全	七六ノ二	田	・三
全	字蟹喰	・三		
全	字下山	七六ノ二	田	・三
計		二九・二七		
合		一〇八・三三		

之を地目別にすれば畑三反三畝十六歩山林一反五畝七歩田五反五畝歩にて買収費総て七千九百七拾四圓を要せり。

五 施 工 篇

(一) 鐵 管 檢 査

鐵管檢査は鐵管夫れ自体が上水道の根幹をなすものにて且つ又工事費中大部分を占むるものなれば之が檢査の峻嚴なるは言を俟たず依つて下記規程に則り之を施行する傍更に嚴正を保障する爲め三井鑛業所に請ふて斯道に經驗ある者の立會檢査をなせり、檢査工營所は水道事務所内に置き大正九年九月より檢査準備として鐵管小運搬用の軌條敷設井戸掘、唧筒の据付、水壓試驗器の取付等を爲し全年十月より檢査開始せり、檢査要項は管体の檢査、水壓延長、内徑、挿口承口の寸法重量等を順次檢査す而して其一條件たりと雖も様式に叶はざるものは採らず、只重量に於て合格重量より下最低重量間のものに對し減價して採用せり、而して後又施工に差支へなき限り切管を採用することゝなれり。

各直鐵管規定の重量左の如し

管 種	規 定 重 量	合 格 重 量	最 低 重 量
三 吋 時	一三・〇〇	二六・七〇	二四・一〇
四 吋 時	一五・五〇	一六・二〇	一七・四〇
六 吋 時	三三・五〇	三三・四〇	三二・四〇
八 吋 時	五〇・〇〇	四八・八〇	四七・七〇
九 吋 時	六二・八〇		五九・〇〇
十 吋 時	六八・〇〇	六五・八〇	六四・〇〇
十 二 吋 時	八六・〇〇	八四・〇〇	八三・五〇
低 壓 十 四 吋 時	一〇七・五〇	一〇三・一〇	一〇一・五〇
普 壓 十 四 吋 時	一四〇・五〇	一三六・八〇	一三三・五〇
十 六 吋 時	一、〇〇・〇〇	一、〇四・八〇	一、〇三・〇〇
十 八 吋 時	一、五五・〇〇	一、四九・八〇	一、四六・七〇
二 十 吋 時	一、八〇・〇〇	一、七三・八〇	一、六六・七〇

大牟田市上水道鑄鐵管仕様書（上水協議會型）

第一條 直管は印籠接手に送り附屬寸法表に適合することを要す。

管体は異直とし其断面真圓にして内外面は同心圓たるべく且つ外徑に於て標準寸法を有すべし。

管の長さは承口を除き内徑五吋以内のものは拾呎とし内徑六吋以上のものは拾貳呎とす。

管は之を二種に分ち普通壓管及低壓管とし普通壓管は第二表の形狀寸法を有す。

第二條 異形管は第三表乃至第六表の形狀寸法に適合することを要す。

丁字管及十字管は連接部の鑄造を注意し形狀寸法等不規則ならざることを要す。

第三條 直管の厚さは標準寸法に對し内徑十四吋以下の管には十六分の一時以上の不足内徑十六吋以上の管には三十二分の三吋以上の不足を許さず。

異形管に對しては前項の變差に其の五割以内の増加を許すものとす。

第四條 直管の承口内徑及挿口外徑は標準寸法に對して内徑十四吋以下の管には十六分の一時以上の變差内徑十六吋以上の管は八分の一時以上の變差を許さず。

異形管に對しては前項の變差に其の五割以内の増加を許すものとす。

第五條 直管の重量は標準重量に對し百分の四以上の不足異形管は同じく百分の六以上の不足を許さず。

直管にありては百分の四以上百分の六迄異形管にありては百分の六以上百分の十迄の重量不足のものは一本の單價の千分の十五を減價採用す。但し此減價採用の數量は總數量の十分の一以内とす。

第六條 直管及異形管の外側一定の場所に水の字及製造所の名稱又は記號を高さ八分の一時以上に鑄出すべし。

但し特定したるときは管体一定の場所に凸狀面を鑄出し之に所要の記號數字其の他を鐫り付け又は鑄出するものとす。

不合格品に對しては前項の水字を削り落すものとす。

第七條 直管又は異形管に用ゆる鑄鐵は溶爐にて鑄返し劣等なる金屬を含ます其性質良好強靱にして粒狀平等に錐揉にし易く切斷し易きものなるべし。

第八條 強き試験の爲め鐵一流し毎に試験棒三箇を作り之を折摧することを要す。而して其試験成績は三箇の平均に依り之を定む。

前項の試験棒は幅二吋厚さ一時長さ廿六吋に造り徑間二十四吋の支へ及に載せ其中心に一千八百ポンド荷量を置きて之に耐へ且つ其折摧前〇・二七吋より少からざる撓みを示すものたるべし。

規定寸法に適合せざる試験棒に對しては試験成績を相當に加除すべし。

注文者に於て必要と認むるときは抗張強く試験すべし。此場合に於て其強さは斷面一平方吋に付一万八千呎より少からざるを要す。

第九條 直管は總て熔り型を用ひ承口を下にし相當の押湯を附し垂直の位置に於て鑄造すべし。

管は火色の未だ褪めざる間は鑄込杭より取り出すべからず、空氣に觸るゝ爲め

に生ずる不等の收縮を避くるに必要な時間は型枠の儘存置すべし。
押湯の部分は工作機械を以て丁寧に切取るべし。

第十條 直管及異形管は内外面共に滑にして瘤氣泡、砂底、其の他の欠点なきを要す。疵穴に詰金又は填金することを許さず。

第十一條 直管及異形管は充分に掃除したる後に小型鋸を以て製品検査を行ふべし。

異形管は監督技師に於て必要を認むる場合には切斷若くは破壊して其形狀寸法を検査することあるべし。

掃除并に銷落し終らざる前に塗料を施すべからず。

第十二條 直管及異形管は内外面共にコールトービツチ及亞麻仁油の混合塗料を以て覆被すべし。放覆は滑にして光澤を有し寒暑に耐へ異狀を呈せざるものとす。

塗料を施す前に爐に於て管全体を華氏三百度に熱し同温度の塗料液に浸す迄此温度を保有せしむべし。

前項の塗料液は相當なる液槽に於て華氏三百度に熱し置くべし。

第十三條 直管及異形管は其塗料乾燥したる後に水壓試験を行ひ且つ其水壓を保ちつゝ鋸打ち検査を行ふものとす。

前項の鋸は軟質の鐵類にて製し重量貳听以內長さ一呎半以下とし之を以て管体を軽く敲くものとす。

試験水壓は内徑二十吋は一平方時に付貳百听とし内徑十八吋以下の管には總て一平方時に付貳百五十听とす。

第十四條 フランジ管は前各條項に適合し第七條寸法を有す。

第十五條 挿口の部分に欠点あるも之を切斷するときは使用に耐ゆるものは請負人の費用を以て切斷し一本の契約單價を長十二呎のものは百四十四、長十呎のものは百二十にて除したるものを其有効長に乘して代價を定む。

第十六條 突縁管の突縁は總て整正平滑にして塗料を施す前に旋盤を以て接着面を丁寧に仕上げ二線以上の「パツキング」止を施し全徑の突縁と凡ての点に於て正確に接合すべき様製作し之に相當する「ボールド」を附屬せしむるも

のどす。

「ボールト」は据込にして巻頭ナットを許さず而して其數は「ボールト」孔の半數に一割増すべし。

(二) 水 源 工 事

水源地は大牟田市を去る約三里熊本縣玉名郡清里村に在り鑿井三ヶ所とす。

第一水源地 熊本縣玉名郡清里村大字牛水字下牟田

第二水源地 全縣全郡全村大字全字南道々

第三水源地 全縣全郡全村大字水野字蟹喰

而して第二水源地は元目論見書にある如く長洲町地内に設置すべき豫定にて、既試錐井を其儘源井として工營所敷地盛土工事を施工したるも其後事業施行上一ヶ村内に設置するを利益と認め全地と道路一筋を隔てたる清里村地内現在地區に變更設定せり。

鑿井工事 鑿井工事たるや適當の帶水層に着する迄地下數百尺を掘鑿するもの

にして特種の技術井に器具機械を要するものなれば日本鑿泉會社の請負工事とせり、各源井の掘鑿深度三百五十尺を標準とし達着せる水量は一晝夜に各一万二千石以上の揚水可能なるものと定め第三第一第二水源井の順序にて大正九年八月十日より着手し十年二月十六日三箇の鑿井を終れり、地層掘鑿は水壓式(粘土水力應用)旋廻鑿井機を使用す。

源井は「ケーシング」と「ストレーナ」より成りケーシングの上部は切斷し周圍井戸を設く、ケーシングは米國ナショナルサツブライ會社製造に係る拾貳吋二分の一軟鋼接鐵管にしてケーシングに接續して下部は最良の水層と認むるところに長サ八十呎内外に互りストレーナを沈置す、ストレーナ及ケーシングは鑄鐵製、レヂウサーを以て漏水せざる様充分接合し、兩者各個体間は約二十呎毎に同質のソケットにて接合す、ストレーナは帶水層に在りて即ち集水用を爲すものにして無數の細孔を有し其輪廓に三十二分の壹吋の間隙を有する真鍮線を捲き砂粒の浸入を防ぐものとす、ケーシングの上部は前に述べたる井戸側(取水井)にし其内に唧筒を据付く各井同一方式なり。

第三井掘鑿 第三井は前記の如く最初に着工したるが標準深度迄掘進したるも豫定の湧水を見ざるを以て尙掘進繼續せるも地質頗る硬質にて掘進一日僅に一尺内外なりしが漸く突破して深度四百七拾五呎迄掘進し所期の水層に遭遇せるも湧水の適所たる四百六十七呎のケ所を源井深度とし該位置迄鐵管挿入せりクイシングストレーナの連結左の如し。

一、四百六拾七呎 第三源井深度

八拾參呎四吋 ストレーナ(口徑拾吋)

參百八拾參呎六吋 クーシング(口徑拾貳吋貳分ノ壹)

貫通したる地層左の如し(上層より)

一、粘	土	一八呎	二、小	砂	一七呎
三、砂	利	二四呎	四、茶褐色粘土		一六呎
五、小	砂	二一呎	六、粘土砂利混入		一四九呎
七、砂		一三呎	八、砂	利	二二呎
九、粘	土	一二呎	一〇、砂		六呎

一、一、粘土砂混入	四〇呎	一二、砂	利	一一呎
一、三、火山灰混入砂利	三二呎	一四、茶褐色粘土		一三呎
一、五、砂	五呎	一六、砂	利	五呎
一、七、粘土	一二呎	一八、小砂	利	三四呎
一、九、粘土	四呎	二〇、小砂	利	一三呎
二、一、粘土砂利	八呎			

揚水試験 右第三源井は一晝夜間に於て豫定水量一万二千五百石は自然湧出しつゝありしが最大揚水の試験を行ふ爲め揚水唧筒の最大能力を運轉せしめ量水器を三万三千九百三十石を量水する如く仕直し午前十一時より午後二時迄揚水試験を爲したるに此間湧水に不動なく三万三千九百三十石を揚水せり而して五日間更に揚水試験を行ひたる結果豫定水量以上の揚水可能なりき。

第一井掘鑿 第一水源は豫定深度迄掘鑿したるも適當の水層に達せざるを以て更に掘進することゝし四百七十三呎迄掘鑿したるに五十呎の水層を認めたるにより之を源井深度とせり。

一、四百七十三呎 第一源井深度
 八十四呎三吋 ストレーナ(口 徑 十 吋)
 三百八十八呎七吋 ケーシング(口徑十二吋二分ノ二)
 貫通せる地層左の如し

地 質	地 層 厚	摘 要
一、粘 土(砂 混 入)	三九呎	
二、砂 利	二一呎	
三、粘 土	三 呎	
四、砂 利	三五呎	良好ノ水層ナレド採水セバ影響アリ
五、粘土砂礫混入	一四一呎	
六、粘 土(灰 色)	六 呎	
七、小 砂 利	三七呎	水層ナレド豫定水層ナシ
八、茶褐色粘土(砂利混入)	一三呎	
九、粘 土(砂礫混入)	五三呎	

一〇、砂 利	一八呎	
一一、砂 礫(火山灰混入)	四二呎	
一二、砂 礫	三五呎	良水層
一三、砂 (粘土混入)	一五呎	
一四、砂 利	一五呎	良水層

揚水試験 竣工後大正九年十二月十三日揚水試験を施行したるに豫定水量は充分にて、二時間半に亘り最大能力の唧筒運轉をなしたるに量水器の水位九寸(水量貳萬貳千石)にして此間湧水に異動無し、然して豫定水量揚水の場合に於ける水頭は地面下以六尺最大揚水の場合は地面以下七尺にして唧筒の運轉を中止せるに數秒時間にして復活す、時恰も干潮時なりし爲め自噴せざりしも水頭は僅に地面より三寸なり、最大揚水中第三源井の水頭を検せしに地面より三尺にして水位に異動なく影響を認めざりし。

第二井鑿井 第二水源井採水点撰定には地層の關係上頗る困難をなせり標準深度即ち三百五十呎迄掘進したるも二百八十三呎より下位には適當の水層なし故

に掘鑿を標準深度迄に止むるとすれば二百八十三呎の内に四十九呎の帯水層あり、之より取水するとせば豫定の水量を得る見込なるも多少浅井の嫌ありて灌漑水に影響の有無は別とするも、事故に依り灌漑水に異動を生じたる場合の憂慮もあり豫定深度より更に百五十呎即ち五百呎迄掘進の覺悟を以て掘鑿續行したるも遂に四百呎のヶ所にて第三期岩層に達著し掘鑿難澁絶望に至りたるを以て遂に前記二百八十三呎の内なる帯水層より採水することとせり、鑿泉會社の工事擔當者の意見書及陳情書につき此間の消息を審にすべし、(別紙地層附圖參照)

意見書

第二源井は本日迄の掘進四百呎にして三百九十四呎より硬質となり、一日の掘進僅に五寸乃至三尺にして掘鑿中に於ける器械の運動其の他の狀況より第三紀砂岩と推測す、第一、第三源井に於ては四百七十八呎掘進して尙第四紀層なるに拘らず僅に直徑六丁を去る現井にして百呎以上の高低を有する第三紀層の凸起ありとは少しく疑を生ずるを以て掘層を検査し判別せんと種々なる方法を講ぜしも質微細にして粘土水中に混じ分明せず斯る微細なる材料に依り構

成せる第四紀層にありては粘土若くば火山灰の堆積層にして前者は軟質後者は硬結し堅實なりと雖も斯の如く堅岩ならず而して火山灰の堆積層は噴火山の降灰に依るものなれば火山を去る殆んど同一距離なる第一、第三源井にも其撒布を見るに至當とす、結論としては假令火山灰の堆積又は第三紀砂岩兩者何れも流水の運搬作用に依り構成せし地質ならざるを以て此先掘進するも良好なる水層を得る見込なしと推定す。

陳情書

第二水源鑿井は去る一月十八日標準深度迄掘鑿を了し候處同月二十日付を以て標準深度以上五百呎迄の範圍に於て適當の水層を得る迄掘進すべき様御下命相成候に付引續き掘鑿中の處三百九十四呎より第三紀層に遭遇し去月三十一日迄四百二呎掘進仕候此第三紀岩層を掘進するも適當の水層を得る見込少きを以て本月一日其旨御協議申上候處爲念今少しく掘進を試るべく御下命有之候に付引續き掘進仕候へども不相變硬質にして本日迄漸く二呎掘進益々第三紀砂岩たる事確め候而して本鑿井工事に使用中の水壓式旋廻鑿井機は穿岩

用には不適の爲め進行遅く加ふるに掘進中の振動に依り上層の砂利落下し錐の運轉を妨げ本日午後の如きは殆んど進行不可能の状態と相成候故に此先掘進せんとせば現在掘鑿せし部分にケーシングを挿入し上層砂利の落下を防ぐの必要を生じ候穿岩用掘鑿機を使用の場合と雖も同じ此の作業を施し以下掘進し不幸にして適當の水層なく已むなく上部水層より採水せんとする場合は一旦挿入せしケーシングを引抜き更にストレーナを挿入すべき順序と相成候へども一旦挿入せしケーシングは土壓若くは砂利等の障害に依り引抜不能の實例多々有之候斯る場合は上層の水層を使用することを得ずして已むなく廢井となす外無之候故に本井の如き上層に適當なる水層を有する場合は斯る作業を適用致兼候事勿論の義に候へば今後の掘進を停止し上層二百八十三呎以内に於ける良水層より採水すべく工事を完成せしめ度候に付此段御詮議願上候也

大正十年一月四日

日本鑿泉會社技師 尾 藤 關 三 郎

右事情に基き本井は二百八十三呎の深度に止め竣工の後三晝夜に互り揚水試験をなしたるに附近の灌漑井に影響を及ぼさずして揚水量一晝夜一万三千石以上にして不動無し。

取水井 各源井の上部三十尺は取水井にて第二水源は三十四尺八寸徑九尺圓筒形の井戸側を設く其下部五尺はケーシングを中心として混泥土を充填し夫より上方二十五尺を水溜りとし周壁は一尺五寸厚の煉瓦造りなり第二水源取水井は煉瓦周壁挿入の際粘土層の泥濘四尺八寸降下し爲めに夫れ丈け増築を要したり。
唧 筒 唧筒は三井製作工場の製作に係る最新式直立四段タービン式唧筒にて各井一臺尙一臺を豫備として第一水源地に備ふ、取水井内に屹立せるケーシングを切り取り適宜の位置に唧筒を据付く、該唧筒は揚水する傍送水する機能を有す、揚水能力毎分六十五立方尺揚水嵩三百三十呎、廻轉數千七百五十五なり。

揚水方法 唧筒の上部は原動機に接し(原動機は電動機にして電氣事業中に詳記す)原動機の活動に依り唧筒内部に在るインペラは激甚なる廻轉をなし唧筒内部に浸入し居る水を押上管に排除すれば下部の水は壓力に依りて吸水管(六吋)に吸

收さる。

各源井の水頭は常に地表下十四尺乃至十二尺を上下しつゝありて、水頭低く唧筒吸水管の吸水し能はざる場合は押上管と送水管との間に在る制水瓣に依りて送水量を調節す、此場合取水井内に浮標管を泛べ之を吊して鍾の上下に依り目盛を見て水頭を知る設備をせり。

逆流阻止瓣 三井中唧筒運轉を中止するとき送水の逆流を防ぐに阻止瓣を設く此の場合此の瓣は自動的に閉塞するものなり。

工務所 各水源工務所は田圃中に在りて地位卑きが故に盛土工を爲し周圍石垣を築き石垣の上煉瓦塼を廻らし「モルタル」を施す。

構内は榮切川産白砂を撒布し草等の發生を防ぎ清淨を保つ、家屋は番舎及唧筒室とす唧筒室は各同一様式にて平家建二十坪周圍板壁にて屋根は淺野スレート葺なり、各工務所敷地面積第一水源は四百五十九坪第二貳百參坪第三貳百拾壹坪なり。

(三) 配 水 池

配水池は本市を距る約一里、玉名郡荒尾町大字大島字星穗山頂に在り、海拔百五十尺に位し水源地と本市との道途傍に在り。

池は軟岩磐より成る山顚を掘鑿し隙隙に在る塵芥土砂を充分に撤去し全部混凝土(配合セメント一〇細砂三〇砂利六〇火山灰〇五)を以て池二個を築造す、混凝土と混凝土との間にはアスファルトを布き接着す、池の總容積十四万五千二百七十五立方尺二即ち片池の容積七万二千六百三十七立方尺餘にして内徑縦五十四尺五寸横九十五尺二寸、深十四尺なり、總積は前記の如くなるも池を兩等分せる人道壁及流動壁を控除し更に深十四尺の内十三尺二寸を以て満水位(満水位を超へたるは水はバイパス管に依り自動的に池外に排出さる)となす爲め實際の貯水容積は十二万二千五百立方尺にて即ち満水の場合に壹萬八千八百六十五石の水量にて人口七万人に對し一人一日平均使用水量三立方尺半と定め十二時間の給水に

耐ゆ。

池の構造 人道壁は縦に通じ池を南北に兩等分す、等分せられたる各片池には五條の流動壁を設く、各壁は追次反對の方向に壁の一部を空け送水は間斷なく壁に添ふて湊流し配水管に流入するものとす、流動壁は壁柱に依つて支持され厚九寸煉瓦積にてモルタルを施す、池の上部は壁より壁へ半圓穹の混凝土にてアーチを成し、外壁は水壓に耐る様上巾三尺下巾六尺外面傾斜に擴大し足下より凡そ七尺突出して池の外姿を現はす。

上置土工 半圓穹の上即ち池の上部には厚二尺の盛土をなして扁平ならしむ、兩拱形の間は土砂盛最厚五尺東西百一尺二寸南北百十三尺人道壁上部は巾六尺高二尺一條の突堤を劃す。

採光窓 池の南北兩側面に直徑一尺の圓形錠窓を流動壁に依りて區劃せられたる一室一個宛凡て十二個を設く、人道に立ち入れば採光窓より淡黄色の光を貯水暗黒面に投げて恰も夕陽沈むが如し。

空氣抜 上部半圓穹の一拱形に各三個人道壁上は通じて六個總て四十二個を設

け空氣の疏通を圖る。

外 廊 池の周圍は帆船石を以て石垣を築く、濾過機設置の部分を除く、更に鐵筋混凝土の支柱を一間毎に設けて鍊鐵管を渡して周圍の手摺を作す方二十五間、北部は濾過機上家を以て一部を塞ぐ爲め十五間なり。

人 道 配水池の東昇降階段は送水鐵管線路にて、該階段參拾間を昇りて工營所に達す、夫より更に混凝土の階段を上り鐵柵門扉を開けば人道壁入口の鐵扉に面す、仰げば前市長巖谷忠順の揮毫せる『潜龍窟』の文字を彫りて扁額を爲し西方裏面に廻れば同じく『水徳永享』の文字を刻す。

(四) 濾 過 機 其 他

濾過機 濾過機は英國キャンデイ會社の製作に係るグラビタイ式にて構造巧緻頗る整備せるものなり、元水源地に設置すべかりしをタービン唧筒設置せる爲め配水池敷地に變更し池の北側に設置す、本機は銷止めを施したる鋼鐵製長方形の

タンクにして隔壁に據り五連に分つ、各一連の太サ長十六呎幅十呎深七呎にて各槽中には底より三呎八時の位置迄細砂砂利を層布し尙ボーラライトを布く其の順序左の如し(下位より)

種 別	形 状 寸 法	装置量(厚)
一、砂 利	二分ノ一時乃至四分ノ一時間	五 吋
二、砂 利	四分ノ一時乃至十分ノ一時間	五 吋
三、洗 細 砂	十分ノ一時乃至二十分ノ一時間	四 吋
四、細 砂	二十分ノ一時乃至十分ノ一時間	十八 吋
五、ボーラライト		六 吋
六、砂	二十分ノ一時乃至十分ノ一時間	六 吋

ボーラライトは濾過機製造元のキャンデー社特製に係り、砂利砂は山口縣長府産にて上記の寸法規定の篩目を通してたるものにて其の質土氣を含まず、雲母質塵芥等の不純物及び水苔等附着せざる所謂一粒撰りのもの、品質堅硬形状圓みを帯びたるものなり之れ濾過作用の機能を充分ならしめんが爲めに外ならず。

濾過作用 濾過機は本市給水計畫の程度を考慮し製作方法文せしものにて速度は上記装置方法により二十四時間内に三十四万九千二百立方尺の水量を濾過する様構成さるれば水源の揚水設計二十四万五千立方尺に對し十萬立方尺の差あり配水池の貯水量十二万二千五百立方尺に對し二倍八分五厘に相當す。

水は地下數百尺深底の水層より揚水するものにて自淨作用を経たるものなれば水質素より良好なるも更に之を清淨ならしめんが爲め濾過機を設置せるものにて配水池外に達したる送水は直に池に入らず右折して濾過機室内濾過機に附屬せる十二吋管を通じ水槽中の樋に流入す樋を溢るゝ水は直ちに濾過層の上に送る而して淨化されたる水及び作用の爲めに不淨となりたる水は槽外の制水瓣の開閉に依りて自ら區分され淨水は十四吋管によりて配水池に送られ不淨水は濾過機下側部に設けられたる溝を傳ひて排出さる。

濾過砂洗滌 濾過作用を圓滑ならしむるに就き時々濾過砂を洗滌す而して之が洗滌の爲めに濾過機に附屬して八吋セントリフュガル唧筒及び十七馬力半二百二十ボールド三相交流六〇サイクルの電動機エーヤコムプレスサーを設置す、フ

ユガル唧筒の作用に依り、壓搾空氣と清水を濾過砂の下部に送れば、惡水は上部に浮び出でラツパ型の排除管により機外に排出さる。動力線及び室内配電線工事は電力供給の關係上東邦電力株式會社の請負に附せり。

計量器及上家

ベンチュリメーター及上家乃至ベンチュリメーターチューブ等の設備は配水池の西側配水管に接續するヶ所に設置す。池を出づる給水は悉くチューブ管を通じ、チューブ管に於ける水壓により配水量は間斷なく計量器室内の自記器に表示さる。本メーターは英國ロンドン市ジョジケント會社に於て完全に製造されたる水柱式のものにして、内徑二十吋配水本管に取り付くべきものとして左記條件に適合し精巧優美のものにして價格亦六千餘圓なり。

- 一、最大流量 毎壹時間 八百立方 米 突
- 一、最少流量 毎壹時間 六十立方 米 突
- 一、ベンチュリ管の中心線に於ける靜水高 最大二四呎 最少一二呎
- 一、計量室床面に於ける靜水高 最大一五呎 最少二呎

自記器は同會社のA型千九百十二年式と稱する「コムバインド、ダイヤグラム、エンド、カウンタ、レコーダ」型にしてダイヤグラムは一週間に壹廻轉し、毎時間立方米突を以て流量を表示す。因に上家は奥行二間、間口一間半の鐵筋混凝土造りなり。

濾過機上家 上家は鐵骨を以て組立て、川崎式網張り混凝土壁にて屋根は淺野スレート葺なり。上家設置の場所は突兀たる山上の事なれば、風力に耐ゆる様頗る堅牢に建築せるものなり。

(五) 鐵 管 布 設

鐵管布設は大別して送水線布設及配水線布設の二とす。

送水線布設 玉名郡清里村各水源より口徑九吋の鐵管を以て起り、第一水源地脇にて十四吋送水本管に合し、夫れより牛水縣道に出で之より北走約二里荒尾町大島星穗山なる配水池に至る。

配水線布設 配水本管は二十吋鐵管を以て配水池を出で三川町縣道を北に諏訪川底を通じ市内本町六丁目にて不知火町へ十八時本町へ十四時を分岐す、十八時管は有明町にて十六時に落ち五月橋に至る、配水池より五月橋迄の間を配水本管とし此間沿道給水の爲め六吋鐵管を并列布設す。

配水本管より各方面へ支線分派の狀態左の如し。

配水本管(配水池ヨリ市内中央部へ) 二十吋管(自配水池至)

十六吋管(自五月橋迄)

十八吋管(自本町六丁目至)

支線其一

十四吋管(自本町六丁目至本町一丁目思案橋川底ヲ)

全 其二(四北)

十吋管(思案橋ヲ通シタル十四吋管ニ接續シ市内)

全 其三(東北)

十吋管(十六吋管末ニ接續シ五月橋下川底ヲ通シ)

全 其四(東南)

十吋管(有明町四ツ角ヨリ元町ニ出テ上官町ノ直)

全 其五(四部)

六吋管(本町四丁目ニテ十四吋管ヨリ分岐シ大正町ヲ曲折シテ新地町ニ至ル)

而して之等本支線より四吋三吋管を市内縦横に布設して殆んど餘道なし、且つ管

末は成るべく行詰りを作らず彼此相通じて常に水の循環を保つことゝせり。

連絡管 市内への給水は本町六丁目にて二十吋より分岐せる十八吋管(有明町にて十六吋)及び本町通りの十四吋管を通じざるなし、されば此の兩線の内何れか万一故障ある場合は其方面に於て断水する故に之が融通を圖る爲め市内を縦貫せる鐵道下五ヶ所を掘鑿して暗渠及開渠底工事を施し鐵管を貫通して兩者の連絡を採る。

三川町布設 三川町は當初より同町の一部給水區域に編入されある爲め配水本管に添ひて六吋管を布設し其他は四吋及び三吋管を布設す。

制水瓣 給水引込工事其他故障の場合一部断水する爲め配水管各要所に夫々制水瓣を設置す、總て四百二十三個。

消火栓 給水區域内凡そ六十間毎に一個を設置し近傍見易き所に消火栓標識を掲げ栓の所在を知らしむ栓數四百七十三個なり。

排氣瓣 急勾配布設等に依り水の氣泡を抜ぐ保安裝置として排氣瓣を設置す第一、第二水源の間第一、第三水源の間各一個、送水本管に於て牛水一、有明村倉満二、

益永一荒尾町ニヶ所配水本管に於て四ツ山下早米來に貳ヶ所之を設置す。

配水管追加 上記の内配水鐵管布設は實施期に入りて市内道路家屋の狀勢計畫當時と異なるあり之に適應せん爲め四度追加延長を實施し或は豫定線の一部を廢止せり依つて布設の時期を分つて五期とす延長廢止の關係左の如し。

(當初の豫定計劃布設を第一期と定む)

時 別	第一期	第二期	第三期	第四期	第五期	延長差引計
二十時	二、五四〇					二、五四〇
十八時	三、四〇八					三、四〇八
十六時	一、三〇〇					一、三〇〇
十四時	二、〇三二					二、〇三二
十二時	二、四〇〇					二、四〇〇
十時	三、四〇六					三、四〇六
九時	三、六六六					三、六六六

八時	三、二〇〇						三、二〇〇
六時	一、九、四四〇						一、九、四四〇
四時	七、五三二	一、四六〇	三、〇〇〇	五、五〇〇	二、五〇〇	三、六五〇	九、七二〇
三時	二、四、五八	二、五〇〇		一〇、五〇〇	一、五〇〇	八、四〇〇	五、二五八
計	一八〇、八六六	二七、五〇〇	三、〇〇〇	一六、一一〇	四、一〇〇	二、八六〇	二二、一七四

鐵管接合 鐵管接合は鐵管の承口と挿口との間隙に鉛を溶し込み充分ヤーンをカシメて漏水なき様接合す、勾配若くは道路曲折の場所は九十度、四十五度、二十二度半、十一度四分ノ一、四種の曲管を適宜連結し十字街路、丁字街路等は十字形若くは丁字形の管を以て相互連結す。

丁掘繼手掘 鐵管埋設の深さは地上熱を避くる爲め凡て鐵管の上部二尺以上の覆土をなす様左の如く管種に従つて丁掘繼手掘を作す。

時 別	深	ナ	丁掘上巾	丁掘敷巾	丁掘一間當り掘上土砂
-----	---	---	------	------	------------

三 時	四 時	六 時	八 時	九 時	十 時	十 四 時	十 六 時	十 八 時	二 十 時
二 尺 五 寸	二 尺 五 寸	二 尺 七 寸	二 尺 八 寸	三 尺 三 寸	三 尺 三 寸	三 尺 五 寸	三 尺 五 寸	三 尺 八 寸	四 尺
一 尺 七 寸	一 尺 七 寸	一 尺 九 寸	二 尺 二 寸	二 尺 五 寸	二 尺 五 寸	二 尺 六 寸	二 尺 九 寸	三 尺 一 寸	三 尺 五 寸
一 尺 四 寸	一 尺 四 寸	一 尺 六 寸	一 尺 七 寸	一 尺 九 寸	二 尺 二 寸	二 尺 四 寸	二 尺 六 寸	二 尺 九 寸	二 尺 九 寸
〇・二〇八	〇・二〇八	〇・二三一	〇・二五二	〇・二〇一	〇・二三三	〇・二五七	〇・三〇〇	〇・三三五	〇・三三五

又接合作業の場合に於ける繼手掘は參時四時直管は二本陸繼とし他は全部繼手掘にて接合す繼手掘左の如し。

三 時	四 時	六 時	八 時	九 時	十 時	十 四 時	十 六 時	十 八 時	二 十 時
三 尺	三 尺	三 尺	三 尺	三 尺	三 尺	三 尺	三 尺	三 尺	三 尺
三 尺 五 寸	三 尺 五 寸	三 尺 五 寸	三 尺 六 寸	四 尺 一 寸	四 尺 一 寸	四 尺 五 寸	四 尺 五 寸	四 尺 八 寸	五 尺
二 尺 八 寸	二 尺 八 寸	三 尺	三 尺 三 寸	三 尺 六 寸	三 尺 六 寸	三 尺 七 寸	四 尺	四 尺 二 寸	四 尺 六 寸
二 尺 四 寸	二 尺 四 寸	二 尺 六 寸	二 尺 七 寸	二 尺 九 寸	二 尺 九 寸	三 尺 二 寸	三 尺 四 寸	三 尺 六 寸	三 尺 九 寸
〇・〇六五	〇・〇六五	〇・〇七〇	〇・〇七四	〇・〇八五	〇・〇八五	〇・一〇〇	〇・一〇二	〇・一〇一	〇・一〇一

道路復舊

鐵管埋設に就ては道路堤塘水面石垣等凡て路線に當るものは悉く掘

り割るものにして治水交通等に關係ある爲め之が復舊は最も嚴重に施工を要せり線路掘鑿は略當日の豫定布設鐵管延長に相當する丁掘繼手掘を作し布設前進する傍掘鑿土を埋め戻し充分搗固め且つ不陸なき様施工し其上一間當り砂利・〇五坪を撒布す。

之等施工に際しては縣郡町村等夫々管轄官公衙に埋設許可申請し當局の指示に則り施行せり。

送水鐵管埋設に關する熊本縣知事指令

一、鐵管埋設ノ爲メ道路ヲ掘鑿スベキ箇所ハ土質ノ許ス限リ可成急勾配ヲ以テ之ヲ掘下グルコト但シ所定ノ長幅深ノ外鐵管繼手ニ當ル箇所ハ鐵管細工ノ働キ得ル限度ニ於テ大ナラシムルコトヲ得。

二、日日ノ工程ヲ計リ掘鑿シタル箇所ハ必ズ當日埋戻スベシ。

三、工事中不已得事故發生シ掘鑿シタル部分ノ埋戻ヲ即日行フ事能ハザル場合ニハ相當ノ掩蓋ヲ施スカ又ハ其掘鑿シタル箇所ニハ柵等ノ類ヲ設ケ危險ナカラシムルコト。

四、掘鑿ヲナス道路ニハ通行ニ差支ヘナキ様可成一側ニ五尺以上ノ幅員ヲ存セシムルコト但シ止ムヲ得ザル場合ハ假道ヲ設ケ通行ニ支障ナカラシム。

五、掘鑿ノ箇所埋戻ニハ土砂ヲ以テシ草木根其他塵芥又ハ大石ヲ含マシムベカラズ而シテ埋戻ノ際ニハ約一尺毎ニ充分搗固ムベシ。

六、埋戻ヲ了リタル路面ハ克ク平均シ縣道ニハ掘鑿幅員ニ應ジ幅約九尺厚平均貳寸ノ砂利敷工事ヲ爲スベシ砂利ノ品質ハ土木管區員ノ検査ヲ受ケ又工法モ其指揮ヲ受ケ施行スベシ。

福岡縣知事指令

一、砂利敷巾ハ路面掘割計畫幅ノ二倍以上トシ厚三寸トス

二、掘割ハ現路面ノ表土ヲ約四五寸通り掘リ取り適宜ノ場所ニ堆積シ置キ然ル後下層土砂ノ掘割ヲ爲シ上層土砂ト下層土砂ヲ混同セザルモノトス。

三、埋戻ハ下層土砂ヲ充分締メ固メテ爲シツ、路面ヨリ約二三寸低ク仕上ゲ後表土ヲ厚四五寸通り敷均シ充分締固ノ上所定ノ砂利ヲ撒布スルモノトス。

改良工事施行ノ箇所ニ對シテハ栗石徑三寸以上ノモノ厚六寸以上更ニ其上ニ

砂利厚三寸ヲ敷均スモノトス。

但締固ノ際ハ充分濕氣ヲ與ヘ殘餘ノ土砂ハ取除ヲナスモノトス。

尚締固ニ就テハ第三管區ノ指圖ヲ受クベシ。

四、上敷砂利ハ硬質ノ碎石又ハ篩砂利ニシテ徑一寸五分以下トス。

五、上敷砂利ハ現場ヘ搬出ノ上第三土木管區ヘ届出デ検査ヲ受ケタル後撒布スルモノトス。

但シ掘割手前豫メ所要數量ヲ調査シ置クモノトス。

六、道路掘鑿距離ハ三十間以内トシ之ガ埋戻ヲ爲シタル上進行スルモノトス。

七、諏訪川護岸石垣仕戻ハ混凝土練築トス。

八、諏訪川堤防内鐵管埋設ニ就テハ馬踏及夫レヨリ河底ニ至ル間ハ相當ノ混凝土

支臺ヲ設ケ鐵管ハ混凝土ヲ以テ被覆スルモノトス。

九、工事着手及成功ノ際ハ第三土木管區ヲ經テ届出デヲ爲スモノトス。

(六) 布設線路工事

鐵管線路は即ち鐵管埋設の路線にて鐵管布設と分離すべからざるものなれど特種の工事を施したるものあれば別項として記述するものとす。

鐵管線路は大体公道に依るを原則としたるも特種の場所は民有地を買収し埋設線路を築造し或は鐵道下には暗渠及開渠底工事を作す等諸種の施工をなせり。

水源地より配水池に至る所謂送水線路は初め二線を畫せり。即ち一は長洲町地内元第二水源地より牛水第一水源地を経て水野字蟹喰第三水源地に至り夫れより有明村大字益永本村等現路線の東部村落を通じ荒尾町宮内に出で左折して鐵道踏切を通じ大島に至り四ツ山東麓を紆り星穂山の北側より配水池に達する線其二は第二第三水源地に連絡し牛水縣道に出で鐵道に沿ひて縣道を猫宮増永等を經荒尾町鐵道踏切を貫き出目宮内に出で大島を経て配水池に達するものなり。而して比較考查の結果第二線を探り豫定線となせり。然るに實施期に入り、配水池東北路線民有土地買収困難の爲め炭鑛有地を利用することに承諾を得て、配水池東南方より配水池に達する樣路線を變更せり。

配水線路は布設に於て述べたる通り配水池下早米來より縣道に出で市内へ至る

本線より分岐せる支線に依り道路縦横に網羅す、而して右送水線配水線の内鐵管線路として特種の施工をなしたるもの下記のとす。

水源鐵管連絡線路 水源地鐵管線路は第二水源地より第一水源地へ、第三水源地より第一水源地へ至る二線とす。右二線は第一水源地に達する前、思案橋脇に於て一線に合す。此の兩線は里道の存するあるも幅員狹少、地勢崎嶇にして迂曲甚しき爲めに一部里道に依る外民有地を買収し、巾一間の道路を築造し、河堀溝等には暗渠及び石垣等を築造せり。特設道路延長五百五十八間にして内譯左の如し。

第一號線

二百七十間

第一、第二水源地間

第二號線

二百八十八間

第一、第三水源地間

四ツ山送水線路 四ツ山送水線路は配水池山麓炭鑛社宅道路より配水池迄の登山線路の工事にて延長三十間約三十度に傾斜し、道路巾一間を開拓し、兩側に排水路を設く。排水路底は混凝土にて溝縁は割石を築造す、而して同所は急勾配の爲め道路保護上土留工事の必要を生じ、中央に巾二尺の石段を設け、兩側に張芝をなし、配水池昇降道路の用を爲すと共に側溝は溢水等を放下する用を務む。

諏訪川鐵管保護工事 本工事は三川町地内諏訪川約三十間の川底を所謂二十時配水本管を通ずるものにして、工事の種類は土砂及岩磐掘鑿水面締切り塗喰混凝土、石垣工等を含む。

同所は諏訪川水が直に海に注入する所にして海潮干満の關係ありて難工事の一たり、丁掘繼手掘は河底概ね岩磐なる爲めダイナマイトを以て破壊掘鑿し、川中より川岸へ土俵を積みて堰堤を築造し、干潮を待ちて堤防中の水を水車にて排出し、鐵管の埋設をなしたるが、施工當時恰も送水線路中大島川にても鐵管埋設施工中にて大島川の流水を堰き止めある爲め大島川水は諏訪川に流入し、干潮時と雖も流水多く且つ川底に水溜りありて之が止水乃至排水等諸種の作業に依り漸く對岸に鐵管貫通することを得たり。

諏訪川中工法

一、本工事は三川町地内諏訪川底へ二十時鐵管を布設するものにして鐵管布設後相當の鐵管保護工事をなすものとす。

二、丁掘繼手掘は土砂岩石共圖に倣ひ開鑿し土砂の部分に掘下げ貳尺毎に土留枠を施し充分密に板裏埋をなし河底のケ所は岩石面の塵泥を能く掃除し練粘土を敷き土俵を積重ね水面締切上をなすものとす。

三、土留枠材料埋め板は正一寸以上又は脊板の厚きもの梁は松杉末口四寸以上とするも塙所に依り係員の指定する寸法ある強材を使用するものとす。

四、水面締切り土俵は叭を用ひ叭には充分土を詰め込み縄締をなし積重ね合端は練粘土を挟み小蛸を以て搦固め串止めをなすものとす。

五、締切土俵は下巾四通りを長に敷き上巾貳通り充分叮嚀に施行し置き鐵管布設後復舊工事の上取除くべし。

六、在來石垣及裏込石は掘鑿の際順次破損なき様取除き指定の場所へ保存し復舊工事に使用するものとす。

七、石垣復舊工事は石積合端胴付及石垣面より一尺内外セメント一、砂三、の割合の「モルタル」を以て練積となし裏込石等舊石垣に倣ひ石垣裏埋土砂は八寸段に地均をなし小蛸を以て搦固め叮嚀に施行すべし。(以下略)

鐵道下暗渠工事 本工事は鐵道下を横斷掘鑿し鐵筋混凝土の暗渠を作り鐵管を貫通せしむるものにして施工中は殊に人馬の往來汽車の通行等に妨げざる様施工を要し難中の難工事なり而して本工事の假折工事は鐵道局に委託し他は市と協力施行せり、暗渠施工箇所は七ヶ所の豫定なりしが工事の都合上五ヶ所とし他に開渠底工事をなせり。

- | | |
|-------------------|-------|
| 一、玉名郡荒尾町鐵道踏切第十七號 | 暗渠工事 |
| 二、大牟田市不知火町鐵道踏切第一號 | 暗渠工事 |
| 三、全 築町鐵道踏切第七十二號 | 暗渠工事 |
| 四、全 築町鐵道踏切第七十號 | 暗渠工事 |
| 五、全 有明町鐵道踏切第七十四號 | 暗渠工事 |
| 六、全 魚町 | 開渠底工事 |
| 七、全 旭町、築町鐵道踏切 | 開渠底工事 |

鐵道下鐵管貫通に關する施工法及び鐵道局長の指示左の如し。

鐵道局長指示事項

- 一、水道鐵管敷設ハ左ノ七ヶ所トス(場所略)
- 二、本工事ハ鐵道下ニ鐵筋混凝土暗渠ヲ築造シ其ノ内部ニ鐵管ヲ布設スルモノトス。
- 三、暗渠ハ軌道中心ヨリ左右八尺五寸以上ノ點迄築造スルコト、シ之ガ構造及線路下鐵筋混凝土覆蓋ノ距離等總テ出願添付設計圖及工事方法ニ據ルコト、但シ踏切第十七號箇所暗渠ハ實施ニ際シ敷設鐵管ノ大サヲ示シ且ツ鐵道線路トノ關係ヲ表シタル詳細圖(寸法記入シタルモノ)ヲ差出シ當局ノ承認ヲ受クベシ。
- 四、暗渠築造及鐵管布設工事ノ爲メ左記工事ハ市ノ負擔ヲ以テ當局ニ於テ施行スルニツキ其費用ハ熊本保線事務所長ノ指定スル方法ニ依リ支拂ハルベキコト、線路内掘鑿ニ伴ヒ假桁軌條挿入及撤去工事並ニ工事中番人ノ給料、踏切張板ノ一時移轉及復舊工事。
- 五、前號工事施行ニ伴ヒ所要ノ物件ハ大牟田保線區主任ノ指示ニ從ヒ隨時現場ヘ供給セラルベキコト。

六、左記工事ハ大牟田保線區主任ノ指揮監督ヲ承ケ市ニ於テ其負擔ヲ以テ施行セラルベキコト。

七、當局ノ都合ニ依リ何時ニテモ本承認ヲ取消シ又ハ承認條件ヲ増減變更スルコトアルベシ。

八、當局ニ於テ必要アルトキハ何時ニテモ市ノ負擔ヲ以テ暗渠ノ改築、修築、廢止、鐵管ノ撤去、移轉變更其他必要ナル防護工事ヲナスコトヲ要求スルコトアルベシ。九、市ノ都合ニ依リ鐵管撤去ヲ要スルトキハ豫メ申出デ當局ノ承認ヲ受クベシ。鐵管及暗渠ノ修繕其他加工ノ場合又同ジ。

一〇、市ガ本承認ニ依ル義務ヲ怠ルトキハ當局ニ於テ施行スルニ依リ其費用ハ當局ノ指定ノ通り市ニ於テ支拂ハルベキコト。

二、敷設鐵管及之ニ關聯シタル工事ニ基因シ當局ニ損害ヲ及ボシタルトキハ當局指定ノ通り市ニ於テ賠償セラルベキコト。

三、當局事業ノ爲メ施設物ニ損害ヲ及ボスコトアルモ當局ハ其責ニ任ゼザルコト。三、工事着手ノ時ハ前以テ又竣功シタルトキハ竣功圖添付其旨大牟田保線區經由

鐵道路切暗渠工事仕様

- 一、本工事は豫め鐵道局の指示を受け施行するものとす。
- 二、軌條下部は豫め枕木及工字形桁又は六十封度軌條を以て補強し然る後根掘をなし側壁は板を以て土留工を施すべし。
- 三、根掘をなす區域は暗渠側壁外貳呎以上とす。
- 四、基礎は圖面に倣ひ砂利を用ひ充分搗固むべし。
- 五、鐵筋は良質の軟鋼たるべし。
- 六、鐵筋に附著せる浮錆油脂塵芥等凡て鐵筋と混凝土との附着力を殺滅するものは之を取去るべし。
- 七、鐵筋を枉ぐるには加熱すべからず。
- 八、鐵筋は兩端を徑に應じて二吋以上折曲ぐべし。
- 九、鐵筋組立は圖面に倣ひ正確を旨とし交叉点は總て二十二番亞鉛引鐵線四卷以

上を以て接合し縱鐵筋の接合は徑の四十倍以上重複せしめ二十二番亞鉛引鐵線を以て充分に巻くべし。

一〇、混凝土表面より主要鐵筋中心点迄の距離は貳吋とす。

二、型枠据付は正確堅固を期し型枠内面及合端は鉋削りとなし不陸を去り漏水せざる様施行す。

三、型枠は松並一寸板を用ひ貳呎毎に支持すべし。

三、混凝土の配合はセメント一、砂一、砂利四の割合とす。

四、セメントは良質の「ホルトランドセメント」にして風化せざるものたるべし。

五、砂は細砂にして其質堅硬且つ泥土塵芥等を混入せざるものたるべし。

六、砂利は其質堅硬にして徑四分の一時以上一時以下にして細大適度に混合す。

七、混凝土は必ず監督員の許可を得たる練台上にて練合すべし。

八、混凝土練混は練台上に定量の砂を置き所定の細砂を加へ全部一様の色彩を呈する迄能く空練したる後清水を加へ三回以上練合し所定の濕りたる砂利を加へ三回以上練合すべし。

一、混凝土を充填するには鉄筋の配列位置縦目及交叉点等を正確に齊整したる後、是等に狂を生ぜざる様混凝土を填充し鉄筋の周圍及型枠に接近する部分は特に注意して混凝土の普及する様施行すべし。

二、鐵管枕は鐵管一本に付き二ヶ所にして厚一呎とす。

三、鐵筋混凝土は底及側壁を先づ施工し蓋は鐵管敷設後別に之を施行すべし。

三、混凝土は一區劃内可成引續き施行すべし、若し已むを得ずして一時工事を中止する場合は其面に可成多數の凹凸を作り置き次回始業前清淨に洗滌し薄き膠泥を敷均し混凝土を加へ該所にて強度の減せざる様注意すべし。

三、混凝土は施工中雨雪に直接暴露せざる様注意し尙施工を終へたる部分は夫に荏類にて蔽ひ膠泥の硬化する迄濕潤を保たしむべし。

四、型枠は施工後七日にして係員の指揮を受け取去るべし(以下略)

迂廻道路 玉名郡荒尾町有明村増永より磯に通ずる送水線路狹隘にして鐵管埋設の際は牛馬諸車交通不可能となりたる爲め迂廻道路六丁餘里道を修理して往來に供したり。

(七) 水源動力線

水源揚水用の唧筒運轉は電動機に依る、而して之が動力線架設工事は電力の供給者たる熊本電氣株式會社の請負に附し第一期第二期に分ち施行せり。

第一期工事

自熊本電氣株式會社長洲變電所至
清里村大字牛水第一水源地唧筒室

電線路亘長一哩〇六

第二期工事

自清里村大字牛水第一水源地唧筒室
至第二、第三水源地唧筒室

電線路亘長〇哩七二

施設認可 右施行につき大正十年二月十七日各期工事落成期限(第一期十年五月二十日、第二期全十一月廿日)を定め自家用電氣工作物施設認可及電氣事業法準用願を逓信大臣に申請し四月十三日許可及認可あり。

次で工事の都合上工事落成期限の延期(第一期十年七月三十一日、第二期十一年一月廿一日)届をなし、第一期工事落成と共に通水を急ぐ爲め使用許可の件電報許可稟請したるに七月二十六日許可あり依つて全月三十日より受電開始第一水源唧筒運轉送水を開始せり、第二期工事は工事の都合上更に落成期限の延期届出をなし落成の上夫々手續を了し受電

開始するに至れり。

設備裝置概要

電氣方式 交流三相三線式

最大電壓 三、〇〇〇〔ヴォルト〕公差百分の四

端子電壓 電動機端子電壓三、〇〇〇〔ヴォルト〕電燈用電壓一〇〇〔ヴォルト〕

架空電線路構造

●高●壓●電●線●B●S●#●一●二●七●本●撚●裸●硬●銅●線●及●B●S●#●一●二●七●本●撚●第●一●種●絶●縁●電●線●

●低●壓●電●線●B●S●#●一●二●第●一●種●絶●縁●電●線●

●電●話●線●B●S●#●一●〇●裸●硬●銅●線●

●電●線●架●設● 電柱は末口五寸以上の杉材を使用し其長さの六分の一以上を地中に埋込み其尖頭に赤色三重ビン型碍子を以て動力線の本を支へ夫れより一尺下りて樺材腕木の兩側に二尺の距離に於て動力線を支持し更に其二尺下部に電話用腕木を取付く其地表上の高を十八尺以上保たしむ。

而して平均柱間距離百五十尺最大柱間距離百七十七尺を限度とす尙電柱四本目毎に電線路と直角の方向にB S 六番亞鉛引鐵線五條より成る支線を設け十二本目毎に電線路の方向にB S 六番亞鉛引鐵線五條より成る支線を設く。

其他鐵道及他の架空弱電流電線路と交叉する場合は電氣工作物規程により夫々施設せり電柱六十五本。

變壓器

型 コ、アタイプ

容 量 五〇〇〔ワット〕

一次電壓 三、〇〇〇〔ヴォルト〕

二次電壓 一〇〇〔ヴォルト〕

相 單 相

周波數 六〇〔サイクル〕

冷却法 油冷却

個 數 常用一個

使用目的 電 燈

電 動 機

種 類 交流誘導電動機

容 量 出力八十馬力

電 壓 三、〇〇〇〔ヴォルト〕

電 流 一三、五〔アンペア〕

相 三 相

周波數 六〇〔サイクル〕

廻轉數 毎分千八百廻轉、同期速度

個 數 四個〔内一台豫備〕

保安裝置

電動機室引込口〔デスコンネクティング〕スイッチ〔チョウキンダコイル〕及び〔コルギャツプアレスタ〕を裝置し電動機の過負荷其他の場合に作用する自動油

入開閉器を裝置す、電動機鐵台は第一種地線工事、配電盤測定器用變壓器、變流器及電燈用變壓器の二次線は第二種地線工事に依り接地す。

保安裝置通信用電話

B S 一〇裸硬銅線架空二線式一回線にして架空送電線路の下部に添架し動力線との垂直距離を二尺以上たらしめ電柱五本毎に交叉法を施せり。

電話機 二個 保安裝置として各引込口に開閉器及五〔アンペア〕可熔遮斷器

二五〔ミリアンペア〕以下にて動作する熱線輪流三〇〇〔ヴォルト〕にて動作する避雷器を使用す。

送電上の責任分界點

熊本電氣株式會社長洲變電所内に裝置する引出口〔デスコンネクティング〕スイッチ〔を〕送電上の責任分界點とし其開閉は會社にて保持す。

唧筒室配電線 送電工事落成の上三井鑛業所へ室内配電線工事の請負をなさしむ各水源唧筒室に於て受電に必要な引込裝置を爲し受電盤及同上所要品を裝置し并に八十馬力の電動機運轉に要する配電盤及附屬物を据付け之等に要する

電線の接續をなす、又點燈設備として同用變壓器及電線接續工事をなせること前記の如し。

之を要するに長洲町變電所よりの送電は第一水源地唧筒室に在る受電盤に受電し受電盤のスキッチ轉換により第二第三水源地唧筒室及第一水源同室にも備へある配電盤に送電し電動機コンベヤーセーターの作用により電動機に接する唧筒の運轉を開始し場水するものなり。

配水池構内なる濾過砂洗滌用の電力線工事に關しては別項配水池濾過機の條項に述べたれば略す。

(八) 専用電話

水道敷設中は勿論將來に互り水源地配水池及事務所三者の間諸般通信を要するに依り私設専用電話架設の件大正八年十一月十七日稟請し全年十二月主務大臣の許可を得下記の命令書の交付あり。

大 牟 田 市

大正八年十二月十八日付話第三、二一四號許可狀ニ依り本命令書ヲ下附ス。

第一條 許可ノ有効期間ハ許可狀下附ノ日ヨリ五ケ年トス、但シ期間終了ノ日ヨリ六ケ月前ニ期間ノ伸長ヲ出願スルトキハ之ヲ許可スルコトアルベシ。

第二條 逓信大臣ハ私設電話ノ全部若クハ一部ヲ政府ノ經營ニ係ル電話ニ變更セシムルヲ適當ト認ムルトキ又ハ公益上必要ト認ムルトキハ許可ノ全部若クハ一部ヲ取消スコトアルベシ。

前項ニ依り許可ヲ取消ス場合ニハ許可ノ失効トナルベキ日ヨリ三ケ月前ニ其旨私設者ニ通知ス。

第三條 前第一項ノ場合ニ於テハ既設ノ電話工作物ヲ以テ政府ノ經營ニ係ル電話ニ供用セシムルコトアルベシ。

第四條 逓信大臣ハ他ノ電信電話ノ施設者ガ其ノ線路ヲ施設スルニ方リ公益上必要ト認ムルトキハ私設者ニ屬スル電線路ノ共用ヲ命ズルコトアルベシ。前項ノ場合ニ於ケル共用ノ條件ハ當事者協議ノ上之ヲ定メ其協議調ハザル

トキハ逓信大臣之ヲ定ム。

第五條 本命令書ニ基キ爲シタル處分ニ因リ私設者ニ於テ履行スベキ義務ノ爲メニ生ズル費用ハ總テ私設者ノ負擔トス、本命令書ニ基キ爲シタル處分ニ依リ私設者ニ於テ損害ヲ受クルコトアルモ其賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ。

第六條 逓信大臣ハ公益上必要ト認ムルトキハ此ノ命令書ノ條項ヲ増減變更スルコトアルベシ。

右命令ス

大正八年十二月十八日

逓信大臣 野田 卯 太 郎

施設概要 當初其の電線路を大牟田市不知火町水道事務所より牛水下車田第一水源池を経て第二水源池に至るを本線とし、荒尾町大島にて配水池へ、第一水源池より第三水源池への兩線を支線とし架設を終りたるが、後動力線施工と共に第一水源池より第二、第三水源池に至る間は既設工作を撤去し動力線に添架せり變更及施設の概要左の如し。

機械の種類及箇數 デルビル電話機五個、携帯電話機一個。

線路の亘長

一 從前の分 六千九百十間、但し大牟田市水道課より第一水源池を経て第二水源池に至る本線六千三百十七間——荒尾町大字大島字星穗山なる配水池に至る支線二百四十三間——第一水源池より第三水源池に至る支線三百五十間、一、變更線路 六千八百四十三間、但し大牟田市水道課より第一水源池を経て第二水源池に至る本線六千三百二十三間——配水池に至る支線は同前——第一水源池より第三水源池に至る支線二百七十七間。

架空線地下線の別

架空線

回線方式

復線式一回線

線條の種類太サ延長并に保安裝置方法

從前の分 線條は百磅硬銅線、延長一万三千八百二十二間、保安機十二號型保

安機

變更の分 第一、第二、第三水源の間は裸硬銅線BS一〇線とす他は従前の儘、延長一万三千六百八十六間保安置は各引込口に開閉器及五アンペア可熔遮断器二百五十ミリアンペア以下にして動作する熱線輪交流三百ヴォルトにて動作する避雷器を使用す。

機械設置場所變更を要したる分)

元清里村牛水字平瀉一、四、四七番地ノ四

現在 牛水字下牟田一、二、二九四番地(第一水源地)

元 長洲町大字二番地

現在 牛水字南道々一、八三〇番地(第二水源地)

變更理由 第一、第二水源地工營所の電話機施設場所變更は右工營所の位置變更に依るものにして第一、第二、第三水源地工營所間線路經過地の變更は動力線施設に添架したるに依る。

添架電話事項

添架電話機設置場所 前記變更の分

添架電話機の種類 デルビル型壁掛電話機

添架電話線の太さ及種類 BS一〇裸硬銅線架空二線式一回線

添架方法 高壓架空電線路動力線腕木の下部二尺の距離に於て二寸角樺材腕木を取り付け其兩端に白色二重碍子を以て電話線を支へ其地表上の高を十六尺以上に保たしむ。

添架電話線路の亘長 六百四十五間一六。

添架電話保安置置 電線路變更に記載の通り。

添架すべき電話線路 牛水下牟田第一水源地より南道々第二水源地に至る架空二線式一回線右は兩地間の高壓架空電線路電柱第三七號より五一號迄添架。

牛水下牟田第一水源地より第三水源地に至る架空電線路二線式右は兩地間高壓架空電線路柱第三八號より六一號迄添架。

添架理由 當市水道用水源地熊本縣玉名郡清里村大字牛水字下牟田第一水源地と全村字南道々第二水源地及び全村水野字蟹喰第三水源地との間は道路狹隘なるにも拘らず上水道用私設電話線路及動力用高壓架空電線路を建設せるを以て兩者の混線を惹起し易く、故に之を避くる爲めと且つ巡視維持並に交通上何れも同一支持物に添架するを尤も有利且つ安全なるものと認めたるに依る。
尙之に依る通信方法は一回線に連續し相互間は信號點數に依り直接呼出し得るものなり。

六 經 營

臨時水道課 大正八年四月一日より臨時水道課を設置し水道費を特別會計として取扱ひ水道事務執行手續勞力物品敷設工事請負規程水道委員規程其他事業經營に必要な諸規程を制定し事業の執行に當れり、水道部組織は助役を以て課長に充て庶務、工務、會計の三係を置き更に鐵管検査、鐵管敷設、水源地、配水池各工營所を開設し施工に當れり、大正十年八月通水以後に於ては別に給水係を置き經常事務の執行をなせり、而して事業執行の主腦たる市長は前市長巖谷忠順大正十年七月任期満了退職に就き次で現市長岩井敬太郎就任し前助役吉田齊大正十一年十一月退職につき現助役竹尾英敏其後を襲ひ兼て水道課長に任し水道敷設事業後半の經營に當れり、執行に關する諸規程下記の如し。

水道委員會 重要事項を審議する爲め大正八年十月水道委員七名を市會より選舉し大正十年五月改選更に十二年七月十七日改選を行へり委員會を開催する事九十二回大正十二年六月二十日迄審議事項無慮數百件舉げて數ふべからず。

水道敷設ニ關スル處務規程

第一條 水道敷設ニ關スル爲メ市役所内ニ臨時水道課ヲ置ク。

第二條 臨時水道課ニ庶務係會計係工務係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌ス。

庶務係

- 一、文書ノ受理及發送ニ關スル事。
- 一、會議ニ關スル事。
- 一、圖面帳簿其他書類ノ整理及保管ニ關スル事。但シ工務係ニ屬スルモノヲ除ク。
- 一、統計及報告ニ關スル事。
- 一、水道誌編纂ニ關スル事。
- 一、人事ニ關スル事。
- 一、歲入出豫算編成ニ關スル事。
- 一、起債ニ關スル事。
- 一、土地買收ニ關スル事。

一、宿直其他課内ノ取締ニ關スル事。

一、諸規則ノ制定又ハ改廢ニ關スル事。

一、工事請負工事材料其他物品ノ購入、不用品賣却ノ入札執行又ハ契約締結ニ關スル事。

一、收支命令及出納検査ニ關スル事。

一、前各號ノ外他係ニ屬セザル事項。

會計係

一、物品購入ニ關スル事。

一、物品ノ受渡及保管ニ關スル事。但シ工務係ニ屬スルモノヲ除ク。

一、不用物品ノ處分ニ關スル事。

一、請負保証金入札保証金ニ關スル事。

一、前各號ノ外調度會計ニ關スル一切ノ事項。

工務係

一、工事設計ニ關スル事。

- 一、工事監督ニ關スル事。
 - 一、工事材料並ニ機械器具ノ試験及検査ニ關スル事。
 - 一、職工人夫傭入ニ關スル事。
 - 一、建築及修繕ニ關スル事。
 - 一、工事ノ實施ニ關スル事。
 - 一、工事請負及工事材料其他物品ノ購買ニ關スル事。
 - 一、工事材料機械器具等ノ受渡及保管ニ關スル事。
 - 一、製圖及測量ニ關スル事。
 - 一、設計仕様書及圖面其他關係書類ノ保管ニ關スル事。
 - 一、工事出來型検査工程ニ關スル事。
 - 一、工事竣工明細書ニ關スル事。
 - 一、前各號ノ外工事ニ關スル一切ノ事項。
- 第三條 臨時水道課ニ課長ヲ置キ助役ヲ以テ之ニ充ツ。
- 第四條 本規程ニ定ムルモノ、外市役所處務規程ヲ準用ス。

附 則

第五條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

水道敷設ニ關スル吏員定數規程(大正八年五月三十一日發布
大正十一年三月二十八日改正)

第一條 水道敷設ノ爲メ本市有給吏員定數規程ニ定ムル外左ノ有給吏員ヲ置ク但シ市長ハ豫算ノ範圍ニ於テ之ヲ増減スルコトヲ得。

技 師 一 人

技 手 七 人

書記 九 人

第二條 前項ノ外顧問技師一人囑託技師三人以内ヲ置ク事ヲ得。

附 則

第三條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大牟田市臨時水道課事務執行手續

第一條 水道事務ハ本手續ニ依リ取扱フモノトス。

第二條 工事ヲ施行セントスルトキハ既定ノ計畫ニ基キ工事吏員ニ於テ工務係ノ指示ヲ受ケ實施工事設計書(書式第一號)ヲ作成シ仕様書并ニ平面圖縱橫断面圖明細圖ヲ調製添付シ左記各項ヲ具シ市長ノ決裁ヲ受クベシ。

一、施行方法(直營又ハ請負)

二、工事着手期及竣工期日

三、其他必要ノ事項

輕微ノ工事又ハ仕様書ノ記載ニ依リ施工方法ノ明瞭ナルモノハ圖面ノ一部又ハ全部ヲ省略スルコトヲ得。

第三條 設計書ハ目別ニ作製シ工種ニハ節ヲ掲グベシ。

第四條 工事直營施行ノ決裁アリタルトキ又ハ請負契約確定シタルトキハ該設計書仕様書圖面等ヲ所管工營所ニ送附シ工事ヲ施行セシムベシ。

第五條 工營所ニ於テ工事設計書類ノ送附ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ工事材料ノ所要時期藏置場所等ヲ量定シ材料請求書見本又ハ圖面并ニ豫定價格ノ

必要アルモノハ添付(書式第二號)ヲ以テ會計係ヘ請求受領スベシ臨時ニ要スル物品又之ニ準ス

第六條 工營所主任ハ工事ニ着手シタルトキ及其竣工シタルトキ直營ニ係ルモノハ直チニ市長ヘ報告シ請負ニ係ルモノハ請負人ヨリ届書ヲ徴シ之ニ副署シテ市長ニ報告スベシ。

第七條 請負工事竣工シタルトキハ工務係及庶務係立會検査ヲ執行スベシ但シ輕微ナル工事ハ工營所主任ヲシテ検査セシムルコトヲ得直營工事ニ付テ亦本條ヲ準用ス。

検査済ノ上ハ市長ヘ検査報告(書式第三號)スベシ。

第八條 本規程ニ依リ取扱フベキ物品ハ左ノ二種トシ特ニ使用ノ目的アルモノハ其區分ニ依ル但物品ノ稱呼及單位ハ別ニ定メタルモノニ依ル。

一、工事用器具機械

二、工事用材料

備品消耗品取扱ニ關スル事ハ別ニ之ヲ定ム。

第九條 現在貯藏ノ物品ハ倉庫其他堅牢ナル鎖鑰ヲ施シタル場所又ハ函ニ格納シ損傷腐蝕セザル様常ニ注意シ在品目錄ヲ備置クベシ。
但シ倉庫ヘ格納シタル物品ハ散亂セザル様整頓シ其數量ヲ木札ニ掲ゲ之ヲ側ニ立テ置クベシ。

第十條 物品保管ノ責任者ハ左ノ通りトス。

一、工營所ヘ配給セザル在庫品ハ會計係、

二、工營所ヘ配給セシモノハ所管工營所上級書記、

三、各自專用ノモノハ其使用者、

四、借用ニ係ルモノハ會計係及工營所上級書記、

第十一條 工事材料ニシテ二工事以上ニ使用スベキ全一ノ材料ハ其所要數ヲ積算シ混合購入貯藏シ必要ニ應ジ配給スルコトヲ得、

第十二條 購入物品ハ工務係及庶務吏員立會ノ上檢査シ檢收報告(書式第三號)ニ依リ市長ヘ報告スベシ但工務係立會シ難キ場合ハ工營所主任若ハ物品請求者ヲシテ立會セシムルコトヲ得、

物品檢査濟ノ上ハ木材類ニハ檢印ヲ打チ入レ其他ノ材料ハ適當ナル方法ヲ以テ檢査濟ナルコトヲ明示スベシ、

第十三條 不用又ハ其他ノ事故ニ依リ返納ヲ要スル物品ハ其事由ヲ詳記シタル返納証ヲ添付シ會計係ヘ返納スベシ、

第十四條 物品ヲ製作シ又ハ形体ヲ變更シタルトキハ直ニ出納簿ヘ登記シ製作日誌(書式第四號)ヲ作成シ庶務係ヘ提出スベシ、

第十五條 器具機械ハ總テ番號ヲ付シ烙印ヲ捺スベシ但其品類ニ依リ他ノ方法ヲ用ヒ或ハ番號ヲ省略スルコトヲ得、

第十六條 物品ヲ亡失毀損シタルトキハ保管責任者ノ理由書ヲ徴シ事實ヲ調査シ市長ノ決裁ヲ受クベシ、

第十七條 保管ノ責アル者故意又ハ怠慢ノ爲メ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ辨償ノ責ニ任ズ、

第十八條 辨償金額ハ買入代價ニ依リ買入代價ノ知リ難キモノハ鑑定ニ依リ之ヲ定ム、

第十九條 毀損又ハ使用ニ堪ヘザルモノ若クハ不用ニ屬シタル物品ハ市長ノ
決裁ヲ受ケ賣却又ハ棄却スベシ。

第二十條 各工營所ニ於テ工事施行ニ要シタル材料ニシテ減却セザル不用品
ハ其數量及見積價格ヲ附シ不用品整理簿書式第五號ニ依リ整理スベシ。
本不用品ヲ他ノ工事又ハ物品製作ノ爲メ使用スルトキハ整理簿使用欄ニ登
記シ新ニ使用セシ工事ノ報告及製作日誌ニ朱書ニテ登記スベシ。
再ビ工事ノ使用ニ適セザルモノ又ハ使用ノ目的ナキモノハ工營所主任ハ賣
却其他ノ處分ヲ爲スヲ便宜ト認ムル意見ヲ具シ市長ノ決裁ヲ受ケ處置スベ
シ。

第二十一條 物品保管者ハ年度内ニ出納シタル材料受拂書式第十九號器具機
械統計書式第二十號ヲ調製シ翌年度四月三十日迄ニ庶務係へ提出スベシ。

第二十二條 工營所主任ハ工事設計書ニ示ス箇所別ニ(目毎ニ)使用スベキ材料
ヲ受領シ使用毎ニ(細節別ニ)日報書式第六號第七號第十三號ヲ作製シ庶務係
へ報告スベシ。

第二十三條 會計係ハ工事用材料ヲ工事設計書ニ示ス工事ク所別(目毎ニ)購買

整理スルモノトス。

第二十四條 工事設計書ニ示ス所別(目毎ニ)購入セシ材料ハ重要ナルモノニ關
シテハ市長ノ決裁ヲ經テ彼此流用スルコトヲ得。

流用モシ材料ハ組替傳票書式第八號ヲ作製シ庶務係へ報告スベシ。

此ノ場合ニ於テハ會計係ハ組替憑書書式第九號ヲ作製シ市長ノ決裁ヲ受ケ
收入役へ交付スベシ。

第二十五條 物品ノ供給ヲ命ズルトキハ契約及請求書ヲ徵スルモノ、外ハ注
文傳票書式第十號ヲ供給者へ對シ發行スベシ供給者ハ現品ヲ納入シタルト
キ注文傳票へ主務吏員ノ認印ヲ受ケ代金請求書へ添付スルモノトス。

第二十六條 會計係ヨリ物品ヲ各工營所へ送付スルニハ送付証書式第十一號
ヲ以テスベシ。

各工營所主任ハ送付証ト現品ヲ照合シ送付書ノ一片ノ受領証ニ月日ヲ記入
シ受領印ヲ捺シ直ニ會計係へ返送スベシ。

第二十七條 各工營所主任ハ一ヶ月間ノ工事工程ヲ調査シ翌月五日迄ニ報告書書式第十二號第十三號ヲ作製シ市長ヘ報告スルモノトス。

第二十八條 各係員又ハ各工營所ヨリ提出スル文書ハ總テ工務係及課長ヲ經由スベシ。

第二十九條 各工營所ニハ出勤簿(職工工夫定備人夫ヲ備ヘ勤怠ヲ調査シ毎月五日迄ニ前月分ヲ市長ヘ報告書式第十四號)スベシ。

第三十條 各工營所ニハ日誌(市ノ處務規程ニ示ス様式ニ準據ス)ヲ備ヘ天候其他工事施行ノ概況及臨時事件等必要ナル事項ヲ記載スベシ。

第三十一條 各工營所主任ニ於テ所員ニ工事ヲ擔當セシメントスルトキハ豫メ課長ノ承認ヲ受クベシ。

第三十二條 工事擔當者工事ノ都合ニ依リ時間外ニ從業セシメントスルトキハ其理由ヲ詳記シ豫メ主任ノ差圖ヲ受クベシ。

第三十三條 工事擔當者ハ工事野帳書式第十五號ヲ備ヘ使役職工工夫人夫ノ姓名供給人夫ハ其人員賃金歩合及工事用品ノ使用工事ノ工程其他必要ナル

事項ヲ記載スベシ。

工事野帳ハ工營所主任ニ於テ時々之ヲ点檢スルヲ要ス。

工事野帳ハ必要ニ應ジ之ヲ交付ス其使用ヲ終リタルトキ又ハ更迭ノ際ハ工營所主任又ハ後任者ニ引繼グベシ。

工事野帳ノ返納ヲ受ケタルトキハ主任ニ於テ尙之ヲ調査シ保管ノ手續ヲナスベシ。

第三十四條 工事擔當者ハ工事終了ノ後工事野帳ニ依リ第二十三條ニ示ス日報二通ヲ作製シ翌日之ヲ主任ニ提出スベシ。

工營所主任ハ記載事項ノ正否其他必要ノ調査ヲナシ工事用品ノ使用ニ就テハ取扱主任之ヲ調査シ其一通ヲ庶務係ニ提出スベシ。

第三十五條 工事受負人又ハ物品供給者怠慢ノ爲メ期間内ニ成工又ハ供給ノ見込ナシト認メ其他必要ノ場合ニ於テ特別ノ處分ヲ要スト認ムルトキハ當該主任ハ遲滯ナク意見ヲ具シテ市長ノ指揮ヲ受クルヲ要ス。

第三十六條 傭人其他工事關係ノ職工工夫人夫ニシテ公務ノ爲メ死傷シタル

トキハ臨機ノ處置ヲ施シ速ニ其顛末ヲ市長ニ報告スベシ。

第三十七條 庶務係ハ各工營所ヨリ提出セシ日報及日誌ヲ調査シ工事臺帳(書式第十六號)ヘ登記スベシ。

但シ整理科目ハ別ニ定メタルモノニ據ル。

各工事主任ハ工事臺帳ヲ備ヘ置キ自己主管ノ工事出來高ヲ細節ニ區分登記スベシ。

第三十八條 庶務係ハ前年四月一日ヨリ三月三十一日迄ニ竣工シタル竣工明細書書式第十七號第十八號第二十號ニ依リ五月三十一日迄ニ作製スベシ。

第三十九條 物品購入ノ必要アルトキハ購入伺書式第二十一號及其他ノ書類ニ依リ相當ノ手續ヲ經テ購入スルモノトス。

第四十條 各工營所ニ於テハ一時限リノ職工、工夫、人夫ニ對シ職工、工夫、人夫點檢簿書式第二十二號ヲ備ヘ日日使役シタル職工、工夫、人夫ノ氏名價格ヲ記載スベシ但シ請負供給ニ係ルモノハ供給職工、工夫、人夫點檢簿(書式第二十三號)及出面簿(書式第二十四號)ニ記載シ出面簿ニハ請負人ノ差出シタル出面帳

ト契印ヲ施スベシ。

第四十一條 工事施行ノ急速ヲ要スルトキ若クハ有利ト認メタルトキハ課程勞働ヲ採用スルコトヲ得此場合ニ於テハ當該主任ハ豫メ其施行セントスル部分ニ對シ第二條ノ書式ニ準シ工事ノ分量單價金額等ヲ示シタル仕譯書ヲ調製シ有利ト認ムル場合ハ尙其計算ノ基礎ヲモ明示シ市長ノ裁決ヲ受クベシ。

課程勞働ハ一人歩ノ賃金ヲ單位トシ之ヲ換算スベシ。

第四十二條 鐵管理設ク所丁掘請負ニ係ルモノハ其出來形ヲ主務吏員ニ於テ之ヲ檢査受領シ請負人ヨリ提出スル(書式第二十五號)丁掘受授簿ヘ主務吏員ノ認印ヲ爲シ丁掘工程簿(書式第二十六號)ヘ請負人ノ認印ヲ爲サシムベシ。

主務吏員ハ丁掘檢收報告書書式第二十七號ヲ毎月二回會計係ヘ報告スベシ。

第四十三條 本手續ニ依ルノ外ハ總テ大牟田市處務規程ヲ準用ス。

第四十四條 各係ハ左記ノ帳簿ヲ備付ケ整理スベシ。

庶務係

工事臺帳	會計係	歲出整理原簿	工事費歲出計算表	保管金整理簿	鐵管受拂簿	材料受拂簿	其他諸表及補助簿	水源地工營所	器具機械臺帳	材料受拂簿	歲出整理簿	配水池工營所	工事臺帳
		歲出整理內譯簿	雜收入簿	物品購入簿	器具機械臺帳	支出命令簿			工事臺帳	不用品整理簿	其他諸表及補助簿		材料受拂簿

器具機械臺帳	歲出整理簿	鐵管敷設工營所	鐵管布設臺帳	器具機械臺帳	歲出整理簿	鐵管檢查工營所	器具機械臺帳	鐵管受拂簿	不用品整理簿	其他諸表及補助簿	材料受拂簿	不用品整理簿	其他諸表及補助簿

(以上諸書式略)

大牟田市臨時水道課物品取扱手續 (大正八年八月一日制定)

第一條 所用物品ヲ分チテ備品消耗品ノ二種トシ其購入及出納ハ本手續ニヨリ整理スベシ。

第二條 會計係、工務係及工營所物品取扱主任ハ工事用器具機械及工事用材料ノ外本手續ニ依ル物品ヲ出納保管スルモノトス。

第三條 會計係ハ出納簿(書式第一號第二號)ヲ備ヘ置キ日々受授スベキ物品ヲ証憑書類ニ據リ登記シ其出納ヲ明ニスベシ。

第四條 備品ハ總テ番號ヲ付シ所印ヲ烙記スベシ。
但其品類ニ依リ他ノ方法ヲ用ヒ或ハ省略スルコトヲ得。

第五條 物品取扱主任ハ備品配與帳(書式第三號)及消耗品受拂簿(書式第四號)ニ依リ自己取扱物品ノ受授ヲ明ニスベシ。

第六條 物品ノ購入ヲナサントスルトキハ物品購入經伺簿(書式第五號)ニヨリ經伺ノ上購入スベシ。

第七條 工營所委任事項ニ依リ物品ノ購入ヲ爲シタルトキハ工營所主任ハ其都度物品購入報告(書式第六號)書ヲ作成シ市長ニ報告スベシ。

第八條 凡ソ貯藏供用ノ物品ハ會計係又ハ物品取扱主任各自使用ノ物品ハ各自保管ノ責ニ任ズベシ。

第九條 轉免等ノ場合又ハ不用ニ歸シタル物品ハ直ニ返納書ヲ添ヘ會計係又ハ物品取扱主任ニ返納シ死亡ノ場合ハ係主任又ハ工營所主任ニ於テ返納ノ手續ヲナスベシ。

第十條 物品亡失毀損シタルトキハ會計係又ハ物品取扱主任ハ其保管者ヲシテ事由書ヲ提出セシメ故意又ハ怠慢ノ結果ニ依ルモノナルヤ否ヤヲ調査シ意見ヲ付シテ處分方ヲ市長ニ稟議スベシ。

第十一條 貯藏ノ物品倉庫又ハ鎖鑰アル場所ニ藏置シ每品區劃配置シ点檢ニ便ナラシムベシ。

第十二條 物品取扱主任ハ毎年十二月末日現在ノ備品現計表(書式第七號)翌年一月二十日迄ニ作製シ會計係ニ提出スベシ。

會計係ハ自己取扱ニ係ルモノト併算シ一月末日ニ市長ヘ提出スベシ。
第十三條 會計及物品取扱主任ハ毎年三月末日ニ於テ前年四月一日以降一ケ年間ノ取扱ニ係ル消耗品ノ出納計算書(書式第八號)ヲ作製シ翌月末日迄ニ市長ニ報告スベシ。

第十四條 會計係及物品取扱主任交替ヲ爲シタル時ハ前任者ハ第十二條、第十三條ニ準シ事故ノ生ジタル日ヨリ十日以内ニ物品出納計算書ヲ提出スベシ。但前任者死亡其他ノ事故ニ依リ自身計算書ヲ調製シ能ハザル場合ハ市長ハ他ノ吏員ヲシテ之レヲ調製セシムベシ。

第十五條 市長ハ毎年一回又ハ臨時必要ト認ムルトキ検査員ヲ命ジテ物品検査ヲ執行セシメ其成績ヲ具申セシムベシ。

第十六條 不用ニ屬スル物品及毀損シテ修繕ヲ加ヘ難キ物品ハ會計係及物品取扱主任ハ意見ヲ具シ處分方ヲ市長ヘ稟議スベシ。

第十七條 郵便物發遣ハ郵便配造簿書式第九號ニ登記シ郵便切手ハ切手受拂簿(書式第十號)ニ依リ受拂ヲ明ニスベシ。

第十八條 本規程ノ外ハ大牟田市臨時水道課工事及勞力物品供給受負規程並ニ他ニ定ムルモノニ依ル。

(書式省略)

市告示第五七號(大正八年九月二十九日議決
大正九年四月三十日市第四一號ヲ以テ改正)

大牟田市水道敷設工事及勞力物品供給請負規程

第一條 本規程ハ水道敷設費ニ屬スル家屋建築土木工事及勞力物品ノ供給請負ニ適用スルモノトス。

第二條 前條ノ請負ハ公入札又ハ指名入札ニ付シ契約ヲ爲スモノトス。但シ左ノ場合ニ於テハ指名請負ニ付スルコトヲ得。

一、豫定金高參百圓未滿ノ工事又ハ勞力物品供給。

二、臨時至急ヲ要スル工事又ハ勞力物品ノ供給ニシテ入札公告ノ猶豫ナキ時。

三、特種ノ技術ヲ要スル工事又ハ特種ノ物品購買ノトキ。

四、再入札ニ付シ落札ニ至ラザルトキ。

五、公入札又ハ指名入札ニ附スルヲ不得策ト認ムルトキ。

第三條 公入札ハ左ノ方法ニ依リ施行ス。

一、公入札ハ七日以前ニ場所及開札日時ヲ新聞紙ニ掲載又ハ其他ニ依リ適宜

廣告ス。

二、入札ヲ爲サントスルモノハ廣告指定ノ場所ニ就キ仕様書品附及計畫圖又ハ工事現場等ヲ熟覽シ其ノ示ス處ノ雛形ニ倣ヒ封書ヲ以テ提出スベシ若シ事故アリテ他人ニ代理セシムルトキハ必ズ委任狀ヲ携帯セシムベシ但シ受任者ハ一人ニシテ二人以上ノ代理トナルコトヲ得ズ。

三、開札ハ入札者ノ面前ニ於テ之ヲナスモノトス但開札時間ニ入札人缺席スルコトアルモ缺席ノ儘開札ス。

四、開札後ハ違算誤記其他何等ノ事故アルトモ引換又ハ訂正スルヲ得ズ。

五、入札ハ最寡額ヲ以テ落札トス同價ノ入札ヲ爲シタル者二名以上アルトキハ其ノ同價ノ入札人ヲシテ追加入札ヲ爲サシメ落札者ヲ定ム追加入札ノ價格仍同ジトキハ抽籤ヲ以テ定ム但シ豫定價格ニ超過セシトキハ之ヲ採用セズ。

六、入札書ニ記載スベキ物品代價ハ汽車汽船運賃保險料陸揚費其他指定ノ場所ニ於テ受授ヲ終ル迄工事請負ニアリテハ材料運賃工費其他工事竣工ノ

上受授ヲ終ル迄ノ一切ノ費用勞力供給ニアリテハ人夫職工募集費旅費人夫ノ住宅及手數料等迄ヲ見込ミタルモノトス、但シ特ニ費用負擔ノ明示ヲナシタルトキハ此限リニアラズ。

七、入札書ニ記載スベキ價額ハ總金高ヲ以テスベシ單價等ヲ記入スルモ其ノ記事ハ無効トス、但シ勞力供給ニアリテハ貳拾歲以上五拾歲未滿ノ男子ニシテ身体強壯ニシテ其ノ業務ニ堪フルモノノ一人一日ノ賃金ヲ請貰フベキ總人員ニ乗ジタルモノヲ記入スルモノトス。

八、入札書ハ書留郵便ヲ以テ提出スルコトヲ得此場合ニ於テハ封書ノ表面ニ朱書ヲ以テ「入札書」ト明記スベシ、但シ指定ノ日時ヲ經過シ到着シタルトキハ無効トス。

九、入札書ハ差出後金額ノ増減又ハ取消等申立ツルコトヲ得ズ、但シ開札時限前ニ於テ市長ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限リニアラズ。

一〇、入札金額豫定價格ヲ超過スルトキ又ハ入札ヲ取消シタルトキハ即時若クハ更ニ日時ヲ定メ再入札ニ附スルコトアルベシ。

第四條 入札書ハ保証金ヲ提供シタル後差出スベシ。

入札保證金ハ各自見積金額ノ百分ノ五以上トス但シ圓位未滿ノ端數ハ圓位ニ切上ルモノトス。

入札保證金ハ大牟田市收入役へ納入シ其ノ受領證ヲ提供スルモノトス。

第五條 左ノ各項ニ觸ル、者ハ入札スルコトヲ得ズ。

一、丁年未滿ノ者。

二、公權剝奪又ハ停止中ノ者。

三、家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權ノ決定ヲ得ザル者及身代限り處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘザル者。

四、直接國稅年額五十圓未滿ノ者及貳ケ年以上其ノ業務ニ經驗ナキ者但シ勞力供給及參千圓以下ノ工事並物品供給ニ關シテハ此限リニアラズ。

第六條 左ニ掲グル入札ハ無効トス。

一、金額氏名ニ確認シ難キモノ。

二、記名調印ナキモノ。

三、入札保證金ガ第四條第三項ノ步合ニ充タザルモノ。

第七條 入札ノ際入札者間ニ於テ利益ノ分配ヲ爲シ又ハ約諾シタル者ハ入札スルコトヲ得ズ但シ落札後ニ於テ本條ノ所爲アルコトヲ發見シタル時ハ其落札ヲ取消スコトアルベシ。

第八條 入札保證金ハ開札後還付ス但シ落札者ノ入札保證金ハ契約締結ノ上之ヲ還付ス。

第九條 落札者ハ一定ノ雛形ニ倣ヒ契約書ヲ作成シ市長ヨリ指定スル日迄ニ契約保證金ヲ添ヘ差出スベシ若シ其期限ヲ過ギ本條ノ手續ヲ爲サザルトキハ該入札ハ無効トス。

前項ノ契約保證金ハ水道委員會ノ議決ヲ經テ市長ニ於テ之ヲ減免スルコトヲ得。

契約書ニハ物品代價仕譯書工事請負ニアリテハ工事費内譯書ヲ添付シ勞力供給ニアリテハ一人當リノ賃金ヲ記入スベシ。

本契約書ニハ相當資産ヲ有シ市長ノ承認ヲ得タル身元確實ナル保証人ヲ設

クベシ。

第十條 落札者其ノ落札ヲ辭シ又ハ期日以内ニ契約ヲ締結セザルトキ及第七條ニ依リ落札ヲ取消シタルトキハ入札保証金ハ市ノ所得トス。

第十一條 受負契約締結以前落札者死亡シ其正當相續人ニ於テ契約締結期日内ニ繼承ノ旨申出ザルトキハ其落札ヲ取消シ入札保証金ハ相續人ノ請求ヲ待テ之ヲ還付スベシ但落札ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過スルモ尙還付ノ請求ヲ爲サザルトキハ入札保証金ハ市ノ所得トス。

第十二條 契約保証金ハ請負金額ノ百分ノ拾以上トシ計算上圓位未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ圓位ニ切上ルモノトス。

第十三條 入札保証金及契約保証金ハ現金ヲ以テ納付スベシ前項保証金ハ公債證書勸業債券又ハ市長ノ承諾ヲ得タル約束手形若クハ銀行ノ預金證券(持參人拂)ヲ以テ代納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ公債證書ハ額面ノ拾分ノ九勸業債券ハ額面ノ拾分ノ八ヲ以テ計算スルモノトス但シ現金ヲ以テ納入セシモノハ其ノ期間ノ利子ヲ附セズ公債證書及勸業債券ニアリテハ市ガ逓

信省ニ保管預入ヲ爲シタル場合ハ其仕拂ニ屬スル利札ハ現金トシテ拂戻ヲ爲スコトアルベシ。

第十四條 契約保証金ハ契約履行後擔保期間經過ノ上ニアラザレバ還付セザモノトス但シ勞力及物品供給受負金高五千圓以上ニ係ル契約保証金ヲ内端還付ヲ願出ルモノアリタルトキハ契約遂行ノ見込ミアルモノニ限り左ノ割合ニ依リ還付スルコトヲ得。

一、契約金高十分ノ四以上ニ相當スル物品納入及勞力供給濟ミノ上ハ契約保証金高ノ十分ノ三以内。

二、契約金高十分ノ八以上ニ相當スル物品納入及勞力供給濟ミノ上ハ契約金高十分ノ六以内。

第十五條 許可ヲ得ズシテ竣工及物品調達ノ期日ヲ延バスコトヲ得ズ若シ天災其他止ムヲ得ザル場合ニ於テ延期ヲ乞フ者アルトキハ市長ハ之ヲ審査シ相當ト認ムルトキハ更ニ延期ヲ許可スルコトアルベシ。

第十六條 工事並ニ勞力物品供給請負金ハ契約履行済ノ上仕拂フモノトス但

シ請負人ヨリ内端金ノ拂渡請求アルモノハ期日内ニ契約履行完結ノ見込ミアルモノニ限り左ノ制限ニ依リ拂渡スコトアルベシ。

一、工事及物品供給請負金高五百圓以上ハ貳回、貳千圓以上ハ參回、四千圓以上ハ四回、七千圓以上ハ五回、一萬圓以上ハ六回トス、但シ工事ニアリテハ出來形検査済物品供給ニアリテハ檢收済ニ對スル金額ノ八歩以内トス。

二、物品供給ニシテ分納ノ契約ヲ爲シタルモノハ其分納毎ニ前項ノ例ニ依ルモノトス。

但シ物品ノ種類ニ依リ檢收済金額ノ全部ヲ仕拂フコトアルベシ。

三、鐵管埋設ケ所丁掘及勞力供給請負ニアリテハ檢收及供給済ニ對スル金額ヲ一ヶ月二回トス。

四、請負金仕拂殘金ハ契約履行済ノ上仕拂フモノトス。

但シ前各項仕拂ノ結果生ズル錢位未滿ノ端數ハ切捨ツルモノトス。

仍ホ鐵管購入ニ限リ必要アルトキハ市長ハ水道委員會ノ議決ヲ經テ購入代金ノ幾部ノ前渡ヲ爲シ且ツ購入物品到着ニ依リ其ノ代金ノ幾部ヲ拂渡

スコトヲ得。

第十七條 工事ハ堅牢精好ヲ旨トシ渾テ主任者ノ監督ヲ受クベシ若シ工事契約書ニ違ヒタルコトヲ發見シタル場合ニ於テ改造ヲ命ズルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ改造ニ關シ生ズル損害ハ請負人ノ自辨トス。

第十八條 市ノ都合ニ依リ工事ヲ中止シ又ハ停止スルトキハ現出來形調査ノ上契約書ニ基キ相當ト認ムル費金ヲ拂渡スモノトス此ノ場合ニ於テ請負人ニ於テ損失ヲ生ズルコトアルモ市ハ其責ニ任ゼズ。

第十九條 工事着手ノ後仕様書ヲ變更シ新仕様書彙ノ仕様書等ニ依リ難キ節ハ請負金額ヲ差引請負ヲ爲サシムルコトアルベシ但シ變更ノ爲メ竣工期日伸縮スルトキハ其時々請書ヲ徴スベシ。

第二十條 検査未済中ハ天災地變其他ノ不可抗力ニ依リ損害ヲ蒙ルコトアルモ一切請負人ノ負擔タルベシ。

第二十一條 工事ハ受渡後ト雖モ擔保期限内ニ於テ非常變災ニアラズシテ破壊セシトキハ請負者再築修補ノ責ヲ負擔シ尙前期間更ニ同一擔保ノ責ニ任

ズベシ。

第二十二條 本規程第二十條第二十一條ノ再築修補ヲ拒ミ或ハ之ヲ怠リタルトキハ市ニ於テ之ヲ施工シ契約保證金ヲ以テ之ニ充ツ尙不足スルトキハ更ニ追徴スベシ。

第二十三條 契約保證金ハ工事請負ニアリテハ工事竣工検査済ノ日ヨリ向フ六ヶ月ノ保存ヲ付シ其期間ニ異狀ナキト認メタルトキ其他ニアリテハ契約履行済ノ上還付スルモノトス。

第二十四條 工事諸材料ハ使用場ヘ持届ケノ上渾テ主任者ノ検査ヲ受ケ一々之ニ検査済ノ章ヲ附スルモノトス。

第二十五條 請負人ニシテ主務吏員ノ指揮ニ背キ或ハ懶惰ニシテ期限内ニ工事竣工物品完納人夫供給ニアリテハ指定人員ヲ提供シ能ハズト認ムルトキハ契約ヲ解除スルモノトス此場合ニ生ズル損害ハ市ハ其ノ責ニ任ゼズ、

第二十六條 請負人工事着手後及物品完納以前死亡ノモノハ相續人ニ於テ死亡ノ日ヨリ十日以内ニ其請負繼承ノ手續ヲ爲サザルカ又ハ本請負外ノ件ニ

付刑事ニ係リ拘留收監其他不正ノ所業發覺スルトキハ直ニ請負ヲ解キ爲ニ生ジタル損害ハ先ヅ本人ニ償ハシメ又ハ契約保證金ヲ以テ其償ニ充テ尙不足スル場合ニ於テハ身元保證人ヲシテ償却セシメ更ニ相當ノ手續ヲ以テ別途請負人ヲ定ムルコトアルベシ但シ本條ノ場合ニ於テ既成ノ工事及納済ノ物品ハ検査ノ上相當ノ金額ヲ下渡スベシ。

第二十七條 請負人ハ工事若クハ勞力及物品供給ニ付一切ノ事ヲ擔當スベシ若シ市長ノ承認ヲ得ズシテ請負ノ全部ハ勿論幾分タリトモ他人ヘ譲渡シタル時ハ其請負ヲ解除スベシ。

第二十八條 工事竣工納入物品検査ノ節ハ請負人ハ立會スベシ若シ本人立會シ難キトキハ市長ノ承認ヲ得タル代理人ヲシテ立會セシムベシ但シ本人若クハ代理人立會ナキトキハ主務吏員ノ検査ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ。

第二十九條 工事請負人ハ常ニ工場ニ詰切ルベシ若シ事故アリテ自ラ臨場スルコト能ハザルトキハ市長ノ承認ヲ得タル代理者ヲ置クベシ。

第三十條 工事請負人ハ指定セラレタル着手月日ニ着手セズ又ハ着手セルモ工事ノ進行遅延ニシテ期限内ニ成工ヲ告ゲ難シト認メタルトキハ契約ヲ解除スルコトアルベシ。

第三十一條 請負人ハ其使役セル職工人夫等ノ行爲ニ就キ一切其責ニ任ズベシ若シ職工人夫等ニシテ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ何時タリトモ之ガ使役ヲ禁止セシムルコトアルベシ。

第三十二條 工事及物品供給請負ニシテ終末期日ヲ經過シタルトキハ左ノ割合ニ依リ違約金ヲ請負金又ハ契約保証金ヨリ控除スルモノトス之ニ對シ請負人ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ。

一、工事ノ竣工期日ニ至リ完成セザルトキハ其翌日ヨリ經過日數ニ對シ一日毎ニ請負金高ノ四百分ノ一ノ割合。

二、物品納入期日ニ至リ完納セザルトキハ其翌日ヨリ滞納日數ニ對シ一日毎ニ延滞數量ニ對スル請負價格ノ四百分ノ一ノ割合。

第三十三條 左記各項ノ一ニ該當スルモノハ契約保証金ハ市ノ所得トス此ノ

場合ニ於テハ既成工事並ニ納入物品ノ費用ハ検査ノ上之ニ對スル金高ノ十分ノ八以內ヲ仕拂ヒ其他ハ市ニ沒收スルモノトス。

一、第二十五條第二十七條、第三十條ニ依リ契約解除ヲ爲シタルトキ。

二、請負人ノ便宜ニ依リ契約解除スルトキ。

三、請負人本規程ノ條項ニ違背セシ爲メ請負契約解除シタルトキ。

第二十四條 保証人ハ請負人ト連帶契約上總テノ責ニ任ズベシ。

第三十五條 勞力供給請負者ハ主務吏員ノ指定スル場所及時間ニ其ノ人員ヲ提供シ事業終了迄監督ノ責ニ任ズベシ但シ請負人ニシテ主務吏員ノ命ニ違背セシ爲メ生ゼシ損害ハ請負人ニ於テ辨償ノ義務アルモノトス。

第三十六條 左記各項ノ就業人夫ノ賃金ハ主務吏員ノ認定ニ依リ賃金ノ歩引又ハ歩増ヲ爲スト雖モ最高歩合ヲ一人五分ノ額ヲ超ユル事ヲ得ズ。

但シ主務吏員ノ認定ニ依ル歩引歩増ニ付テハ請負人ハ勿論勞力者ニ於テモ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ。

一、第三條第七號但書ノ資格ヲ具備セザル男子又ハ女子。

二、第三條第七號但書ノ資格ヲ具備セルモ其働否。
第三十七條 本規定ニ觸レ處分ニ係リタル者ハ爾後大牟田市建築及土木工事
又ハ勞力物品供給請負ノ入札或ハ請負ノ代理及保証人ト爲ルコトヲ許サズ。
第三十八條 本規程ニ關スル入札書契約書等ノ方式ハ市長之ヲ定ム。

臨時水道課工營所執務心得

第一條 本心得ニテ工營所ト稱スルハ左ノ如シ。

水源地工營所

配水池工營所

鐵管敷設工營所

鐵管檢查工營所

第二條 工營所執務時間ヲ左ノ通トス。

月 別	出 勤 時 間	退 所 時 間
三、四、五月	午 前 七 時	午後五時三十分

六、七八九月

午前六時三十分

午後五時三十分

十、十一月

午 前 七 時

午後五時三十分

十二、一二月

午前七時三十分

午 後 五 時

第三條 工營所員出勤シタルトキハ直ニ出勤簿ニ捺印スベシ。

第四條 工營所員疾病其他ノ事故ニ依リ遲參又ハ缺勤スルトキハ出勤時限迄
ニ其事由ヲ主任ニ届出ベシ。

但疾病其他ノ事項ハ依リ缺勤五日ヲ超ユルトキハ疾病ニアリテハ醫師ノ診
斷書ヲ添付シ其他ノ場合ハ事由ヲ具シ爾後十日ヲ超ユル毎ニ其疾病又ハ事
由ヲ詳記シ主任ヲ經テ届出ベシ。

第五條 工營所ノ公暇ハ左ノ如シ。

一月一日、二日、三日、十二月三十一日。

紀元節、神武天皇祭、天長節、天長祝日。

右ノ外事業上差支ヘナキ限リ繰合ノ上毎月二日ノ公暇ヲ與フ

第六條 雨雪其他ノ事故ノ爲メ主任ニ於テ工事ヲ施行シ難シト認ムルトキハ

業務ヲ休止スルコトヲ得此場合ニ於テハ主任ハ電話又ハ其他ノ方法ヲ以テ工務係ニ報告スベシ。

第七條 工事ノ進捗ハ別ニ定ムル規定ニ依リ主任ハ無遅滞報告スベシ。

第八條 工營所員ノ勤怠ハ別ニ定ムル書式ニ依リ毎月分ヲ其翌月五日迄ニ報告スベシ。

第九條 工事用材料及勞力物品等ノ要求其他工營ニ關係アル事項ハ總テ工務係ヲ經テ稟議スベシ。

第十條 工營所員身分進退ニ關スル上申願伺、届等ハ總テ工務係ヲ經由スベシ、但シ人事ニ關スル書類ハ封筒ノ上親展ト記スベシ。

第十一條 本心得ニ規定ナキモノハ別ニ定ムル處ニ據ルモノトス。

大牟田市水道委員規程

第一條 水道敷設事業ニ關シ市制第八十三條ニ依リ臨時委員ヲ置ク。

第二條 委員ノ定數ハ七名トシ市會議員中ヨリ選舉ス。

第三條 委員ノ任期ハ貳ケ年トス。

第四條 委員ノ審議ニ附スベキ事件ノ概目左ノ如シ。

一、工事施行順序ニ關スル件。

二、歳入出豫算ニ關スル件。

三、土地物件其他補償ニ關スル件。

四、土地收用ニ關スル件。

五、重要ナル工事用材料及器具機械ノ購入ニ關スル件。

六、工事施設及請負ニ關スル件。

七、不用物品賣却ニ關スル件。

八、市債ニ關スル件。

九、條例規則規程ノ制定改廢ニ關スル件。

右ノ外重要ト認ムル事項。

第五條 委員ハ各種入札ノ開票及工事材料ノ検査ニ立會シ又ハ工事ノ實況ヲ視察スルコトヲ得。

- 第六條 委員會ハ市長之ヲ招集ス。
- 第七條 委員會ノ會議ニ關シテハ市參事會ノ例ニ依ル。
- 第八條 委員會ハ隨時諸帳簿文書ヲ查閱シ及物品ヲ調査スルコトヲ得。
- 第九條 委員ニハ執務ノ都合ニ依リ一食金壹圓以内ノ辨當ヲ給ス。
- 市外出張旅費ハ吏員一等同額ヲ支給ス。
- 第十條 委員中關員ヲ生ジタルトキハ補闕選舉ヲ行フ補闕委員ハ前任者ノ殘任期間在職スルモノトス。

市告示第一三號

大牟田市水道敷設ニ關スル給與規程 (大正八年五月三十一日議決
大正九年九月廿九日市第五三號ニテ改正)

- 第一條 吏員及附屬員ノ給料ハ左ノ範圍内ニ於テ支給ス。
- 技 師 年俸千五百圓以上貳千圓以下
- 書記技手 月俸貳拾五圓以上百六拾圓以下
- 雇 助 手 月俸六拾圓以下又ハ日給貳圓參拾錢以下

使 丁 日給壹圓拾錢以下

給 仕 日給七拾錢以下。

第二條 囑託又ハ市技手書記兼任ノ場合ニ於ケル報酬若クハ手當旅費ハ豫算ノ範圍ニ於テ市長之ヲ定メ支給ス。

第三條 技師事業區域内ノ出張旅費トシテ月額貳拾圓ヲ支給ス。

但シ普通旅費ヲ支給スル場合ハ日割ヲ以テ月額旅費ヲ控除ス。

第四條 工區勤務ノ者ニハ勤務手當トシテ左ノ月額手當ヲ支給ス但シ欠勤又ハ普通旅費ノ支給ヲ受ケタル日數ハ日割ヲ以テ月額手當ヲ控除ス。

等	級	種	別	月	額
一	等	技 手	書 記	拾	貳 圓
二	等	助 手	雇	八	圓

第五條 工區主任タル技手ニハ前條月額手當支給額ノ四分ノ一ヲ加給ス。

第六條 月額旅費及手當ハ翌月始メニ支給ス月額手當ハ任免ノ月ニ在リテハ

就職又ハ退職ノ日ヲ以テ日割計算支給ス。

第七條 本規程ニ定ムルモノ、外ハ市吏員其他ノ一般給與規程ニ依ル。

附 則

第八條 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三條乃至第六條ノ施行期日ハ市長之ヲ定ム。

第九條 大正七年二月二十五日市會議決水道吏員特定旅費支給規定ハ前條但書施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス。

大正九年四月一日市告示第七號ヲ以テ第三條及第六條ノ規程ヲ全日ヨリ施行ス。

市第五六號

大牟田市臨時水道課諸給與規程

大正八年八月二十九日議決
大正九年九月二十九日
市第五三號ニテ改正

第一條 物件監守使丁給仕職工工夫定備人夫給料ハ左ノ範圍ニ於テ之ヲ支給ス。

物件監守	日額	金壹圓以內
使 丁	全	金壹圓拾錢以內
給 仕	全	金七拾錢以內
職工工夫	全	金四圓以內
定備人夫	全	金壹圓五拾錢以內

第二條 日給者ハ出勤日數ニ應ジ之ヲ給ス但シ公務ノ爲メ傷疾若クハ疾病ニ罹リタル者ハ出勤日數ニ加算スルモノトス。

第十三條 使丁給仕職工工夫定備人夫ニ出張ヲ命ジタルトキハ左ノ各項ニ依リ旅費ヲ支給ス。

一、汽車ニ依ルモノハ汽車三等賃金。

二、行程往復五里以上ニ涉ルモノハ辨當料參拾錢。

三、出張先ニ於テ宿泊ヲ命ジタルモノハ宿泊料一泊ニ付金壹圓五拾錢。

第四條 公務ノ爲メ傷疾若クハ疾病ニ罹リ三十日以上ニ涉リ快癒ノ見込ミナキモノハ其病狀ヲ量定シ左ノ慰籍料ヲ給ス但シ其ノ日給ハ支給停止スルモ

公務ノ爲メ死亡シタル者ニハ死亡當日迄ノ日給ヲ支給シ左ノ慰籍料ヲ遺族ヘ給スルモノトス。

日給停止日迄ノ治療費ハ市費ヲ以テ之ヲ支辨ス。

一、死亡ノ者ハ死亡當時ノ日給額六ヶ月分。

二、一肢及一肢以上ヲ失フモノハ其ノ當時ノ日給額五ヶ月分以内。

三、一肢及兩眼ヲ失フモノハ其ノ當時ノ日給額五ヶ月分以内。

四、其他不治ノ疾病ニ陥リタルモノハ其ノ當時ノ日給額五ヶ月分以内。

第五條 物件監守及宿直以外ノ者ニシテ午後八時ヲ過ル迄居殘勤務ヲナシタルトキハ左ノ區別ニ依リ賄料ヲ支給ス但シ午後十二時ヲ過ルトキハ其ノ倍額トス。

吏員 金貳拾錢

使丁給仕 金拾五錢

第六條 本規程ニ定メナキモノハ別ニ定ムル處ニ據ル。

職員

市長、助役、收入役

前・市長 巖谷 忠順(大正十年七月二日任期滿了退任)

市長 岩井敬太郎(大正十一年三月廿三日就任)

前助役課長 吉田 齊(大正十一年十一月六日任期滿了退任)

助役課長 竹尾 英敏(大正十一年十一月三十日就任)

收入役 森 四郎(再選)

課僚

囑託技師 岩田 太郎(大正十年三月十九日囑託)

技師事務取扱技手 美川 勝次(大正九年三月二十日拜命)

書記 小山安太郎(大正十年十二月十二日市役所第四課ヨリ轉命)

書記 土岐 正一(大正九年五月六日拜命)

技手 赤司 玄一(大正十年十月六日命)

書記 松田 與助(大正十一年十二月八日拜命)

技手 關 鎮(大正九年十二月十三日命)

書記 大藪初太郎(大正九年十一月廿六日拜命)

書 記 青木 正一(大正十二年八月十一日 命)
巡 視 三木佐太郎(大正十一年二月六日 命)
巡 視 梅田 清(大正十二年十二月五日 命)
雇 松永 太一(大正九年九月二十八日 命)
助 手 荒尾 傳喜(大正十一年十二月一日 命)
助 手 古賀治三郎(大正十一年十二月八日 命)
雇 猿渡 忠興(大正十年九月三十日 命)

退職 々 員

囑託技師 堀江 勝巳(大正八年十月三十一日 囑託)
書 記 有 松 喬(大正八年六月十三日 拜命)
技 手 一ノ瀬清四郎(大正九年十月十一日 御用濟)

書 記 池田 善七(大正十一年十二月十日 命)
巡 視 山崎喜惣松(大正十二年四月十三日 命)
助 手 森 巳之吉(大正十一年七月五日 命)
助 手 吉 田 清(大正十年七月十三日 命)
雇 木 村 速(大正十一年一月二十日 命)
雇 田中 安藏(大正十一年六月七日 命)

技師 川原 常吉(大正五年九月四日 任命)
技手 東島 英夫(大正六年八月三十日 任命)
技手 千布 高次(大正九年七月八日 任命)

技 手 久保田秀雄(大正九年十一月六日 拜命)
書 記 上野 範一(大正十二年一月十五日 拜命)
書 記 奥園濱五郎(大正十年六月二十三日 拜命)
書 記 内田 幸夫(大正九年三月一日 拜命)
書 記 前淵 柳平(大正十年十一月廿八日 拜命)

(以下 略)

書記 永 井 募(大正九年九月二十八日 拜命)
書記 向井 政亥(大正九年十月八日 御用濟)
書記 岡村 五郎(大正十年一月十八日 拜命)
書記 片山 直太(大正九年九月二十五日 拜命)
書記 橋本 勝平(大正十三年三月十一日 御用濟)

水道 委員

久 芳 久(大正十三年三月廿七日 就任)
武藤登喜次郎(大正八年十月再選)
陣 内 龍 一(大正十二年五月就任)

森 喜 久 平(大正十年五月再選)
黒田 亥之助(大正十二年七月再選)
圓 佛 七 藏(大正十年五月再選)

永井益太郎	(大正十年六月就任)	古賀甚一	(大正十年五月再就任)
佐野乙藏	(大正九年七月就任)	藤村箴	(大正九年二月就任)
森喜一郎	(大正八年五月就任)	石川雄三	(大正十二年七月十七日就任)
猿渡秀雄	(大正八年五月就任)	古賀久太郎	(大正十二年七月十七日就任)
屬最吉	(大正八年二月退就任)	平山喜錄	(大正九年五月就任)
白田久内	(大正八年五月就任)	野口忠太郎	(大正八年五月就任)
津留新太郎	(大正十二年十一月就任)		

市參事會員(現在)

森喜久平	古賀甚一	林田瀧十郎
猿渡秀雄	高島基江	猿渡孫七

市會正副議長

前市會議長 福井福太郎
市會議長 吉田卯三郎
市會副議長 平山喜錄

前市會議長 森時三郎
前副議長 濱田義孝

市會議員(前記公職者外)

前市會議員 伊藤克一	前市會議員 原田龍次郎
同 今村德次郎	同 村尾信雄
同 中村壽吉	同 跡部萬藏
同 森時藏	同 西久保年太郎
市會議員 山尾精一	市會議員 橋本房次
元同 水島勝正	同 中村伍七
同 猿渡卯吉	同 連尾島太郎
同 加藤一枝	同 古賀喜太郎
同 久留貞次郎	同 森唯一

六 經 營 篇

同 同 同
益 田 滋
富 永 虎 松
中 村 喜 太 郎

同 同 同
速 尾 梅 次 郎
大 道 常 吉
森 初 藏

水道調査委員

氏 名

在職年數

就職年月

退職年月

氏 名	在職年數	就職年月	退職年月
陣 內 龍 一	二年三ヶ月	大正六年七月	大正八年九月
屬 最 吉	三年八ヶ月	大正二年七月	大正六年二月
野 口 忠 太 郎	五年六ヶ月	明治四十四年九月	大正六年二月
吉 田 卯 三 郎	十二年二ヶ月	明治四十四年四月	大正八年九月
森 時 三 郎	六ヶ月	明治四十四年三月	大正六年二月
福 井 福 太 郎	十一年四ヶ月	明治四十四年七月	大正七年十一月
岩 田 謙 三 郎	九年十一ヶ月	明治四十四年四月	大正六年二月
森 平 四 郎	三年九ヶ月	全	明治四十三年十二月

板 井 眞 澄

四年六ヶ月

全

明治四十四年九月

六 經 營 篇

三二五

七 竣工篇

起工及竣工 大正八年四月一日より大正十四年三月三十一日迄六ヶ年に亘る工事期間なれども、施工の前後に於ける準備及び残務を除きて云へば實際輸入をなしたる大正九年三月元第二水源地盛土工事着手を以て起工とすべく第五期鐵管敷設延長の工事を終る(十三年夏季中)を以て竣工とせば施工に費したる時日は四年有半なり、此の間事業は幾多の難關に遭遇したるも幸に豫期以上の事業を遂行し得たり、而して本市給水は一日の急を要するにより配水に差支なき程度の工事進捗と共に大正十年八月初めて通水を爲し大正十一年十月二十七日通水式を舉行せり。

通水式 大正十一年十月二十七日の通水式は實に大牟田市が用水缺乏の困苦と脅威より救はれ將來都市發達の基調を得たる實に榮光に輝く日なり、此日各種展覽會等通水式紀念として開催され景況を添ふると共に全市を擧げて卦舞雀躍空前の賑を呈せり、式は二十七日午前十時市内笹林公園に於て舉行せらる、參列者は

各方面の關係者五百名恭しく水神祭を執行し最も嚴肅に式を終れり當日の祝辭祝電枚舉するに遑あらず其二三を掲げたるは大方の感懷を窺ふを以て主とせるものにて他を省きたるは他意あるに非ず。

式 辭

本市は東洋屈指の礦山都市として急激に進展し殊に近時各種の工業頻りに興り戸口俄に増加し加ふるに海に三池の港灣を控へ陸に鐵道幹線の通するあり而して交通運輸兩ながら兼ね備はり百貨の集散旅客の來往日に増し月に加はり遂に新興都市を形成するに到れり然りと雖も本市素良水に乏しく多くは惡質の井水を以て飲料用水に供し而も嚴冬極暑の交往々にして井水涸渴し窮乏甚しきを告げ爲に本市の發達を阻害したるや久し幸にして時臻り機熟し曩に地を熊本縣玉名郡清里村に相し水道施設の議を決し爾來四星霜奮勵其事に磨り着々其工を進め淨水を地下に素め茲に鑿井式の水道を完成するに至れり而して約五百呎の地府より湧噴する清水は滾々として盡きず其質尤も純良にし

て地下の水量は四時淪ることなく地上の災禍敢て累することなく殆ど理想的水道設備として天下の奇蹟に屬す是に於てか市民の保健を増進し火災防備の安全を保證し以て市民安住の基礎定り文化生活の慈光に浴するに至りたり。惟ふに是れ偏に國縣の補助三井鑛山會社の寄附熊本縣及び關係町村の同情に由るものなりと雖も又巖谷前市長并に水道調査委員諸氏の心勞と市會の協賛市民の諒解と相俟て今日此盛典を舉ぐるに至れる所以にして茲に謹んで深厚なる謝意を表す。

不肖敬太郎乏を市長に受け繼續之が經營に任じ今や當に竣工の期に近き茲に本日を通水式を舉行するに當り閣下並に來賓各位の貴臨を辱ふしたるは本市無上の光榮として最も欣快とする所なり。

庶幾は源井の水永へに清く市民を舉げて長く此慶澤に浴せんことを。聊か所懷を述べて式辭とす。

大正十一年十月二十七日

大牟田市長從四位勳四等 岩井敬太郎

祝 辭

大牟田市水道敷設起工以來贊を糜す百七十六万圓茲に其功を竣へ本日をも以て通水式を擧ぐるに至る抑々水道の施設は管に衛生上防火上緊要なるのみならず實に都市繁榮の基礎を爲すものたり殊に採炭業及び之に附隨して經營せらるゝ各種工業の發達顯著なる本市に於て此の事業の完成を見るは欣快の情極めて深きを覺ゆ庶幾爾後益々之が維持管理に關し最善の方法を竭し以て長に其効果を完ふせむことを一言以て祝辭とす。

大正十一年十月二十七日

内務大臣 水野鍊太郎

祝 辭

大牟田市は有明海に瀕し人士來往百貨集散の要衝に當り加ふるに近年附近に於ける鑛業の隆盛と港灣の施設とは本市の發達を激成し今後益々興隆の狀勢

に在り而かも當地は元良水に乏しく生活上の不便と衛生上の不安とは前途の繁榮を阻害すること少からずして市民の等しく遺憾とせし所なり此に於て本市は去る大正七年以上水道敷設の計畫を立て翌八年認可を得て工を起し國及縣亦相當助成の道を講じ爾來工程順調に進み巨万の費を投じて今や一部の竣工を告げ本日茲に通水式を舉行するに至りたるは本官の深く欣幸とする所なり、惟ふに水道は日常生活の簡便と健康保全上必須の施設たるのみならず防火上亦缺ぐべからざる關係を有するは論なき所なり故を以て近時全國の市區町村を通じ各地に之が敷設を見るに至り今や其數七十餘團體、水管の延長實に一千百四十余里を算し年と共に益々増加の狀況を示せり即ち文化の向上と生活の安全とを期せむとする理想の一端を實現しつつあるものにして本市が茲に其班に加はりたるもの市の將來を更に隆盛に誘く所以ならずんばあらず、希くば市當局并に市民諸氏爾今一層銳意熱誠諸般施設完成を期し和衷協同以て新進都市の開發に努められむことを。

大正十一年十月二十七日

福岡縣知事從四位勳三等 澤 田 牛 麿

祝 辭

大牟田の地九州縦貫の樞區に當り海洋深く鬱入して水陸を聯絡し地下亦無量の寶藏を有す宜なる哉市勢隆々戸口茲に稠く産業日に新なごことや天の此地に幸するもの亦厚しといふべし。

獨り地質の關係上水質概ね良好ならずして屢々惡疫の蔓延を見又戸口の増加と共に時々用水の不足を來すを遺憾とす然れども是天の此地に恵むこと大なると共に更に此地の人士に其拮据奮勵を促すの意たらすんばあらず果せる哉市民諸君夙に茲に見るあり切に水道の必要を感じ或は廣く水源を探り或は備に成案を攻め苦心多年終に克く巨費を投じて鑽井上水の工事を遂げ清澄の水は滾々として盡す縦横に導かれて惠澤將に全市に及ばんとし茲に本日をして通水式を舉行せらる實に慶福に堪へざるなり。

凡そ都市に於ける文化的施設たる固より際限なしと雖も保健の施設の如きは

蓋し其最重要なるものと謂ふべし今や本市は上水道の敷設を劃して面目頓に一新せり今後之に伴ふ諸施設漸次完成せらるべきは市勢の活躍に見て明なり市の前途多望多幸と稱すべきなり。

聊蕪辭を以て本日の盛典を祝し併せて所感を述べ。

大正十一年十月二十七日

三井鑛山會社社長正五位 三井 元 之 助

右の外水道課長助役吉田齊の工事報告、本市々會議長吉田卯三郎、福岡市長久世庸夫の祝辭、前市長巖谷忠順、工學博士團琢磨、貴族院議員麻生太吉、縣會議長神崎勳、其他數名の祝電ありて之が披露をなせり。

八 給 水 篇

給水工事 給水の事たるや急施を要するに依り大正十年八月一部竣功と共に第一水源地の唧筒運轉を開始し八月四日市内通水を行ひ十月使用條例許可を待ちて水料を徴収するに至れり之より曩配水線の普及に伴ひ全年六月より各戸引込工事を開始したるが設備請求殺到して迎接に遑あらず孜孜努力の結果大正十二年度末既に全市の八割弱を給水し得るに至れり三川町給水に就ては大正十二年七月二十三日より裝置設計に着手し既に給水使用三百六十戸を員ふ。

左記は各引込管の大小に依る總工費の割を示したるものにて此内公道に屬する分は市の負擔とし其他は需用者の負擔とす。(大正十二年八月調査)

管	徑	一〇尺	(二一)間半	(三〇)間	(四二)間	(六〇)間
亞鉛引鍊鐵管	3/4"	七二〇〇	九〇〇〇	一〇〇〇	一三〇〇〇	一八〇〇〇
全	3/4"	八五〇〇	一〇七〇〇	一二六〇〇	一六〇〇〇	二二五〇〇

全	全	鐵	全	全	鉛	全
		管			管	
3"	2"	1/2"	1"	3/4"	1/2"	1"
二五〇〇	七五〇〇	六〇〇〇	一五〇〇〇	一〇〇〇	八五〇〇	二〇〇〇
二〇〇〇	一四〇〇	九〇〇	二〇〇〇	一五〇〇	二〇〇〇	四〇〇〇
二九五〇	一九〇〇	一四五〇	二八九〇	二〇〇〇	一四七〇	一六〇〇
四〇九〇	二五五〇	一八〇〇	三六四〇	二六七〇	一九〇〇	一九五〇
五三〇〇	三三〇〇	二五五〇	四九三〇	三六〇〇	二五〇〇	二六〇〇

條例規則制定 給水引込工事に先ち給水條例及水道規則の制定を爲し大正十年三月三日内務大藏兩大臣に許可申請し十年十月十四日使用料條例許可あり依つて同月下旬より水料を徴收することゝなれり、次で其筋の内意に基き條例中公設共用栓量水器使用料を徴收せざることに條例改正を爲し十一年一月十八日許可あり、更に同年三月七日條例第四條、第五條に量水器二種を追加し十一年三月三

十一日許可あり。

然るに本件制定に就ては一市の經濟、市民の生活に至大の關係ありて料金の制定に當り充分の考究を要す、而して本市の使用料が他市に比して高價なるは市債償還を顧慮せるものにて且つ近時著しく電力料金昂騰し其他の物價高價にして維持費に多額を要するが故なり、各種用途に依り料金の高低あるは凡そ市民の實力を考查し或は他市の狀況に照らし専用家事用を標準として夫々制定せり。

家事用 家事専用給水の料金は所得税及び戸數割平均以上としたり(無論以下たりとも之を設くるを得るも之を強さるなり)之等は相當資力あるものより徴收するものにして一石貳錢の使用料を適當と認めたるものなり。

共用栓 共用栓使用料は右家事用水に四割五分を減じたり之れ戸數割平均負擔以下のものにして實力低度の爲めのみ。

官公衛用 使用水量の多きと一般公衆的なる故に三割五分を減じ營業用水は使用水量の多量なるに依り貳割を減じたるなり。

庭園用 衛生上の必要よりも事ろ贅澤に屬するものと認め一般割合の分に比し

幾分高率とせり。

湯屋營業 公衆衛生上に資する事少からざるを以て之を低減せり。

船舶用 稍高率の觀なきにあらざるも主に市税を負擔せざる外來者たるのみならず從來の買水價格に比し頗る低廉なり牛馬飼育は公衆衛生上工場用水は使用量の多きと國家的事業なる故低率としたり。

市外給水 市外給水は船舶給水を除く外各種夫々の料金に百分の三十を増徴し、且つ共用栓を設置せず之は市税を負擔せざるものなればなり。

水 料 の 比 較

他市町に於けるものとこの比較は經濟事情を異にする故に且く措き船舶給水三井炭礦にて従前三池港にて買水せるもの及一般用水が水道敷設前の(大正九年買水價格に比較すれば左の如し(各定量による))

種 類	定 量	一石單價	一ヶ月料金	買水價格	全一石單價上
-----	-----	------	-------	------	--------

家事専用	八〇・〇〇	〇・〇〇	一・六〇〇	一・七六〇	三・三六〇
共用	三〇・〇〇	〇・一一	三・三〇	六・六〇〇	九・九〇〇
營業用	一五・〇〇	〇・一六	二・四〇〇	三・三〇〇	五・七〇〇
湯屋	二、〇〇〇・〇〇	〇・九五	一・九〇〇	二〇・〇〇〇	二一・九〇〇
官公	二〇〇・〇〇	〇・一三	二・六〇〇	四・〇〇〇	六・六〇〇
船舶	五・六〇	二・八〇	一・八〇	六・〇〇	八・八〇〇
工場	一〇、〇〇〇・〇〇	〇・一三	一・三〇〇	一、一〇〇・〇〇〇	一一・三〇〇

右各種需用者が定量の如く買水せるものとすれば其の料金の如何に莫大なるかを想はざるを得ず然れども水道敷設前買水は僅に其の用途の一部にして他は惡水を使用せるものにて衛生上の欠陥を反證するに足るべし。

給水戸數 給水以前の豫定は大正十年度より十四年度迄即ち給水開始年度より五ヶ年間増加の見込にて爾後は本市の情勢に鑑み戸數増加を見積らざれば給水

普及の程度も十四年度に止めたり。

年 度	家事用給水戸數		營業用給水戸數		工 場		官公衛		庭園		牛馬飼育		船	外
	給水戸數	專用 共用	營業	洗滌業	工 場	官公衛	庭園	牛馬飼育						
大正十年	四、四六六	一、一三三	三、三六四	三三	三〇	四	二〇	二〇	一〇	一	二	二		
全十一年	五、六〇八	一、四二二	四、一八六	三三	三〇	四	二〇	二〇	一〇	一	二	二		
全十二年	六、七二九	一、六八一	五、〇四七	三三	三〇	四	二〇	二〇	一〇	一	二	二		
全十三年	七、八五〇	一、九六三	五、八八七	三三	三〇	四	二〇	二〇	一〇	一	二	二		
全十四年	八、九七二	二、四三三	六、五三九	三三	三〇	四	二〇	二〇	一〇	一	二	二		
爾 後	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全		

上記の如く見積りたるが本年三月十三年の給水戸数は壹万五百四十戸を超へ最大豫定戸数を遙かに突破せる成績にて湯屋の如きも三十戸の見積りなりしが既に六十五戸に及べり。

給 水 設 備 (十三年三月末納)

件別	給水別	設備總數	撤去數	現在數					
家事用	營業用	洗場	官公衛	私火栓	牛馬飼育場	共用栓	船舶	工場	計
11,100	1,011	6	3	1	2	2	3	1	2,020
2,200	960	6	0	1	1	0	0	0	101
		六五	三	一四	二	五六二	三	一	三,900

量 水 器 取 付 (大正十三年三月末現在)

件 別	時 別	取 付 數	撤 去 數	現 在 數
1/2"	3/4"	1"	1 1/2"	計
1,171	1,187	1	10	2,368
1,171	1,187	1	10	2,368

給 水 装 置 料 (大正十二年度ハ概算)

年 度	種 別		家 事 用	營 業	洗 場	其官公 他衛	消私 火栓設	共私 用設	庭 園	飼牛 育馬 場	工 場	計
大正十年度	三、七五五	八、六〇九	一、八二五	三、五五二	一〇	一	一	一	一	一	一	三、八四八

全 十 一 年 度	二二、八四四、九〇〇、五四一、八七〇	三三、四〇六、一、三〇九、九六〇	一、二二〇、三三四	三三、五五〇	三三、一〇〇	一	二二〇、九四九、三三四
全 十 二 年 度	二二、六四七、九〇〇、四三三、二二〇	四四七、五七〇、八七六、六二〇	一、一九七、二六〇	一	一	一四七、〇〇〇	二二、一八五、九二〇

量水器使用料

年 度	別	家	事	營	業	洗	場	官 公	衛 他	私 股	共 用	庭 園	牛 馬	飼 育	船	工 場	計
大正十年度		六〇三	四三	四	八九	一七〇	三	九三	六四	二	三六	七五〇					一七、四〇、七〇
全十一年度		〇、八六	八四	〇三	〇、〇〇	五〇	二、六六	六六	〇、九	二、九	二、三〇	八〇	三、〇〇〇	一四	七四		八、九〇、四〇
全十二年度		四、一	九〇	六六	九四	〇〇	四、九	四、〇	二、八	九、一	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	七、六六	二、三〇	五五	五、〇〇	三三、九九、八〇

年度	形状	1/2"	3/4"	1"	1 1/4"	2"	3"	市外分	計
大正十年度	一型 四〇〇〇	一七五〇	七〇〇						三七六〇
全 十一年度	二二七、八〇〇	二〇〇、〇〇〇	一五五、〇〇〇		二二九、〇〇〇				門、八八、七〇〇
全 十二年度	三三三、九〇〇	三〇三、〇〇〇	二七二、〇〇〇		一六二、〇〇〇			五七六、〇〇〇	七、五五、四〇〇

使用水量 配水池に設置せるベンチュリメーターの表示する過去六ヶ月の配水量左の如し、之を設計に表はれたる一日一人平均使用水量三立方尺半に比すれば、昨今三立方尺以上に達し設計水量に接近しつつあり。

自大正十二年十一月
至大正十三年四月

配水量

(給水人口は其月給水戸數に本市平均一戸當人口率を乗じたるもの、一月平均率五、八九)

年 月	配水量		給水戸數	平均水量	給水人口	使用水量	全上換算	設計對差額
	一日平均	量						
十二 年十一 月	六萬四千七百九	二二、一五九	九、九八五	二、三二	五、七九三	四、四四	二、七八	〇、八〇
全十二 年十二 月	六萬六千六百五	二六、二五	一〇、二八	二、六〇	五、六五	四、六六	三、〇〇	〇、五〇
全十三 年一月	八萬九千四百〇	二六、四四	一〇、二八	二、六〇	五、七一八	四、四〇	三、〇〇	〇、五〇
全二 月	七萬六千九百五	二六、七五	一〇、二五八	二、五八	五、七九〇	四、四〇	三、〇〇	〇、五〇
全三 月	八萬七千七百三	二八、五五	一〇、五五五	二、七〇	五、八九七	四、四四	三、一五	〇、四四
全四 月	九萬五千九百四	三〇、五三〇	一〇、六五三	二、八六	五、九六六	五、二二	三、三三	〇、二一

條例第一〇號

内務省丘地第一二六號大正十月十四日許可
大正十一年三月六日改正議決大正十一年三月三十一日許可

大牟田市水道使用料及手數料條例

第一條 水道使用者ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ使用料又ハ手數料ヲ納付スル

モノトス。

第二條 給水使用料ハ左ノ區分ニ依ル、但シ二種以上ノ給水ニシテ同一量水器

ニ依ルモノ、使用料ハ其重ニ依ル。

一、家事用一戸一ヶ月八拾石ヲ定量トシ壹石ニ付金貳錢トス超過使用水量ニ

對シテハ壹石ニ付金壹錢六厘トス。

二、家事用ノ内官衙公署、學校、病院用一ヶ月貳百石ヲ定量トシ壹石ニ付金壹錢參厘トス。

三、船舶用五石六斗ヲ定量トシ金貳拾八錢トス。

但シ一ヶ月使用水量五千六百石ヲ超過スルモノニシテ特約アルモノハ其超過水量ニ對シテハ五石六斗ニ付金拾五錢トス。

四、庭園用一ヶ月八十石ヲ定量トシ五百石迄ハ壹石ニ付金參錢トシ超過使用水量ニ對シテハ壹石ニ付金貳錢トス。

五、湯屋營業用一ヶ月貳千石ヲ定量トシ拾石ニ付金九錢五厘トス超過使用水量ニ對シテハ拾石ニ付金七錢トス。

六、營業用一ヶ月百五拾石ヲ定量トシ壹石ニ付金壹錢六厘トス超過使用水量ニ對シテハ壹石ニ付金一錢貳厘トス。

七、牛馬飼育場用一ヶ月貳百石ヲ定量トシ壹石ニ付金壹錢トス超過使用水量ニ對シテハ壹石ニ付金八厘トス。

八、工場用一ヶ月壹萬石ヲ定量トシ拾石ニ付金拾參錢トス超過使用水量ニ對シテハ拾石ニ付金拾錢トス。

九、共用計量給水一戸一ヶ月參拾石ヲ定量トシ壹石ニ付金壹錢壹厘トス超過使用水量ニ對シテハ壹石ニ付金八厘トス但シ其ノ使用水量ハ各戸均等ニ使用シタルモノト見做ス。

二、私設消火演習用壹回(貳拾分間以内)金貳圓トス。

新ニ給水スルモノニシテ其ノ月ノ十五日以前ナルトキハ定量水量ヲ一ヶ月分トシ十六日以後ナルトキハ定量水量ヲ其ノ二分ノ一トス。

給水區域内ニ於ケル市外給水ノ使用料ハ第一項第三號ヲ除クノ外百分ノ參拾マデ増徴ス但シ其額ハ市長之ヲ定ム。

第三條 使用水量ガ前條ノ定量ニ滿タザルモノハ其定量ヲ以テ消費水量トス
超過水量ニ對シテハ前條各號ノ單位未滿ハ單位ヲ以テ計算ス。

第四條 量水器壹個壹ヶ月ノ使用料ハ左ノ區分ニ依ル但一ヶ月ヲ以テ計算ス。

口 徑	二分ノ一時	金貳拾五錢
口 徑	四分ノ三時	金參拾錢
口 徑	一 時	金參拾五錢
口 徑	壹 時 半	金五拾錢
口 徑	貳 時	金壹圓五拾錢
口 徑	參 時	金貳圓五拾錢
口 徑	四 時	金參圓五拾錢

第五條 設計又ハ量水器試驗ノ請求者ニ對シテハ左ノ手数料ヲ徵收ス但シ量水器試驗ノ結果正當ノ破損ト認ムルトキハ其ノ手数料ハ徵收セズ。

給水裝置設計手数料 金壹 圓

但シ増設變更ニアリテハ其ノ半額。

量水器 口徑二分ノ一時 金五拾錢

同 口徑四分ノ三時 金七拾五錢

同 口徑壹 時 金壹 圓

同 口徑一 時 半 金壹圓五拾錢

同 口徑貳 時 金貳 圓

同 口徑參 時 金參 圓

同 口徑四 時 金四 圓

第六條 給水開始ノ月ハ其ノ月ノ給水使用料ヲ豫定シ之ヲ前納セシメ爾後毎月十五日迄ニ前月中ノ使用水量ニ相當スル使用料ヲ前納セシム。

官公衛學校病院銀行會社ノ給水ニ對シテハ毎月十五日迄ニ前月分ノ使用料ヲ徵收ス船舶其他臨時給水使用料ハ其ノ時々之ヲ徵收ス。

第七條 量水器ノ使用料ハ給水使用料ト同時ニ之ヲ徵收ス。

第八條 給水ノ方法又ハ種類ヲ變更シタル月ノ給水使用料ハ其種類毎ニ日割ヲ以テ計算スルモノトス。

第九條 豫定額ヲ以テ前納シタル使用料ハ毎年度七月十月一月四月ノ四期ニ精算シ不足ヲ生ズルトキハ追徴シ殘餘アルトキハ之ヲ還付ス但シ給水ノ使用ヲ廢止シタルトキハ本文ノ期月ニ拘ラズ隨時精算ス。

第十條 給水停止ノ處分ヲナシ又ハ一時給水ヲ停止シ若ハ水量ヲ制限スルコトアルモ之ガ爲メ使用料ヲ減免セズ。

第十一條 慈善又ハ公共事業ノ爲メニスル給水若クハ貧困ニシテ使用料ヲ納ムル資力ナシト認ムル者ニ對シテハ市長ニ於テ特ニ使用料ヲ減免スルコトアルベシ。

市設共用計量給水栓使用者ニ對スル水量水器使用料ハ之ヲ徵收セズ。

第十二條 使用料又ハ手数料ヲ指定ノ期限内ニ納メザル者ニ對シテハ完納ニ至ルマデ給水ヲ停止ス。

第十三條 水道ノ使用ニ關シ左記各號ノ一ニ違背シタル者ハ給水ヲ停止シ又ハ五圓以下ノ過料ヲ科ス。

一、竊ニ給水ノ使用ヲ爲シ又ハ給水停止ノ處分ヲ受ケタルモノニシテ其命令

ニ反シ給水ノ使用ヲ爲シタルトキ。

二、給水ヲ濫用シ又ハ他人ニ分與若クハ販賣シタルトキ。

三、給水裝置又ハ量水器ニ危害ヲ及ボシタルトキ。

四、給水管又ハ給水用具ノ毀損若クハ給水ニ異狀ヲ生ジタルトキ之ガ申告ヲ怠リタル者。

五、擅ニ流末裝置ヲ施シ又ハ給水用具ヲ修繕變更改造増設シ若クハ毀損シタルトキ。

六、正當ノ理由ナクシテ水道係員ノ職務執行ヲ拒ミ又ハ妨害シタルトキ。

七、市長ノ承認ヲ受ケズシテ月賦金未完納ニ屬スル給水用具ノ所有權ヲ移轉シ又ハ移轉ヲ受ケタルモノ。

八、給水使用料ノ算定ノ基礎トナルベキ要件ヲ隱蔽シ又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタルモノ。

第十四條 家族傭人同居者滞在者ニシテ前條ノ行爲アリタルトキハ給水使用者ニ對シ科料ヲ科ス。

第十五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大牟田市告示第四九號

大牟田市水道規則(大正十年二月二十八日議決)

第一章 通 則

第一條 上水ハ計量法ヲ以テ供給シ其ノ計量ハ量水器ニ依ル。但シ消防用水ニ限リ放任給水トス。

第二條 給水ノ種類ヲ分チ左ノ二トス。

一、專用計量給水 壹戸専用ニ屬シ水量ヲ計リテ給水スルモノ。

一、共用計量給水 數戸ノ共用ニ屬シ水量ヲ計リテ給水スルモノ。

前項第一號ハ二戸以上聯合シテ専用栓ヲ設クルコトヲ得。

第三條 給水使用ノ種類ヲ分チ左ノ七トス。

一、家事用水 飲料、炊爨、家具洗滌、衣類洗濯、盥嗽、沐浴等及官衙、公署、學校、病院、銀行會社等ニ使用スルモノ。

二、船舶用水 船舶ニ使用スルモノ。

三、庭園用水 噴水、澆、泉池等ニ使用スルモノ。

四、湯屋營業用水 湯屋營業ニ使用スルモノ。

五、營業用水 家事用及湯屋營業用水ノ外各種ノ營業用ニ使用スルモノ。

六、牛馬飼育場用水 牛馬飼育ニ使用スルモノ。

七、工場用水 工業ニ使用スルモノ。

消防用水 火災消防及消防演習ニ使用スルモノ。

第四條 消防用水ハ火災又ハ消防演習ノ外開栓スルコトヲ得ズ。

第五條 船舶用水ハ市設船舶給水栓ニ依リ給水ス。

第六條 第三條ノ營業用水ニ該當スル營業及ビ職業ノ概目左ノ如シ。

釀造業、製造業、洗濯屋、染物業、旅人宿、下宿業、料理屋、飲食店、貸座敷、理髮店、醫院、牛乳販賣業、豆腐屋、植木屋、問屋、業寄席、劇場、魚店、酒醬油店、青物屋等ノ類。

第七條 所得納税者及戸數割平均額以上ノ負擔者ハ共用給水使用者タルヲ得ズ。

第八條 左ノ場合ニ於テハ給水ヲ停止シ又ハ水量ヲ制限スルコトアルベシ。

一、天災其他避クベカラザル事故アルトキ。

二、工事上必要アルトキ。

三、公益ニ必要アルトキ。

前項ノ場合ニ於テ被給水者ニ損害ヲ及ボスコトアルモ市ハ其ノ責ニ任ゼズ、第九條 給水使用者ハ左ノ場合ニ於テハ市長ニ届出ヅベシ。

二、給水用具ノ位置變更又ハ其修繕改造増設若クハ撤去ヲ爲サムトスルトキ。

一、給水用具ニ破損ヲ生ジ又ハ給水ニ異狀ヲ生ジタルトキ。

三、給水ヲ中止シ又ハ再使用セムトスルトキ。

四、給水ヲ廢止セムトスルトキ。

五、給水ノ種別ヲ變更スベキ事由ノ生ジタルトキ。

六、給水設備月賦金ノ保証義務ヲ有スル保証人ノ死亡轉居破産若クハ所在不

明ナルトキ。

第十條 聯合給水共用給水ノ使用者ハ給水ニ關スル一切ノ事項ヲ處辨セシムル爲メ代表者ヲ定メ市長ニ届出ヅベシ其變更シタルトキ亦同ジ。

第十一條 給水區域内ニ於ケル市外ノ給水ニ付テハ給水ニ關スル市條例及本則ヲ遵守スルノ義務ヲ負フコトヲ承諾シタルモノニ限り給水ノ使用ヲ許可スルコトアルベシ。

第十二條 給水ニ關スル請求書及證書類ノ書式ハ市長ノ定ムル所ニ依ルベシ書式ノ定メナキモノハ適宜ノ書式又ハ口頭ヲ以テスベシ。

第二章 設 備

第十三條 給水ノ設備ヲ爲サムトスルモノハ其家屋所有者又ハ土地所有者ヨリ市長ニ請求スベシ。

第十四條 給水ノ設備費ハ請求者ノ負擔トシ其ノ工事ハ市ニ於テ之ヲ爲ス。前項設備費ハ第十九條ノ費用負擔區分ニ依ル變更増設修繕撤去ノ場合亦同

ジ。

第十五條 量水器ハ市ニ於テ之ヲ設備ス。

但シ自己所有ノ量水器ヲ使用セムトスルモノハ豫メ市長ノ許可ヲ受クベシ。
第十六條 専用給水ノ使用者給水管ノ流末ニ特設ノ裝置ヲ要スルモノアルト
キハ市長ノ承認ヲ受クベシ。

前項ノ裝置ヲ了ヘタルトキハ實地ノ検査ヲ受クベシ其ノ増設變更ヲ爲スト
キ亦同ジ。

前項ノ承認ヲ經タル裝置ニシテ後日給水上障害ヲ生ジ又ハ障害ヲ生ズル虞
アリト認ムルトキハ改造又ハ撤去セシムルコトアルベシ。

第十七條 専用給水栓ノ位置ハ第三條第八號ヲ除外邸宅其他工作物内ニ限
ル。

第十八條 給水用具ノ所有權ヲ移轉セムトスルトキハ當事者連署ヲ以テ届出
ヅベシ但シ給水設備費ノ月賦償還ヲ了ラザルモノニ在リテハ市長ノ承認ヲ
經ルニアラザレバ所有權ノ移轉ヲ爲スコトヲ得ズ。

前項所有權ノ移轉ヲ爲シタルトキハ給水設備費ノ既納及未納ニ對スル權利
義務ヲ繼承スルモノトス。

第十九條 専用給水及私設共用給水ノ止水栓、制水瓣、量水器ノ位置ハ道路ノ側
端トシ之ヨリ本支管ニ至ル接続費ハ市ノ負擔トシ其以外ニ屬スル取付費ハ
請求者ノ負擔トス。

私設消火栓ノ設備ニ付テハ前項ニ掲ゲタル接続費及ビ取付費ハ請求者ノ負
擔トス。

第二十條 給水設備ノ請求者ハ設備ニ要スル費用ヲ豫納スベシ但シ官公衙、官
公立學校、病院ニ限リ豫納セシメザルコト得。

前項ノ豫納金ハ告知書指定ノ期日内ニ之ヲ納付スベシ其指定ノ日ヨリ三十
日以内ニ納付セザルトキハ設備ノ請求ヲ取消シタルモノト見做ス。

第二十一條 前條ノ豫納金ハ工事竣成後之ヲ精算シ過剩アルトキハ還付シ不
足アルトキハ追徴ス。

第二十二條 市内居住者ニシテ給水設備費ヲ一時ニ納入スルコト能ハザルト

キハ其申請ニ依リ十ヶ月以内ノ月賦償還ヲ承認スルコトアルベシ。
但シ修繕變更又ハ撤去等ニ係ル費用ハ此限リニアラズ。

給水設備費ノ月賦償還ニ付テハ毎月其ノ設備費總額ノ千分ノ五ノ割増金ヲ
徴收ス。

月賦償還ノ承認ヲ受ケタルトキハ月賦償還責任証書ヲ差出スベシ。若シ其証
書ヲ十五日以内ニ差出サザルトキハ給水ノ請求ヲ取消シタルモノト見做ス。
月賦償還金完納ニ至ル間給水用具ノ所有權ハ之ヲ市ニ保留ス。

第二十三條 給水設備ノ月賦償還責任証書ニハ連帶責任アル保証人ノ連署ヲ
要ス。

保証人ハ市住民ニシテ市内ニ土地又ハ家屋ヲ所有スルモノ若クハ直接國稅
年額參圓以上ヲ納ムルモノニ限ル。

保証人前項ノ資格ヲ失ヒタルトキ又ハ市長ニ於テ保証ノ能力不充分ナリト
認ムルトキハ更ニ保証人ヲ定ムベシ。

第二十四條 第二十二條ノ月賦償還ヲ怠リタルトキハ給水ヲ停止シ償還未済

ニ係ル金額ハ一時ニ之ヲ完納セシム。若シ完納ヲ爲サザルトキハ既納金ハ之
ヲ沒收ス。

第二十五條 給水栓以外ノ用具ハ水道係員ノ外之ヲ開閉又ハ之ニ觸ル、コト
ヲ得ズ。但シ消火又ハ消火演習ノ爲メ警察官、消防組及ビ私設消火栓ノ所有者
ガ其所有ノ消火栓ヲ開閉スルハ此ノ限リニアラズ。

第二十六條 給水裝置ノ検査ヲ爲ス係員ハ一定ノ証票ヲ携帯スベシ。

第二十七條 市設共用給水栓、船舶給水栓並ニ之ガ附屬具等ハ總テ使用者管理
ノ責ニ任ズ之ヲ毀損シタルトキハ何人ノ所爲タルニ拘ハラズ使用者ニ於テ
其費用ヲ辨償スベシ。

第三章 給 水

第二十八條 給水ノ申込ヲ爲サムトスルモノハ市長ニ請求スベシ。

専用給水ノ申込者ニシテ他ノ水栓ヲ使用セムトスルトキハ其所有者ノ連署
ヲ要ス。

第二十九條 消火演習ノ爲メ私設消火栓ヲ使用セムトスルトキハ市長ニ届出ズベシ。但シ消火栓ノ使用ハ一回二十分間以上ニ渉ルコトヲ得ズ。

第三十條 給水使用者又ハ代表者ハ水道係員ノ量水器點檢毎ニ點檢帳ニ其消費水量ノ證印ヲ爲スベシ。量水器ニ異狀アリト認ムルトキハ前回ノ點檢ヨリ量水器ノ改造ヲ終ル迄前月分消費水量ノ割合ヲ以テ消費高ヲ定ム。

第三十一條 給水ハ量水器ノ設備ヲ了ラザルトキ其他臨時又ハ特種ノ給水ニ對シテハ市長ニ於テ其ノ消費水量ヲ認定シ給水スルコトアルベシ。

第三十二條 專用給水、聯合給水及共用給水使用者又ハ代表者ハ左ノ期日ノ現在牛馬數ヲ其ノ月ノ十日迄ニ市長ニ届出ヅベシ。

四月一日、七月一日、十月一日、一月一日。

第三十三條 共用給水使用者ハ汲水ノ際交附セラレタル鍵及証票ヲ必ズ携帯スベシ。

第三十四條 給水使用者ノ門戸ニハ市ヨリ交付シタル標識ヲ掲グベシ。

第三十五條 門戸ノ標識給水ノ証票及鍵ヲ亡失又ハ毀損シタルモノハ左ノ區

別ニ依リ之ヲ辨償セシム。

標 識 金貳拾錢

證 票 金拾錢

鍵 金貳拾五錢

第三十七條 給水廢止ノ届出ヲナストキハ專用給水又ハ聯合給水ニアリテハ

標識共用給水ニアリテハ鍵及標識証票ヲ返納スベシ。

第三十八條 專用給水聯合給水及共用給水ハ普通家事用若ハ指定シタル用途ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ。

附 則

第三十九條 本則施行ニ關スル細則ハ市長之ヲ定ム。

第四十條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

水 質

濾過裝置未設前に於ける水質檢査成績イ)及び濾過裝置後ロ)の成績左の如し。

(イ) 檢査成績表 第一回大正十一年九月二十五日試驗 第二回大正十二年四月二十六日試驗

種別	第一水源		第二水源		第三水源		配水池		市内給水管	
	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回
格魯兒	五・三	五・三	七・一	七・一	五・三	五・三	五・三	五・三	五・三	五・三
硫酸	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡
硝酸	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
安母尼亞	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
過磷酸加里	〇・九	〇・三	〇・三	〇・三	〇・六	〇・六	〇・三	〇・三	〇・九	〇・三
固形物總量	一・五	一・〇	一・五	一・〇	一・〇	一・〇	一・三	一・三	一・二	一・二
鉛	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
濁度	白濁	透明	透明	透明	透明	透明	透明	透明	透明	透明
色度	白濁	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
臭味	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭

反應	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性
一時硬度	一・四	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
永久硬度	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
總硬度	二・七	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六
細菌聚落數	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇	二・〇
亞硝酸	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ

(ロ) 檢査成績表 (大正十三年三月三日)

種別	第一水源井		第二水源井		第三水源井		配水池		給水管	
	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回
濁度	澄	澄	澄	澄	澄	澄	澄	澄	澄	澄
色度	明	明	明	明	明	明	明	明	明	明
臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
反應	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性	微アルカリ性
クロー	四・七	五・九	四・七	五・九	四・七	五・九	四・七	五・九	四・七	五・九

硫酸 （分中）	硝酸 （〃）	亞 酸 （〃）	安 母 尼 亞 （〃）	過 錳 酸 鉀 加 里 消 費 量 （〃）	固 形 物 總 量 （〃）	鉛 （〃）	硬 度 （獨 乙）	細菌 聚 落 數 （100cc中）
無	無	無	無	無	無	無	無	平均 三
1.0				1.6	1.6		3.8	全 五
1.6	無	無	無	1.0	1.5		3.3	全 二
7.7	無	無	無	1.6	1.6		2.4	全 七
7.3	無	無	無	2.6	2.6		2.2	全 二
4.1	無	無	無	1.6	1.6		2.9	全 二

附 錄

記 錄 拔 萃

◎明治四十年

五月十三日 町助役岩井芳三郎、水道調査委員野口忠太郎、板井眞澄、福井福太郎、岩田謙三郎、同行熊本縣玉名郡小岱山に就き水源踏査を爲す。

五月十七日 岩井、野口、福井、板井、森時三郎、同行福岡縣三池郡三池山附近水源調査を爲す。

◎明治四十一年

七月二十七日 吉村長策博士に水源調査依頼す。

◎明治四十二年

九月二日 水道調査委員一同福岡縣山門郡山川村蒲地山溜池附近に就き水源調査を爲す。

十月五日 三池郡上内村地方水源調査を爲す。

◎明治四十三年

八月 日 熊本縣玉名郡清里村大字水野字下橋口に於て三井三池炭礦石炭試錐を開始し大正元年九月に至り試錐を了し自然湧水甚しく此際該地方地下水豊富なることを知る。

◎大正二年

十月 日 横山又次郎博士託せられて清里村噴水地の實地調査あり。

◎大正三年

月 日 三池炭礦社に依頼して清里村に鑿井試錐を爲し大正四年に及ぶ。

◎大正五年

九月四日 技師川原常吉を水道技手として任用上水道敷設調査設計に當らしむ。

◎大正六年

八月十八日 水道敷設目論見書市會議決す。

九月二十九日 直營を以て清里村地方水源試錐を開始す。

◎大正七年

七月八日 水道敷設の儀内務大臣に稟請す(大正八年三月十四日敷設の件認可あり)

全 日 内務大藏兩大臣へ水道敷設に就き國庫補助の儀稟請す

全 日 水道費へ縣費補助の儀福岡縣知事へ稟請す(大正九年二月五日縣公報第三七五號を以て貳拾九萬參千圓補助費告示あり)

九月十一日 自大正七年度至九年度水道敷設費繼續年期及支出方法并に大正七年度水道敷設費起債の儀につき内務大藏兩大臣へ稟請(大正八年四月二十八日日本件許可)

九月十二日 水道敷設費起債の儀につき内務大藏兩大臣へ稟請(大正八年四月二十八日日本件許可)

大正七年度直接國稅附加稅制限外課稅許可の儀に付内務大藏兩大臣へ稟請す(大正八年三月三十一日本件許可)

水道に關する會計は之を特別會計と爲す件市會議決す。

附 錄

◎大 正 八 年

水道費公債募集及償還方法改正の件市會議決。

二月十九日 大正八年度水道工事費歳入出豫算市會議決。

三月七日 大正八年度直接國稅附加稅制限外課稅許可の儀内務、大藏兩大臣へ稟請す(五月三日本件許可)

六月十六日 水道敷設に關する處務規程發布す。

六月二十五日 水道鐵管其縣内鐵管埋設の件熊本縣知事へ出願(全年十月十五日本件許可)

八月一日 水道事務執行上左の諸件を規定せり。

一、大牟田市臨時水道課事務執行手續

二、全 備人規程。

三、全 物品取扱手續。

四、全 工營所執務心得。

五、全 整理科目。

六、全

物品稱呼鑑。

八月十八日

玉名郡清里村長へ水源地敷地買収方依頼す(大正九年三月十八日第二水源地所有者米村龜記より該地所賣渡を爲す迄市に於て之を使用する事の承諾書を徴し爾後大正九年九月十八日第一水源地敷地所有者片山直平より田九畝十九步、五畝二十步兩筆を市に賣渡せり土地買収の初めとす)

八月二十九日

左の諸件を市會議決す。

一、地方低利資金借入の件。

二、自大正七年度至大正九年度水道敷設費繼續年期及支出方法更正の件。

三、大正八年度水道工事費歳入出豫算更正の件。

四、水道費公債募集及償還方法一部改正の件。

五、大牟田市臨時水道課諸給與規程及水道敷設工事及勞力物品供給請負規程。

附

錄

附

録

三六

九月一日 六三井合名會社より金五十萬圓水道費へ寄附につき右管理方法、前號寄附金受入を爲し三井鑛山株式會社へ預け入る年利六分五厘の割。

九月八日 水道假事務所建築請負工事竣工に付き檢收を爲す(全月十一日市役所より水道事務所を移轉す)

九月十日 内務大臣へ地方低利資金供給の儀稟請(大正八年度四十九萬七千圓、全九年度六十五萬四千圓)

内務、大藏兩大臣へ上水道費公債募集及償還方法中改正に付許可稟請す。

九月二十二日 専用電話架設の爲め大牟田市より水源地迄實測を爲す。

十月一日 内務、大藏兩大臣へ國庫補助の儀制規申請を爲す(全年十二月四日年割補助額許可指令あり)

十月十一日 大牟田市臨時水道委員規程市會議決し全日委員選舉をなし左記當選せり。

野口忠太郎 白田久内

屬 最吉 佐野乙藏

猿渡秀雄 武藤登喜次郎

森喜一郎

十月二十九日

水道敷設關係町村より水道敷設に係る水利補償の件に付交渉委員として清里村長不破忠雄、有明村長田中市太郎、長洲町長平井彌太郎等總て二十六名來廳交渉開始す(大正九年十月十七日巖谷前市長白田野口兩水道委員清里村へ出張水利補償に關し協定す)

十月十七日

私設専用電話架設許可出願す(全年十二月十八日付、本件許可あり)

◎大正九年

一月十二日

福岡縣内務部長より低利資金十九萬八千圓供給見込につき至急稟請書提出の件照會あり市會議決を経て全月十六日稟請を爲す(即ち大正八年度分十九萬八千圓、九年度分百貳萬圓)

一月十六日

前條低利資金に關する件外左記諸件市會議決せり。

附

録

三六

附

録

表三

一、大正八年度より九年度に至る上水道費繼續年期及支出方法更正の件。

二、大正八年度上水道工事費歳入出豫算更正の件。

鐵管埋設出願未了の箇所熊本縣知事へ出願す。

水源敷地收用認定申請書熊本縣へ進達す。

二月五日
二月十六日
二月二十八日

市會に於て左記議決す。

一、自大正八年至九年度上水道費繼續年期及支出方法更正の件。

二、大正八年度上水道工事費歳入出更正豫算。

三、大正九年一月十六日市第二號議決地方低利資金借入の件變更。

四、公債募集及償還方法中改正の件。

五、臨時水道課諸給與規程中改正の件。

六、水道敷設に關する給與規程中改正の件。

七、大正九年度上水道工事費歳入出豫算。

八、水道委員屬最吉辭任に付き補闕選舉の結果左記當選す。

藤 村 篤

三月十五日

水源鑿井工事請負の件日本鑿泉會社代表社員松本隆治と契約締結す。

全年五月二十一日鑿、泉用器具機械到着す。第三、第一、第二水源の順序にて作業す(八月十日、十月二十四日及大正十年一月七日の條參照)

四月二十九日

配水地掘鑿工事、請負人永岡榮市と契約締結す。

五月十七日

五月一日右工事開始す(十一月四日竣工)

五月三十一日

專用電話架設工事請負人福岡市名島町石井康雄と契約締結す。

三井鑛山株式會社三池鑛業所より配水池敷地九百八十一坪讓與承諾の旨通知あり。

六月二日

福岡縣屬原藤太水道事務一般及會計事務調査の爲め來市六月三日調査を了す。

全 日

大阪市西區新町浪花館に於て水道委員會を開き三井物産株式會

附

録

表二

六月 四 日

社久保田權四郎、栗本鐵工所より鐵管購入の件に就き審議し假契約を爲せり(六月十五日契約締結)
清里村長不破忠雄外九名本市私設電話架設線路を里道上より私有地へ變更の件に就き交渉の爲め來廳す(市長直ちに之を承諾せり)

六月 十二 日

專用電話架設につき熊本、福岡兩縣知事へ道路上電柱建設占用願書を提出す。

六月 十五 日

福岡縣内鐵管埋設の件本縣知事へ出願す。

七月 二十九 日

清里村荒尾町地内土地收用認定公告せらる(官報大正九年七月二十九日第二千三百九十八號)

八月 二 日

福岡縣知事より土地收用法第九條に依り曩に出願せる土地立入測量の件許可あり(七月二十九日付)八月七日熊本縣知事より土第七一五號を以て熊本縣玉名郡長洲町、清里村有明村、荒尾町地内土地立入測量の件許可あり。

八月 十 日

水源地鑿井用汽鑽汽機使用許可せられたるにより本日より第三水源鑿井工事着手す(九月二十六日鑿井を了し鐵管挿入をなし全月三十日竣工せり。

九月 二十九 日

曩に水道委員佐野乙藏死去欠員に由り補闕選舉の結果左記當選せり。

平 山 喜 録

十月 四 日

第三源井水量検査を行ふ。

十月 二十四 日

第一水源鑿井工事着手(十二月九日竣工)

本日全所に於て地鎮祭執行す。

十月 二十六 日

鐵管敷設丁掘繼手掘及人夫供給請負の件指名入札の結果森田彌吉落札せり。

十月 二十九 日

鐵管検査を開始す。

十一月 十六 日

清里村地内縣道より送水鐵管敷設に着手す。

◎大 正 十 年

附

録

附

録

三三

一月七日

第二水源鑿井工事作業開始す(二月十六日工)

二月十日

本日配水地へ捲揚機械据付を了し本日より運轉開始す。
左記市會議決す。

二月十七日

市第一號 電力供給契約に關する件。

市第二號 地方貸付資金借入の件(三十六萬四千圓)

本日付を以て逕信大臣へ左記申請せり(四月十三日付電照第一八三四號を以て本件認可あり)

一、電氣事業法準用願。

一、自家用電氣工作物施設認可申請。

三、全副書、熊本逕信局及熊本縣知事へ提出。

本日市會に於て水道敷設事業竣工期限を大正十一年度迄壹ヶ年延期の件、及左記諸件議決せり。

二月二十六日

一、市第二七號水道工事費豫算更正。

二、市第二九號水道費繼續年期及支出方法更正の件。

三、市第三〇號大正九年度上水道費歳入出豫算更正の件。

四、市第三一號大正十年度上水道費歳入出豫算。

五、市第三二號公債募集及償還方法中改正の件。

六、市第三三號水道規則制定の件。

七、市第三四號水道使用料及手数料條例制定の件。

八、市第三五號水道布設に關する吏員定數規定中改正の件。

九、市第三六號水道委員規定中改正の件。

一〇、市第三七號給水に關する吏員定數規程。

二、市第三八號電力に關する契約事項中改正の件。

三月四日
内務大藏兩大臣へ水道使用料及手数料條例制定許可稟請す(十月十四日付本件許可あり)

三月五日
内務大藏兩大臣へ公債募集及償還方法中改正に付許可稟請す。

全日門司鐵道局長へ水源地送電線路鐵道橫斷認可申請す。

三月七日
内務大臣へ水道工事竣工延期並に目論見其他變更認可稟請す。

附

録

三三

三月 八日 逓信大臣へ私設電話架設竣工届提出す。

三月二十六日 福岡縣西會計課長原屬官來廳水道費會計検査を執行す。

四月 五日 三池郡長より四月四日付三池郡道鐵管埋設の件許可あり。

四月十一日 福岡縣知事より四月七日付にて疊に出願せる鐵管埋設の爲め縣

道及水面掘割工事一部變更の件許可あり。

四月十三日 熊本縣知事より四月一日付を以て疊に出願せる清里村地内鐵管埋設の件許可せらる。

四月二十五日 疊に出願せる動力線電柱建設につき土地測量及土地立入の件玉

名郡長より許可あり。

五月十六日 本日市會にて水道委員改選の結果左記當選せり。

古 賀 甚 一 陣 内 龍 一

圓 佛 七 藏 森 喜 久 平

永 井 益 太 郎 藤 村 箴

黒 田 亥 之 助

五月廿七日 疊に出願せる水源地動力線電柱建設地使用の件熊本縣知事より許可あり。

六月 三日 市會に於て左記議決す。

一、水源地水利補償金を長洲町及有明村へ交付の件。

二、水道工事費及年割大正十年度豫算更正の件。

本日水利補償金を清里村及長洲有明兩町村へ交付す。

六月二十三日 市長巖谷忠順任滿退職す。

七月 二日 水道委員永井益太郎辭任に付き本日補關選舉の結果左記當選せり。

武 藤 登 喜 次 郎

七月十六日 水源地送電線第一期工事落成に付竣工検査を爲す。

七月二十八日 電氣工作物使用認可あり。

七月三十一日 本日送電開始第一水源唧筒運轉を爲し送水す。

八月 二日 八月一日送電中止停電日し本日午前十時送電再開し午後四時四

附

録

三八

八月五日

十五分上水初めて配水池に流入す。

十一月三日

市内五月橋附近にて午前十時放水試験を行ふ(寫真版参照)
福岡縣内務部長より地方貸付資金五萬七千三百圓配當供給の件
通牒あり。

十一月廿九日

市會に於て左記議決す。

市第七三號 地方貸付資金借入の件。

市第七七號 水道使用料及手数料條例中改正の件大正十一年一

月十八日付許可)

市第七八號 不動産購入の件。

市第七九號 不動産處分の件。

市第八〇號 大正十年度上水道費歳入出更正豫算。

◎大正十一年

二月十日

三池福岡兩銀行より短期債借入に就き交渉す(三月三十一日兩行
より貳拾萬五千圓借入を了す)

三月七日

左記書類を提出せり。

一、水道使用料及手数料條例中改正許可稟請の件。

(内務、大藏兩大臣宛)(三月卅一日許可)

二、上水道費繼續年期及支出方法更正許可稟請の件(福岡縣知事宛)

三、公債募集及償還方法中改正許可稟請の件(内務、大藏兩大臣)(三月

三十一日付許可)

四、上水道工事竣工延期並に豫算更正認可稟請の件(内務大臣宛)

三月二十三日

着任)

市長岩井敬太郎本月二十二日付裁可の旨通知あり(全月二十九日

五月二十五日

第二期水源地動力線工事中第二、第三水源唧筒室に至る送電線及
室内配電裝置工事昨二十四日竣工に付本日逕信大臣へ竣工届を
提出す(六月八日認可あり)

八月二十一日

給水區域内に於ける市外三川町より給水裝置請求書を提出す(大
正十二年七月十三日より三川町給水事務を開始せり。

附

録

三八

附 録

五〇

十月二十三日
十月二十七日

上水道工事出来型検査の爲め豊田縣技師吉田屬來應す。
上水道工事一部竣工し既に通水を見たれば本日(辰の日)を以て通水式を笹林公園に於て舉行す。

◎大正十二年

一月三十日
二月二十七日

大正十一年度地方貸付資金配給申請書を主務大臣に提出す。
本日より第三期配水鐵管延長工事に着手せり(五月十七日敷設終了)

三月六日

大正十年四月十三日認可を得たる自家用電氣工作物施設工事第二期工事に屬せる第二水源池唧筒室内裝置工事竣工届を逓信大臣に提出せり。

(次で三月十九日付使用許可の旨熊本逓信局より電報あり)

三月八日

地方貸付資金二萬七千五百圓追加供給稟請をなす。

三月十六日

キャンデー會社製濾過機据付終了す。

全 日

鐵道線路下鐵管貫通につき門司鐵道局長へ許可稟請す(四月卅一

日承諾あり)

三月三十一日

水道敷設竣工期限延期(大正十三年三月三十一日迄)の件外關係の件内務大臣へ稟請す。

四月十一日

貸付資金貳萬七千五百圓(大正十一年度追加供給の分)承認の旨縣内務部長より通知あり。

四月十九日

前條及普通債五萬圓貸付供給の旨日本勸業銀行福岡支店より通知あり。

四月二十四日

三井關係三池港船舶給水の件に就き理事者間に協議す。

七月十七日

本日市會にて水道委員改選の結果左記當選せり。

古賀 甚一

黒田 亥之助

森 喜久平

藤 村 箴

圓 佛 七藏

古賀 久太郎

石川 雄三郎

八月九日

水道敷設目論見書及同設計變更其他の件市會議決す(駛馬村の一

附 録

五二

部を給水區域に編入する件を含む(十二月十六日本件關)
(係事項全部認可あり)

十一月一日

本日より第四期配水鐵管敷設延長工事に着手す(大正十三年一月十一日終了)

十一月廿四日

水道委員古賀甚一辭任に就き補關選舉の結果左記當選せり。

津留 新太郎

◎大正十三年

三月二十七日

水道委員黒田亥之助辭任につき補欠選舉の結果左記當選せり。

久 芳 久

本日市會に於て上水道敷設事業竣功期限を大正十四年三月三十一日迄尙一ヶ年延伸の件議決に基き三十日左記書類を進達す。

一、上水道布設設計書中變更並に竣工期限延長及繼續費收入支出の方法豫算變更の件認可稟請(内務大臣宛外關係書類一括

二、繼續費更正許可稟請(福岡縣知事宛)

大牟田市上水道配水線

鐵管配置之圖

縮尺壹萬分壹

凡例

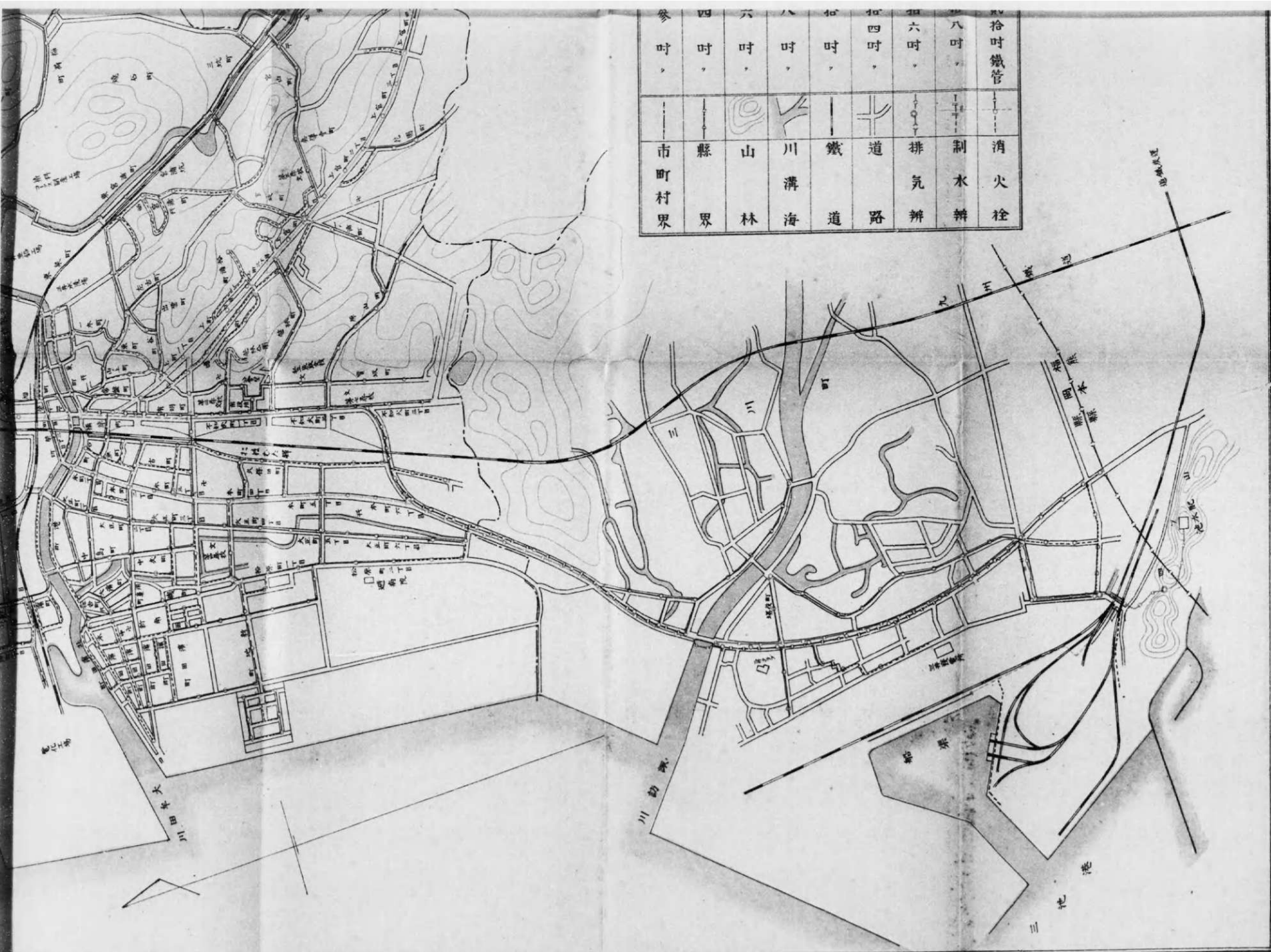
參 吋	四 吋	六 吋	八 吋	拾 吋	拾 四 吋	拾 六 吋	拾 八 吋	貳 拾 吋 鐵 管
市 町 村 界	縣 界	山 林	川 溝 海	鐵 道	道 路	排 氣 辨	制 水 辨	消 火 栓



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

一上水道布設計書中變更並に竣工期限延長及繼續費收入支出の方法豫算變更の件認可稟請(內務大臣宛)外關係書類一括
二繼續費更正許可稟請(福岡縣知事宛)

參時	四時	六時	八時	十時	十二時	二時	四時	六時	八時	十時	十二時	鐵管
市町村界	縣界	山林	川溝海	鐵道	道路	排水	氣辨	制水	辨	消火	栓	



大牟田市上水道配水線圖

鐵管配置之圖

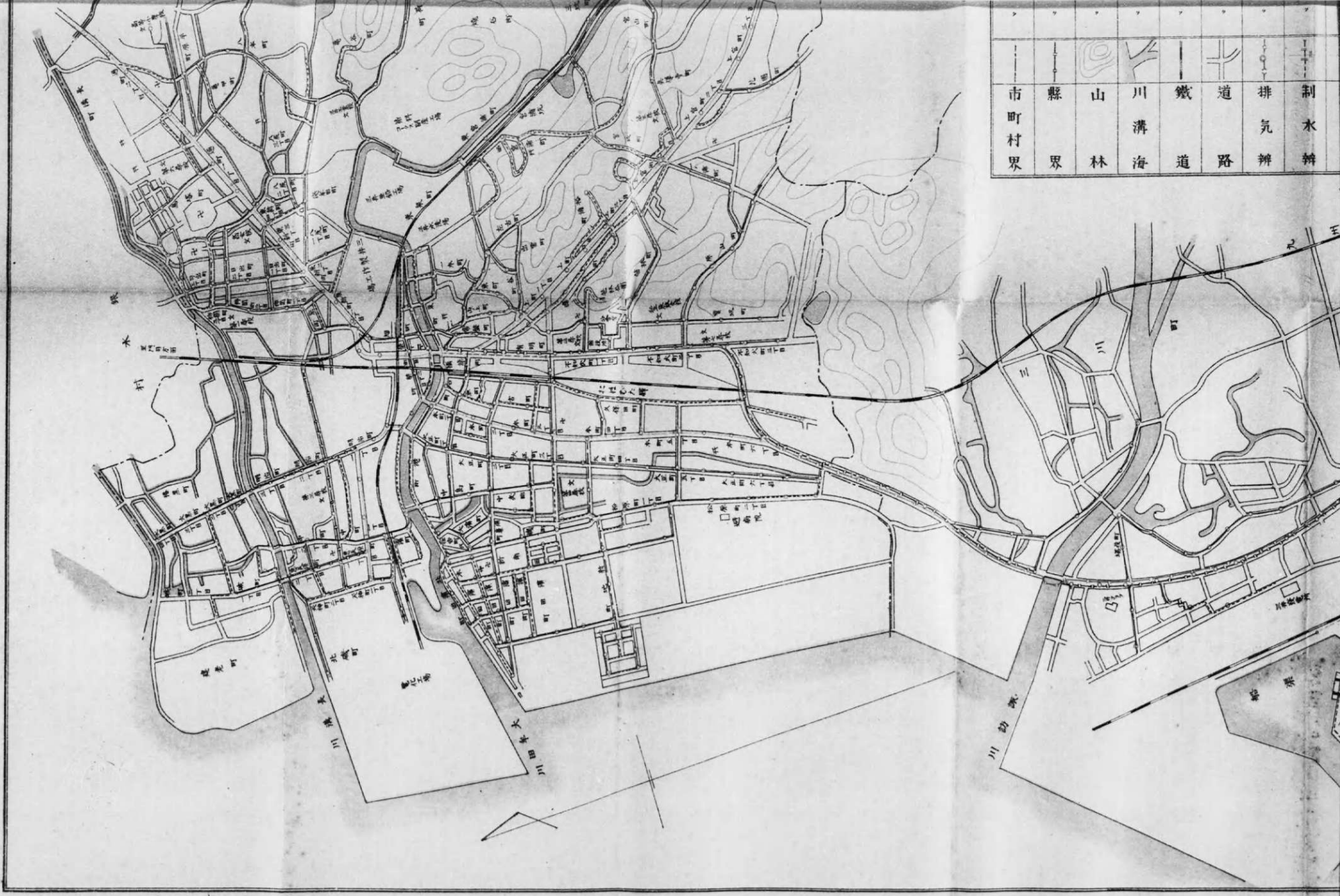
縮尺壹萬分壹

凡例

參吋	四吋	六吋	八吋	拾吋	拾四吋	拾六吋	拾八吋	廿吋
市町村界	縣界	山林	川溝海	鐵道	道路	排水	制水	...



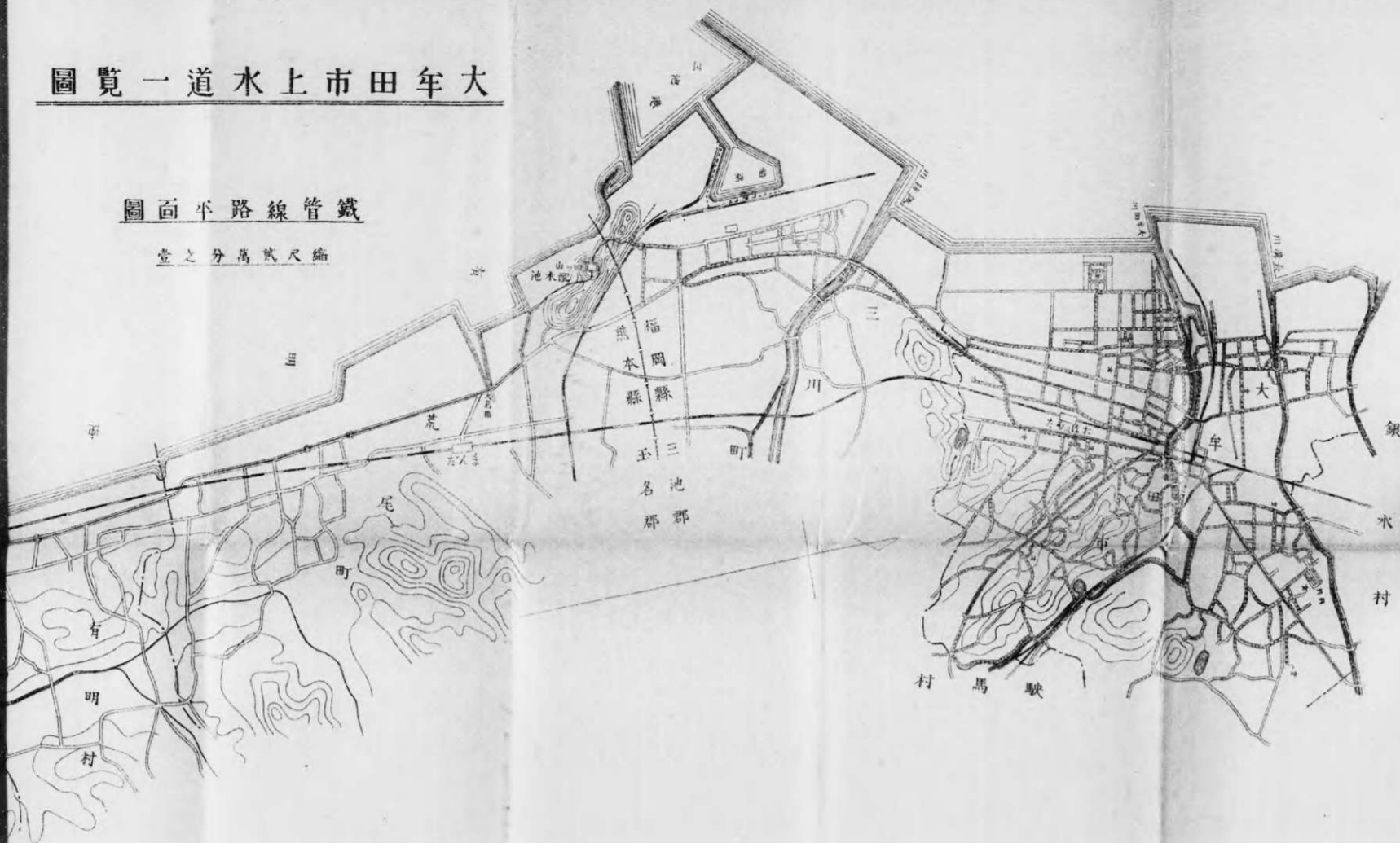
市	縣	山	川	鐵	道	排	制
町	界	林	溝	道	路	氣	水
村			海			辦	辦
界							



大牟田市場水道一覽圖

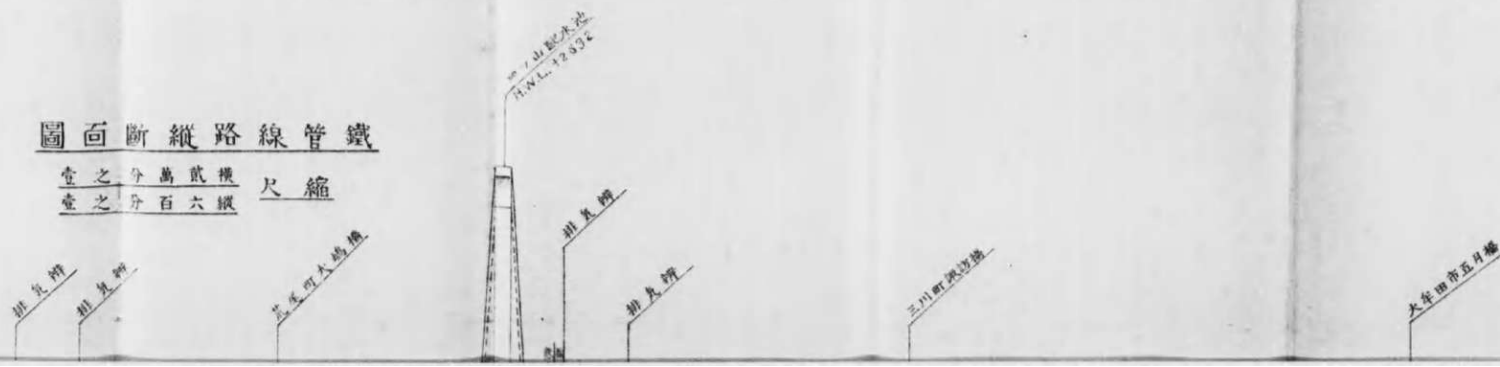
鐵管線路平面圖

縮尺貳萬分壹



鐵管線路縱斷面圖

縮尺貳萬分壹
縮尺六百分壹

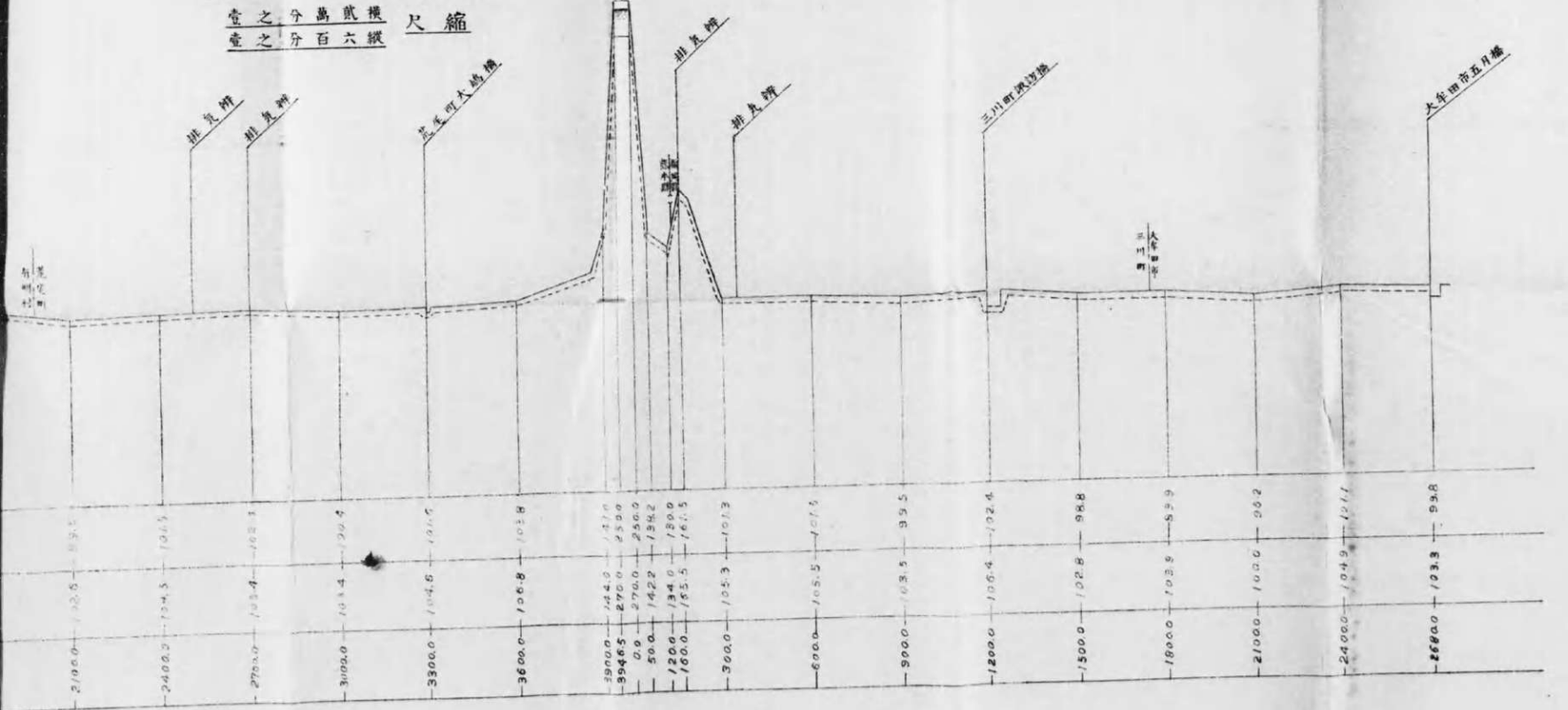


1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 3 4



鐵管線路縱斷面圖

縮尺 橫式萬分之二
縱式六分之二



大牟田市上水道一覽圖

鐵管線路平面圖

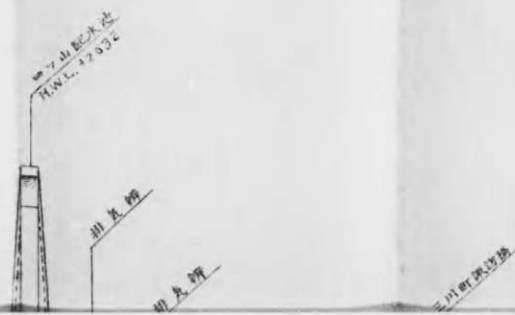
縮尺貳萬分之壹

凡例	
	道路
	鐵道線路
	市界
	縣界
	河川
	地形線
	至自 壹千 米
	至自 五百 米
	至自 二百 米
	至自 一百 米
	鐵管線路
	水源池及配水池

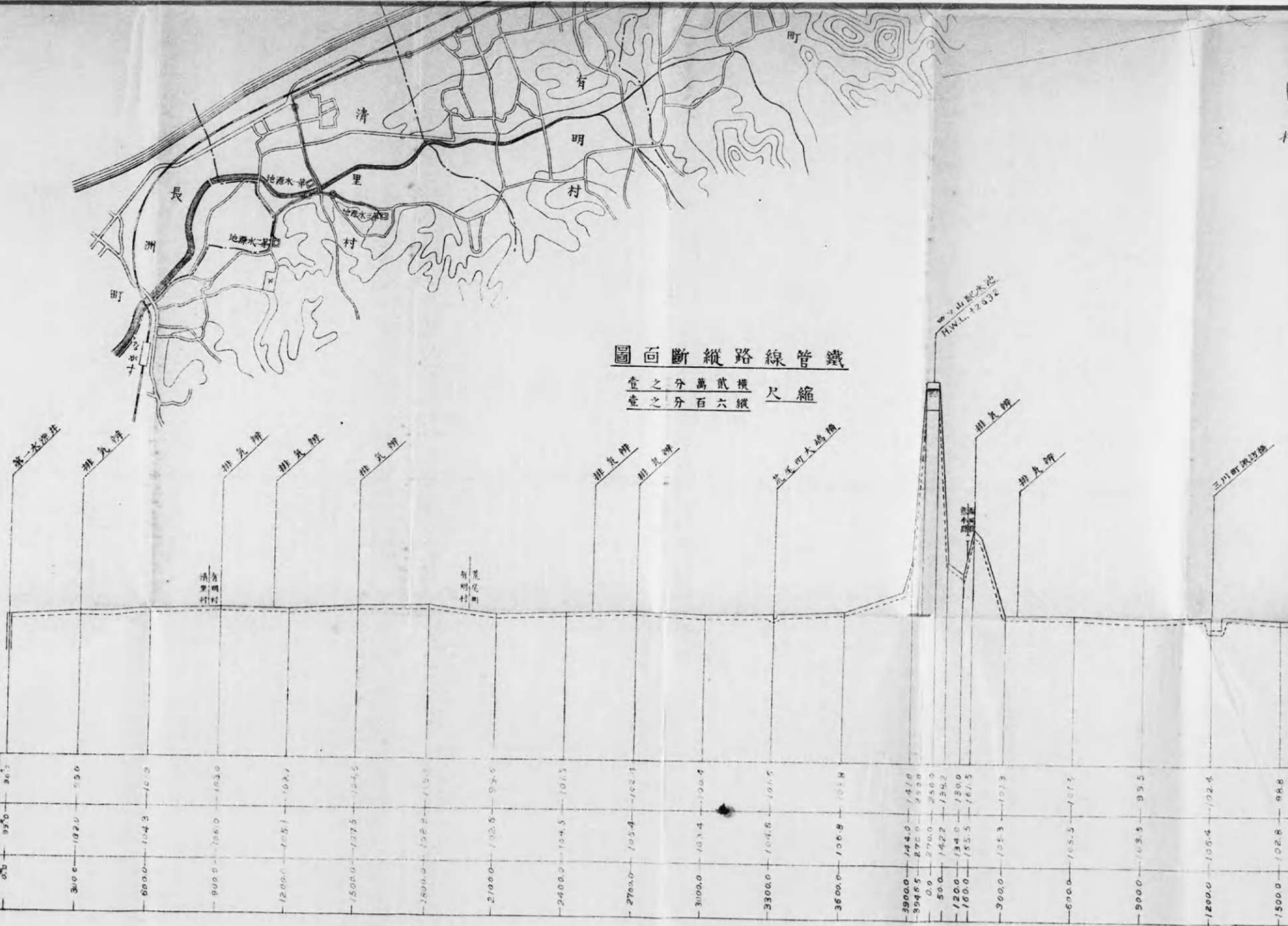


鐵管線路縱斷面圖

縮尺 橫貳萬分之壹
縱 六百分之一



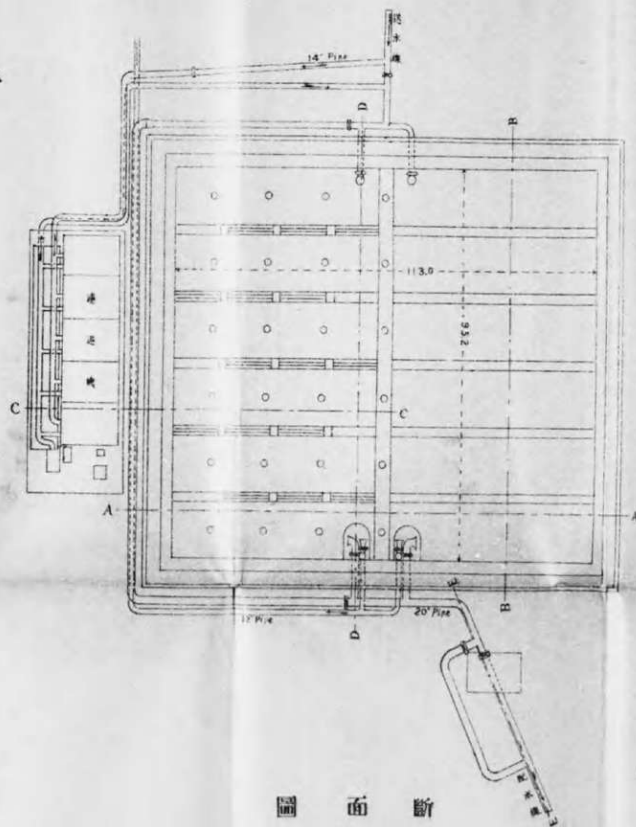
建湖日	地盤高	枕上高
0.0	93.0	36.5
300.0	102.0	35.0
600.0	104.3	34.9
900.0	106.0	34.0
1200.0	105.1	33.1
1500.0	107.5	34.5
1800.0	108.0	34.5
2100.0	102.5	33.5
2400.0	104.5	33.5
2700.0	105.4	32.7
3000.0	103.4	32.4
3300.0	104.5	32.5
3600.0	106.8	32.8
3900.0	144.0	14.0
3946.5	270.0	25.0
4000.0	270.0	25.0
50.0	142.2	13.2
120.0	134.0	13.0
160.0	155.5	15.5
300.0	105.3	10.3
600.0	105.5	10.5
900.0	103.5	9.5
1200.0	105.4	10.4
1500.0	102.8	9.8



大牟田市場上水道配水池之圖

面平

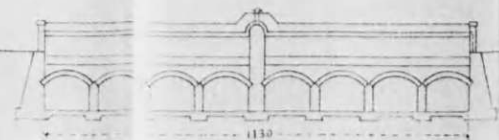
1/300



斷面圖

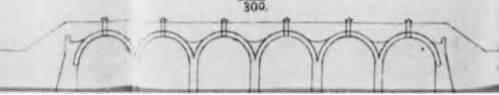
A A

1/300



B B

1/300

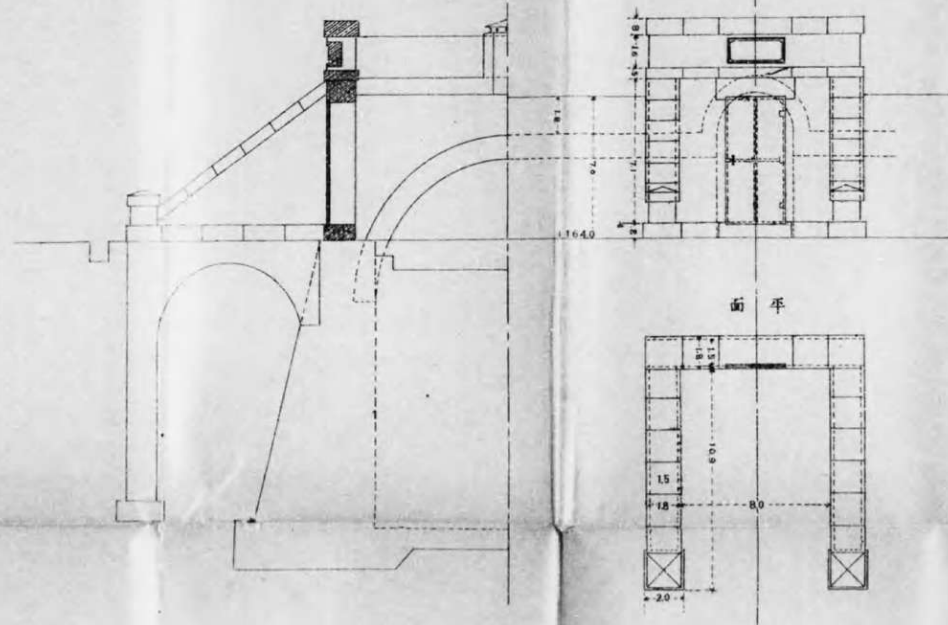


人道入口之圖

側面

1/60

正面

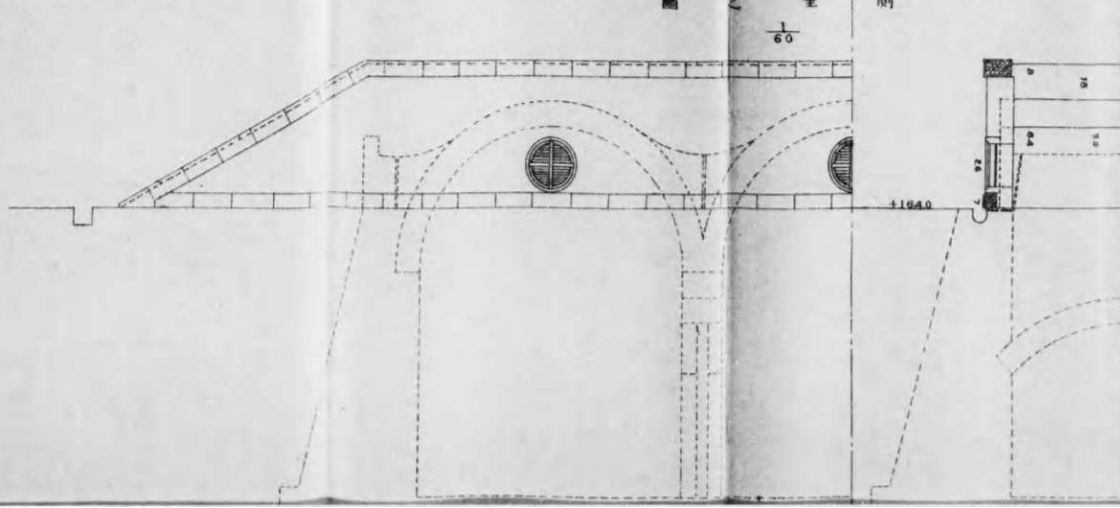


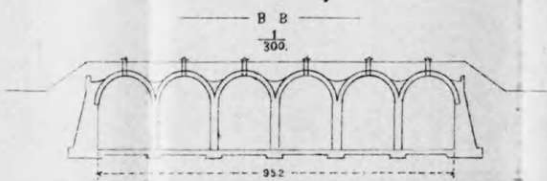
面平



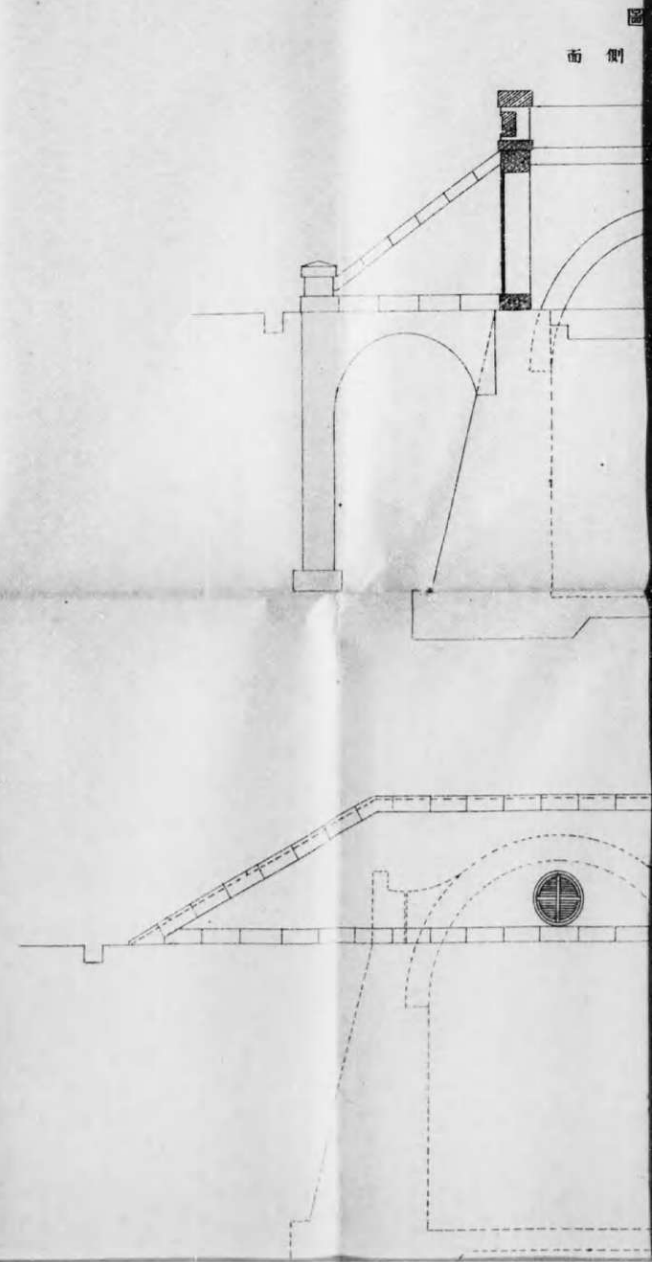
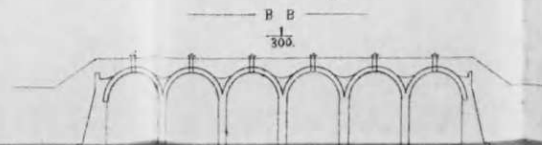
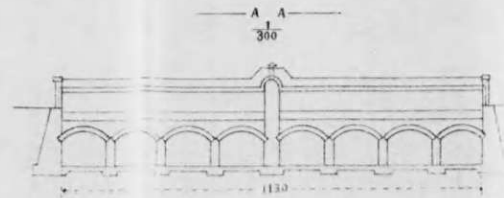
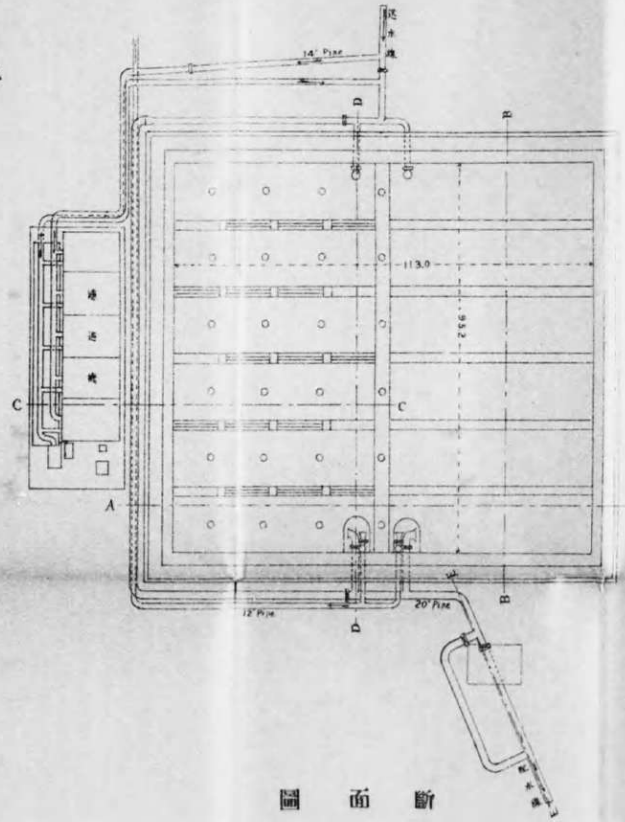
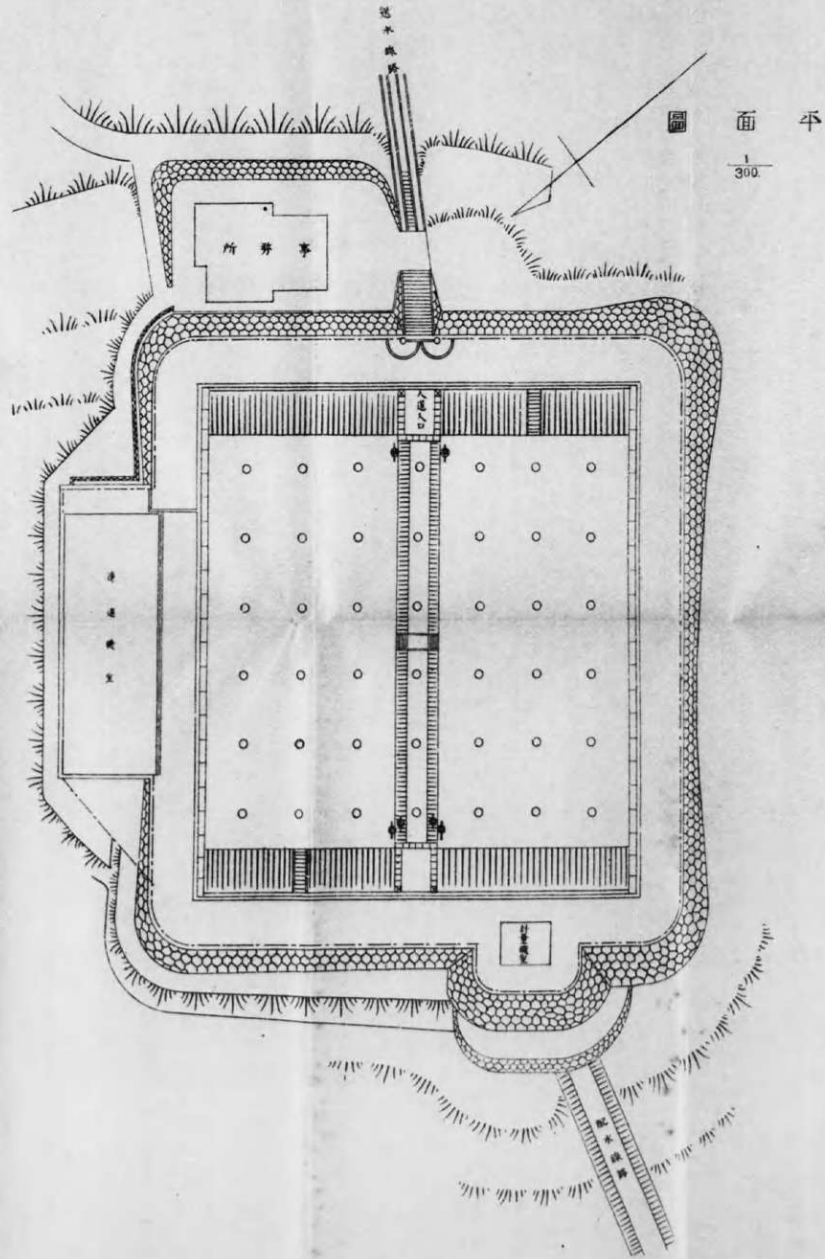
側壁之圖

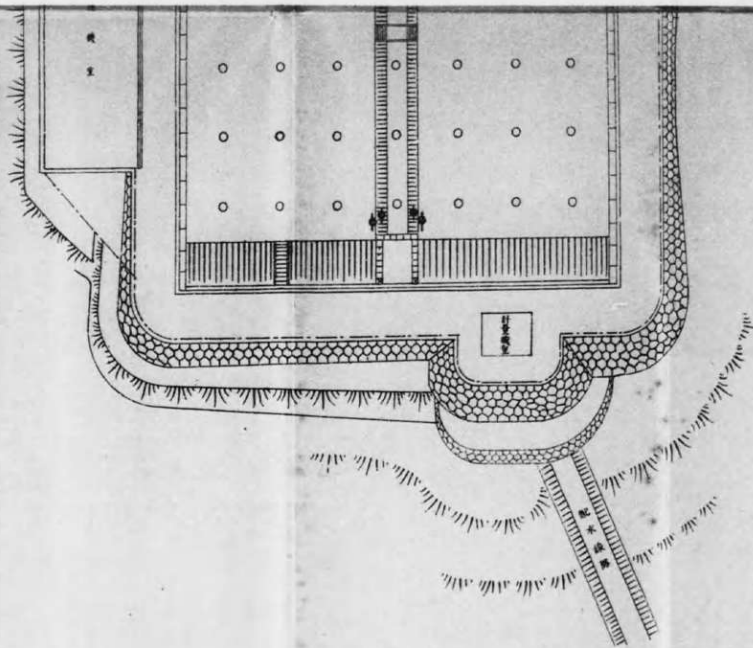
1/60





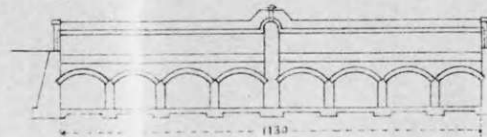
大牟田市場上水道配水池之圖



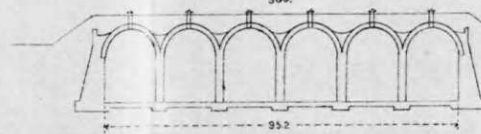


圖面斷

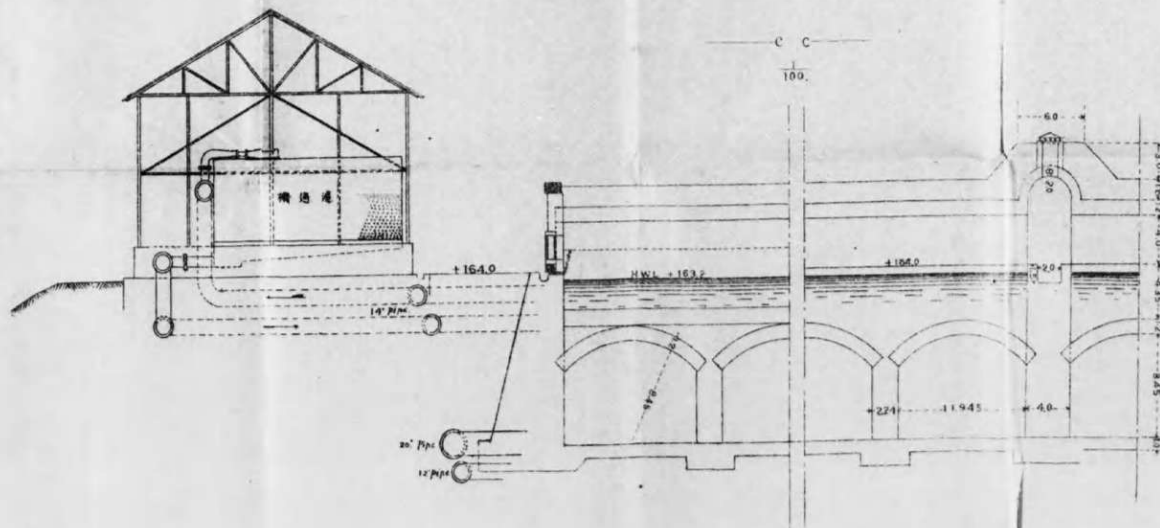
A A
300



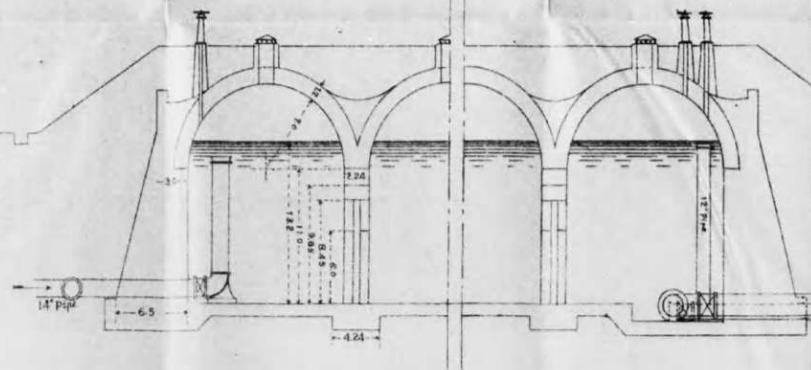
B B
300



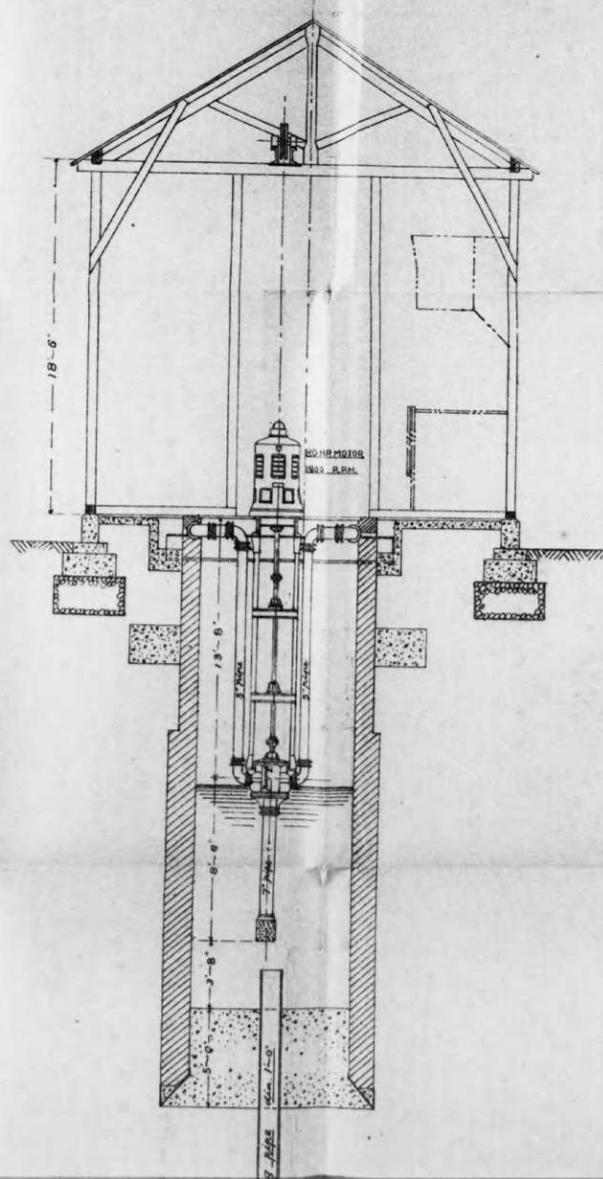
C C
100



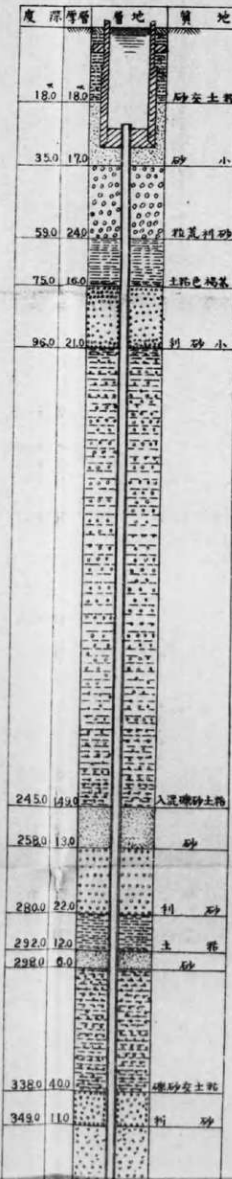
D D E E
100



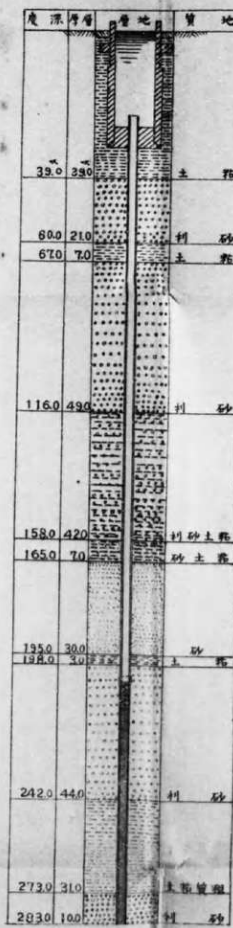
大牟田市場水道 源井及唧筒之圖



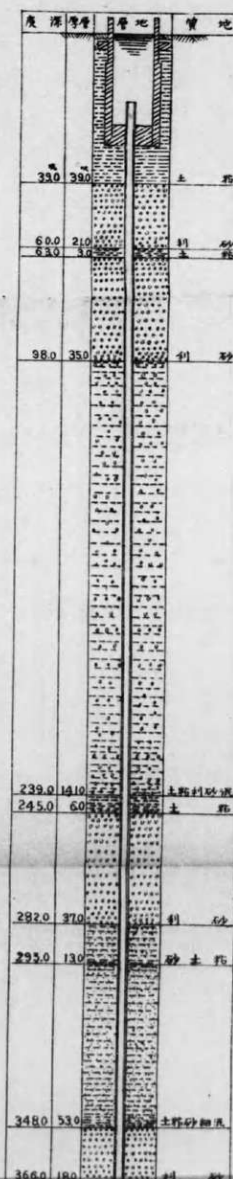
第三水源井

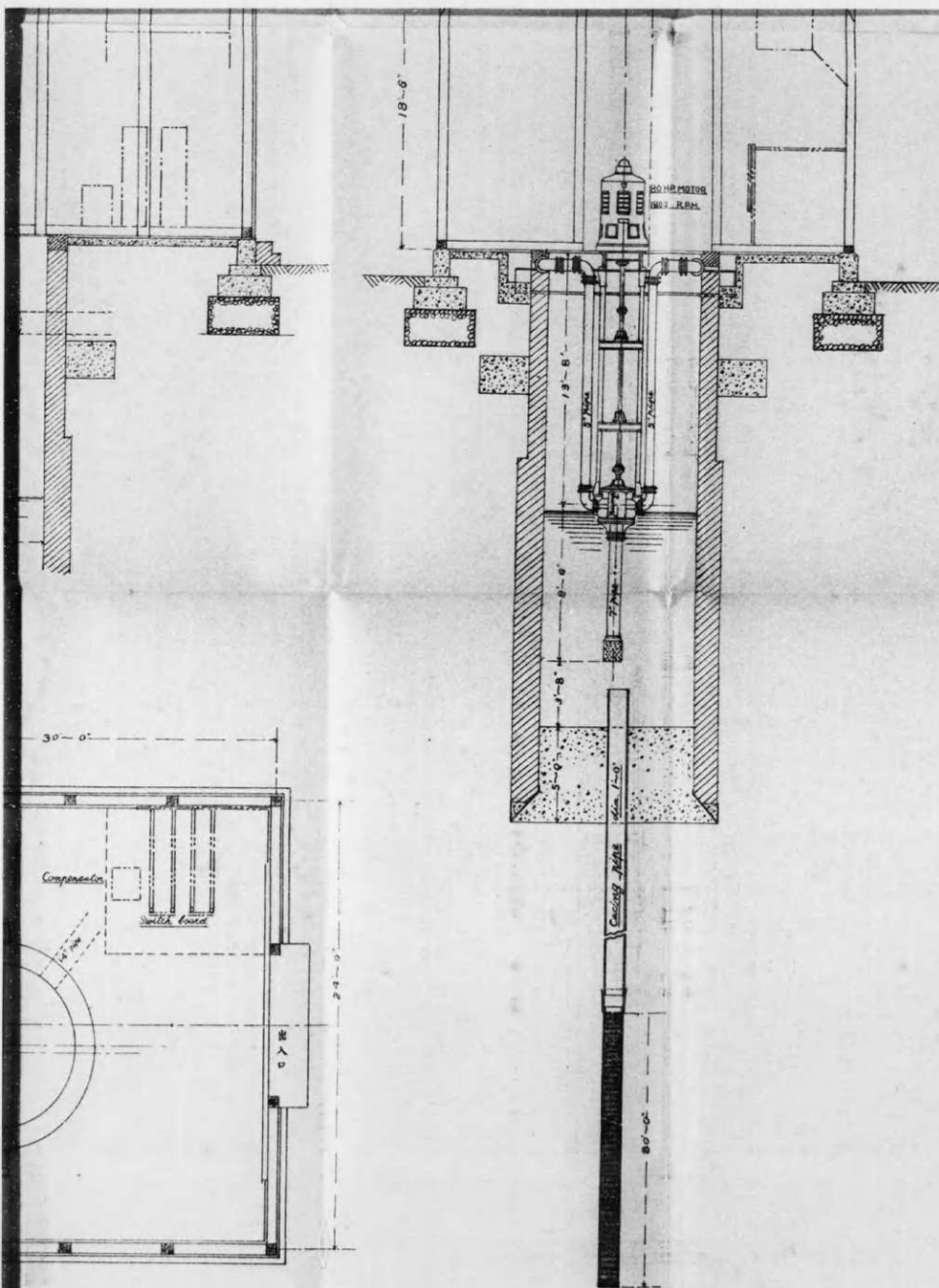


第二水源井



第一水源井



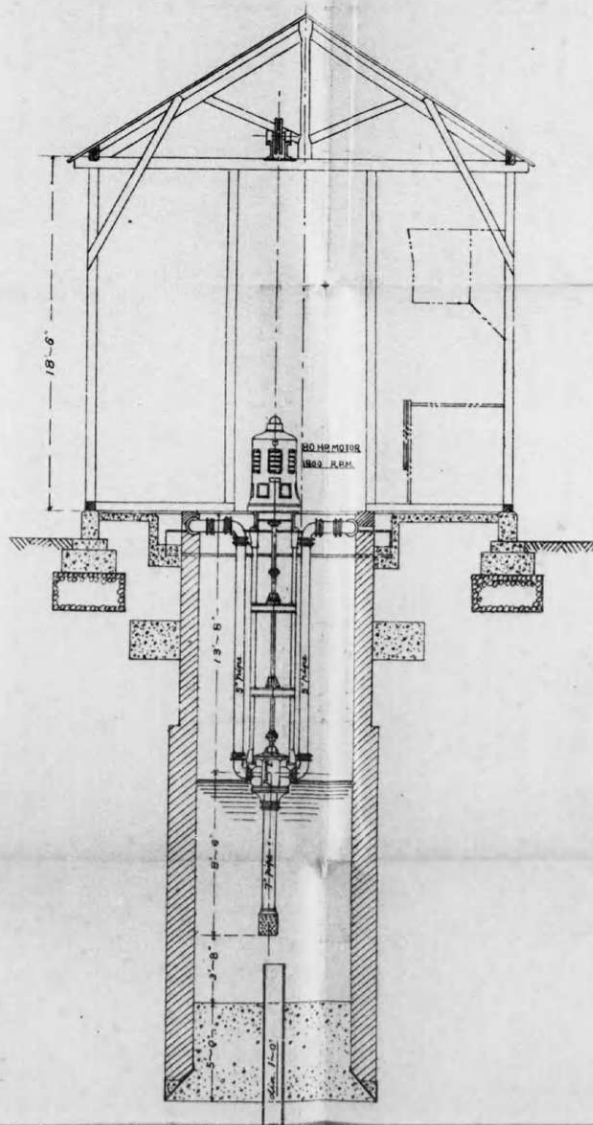
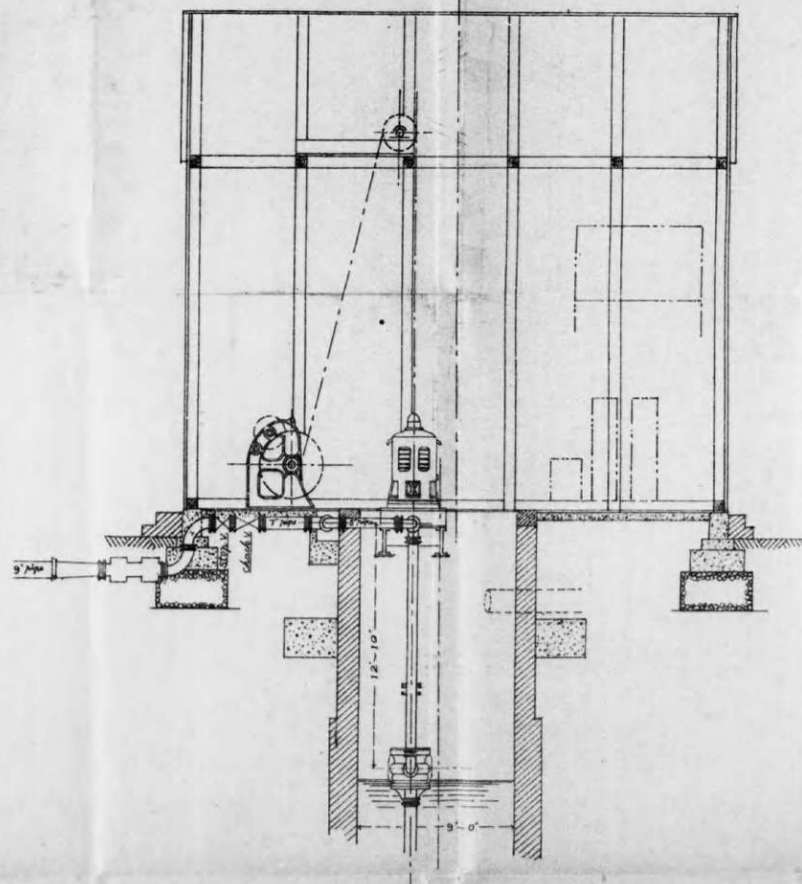


95.0	21.0	利砂小
245.0	14.0	入泥嘴砂土泥
250.0	13.0	砂
280.0	22.0	利砂
292.0	12.0	土泥
298.0	6.0	砂
338.0	4.0	细砂及土泥
349.0	11.0	利砂
381.0	32.0	细砂及泥山土
394.0	13.0	土泥色细泥
399.0	5.0	砂
404.0	5.0	利砂
418.0	12.0	土泥
450.0	34.0	利砂小
454.0	4.0	土泥
467.0	13.0	利砂小

116.0	49.0	利砂
158.0	42.0	利砂土泥
165.0	7.0	砂土泥
195.0	30.0	砂
198.0	3.0	土泥
242.0	44.0	利砂
273.0	31.0	土泥管组
283.0	10.0	利砂

98.0	35.0	利砂
239.0	141.0	土泥利砂泥
245.0	6.0	土泥
282.0	37.0	利砂
295.0	13.0	砂土泥
348.0	33.0	土泥砂细泥
366.0	18.0	利砂
404.0	38.0	利砂泥山土
408.0	4.0	土泥色细泥
423.0	15.0	砂
443.0	20.0	利砂
458.0	13.0	土泥入砂组
473.0	15.0	利砂

大牟田市水道 井源及唧筒之圖

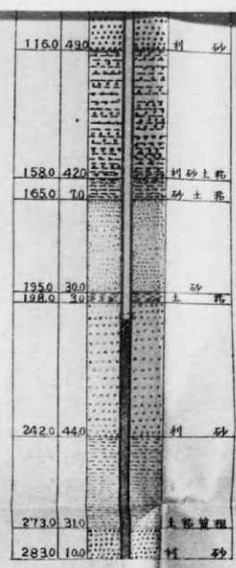
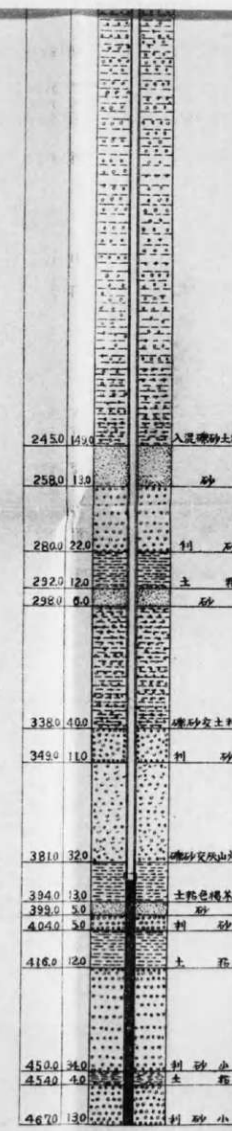
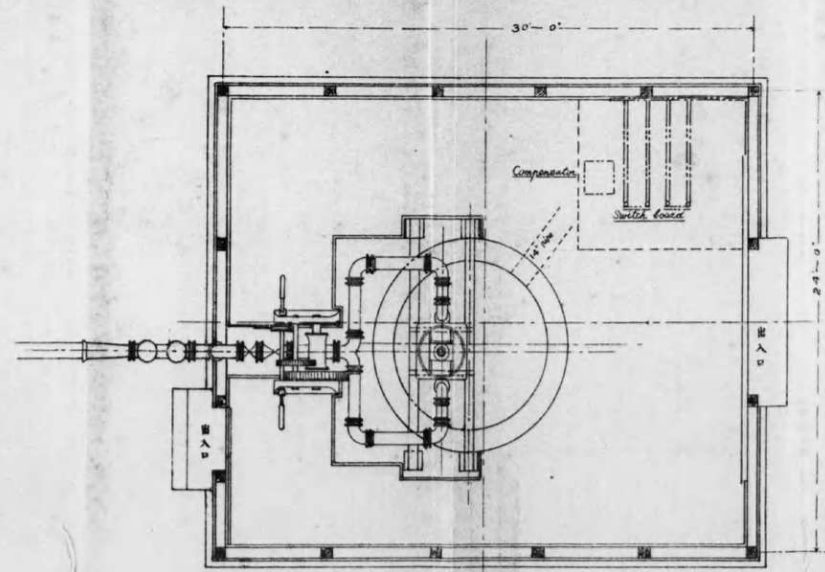
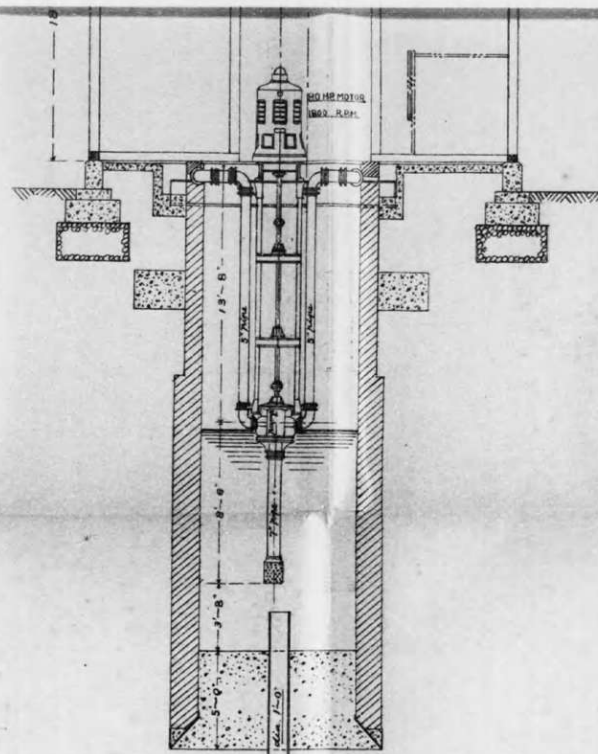
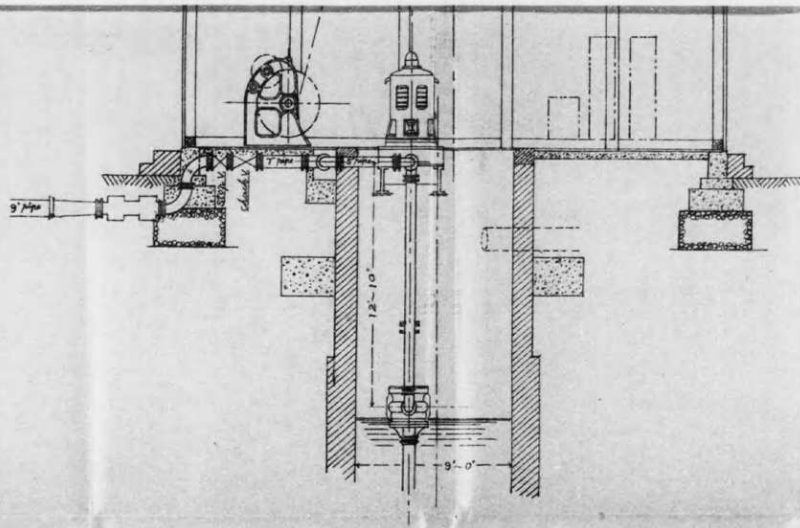


井源水三第

度深	管	地	質地
18.0	18.0		砂安土
35.0	17.0		砂小
53.0	24.0		粗質利砂
75.0	16.0		土粉色細
96.0	21.0		利砂小
245.0	10.0		入泥礫砂土
258.0	11.0		砂
280.0	22.0		利砂
292.0	12.0		土粉
298.0	0.0		砂
338.0	10.0		礫砂安土
349.0	11.0		利砂

井源水二第

度深	管	地	質地
39.0	39.0		土粉
60.0	21.0		利砂
67.0	7.0		土粉
116.0	43.0		利砂
158.0	42.0		利砂土
165.0	7.0		砂土
175.0	30.0		砂
198.0	30.0		砂
242.0	44.0		利砂
273.0	31.0		土粉
283.0	10.0		利砂



大正十三年五月三十日印刷
大正十三年六月十五日發行

(非賣品)

編輯兼
發行者

大牟田市役所水道課

印刷人

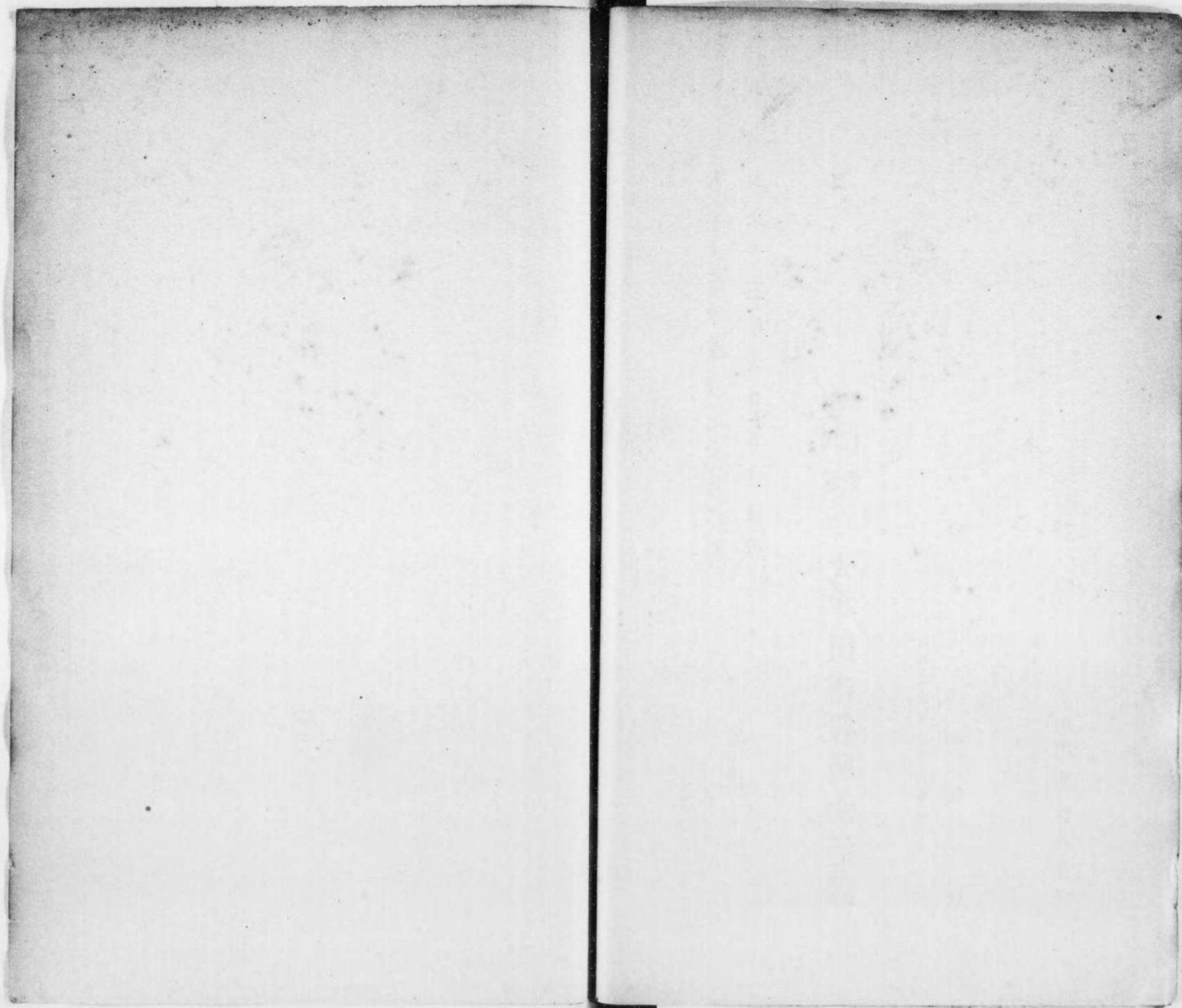
福岡市極樂寺町六番地

小野彌之助

印刷所

福岡市極樂寺町六番地

九州印刷株式會社



507
186

終